
西原町都市計画マスターplan

(案)

令和 7 年 5 月

西 原 町

目 次

序章 都市計画マスターplanの位置づけ

1. 都市計画マスターplanとは.....	序 - 1
2. 計画の経緯.....	序 - 2
3. 計画の位置づけ.....	序 - 3

第1章 都市づくりの現状と課題

1. 都市づくりに係る時代潮流.....	1 - 1
2. 上位関連計画における位置づけ.....	1 - 4
3. 西原町の都市の現状.....	1 - 7
4. 住民意向調査.....	1 - 32
5. 都市づくりの課題.....	1 - 41

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念.....	2 - 1
2. 将来都市像.....	2 - 2
3. まちづくりの目標.....	2 - 3
4. 人口フレームの設定.....	2 - 5
5. 将来都市構造.....	2 - 7

第3章 分野別構想

1. 土地利用・市街地整備の方針.....	3 - 1
2. 交通体系に関する方針.....	3 - 12
3. みどりと水に関する方針.....	3 - 23
4. 都市環境形成に関する方針.....	3 - 31
5. 都市防災・防犯に関する方針.....	3 - 36
6. 観光・交流のまちづくりの方針.....	3 - 40

第4章 地域別構想

1. 西部1地域のまちづくり.....	4 - 2
2. 西部2地域のまちづくり.....	4 - 10
3. 西部3地域のまちづくり.....	4 - 18
4. 中部1地域のまちづくり.....	4 - 26
5. 中部2地域のまちづくり.....	4 - 34
6. 東部1地域のまちづくり.....	4 - 42
7. 東部2地域のまちづくり.....	4 - 50

第5章 計画の実現に向けた方策

1. 都市づくりの推進に向けた取り組み.....	5 - 1
2. 重点的に整備を進めるべき地区・プロジェクト.....	5 - 4
3. 進行管理と計画の見直し.....	5 - 6

序 章

都市計画マスターplanの 位置づけ

1. 都市計画マスターplanとは

(1) 都市計画マスターplanとは

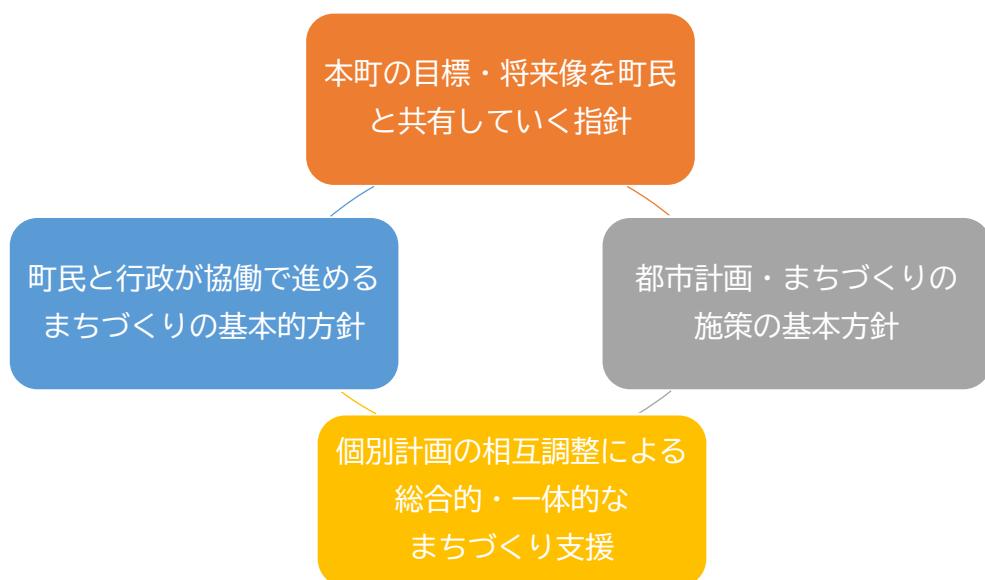
「都市計画マスターplan」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が、住民の意見を反映しつつ将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示すものです。

(2) 都市計画マスターplanの役割

都市計画マスターplanの役割は次のとおりです。

- ① 本町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し、町民と共有していくための指針となります。
- ② 都市計画やまちづくりに関する施策を町が進める際の、基本的な方針を示します。
- ③ 土地利用や公園・道路、市街地整備事業等の個別の計画を策定する際には、本計画を反映していくこととなるため、本計画は、個別の計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりを支えるものとなります。
- ④ 町民と行政が協働で進めるまちづくりの基本的な方針を示します。

■都市計画マスターplanの役割



2. 計画の経緯

■平成 12(2000)年 :「西原町都市基本計画」(当初計画) 策定

平成 9 年の都市計画法改正により新たに創設された「都市計画に関する基本的な方針」として、「西原町都市基本計画」を策定しました。



■平成 24(2012)年 :「西原町都市計画マスタープラン」策定

当初計画から 10 数年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、人々の暮らし方や価値観の多様化、地方分権の波が一層高まる中で、市町村においては、地域の特性を活かしつつ、時代潮流に即したまちづくりの方向性を明確に示すことが重要となっていました。さらに、本町では自立都市の形成を目指し、中心核やサブ核、中城湾港沿いのマリンタウン整備計画を進めており、これらの地区では、町の顔としてふさわしい環境の整備や都市機能の集積など、次の段階のまちづくりの展開が求められ、「都市計画マスタープラン」を改定しました。



■平成 29(2017)年 :「西原町都市計画マスタープラン」一部改定

平成 25 年度の大型 MICE 施設整備に係る基本構想の実現に向けた建設地検討の結果、平成 27 年 5 月 22 日、本町と与那原町にまたがる「中城湾港マリンタウン地区」に大型 MICE 施設の建設が決定されたことを受け、MICE 関連施策を効果的に推進するための土地利用の見直しを図るため、本町都市計画マスタープランの一部改定を実施しました。



■令和 7 (2025) 年 :「西原町都市計画マスタープラン」全面改定

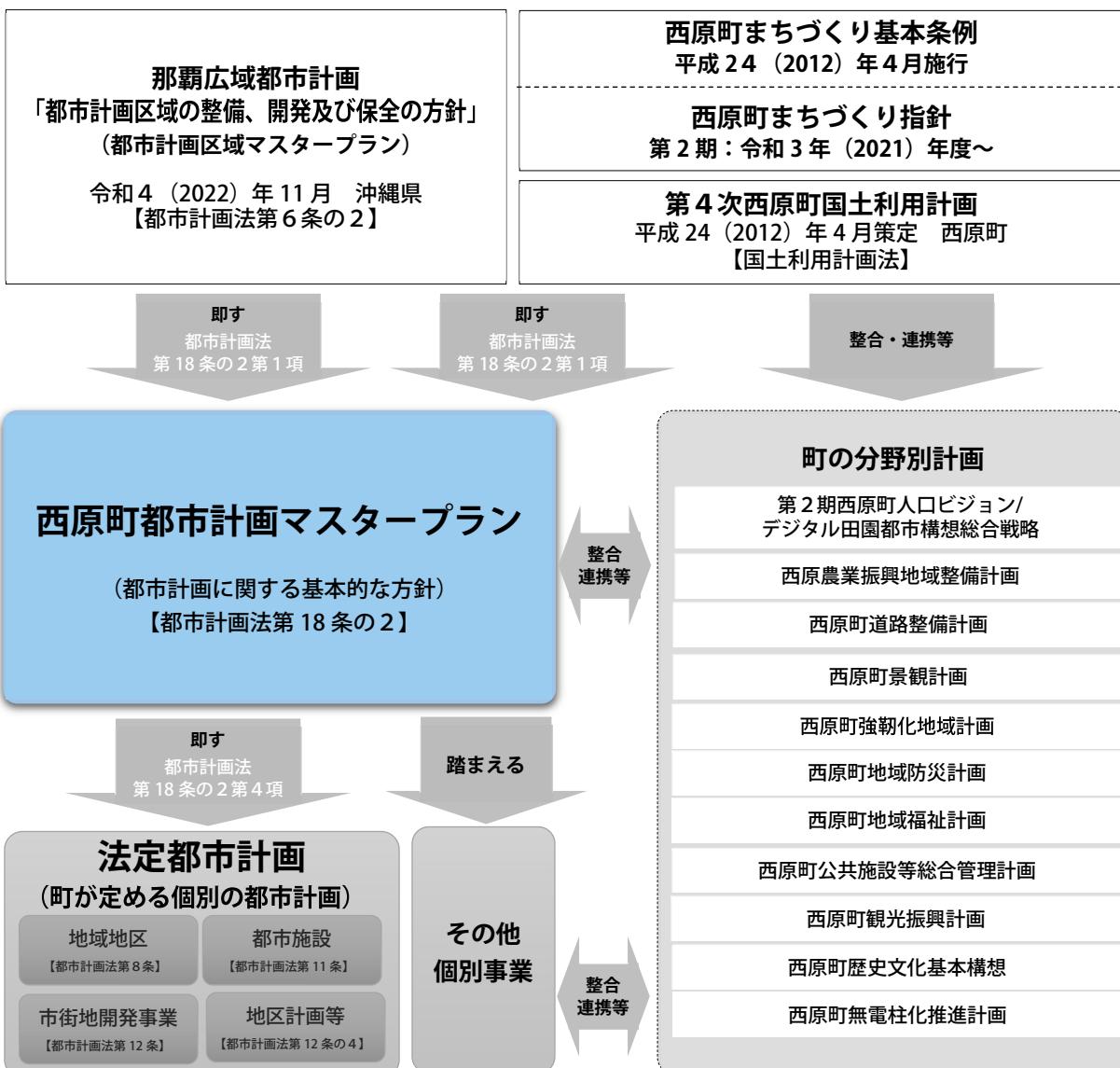
平成 24 年の計画策定から 10 年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、DX、人々の暮らし方や価値観の多様化などの社会情勢の変化とともに、計画の進捗が一時的に停止していた大型 MICE 施設についても、動向が見られることから、これらを踏まえ、全面改定を行いました。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

都市計画運用指針【第12版】(国土交通省、令和5年12月)によると、都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランと、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとするとともに、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第4条に基づく市町村計画等に即したものとすることが望ましいとされています。

本町においては、那覇広域都市計画区域マスタープラン(令和4年11月策定)および、西原町まちづくり基本条例(平成24年4月施行)、西原町第2期まちづくり指針(令和3年3月)、第4次西原町国土利用計画(平成24年4月策定)に即すものとして位置づけされます。



(2) 計画期間

本計画は、20年程度の長期を見据えた計画とし、計画の基準年度を令和7（2025）年、目標年次を令和27（2045）年、中間年次を令和17（2035）年とします。

第 1 章

都市づくりの現状と課題

1. 都市づくりに係る時代潮流

近年の世界、国内及び沖縄県における注視すべき動向並びに都市づくりに係る法制度の動向などから、都市づくりの潮流を整理します。

(1) 世界や国内における動向

令和元（2019）年から世界的に流行した新型コロナウィルス感染症の影響や、我が国が都市化の時代から安定・成熟した都市型社会へ移行してきていることから、暮らし方や働き方などの生活様式は多様化しつつあります。また、近年は情報通信技術の著しい進展や脱炭素社会の実現に向けた取組が進んでおり、世界や国内における動向は著しく変化しています。

注視すべき世界や国内における動向

- ① 人口減少・超高齢社会への本格突入
- ② デジタル化、情報通信技術の進展やイノベーションの展開
- ③ 経済的・社会的な「格差」の進行と SDGs（持続可能な開発目標）や社会的包摶の取組
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- ⑤ アジア諸国の著しい経済成長をはじめとするグローバリゼーションの進展
- ⑥ 甚大化する自然災害リスク
- ⑦ 2050 年脱炭素社会への挑戦
- ⑧ 暮らしの在り方、働き方、住まい方、生き方の多様化
- ⑨ 官民連携や民間活力の導入

(2) 沖縄県における動向

沖縄県は、令和4（2022）年に本土復帰から50年を迎え、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（第6次沖縄振興計画）」が策定され、県土の発展方向が示されました。また、令和3（2021）年には「沖縄県東海岸サンライズベルト構想」においては、本町を含む本島東海岸域のあり方が示され、県土の均衡ある発展に向け、西海岸地域と対をなす経済軸を形成する方針が位置づけられました。

注視すべき沖縄県における動向

- ① 中城湾港西原与那原地区（マリンタウンエリア）における、スマートシティの形成など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりへの取り組み
- ② 加工、流通又は販売を行う企業の立地について、都市計画法及び農振法等、各計画の調和により、計画的な産業用地を確保

1 (3) 都市づくりに係る法制度の動向

わが国の人口減少と少子高齢社会の到来は、社会全般にわたり大きな影響を与え、これまでの社会経済の仕組みが大きく転換していくことを示しており、これにより、都市づくりのあり方も大きく変わりつつあります。

その一方で、安全・安心な地域コミュニティの確保、自然的環境や景観の保全・創出といったゆとりや潤いを求める質の高い生活の希求が広がっており、国民の意識にも大きな変化がみられます。

注視すべき都市づくりに係る法令等		目的	関連計画・制度等
①	まち・ひと・しごと創生法 〔2014(平成 26)年〕 デジタル田園都市国家構想基本方針 〔2022(令和 4)年 6 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける ○デジタルの力を活用し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく 	<ul style="list-style-type: none"> ■まち・ひと・しごと総合戦略
②	改正都市再生特別措置法 〔2020(令和 2)年 9 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる ○生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成する 	<ul style="list-style-type: none"> ■コンパクト・プラス・ネットワーク ■立地適正化計画 ■「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
③	改正空家等対策の推進に関する特別措置法 〔2023(令和 5)年 12 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護する ○生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> ■空家等対策計画
④	改正 PFI 法・改正都市公園法 〔2022(令和 4)年 12 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資する ○民間事業者が収益を挙げることができる公園施設の設置をさらに進めるために、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ■Park-PFI
⑤	改正地球温暖化対策推進法 〔2022(令和 4)年 4 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての者が自主的かつ積極的に地球温暖化の防止に取り組むことが重要であることに鑑み、温室効果ガスの排出量の削減等を促進するための措置を講ずる ○温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ■2050 年脱炭素社会
⑥	改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 〔2022(令和 4)年 6 月〕	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等を講ずる ○建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> ■気候風土適応住宅制度 ■ZEB、ZEH 等

注視すべき都市づくりに係る法令等		目的	関連計画・制度等
⑦	景観法 〔2005(平成 17)年 6 月〕	○都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずる ○美しく、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることにより国民生活の向上に寄与する	■景観計画 ■景観条例
⑧	住生活基本法 〔2006(平成 18)年 6 月〕	○住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与する	■新たな住生活基本計画
⑨	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について【通知】 〔2014(平成 26)年 4 月〕	○人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る	■インフラ長寿強化計画 ■公共施設等総合管理計画
⑩	大規模災害からの復興に関する法律 〔2013(平成 25)年 6 月〕	○大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念や復興基本方針、復興のための特別の措置等について定める ○大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図ることにより住民が安心して豊かな生活ができる地域社会の実現に寄与する	■復興まちづくりの前の事前準備ガイドライン ■復興準備計画
⑪	災害対策基本法一部改正 〔2021(令和 3)年 5 月〕	○国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする ○防災計画の作成、災害予防、災害応急対策その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る	■地域防災計画
⑫	改正国土強靭化基本法 〔2023(令和 5)年 6 月〕	○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定める ○国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資する	■国土強靱化地域計画
⑬	無電柱化推進法 〔2022(令和 4)年 4 月〕	○災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献	■地域防災計画 ■景観計画 ■景観条例

1

2

3

4

2. 上位関連計画における位置づけ

（1）上位計画

計画		都市計画に関する概要
① 都市計画区域 マスタープラン 〔2022(令和4)年 11月改訂〕		<p>【主要な都市計画の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用(商業地):てだこ浦西駅周辺については、沖縄自動車道、県道浦添西原線、沖縄都市モノレールが結節する立地特性を活かしたまちづくりを推進 ○土地利用(工業地)西原町小那霸の臨海部の石油関連施設、糸満市西崎の工業地及び豊見城市豊崎の工業地は、公害の防止に留意しつつ、今後とも機能を維持 ○道路:浦添西原線は放射道路を連結する横軸の道路として整備を推進 ○公共交通:MaaS 等により、公共交通の利便性の向上を図り交通手段を自動車から公共交通機関への転換を促進 ○河川:流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組むとともに、多自然川づくりを積極的に推進し、地域に親しまれる河川環境の保全 ○市街地整備:西原町西原西、徳佐田、幸地 ○緑地:中城村から西原町、与那原町に至る東海岸の斜面緑地の保全を検討
② 沖縄県東海岸 サンライズベルト 構想 〔2021(令和3)年 3月〕		<p>【構想の位置づけ】 東海岸サンライズベルト構想は、県全体の発展を見据えた広域的な観点から、県や市町村等が連携し、推進する。市町村等の意見を踏まえた本構想については、東海岸地域の発展に向けた広域的観点から、令和4年度以降の新たな振興計画に盛り込むとともに、県の関係する計画や関係する市町村の関連計画において整合性を図る</p> <p>【目指す姿】 新時代に対応し、新たな価値を創造する『住む、働く、遊ぶ』を満たす快適空間(エリア)の先導地域</p> <p>【施策展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な居住環境とともに、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用の展開 ○東海岸地域の魅力を生かした観光の展開 ○スポーツコンベンション地域の形成 ○マリンタウン MICE エリアを核とした東海岸地域の活性化 ○IT イノベーション拠点の形成 ○港湾や空港とつながる産業集積拠点の形成 ○サンライズポートの形成(港湾の物流・人流機能の強化・拡充) ○円滑な交通ネットワークの形成
③ 西原町 まちづくり 基本条例 〔2012(平成24) 年4月〕 (西原町第2期 まちづくり指針) 〔2021(令和3)年 3月〕		<p>【まちの将来像】 「文教のまち 西原」～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化事業の推進:国指定史跡「内間御殿」の整備 ○環境保全対策の推進:町リサイクルヤードを整備、中間処理施設(ゴミ焼却施設)の新炉建設検討 ○商工業の振興:小那霸工業専用地域などへの企業誘致、 ○観光振興:内間御殿などの地域資源の発掘と活用 ○道路網:国道329号西原道路の早期事業化、県道浦添西原線、県道那霸北中城線の整備促進 ○河川:小波津川河川改修の推進 ○都市基盤整備:大型MICE施設周辺の土地利用については、特に国道329号西原バイパスの整備と併せて小那霸工場適地南側への拡大 ○交通結節:大型MICE施設建設事業や周辺の環境整備に伴う公共交通機関の整備については、関係機関と連携して促進 ○モノレール:西原町まちづくり推進協議会と連携し、沖縄県事業として、モノレールを大型MICE施設が立地される東海岸地域まで延伸決定されるよう要請 ○民間活力:本町の公共施設の維持管理及び老朽化による建て替えについて、民間活力を活用したPPP/PFI事業の導入

計画	都市計画に関する概要
④ 西原町第4次 国土利用計画 [2012(平成24) 年4月]	<p>【利用区別の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農用地:継続的で良好な管理を通じて農用地の有効利用 ○森林:人々が憩う貴重な自然とのふれあいの場として地域の活性化や町民のニーズに配慮しながら、適正な維持・管理 ○住宅地:面整備の導入等により計画的に宅地の供給を進める ○工業地:住宅地との混在等により生活環境に支障が生じている地域では、環境改善を図るために、工場施設の適正な土地利用の誘導。移転等により発生する跡地等については、地域のニーズを的確に捉えて有効活用。 ○その他(業務系):土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を図る。その際に、市街地等の中心部・拠点部における人々の交流機会を増やし、商業の活性化及び良好な環境の形成、経済活動のソフト化・サービス化に配慮しながら、事務所・店舗等に必要な用地の確保を図る ○その他(流通):都市モノレール新駅周辺地区は、高速交通網の結節点という立地条件を視野にいれた流通業務系土地利用の立地誘導 ○マリンタウン:マリーナや人工海浜等と一緒に良質なレクリエーション空間を形成するため、商業施設の立地を促進 ○沿岸域:沿岸域は各種利用への多様な期待があることから、自然環境に配慮しつつ生産活動の場として利活用に努める

1 (2) 関連計画

計画	主要施策のうち都市計画に関連する事項
① 第2期西原町 人口ビジョン/ デジタル田園都市 構想総合戦略 [2023(令和5)年3月]	<p>【人口の将来展望】令和42年(2060年):37,000人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係・交流人口の拡大 生涯学習と交流・賑わいの新拠点の整備(西原町中央公民館再整備事業) ○活気のある都市形成 大型MICE施設周辺(マリンタウン後背地)地区を計画的かつ段階的に活力のある都市へ機能配置
② 西原農業振興地域 整備計画(改定) [2024(令和6)年2月]	<ul style="list-style-type: none"> ○農用地利用計画 県都那霸市に隣接する恵まれた立地条件を活かし、都市近郊型農業の推進 体験及び参加型農業や農産物加工品の開発等の農業の多面的展開 ○生活環境施設整備計画 「水と緑のネットワーク計画」を策定し、体系的な森林緑地の保全と育成 森林や緑地を身近に感じ、交流の場として活用できる各種公園の整備
③ 西原町道路整備 計画 [2016(平成28)年3月]	<p>【短期整備路線】 小波津川南線、小波津川北線、兼久・仲伊保線、都市計画道路東崎兼久線 【中期整備路線】小波津屋部線、森川翁長線、都市計画道路兼久安室線、都市計画道路吳屋安室線、等</p>
④ 西原町景観計画 [2015(平成27)年3月]	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)やすらぎと自然緑地景観づくり ○斜面緑地保全や、斜面緑地と一体化した集落形態の保全 ○主要視点場からの眺望の確保、特に運玉森への眺望保全 (2)うるおいの都市の骨格景観づくり ○県道浦添西原線など主要幹線道路(既存及び新設)の道路景観の整備 ○MICE施設周辺地区の良好な市街地景観整備 ○小波津川沿川のまちの中心核としての景観整備 (3)歴史文化が息づく景観づくり ○内間御殿をはじめとする歴史・文化的資源を活用した景観づくり ○中頭・国頭方東西両海道など地域に残る歴史の道を活用した景観づくり
⑤ 西原町強靭化地域計画 [2021(令和3)年4月]	<p>【道路網及び排水施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等における耐震化対策の推進 ●治水対策 ●治水施設の機能維持(長寿命化対策) ●緊急物資輸送機能の確保 ●土砂災害 <p>【都市基盤施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間住宅・建築物等の耐震化促進 ●公共建築物の耐震化の促進 ●密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ●緊急物資輸送機能の確保 ●公共施設等における耐震化対策の推進

2. 上位関連計画における位置づけ

計画	主要施策のうち都市計画に関連する事項
⑥ 西原町地域防災計画 〔2024(令和6)年3月〕	<p>【災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災上危険な市街地の解消: 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図る 避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する ○避難公園: 都市公園の近隣公園を公共ゾーン(中央公民館、庁舎等)に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る ○新規開発に伴う指導・誘導: 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る 土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う ○防災上重要な道路の整備: 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進 ○津波に強いまちの形成: 徒歩による避難を原則として、短時間で避難が可能となるようなまちづくり 町や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める
⑦ 西原町地域福祉計画 〔2022(令和4)年3月〕	<p>【地域の階層と範囲】</p> <p>第1層は町全体として、制度に基づいた支援、福祉サービス提供、相談支援を実施</p> <p>第2層は中学校区単位とし、町内2地区で地域課題を自分たちで解決する取り組みを推進及び支援。第2層での仕組みにおいては自治会単位で把握した地域課題を吸い上げ、地域支援や個別支援の解決に向けては第2層での協議と行動、さらに第1層での制度を中心とした支援へつなげていきます。</p>
⑧ 西原町公共施設等 総合管理計画 〔2017(平成29)年3月〕	<p>【公民館・図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替えを検討 <p>【スポーツ・レクリエーション施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替えを検討 <p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○費用対効果を重視し、多面的な角度から運営管理方法を検討
⑨ 西原町観光振興計画 〔2018(平成30)年3月〕	<p>【戦略1】文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光客増加による災害時のリスクへの対応強化(避難誘導等) <p>【戦略2】歴史・文化の継承と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化遺産の魅力発信と回遊性の向上 <p>【戦略3】マリンタウンの魅力を活かした交流拠点創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大型MICE施設整備と連携した開発 ○マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーンとの連携 ○周辺地域との連携による魅力ある拠点の形成 <p>【戦略4】農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農水產物流通・加工・観光拠点施設の有効活用
⑩ 西原町歴史文化 基本構想 〔2017(平成29)年2月〕	<p>【保存活用区域の設定】</p> <p>核となる文化遺産を中心に、文化遺産および周辺環境が一体となって価値をなす文化的空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸地グスク周辺、棚原区周辺、運玉森周辺、金丸(尚円王)ゆかりの地 <p>【個別計画】</p> <p>幸地グスク周辺保存活用区域推進計画</p> <p>金丸(尚円王)ゆかりの地関連文化遺産群+保存活用区域推進計画</p> <p>棚原区周辺地域保存活用計画</p>
⑪ 西原町無電柱化 推進計画 〔2025(令和7)年5月〕 策定	<p>【計画期間】2025(令和7)年度から2029年度(令和11)年度 5年間</p> <p>【計画目的】市民及び関係者の理解や協力を得ながら、防災性の向上(緊急輸送道路の閉塞防止等)、安全で快適な歩行空間の確保や良好な景観形成の観点から、無電柱化の必要な道路において無電柱化の推進を図る</p> <p>【計画目標】無電柱化推進計画に基づき、沖縄プロック無電柱化推進協議会で合意された路線については、令和8年度までに事業化する また、合意路線以外についても防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点から、新規路線の計画検討を行い、無電柱化の推進を図る</p>

3. 西原町の都市の現状

(1) 西原町の概況

1) 位置・地勢

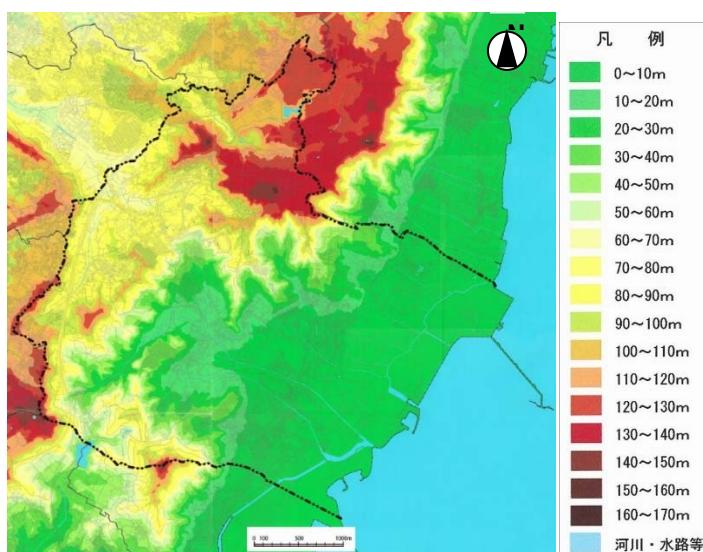
本町は、沖縄本島中南部に位置し、東西・南北に約5km、面積約15.9km²の町域を有します。町の北部は中城村・宜野湾市、西部は浦添市・那霸市、南部は南風原町・与那原町と接しています。県庁所在地である那霸市から約10km圏にあることなどから、生活利便性の高い都市であるとともに、中城湾などの自然資源に恵まれています。

町の北西部は海拔約100mの丘陵地となっており、南東部の平野にかけて泥岩からなる傾斜地が広がっています。

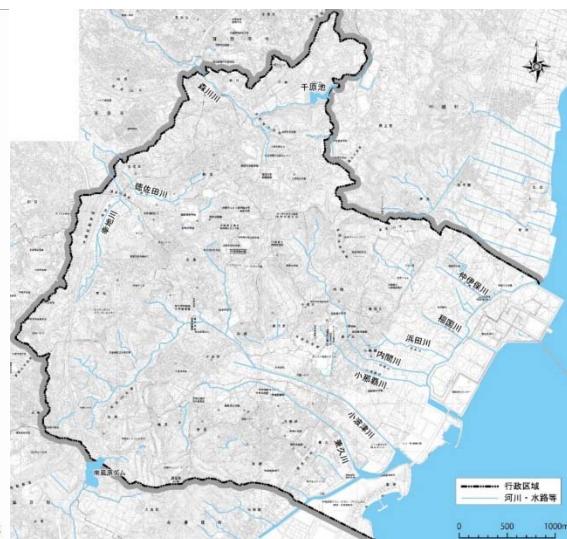
水系は、丘陵地を分水嶺とし、北西部は森川川などにより浦添市を経て西海岸へ、南東部は小波津川（二級河川）など多くの河川を経て中城湾へ注いでいます。



■ 地形図



■ 水系図



2) 気象

令和4（2022）年の気候は平均気温23.7°Cで、1年の3/4が年間を通して平均気温20°C以上となっており、年間降水量は2996.5mmと非常に多く、亜熱帯気候に属しています。

■ 月別平均気温と降水量の変化（令和4年）



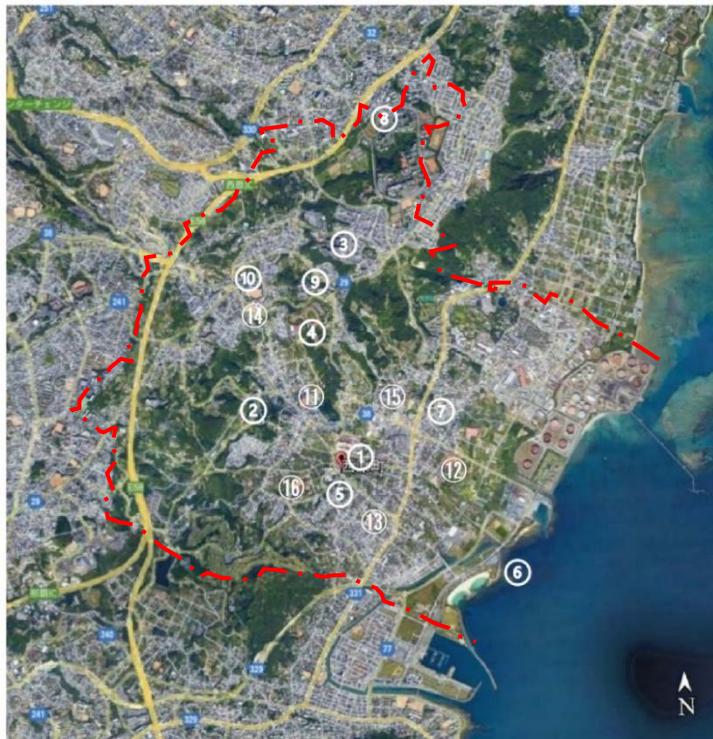
資料：国土交通省・気象庁（観測地点：那霸市）

3. 西原町の都市の現状

3) 主な公共・公益施設

主な公共・公益施設は以下のように分布していますが、行政施設は中央部に集中し、丘陵部に文教施設が多く分布しています。

■ 主な公共・公益施設



①	西原町庁舎
②	東部消防 西原分署
③	琉球大学病院（移転予定）
④	西原運動公園
⑤	西原町中央公民館
⑥	西原マリンパーク
⑦	内間御殿
⑧	琉球大学
⑨	沖縄キリスト教学院大学
⑩	沖縄キリスト教短期大学
⑪	西原高等学校
⑫	西原中学校
⑬	西原東中学校
⑭	西原小学校
⑮	坂田小学校
⑯	西原東小学校
⑰	西原南小学校

出典：GoogleEarth

資料：西原町勢要覧（イラストマップより一部抜粋）

4) 歴史・文化

本町は、西原間切と呼ばれる首里王府の直轄領であったことなどから、当時の貴重な史跡・名勝が残されており、町指定文化財であるカムイ焼や西原中山家文書、「西原間切棚原村から伊田親雲上宛の板証書」など多くの歴史・文化遺産が数多く存在しています。

■ 文化財・文化遺産分布図

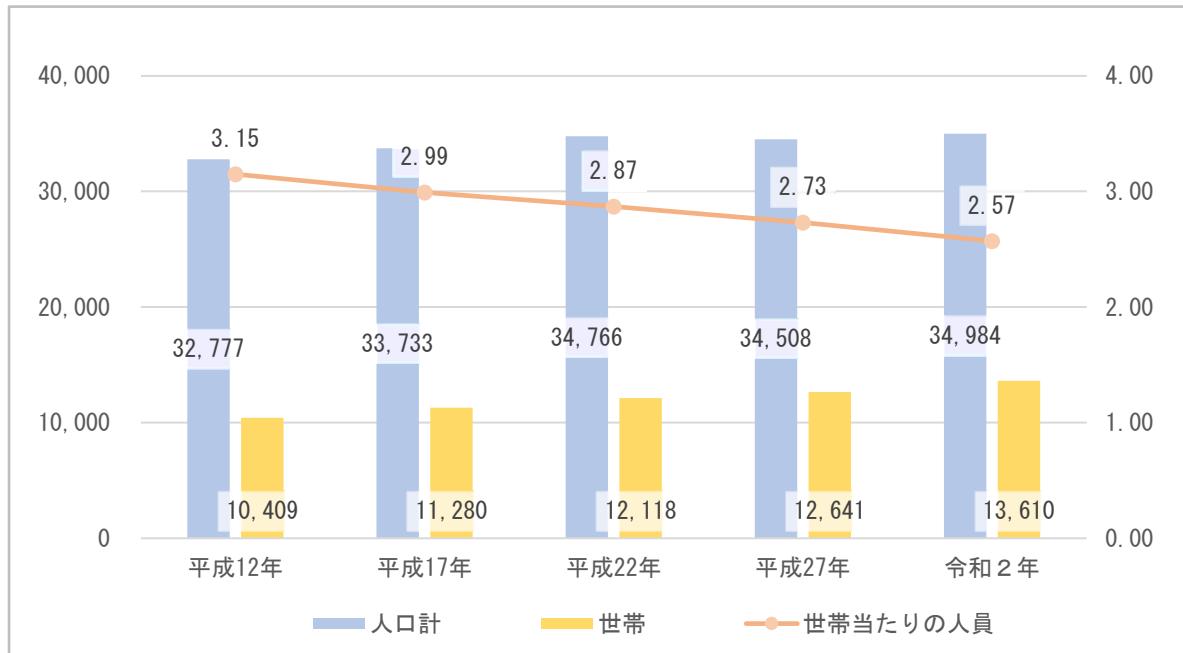


1 5) 人口の状況

2 ① 人口と世帯数の推移

3 平成 22 (2010) 年 (現都市マス基準年次) から令和 2 (2020) 年の 10 年間で、人口は 218 人
4 (1.0%) と微増しています。総世帯数でみると、1,492 世帯(26.0%)と大幅に増加しています。

5 ■ 人口・世帯数の推移



15 資料：国勢調査

16 ② 年齢別人口の推移

17 15 歳未満の人口は平成 12 (2000) 年を、15~64 歳の人口は平成 22 (2010) 年ピークに減少
18 しますが、令和 2 (2020) 年では微増しました。

19 65 歳以上の人口は増加が進み、高齢化率でみると平成 12 (2000) 年(9.6%)から令和 2 (2020)
20 年 (21.5%) で約 3 倍増となっています。

21 平成 22 (2010) 年 (現都市マス基準年次) から令和 2 (2020) 年の 10 年間で 65 歳以上人口
22 は 2,647 人 (54.4%) 増となっており、本町でも著しく高齢化が進んでいることが伺えます。

23 ■ 年齢別人口の推移

(単位:人、%)

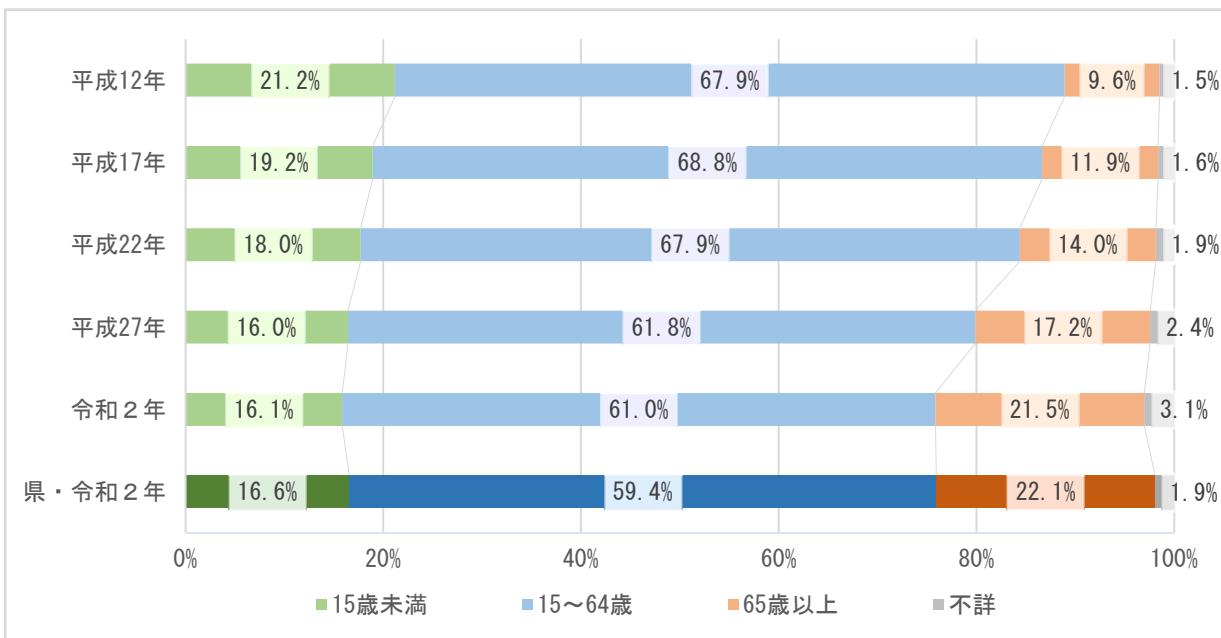
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	県・令和2年
15歳未満	6,958	6,490	6,266	5,528	5,637	243,246
15~64歳	22,258	23,212	23,590	21,341	21,351	871,154
65歳以上	3,151	4,024	4,867	5,946	7,514	324,708
75歳以上	1,420	1,734	2,136	2,743	3,314	56,234
不詳	410	7	43	1,693	482	28,372
計	32,777	33,733	34,766	34,508	34,984	1,467,480
高齢化率	9.6	11.9	14.0	17.2	21.5	22.1

32 資料：国勢調査

3. 西原町の都市の現状

1 ■ 年齢別人口構成比の推移

(单位 : %)



資料：國勢調查

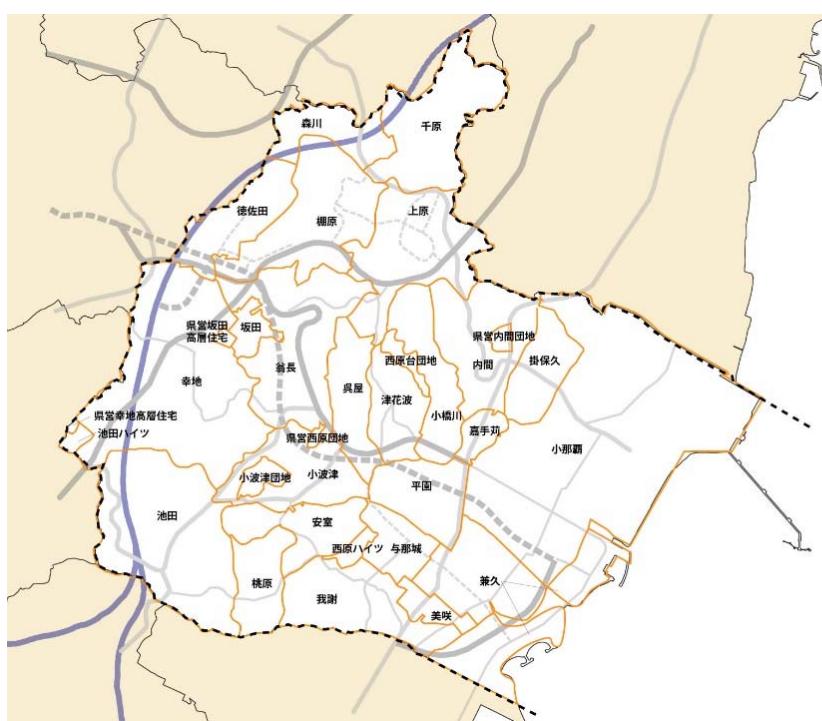
③ 地域別人口分布

行政区別で人口・世帯数をみると、最も多いのは「上原」、次いで「翁長」となっており、平成22年から令和2年の人・世帯数の増減率も高いなど北西部の地域に人口増加が続いている。

一方、中央部から南西部にかけての旧集落及び既存市街地部では人口減少が進んでいます。

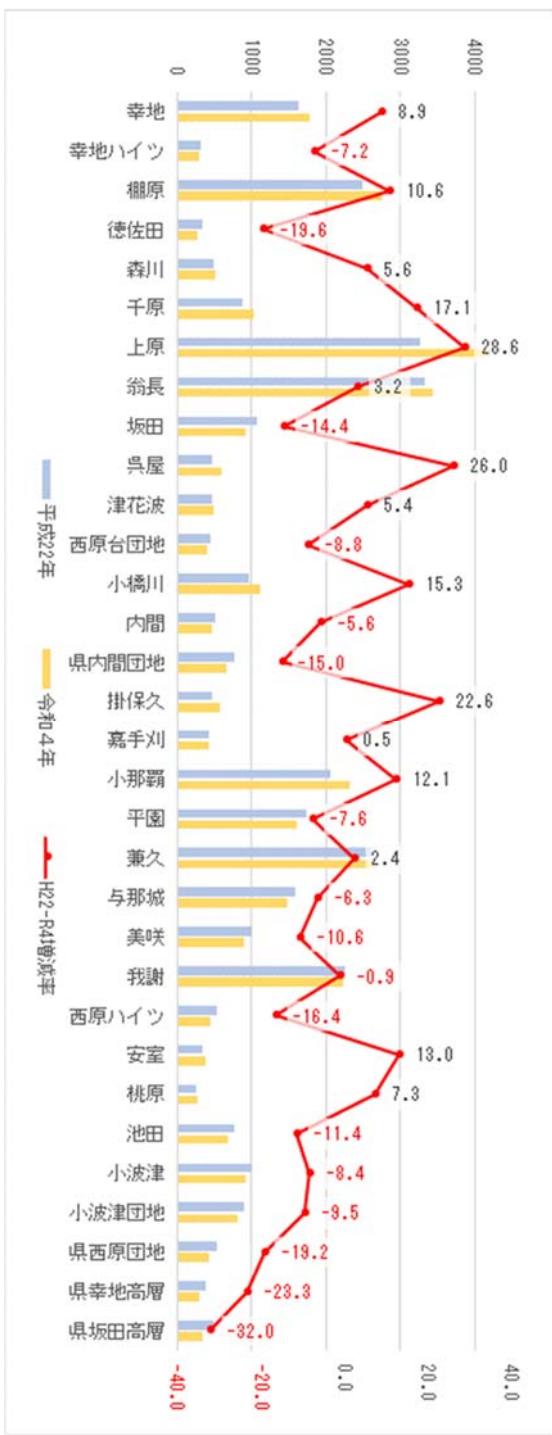
次に令和2年の国勢調査における年齢別メッシュ人口分布図を示していますが、15歳未満の人口分布は新興住宅地に多いとみられる一方、65歳以上の人口は旧集落及び既存市街地部に比較的多くなっているのが伺われます。

■ 行政区図

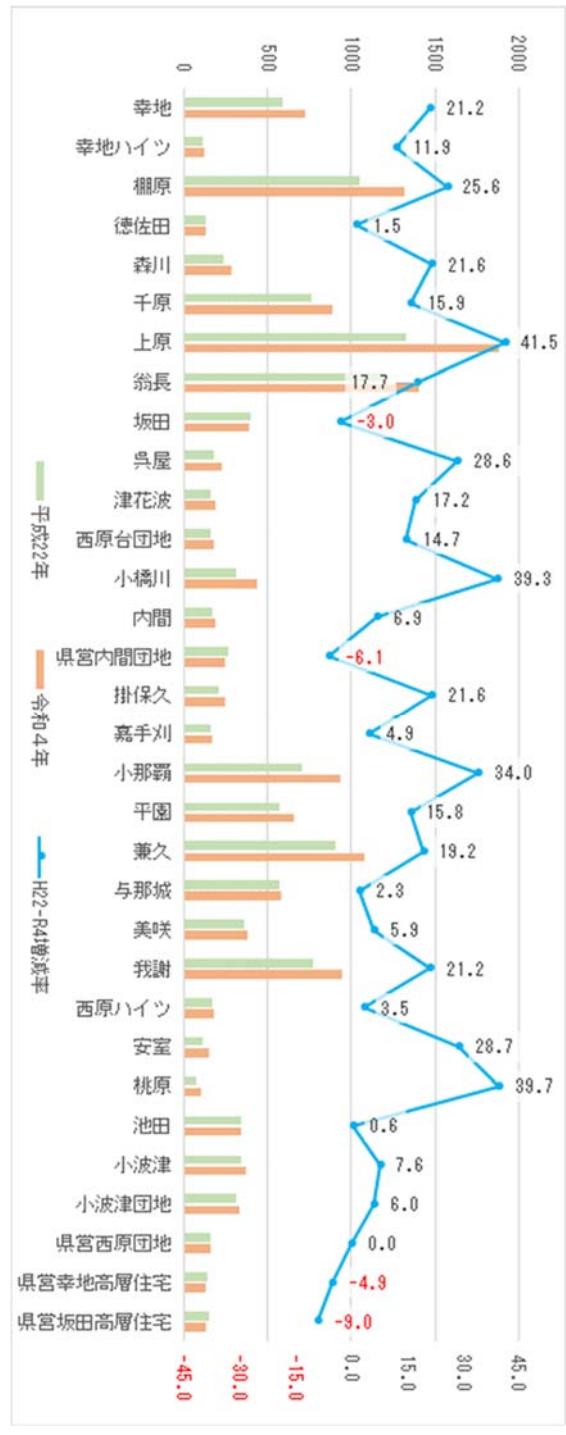


■人口・世帯数の推移（平成 22 年/令和 2 年、増減率）

(単位：人、世帯、%)



人口

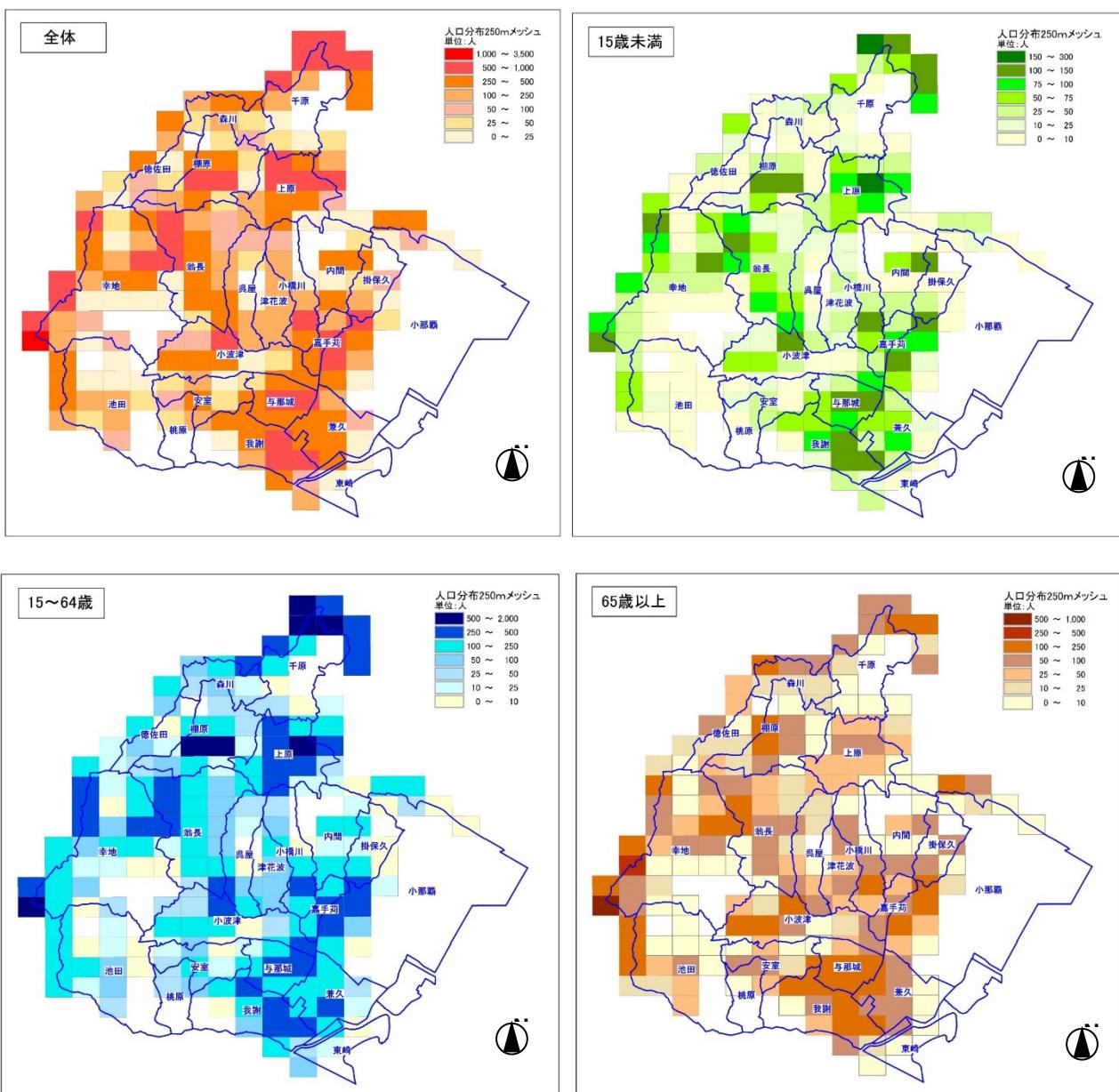


世帯

資料：人口統計（西原町 HP）

3. 西原町の都市の現状

■ 年齢別人口分布図（令和2年）

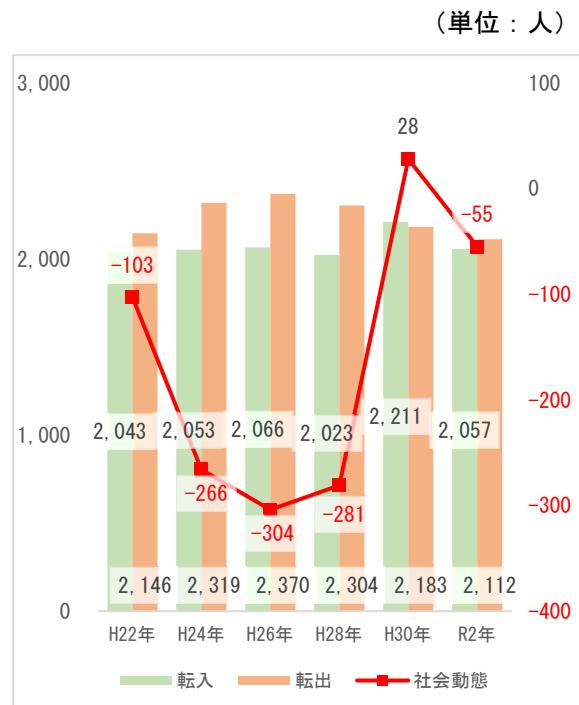
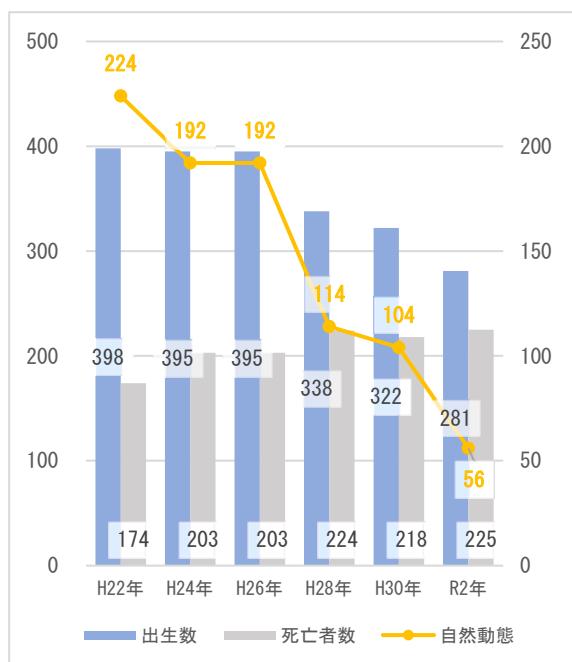


資料：国勢調査

④ 人口動態

自然動態は自然増で推移していますが、平成 22（2010）年の 224 人から令和 2（2020）年の 56 人（168 人減）と減少傾向になっています。社会動態は、概ね社会減で推移しています。

■ 人口動態の推移



資料：統計にしはら（西原町 HP）

⑤ 流出・流入人口

○ 通勤・通学人口

令和 2（2020）年の 15 歳以上で町内に就業する者は 5,199 人、町外で就業する者は 8,970 人となっています。町内に通学する者は 1,182 人、町外に通学する者は 1,027 人となっています。

同じく 15 歳以上で町内に従業・通学する者のうち、町外からの就業者は 11,484 人、町外からの通学者は 2,949 人となっています。

■ 常住地における 15 歳以上の就業・通学者（令和 2 年）【西原町から他市町村へ】

（単位：人）

	就業者		通学者		総数	
西原町に常住する 就業・通学者	14,564		2,277		16,841	
西原町内で従業・通学	5,199		1,182		6,381	
他市区町村で従業・通学	8,970		1,027		9,997	
順位 1位	那覇市	2,965	那覇市	442	那覇市	3,407
2位	浦添市	1,676	浦添市	170	浦添市	1,846
3位	宜野湾市	819	宜野湾市	134※	宜野湾市	953
4位	南風原町	500	与那原町	134※	与那原町	582
5位	中城村	482	南風原町	31	南風原町	531
その他	2,345		116		2,678	
従業・通学地の場所が不詳・外国	183		13		196	
不詳	395		68		463	

資料：国勢調査

※同数の為、同率3位とする。

3. 西原町の都市の現状

■ 従業地における 15 歳以上の就業・通学者（令和 2 年）【他市町村から西原町へ】

(単位:人)

	就業者	通学者	総数
西原町で従業・通学する者	17,261	4,212	21,473
西原町内に常住	5,199	1,182	6,381
他市区町村に常住	11,484	2,949	14,433
順位 1位	那覇市	2,515	那覇市
2位	宜野湾市	1,668	浦添市
3位	浦添市	1,475	宜野湾市
4位	中城村	960	沖縄市
5位	南城市	891	うるま市・ 中城村
その他	3,975	963	5,034
従業・通学地の場所が 不詳・外国で西原町に常住	183	13	196
不詳	395	68	463

資料：国勢調査

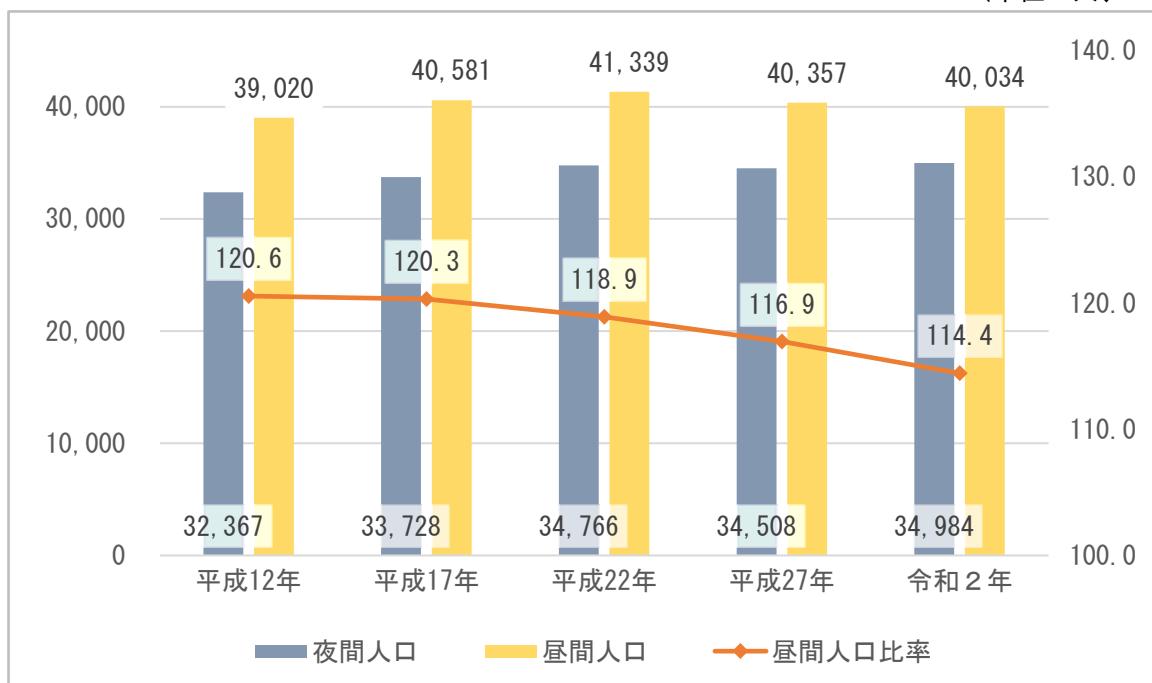
※同数の為、同率5位とする。

○ 昼間・夜間人口

平成 12 (2010)～令和 2 (2020) 年の昼間人口比率は、流入超過で推移しています。令和 2 (2020) 年は 114.4% となっており恩納村 (124.4%) に次いで県内 2 番目の値となっています。

■ 昼・夜間人口の推移

(単位:人、%)



資料：国勢調査

⑥ 就業構造

令和2（2020）年の町に住む就業者数を産業別にみると、「医療、福祉」が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「建設業」の順になっています。また、「医療、福祉」は平成22（2010）年の構成比と比べると3.7ポイント増（14.8%→18.5%）と伸びており、近年の高齢者福祉サービスにおける需要が反映されていることが予想されます。

令和2（2020）年の「第2次産業」を構成比でみると、町（16.8%）が県全体（13.7%）より、3.1ポイント上回っています。

■ 常住地による産業分類別、15歳以上の就業者数の推移

(単位:人、%)

産業大分類	平成22年		平成27年		令和2年		県・令和2年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
A. 農業・林業	271	1.8	254	1.7	214	1.5	20,949	3.6
B. 漁業	10	0.1	10	0.1	14	0.1	2,318	0.4
第1次産業計	281	1.9	264	1.8	228	1.6	23,267	4.0
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.0	3	0.0	2	0.0	289	0.1
D. 建設業	1,398	9.5	1,431	9.8	1,505	10.3	52,022	9.0
E. 製造業	907	6.2	963	6.6	947	6.5	27,042	4.7
第2次産業計	2,310	15.7	2,397	16.5	2,454	16.8	79,353	13.7
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.6	83	0.6	76	0.5	3,096	0.5
G. 情報通信業	300	2.0	341	2.3	344	2.4	14,375	2.5
H. 運輸業、郵便業	717	4.9	653	4.5	677	4.6	25,594	4.4
I. 卸売業、小売業	2,321	15.8	2,280	15.7	2,238	15.4	81,655	14.1
J. 金融・保険業	255	1.7	242	1.7	239	1.6	11,040	1.9
K. 不動産業、物品販賣業	231	1.6	279	1.9	297	2.0	13,445	2.3
L. 学術研究、専門・技術サービス業	402	2.7	432	3.0	424	2.9	18,500	3.2
M. 宿泊業、飲食サービス業	855	5.8	874	6.0	853	5.9	46,677	8.1
N. 生活関連サービス業、娯楽業	508	3.5	480	3.2	511	3.5	22,007	3.8
O. 教育、学習支援業	969	6.6	994	6.8	1,047	7.2	33,978	5.9
P. 医療、福祉	2,177	14.8	2,559	17.6	2,699	18.5	90,530	15.7
Q. 複合サービス事業	84	0.6	123	0.8	111	0.8	4,924	0.9
R. サービス業(他に分類されないもの)	1,086	7.4	1,160	8.0	1,160	8.0	49,805	8.6
S. 公務	693	4.7	661	4.5	650	4.5	35,800	6.2
第3次産業計	10,685	72.8	11,141	76.5	11,326	77.8	451,426	78.2
T. 分類不能	1,395	9.5	754	5.2	556	3.8	23,373	4.0
合計	14,671	100.0	14,556	100.0	14,564	100.0	577,419	100.0

資料：国勢調査

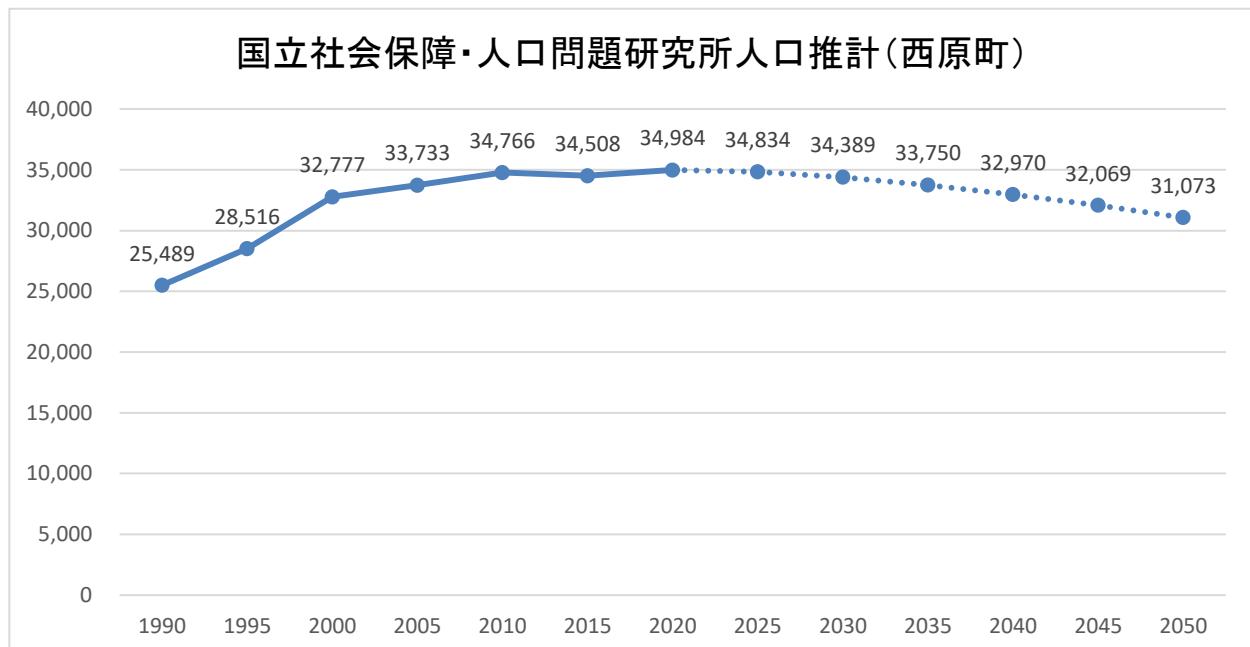
3. 西原町の都市の現状

1 ⑦ 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計

2 都市計画マスターPLANなどの将来人口推計の採用に推奨される国立社会保障・人口問題研
3 究所の将来人口推計(令和5(2023)年12月22日公表)によれば、本町の人口は令和2(2020)
4 年以降、減少することが予測されています。

5 本町の持続的まちづくりを推進するため、人口の維持・増加に資する都市基盤の整備等が必要
6 といえます。

7 ■ 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(西原町)



6) 産業

① 産業別就業者数

令和2（2020）年の町で働く就業者数を産業別にみると、第1次産業が270人（1.6%）、第2次産業が4,043人（23.4%）、第3次産業が12,360人（71.6%）となっています。

特徴的なことは、「第2次産業」の構成比が高く、町（23.4%）が県全体（13.7%）より、9.7ポイント上回っており、小那覇や東崎の工業地帯が県内有数の工業地を形成していることが伺われます。

また、「教育、学習支援業」が、町（12.0%）と県全体（5.9%）より、6.2ポイント上回っており、文教のまちとして多くの文化教育施設があることを示しています。

■ 従業地による産業分類別、15歳以上の就業者数の推移

(単位:人、%)

産業大分類	平成22年		平成27年		令和2年		県・令和2年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
A. 農業・林業	306	1.7	287	1.7	263	1.5	20,956	3.6
B. 漁業	6	0.0	5	0.0	7	0.0	2,319	0.4
第1次産業計	312	1.8	292	1.7	270	1.6	23,275	4.0
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	0	0.0	2	0.0	289	0.1
D. 建設業	2,073	11.7	2,019	11.7	2,145	12.4	52,096	9.0
E. 製造業	2,296	13.0	2,140	12.4	1,896	11.0	26,990	4.7
第2次産業計	4,372	24.7	4,159	24.0	4,043	23.4	79,375	13.7
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	68	0.4	76	0.4	68	0.4	3,094	0.5
G. 情報通信業	115	0.7	103	0.6	153	0.9	14,357	2.5
H. 運輸業、郵便業	950	5.4	915	5.3	926	5.4	25,578	4.4
I. 卸売業、小売業	3,078	17.4	2,873	16.6	2,916	16.9	81,667	14.1
J. 金融・保険業	101	0.6	120	0.7	146	0.8	11,046	1.9
K. 不動産業、物品販賣業	233	1.3	240	1.4	261	1.5	13,435	2.3
L. 学術研究、専門・技術サービス業	354	2.0	373	2.2	395	2.3	18,512	3.2
M. 宿泊業、飲食サービス業	801	4.5	725	4.2	675	3.9	46,773	8.1
N. 生活関連サービス業、娯楽業	500	2.8	426	2.5	455	2.6	22,018	3.8
O. 教育、学習支援業	1,958	11.1	2,095	12.1	2,079	12.0	33,982	5.9
P. 医療、福祉	2,204	12.5	2,730	15.8	2,972	17.2	90,528	15.7
Q. 複合サービス事業	45	0.3	63	0.4	48	0.3	4,923	0.9
R. サービス業(他に分類されないもの)	844	4.8	940	5.4	950	5.5	49,837	8.6
S. 公務	312	1.8	328	1.9	316	1.8	35,846	6.2
第3次産業計	11,563	65.4	12,007	69.4	12,360	71.6	451,596	78.2
T. 分類不能	1,422	8.0	846	4.9	588	3.4	23,361	4.0
合計	17,669	100.0	17,304	100.0	17,261	100.0	577,607	100.0

資料：国勢調査

3. 西原町の都市の現状

1 ③ 産業別の概要

2 ○ 農業

3 平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で、農家総数は 127 戸(38.0%)と大幅に減少しています。

4 同様に、販売農家の世帯員数でみると 215 人(55.3%)、経営耕地面積は 1,922a (34.8%) 減
5 少しています。

6 ■農家数、世帯員数、耕地面積の推移

(単位:戸、人、a)

7	農家数					販売農家	
	8 総数	販売農家			自給的農家	世帯員数	経営耕地面積
		9 専業農家	兼業農家				
10 平成12年	446	56	34	110	246	1,725	10,601
11 平成17年	371	55	15	71	230	527	6,800
12 平成22年	334	40	27	46	221	389	5,508
13 平成27年	329	44	17	43	225	289	5,835
14 令和2年	207	59	-	-	148	174	3,586

15 資料：農林業センサス

16 ○ 漁業

17 平成 20 年から平成 30 年で、漁業経営体数
18 は 11 戸(44.0%)、動力漁船は 2 隻(13.3%)、
19 就業者数は 4 人(13.3%)減少しています。

20 ■漁業経営体、動力漁船、就業者数の推移

(単位:戸、隻、人)

	漁業経営体	動力漁船	就業者数
平成10年	44	20	51
平成15年	24	27	29
平成20年	25	15	30
平成25年	14	13	18
平成30年	14	13	26

21 ○ 工業

22 資料：漁業センサス

23 県内有数の石油精製所を有するとともに、小那霸工業団地を中心に食料品製造業や金属加工
24 業等の工場が集中しています。

25 令和 2 年における工業指標を県全体でみると、事業所 6.0% (5 位)、従業者 9.9% (4 位)、
26 出荷額 8.8% (6 位) となっており、県内の重要な工業地区となっています。

27 ■沖縄県市町村別、事業所・従業者・出荷額 (令和元年、上位 5 市町村)

(単位: 戸所、人、億円)

順位	市町村	事業所	市町村	従業者	市町村	出荷額
1	うるま市	139	うるま市	3,515	浦添市	653
2	糸満市	103	糸満市	3,202	うるま市	602
3	那霸市	83	浦添市	2,653	沖縄市	485
4	沖縄市	77	西原町	2,499	糸満市	464
5	西原町	63	那霸市	2,068	名護市	450
					西原町 (※6位)	427

38 資料：工業統計調査

○ 商業

事業所数、従業者数、販売額とともに、平成 19~ 24 年に減少するものの、その後は微増しています。買物動向をみると、地元購買率は最寄品、買回品で約 74~80%と県平均を上回り、周辺市町村からの商業需要を吸引するなど、比較的商業集積度の高い自治体となっています。

■商業事業所・従業者・販売額・(売場面積) の推移

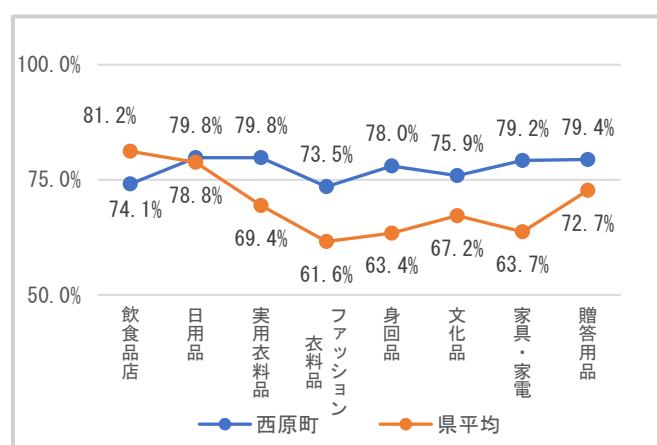
(単位:カ所、人、百万円、m²)

	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
事業所数	372	244	251	277	269
卸売業	60	47	47	60	59
小売業	312	197	204	217	210
従業者数	2,995	2,078	2,339	2,820	2,802
卸売業	720	595	562	820	1,009
小売業	2,275	1,483	1,777	2,000	1,793
年間商品販売額	80,761	73,458	78,221	97,630	91,334
卸売業	47,393	40,304	43,925	60,157	57,658
小売業	33,368	33,154	34,296	37,473	33,676
売場面積					
小売業	54,989	47,414	39,991	37,828	37,815

資料：商業統計調査、経済センサス

■地元購買率

	品目	西原町	県平均
最寄品	飲食品店	74.1%	81.2%
	日用品	79.8%	78.8%
	実用衣料品	79.8%	69.4%
買回品	ファッション衣料品	73.5%	61.6%
	身回品	78.0%	63.4%
	文化品	75.9%	67.2%
	家具・家電	79.2%	63.7%
	贈答用品	79.4%	72.7%



資料：平成 30 年度沖縄県買物動向調査報告書

3. 西原町の都市の現状

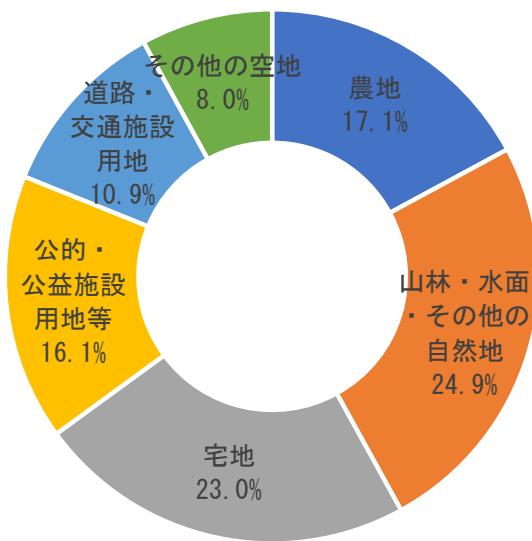
1 7) 土地利用

2 町土の約 42%(667.6ha)が自然的土地利用に、約 58%(922.4ha)が都市的土地利用されています。
3 自然的土地利用のうち、農地が約 17%(272.1ha)、山林等の自然地が約 25% (395.5ha) と
4 なっています。

5 ■ 土地利用現況表

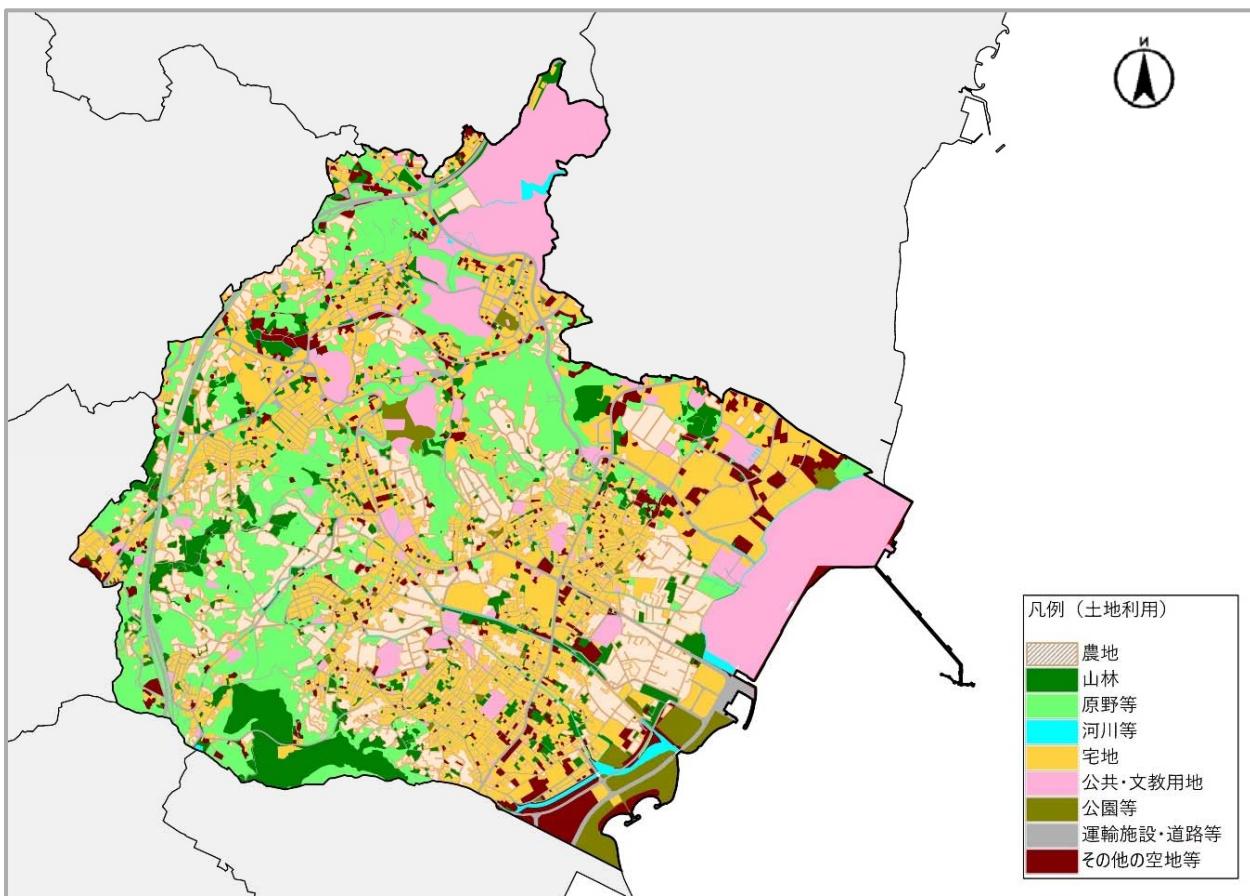
(単位:ha)

	計
自然的土地利用 計	667.6
農地	272.1
山林・水面 ・その他の自然地	395.5
都市的土地利用 計	922.4
宅地	365.2
公的・ 公益施設用地等	256.8
道路・ 交通施設用地	173.6
その他の空地	126.9
合計	1590.0



資料：平成28年度沖縄県都市計画基礎調査

19 ■ 土地利用現況図



資料：平成 28 年度沖縄県都市計画基礎調査・土地利用現況図を基に作成

1 8) 法規制

2 ① 農業振興地域の整備に関する法律

3 ○ 農業振興地域

4 町の市街化調整区域が農業振興地域（約 807ha）となっており、町面積 1,590ha の 50.8%
5 を占めています。

6 ○ 農用地区域

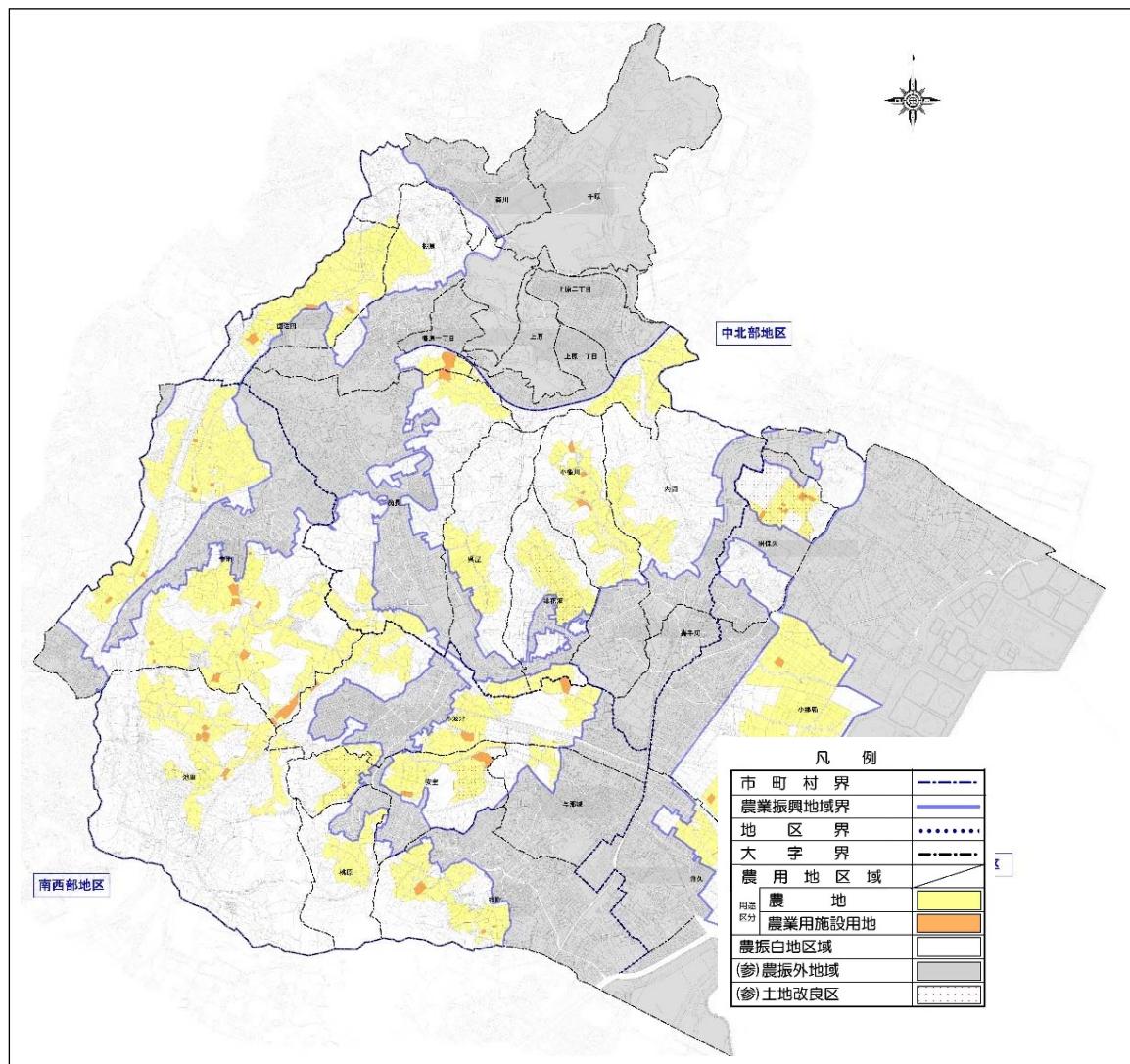
7 約 272ha が指定されており、農業振興地域の 33.7%を占めています。

9 ■農用地区域における用途区分面積の設定

農地	採草放牧地	混木林地	農業用施設用地	合計
265.0 ha	0.0 ha	0.0 ha	7.4 ha	272.4 ha

10 資料：西原農業振興地域整備計画書（令和6年2月、西原町）

11 ■農業振興地域整備計画書における土地利用計画図



34 出典：西原農業振興地域整備計画書（令和6年2月、西原町）

3. 西原町の都市の現状

1 ② 防災

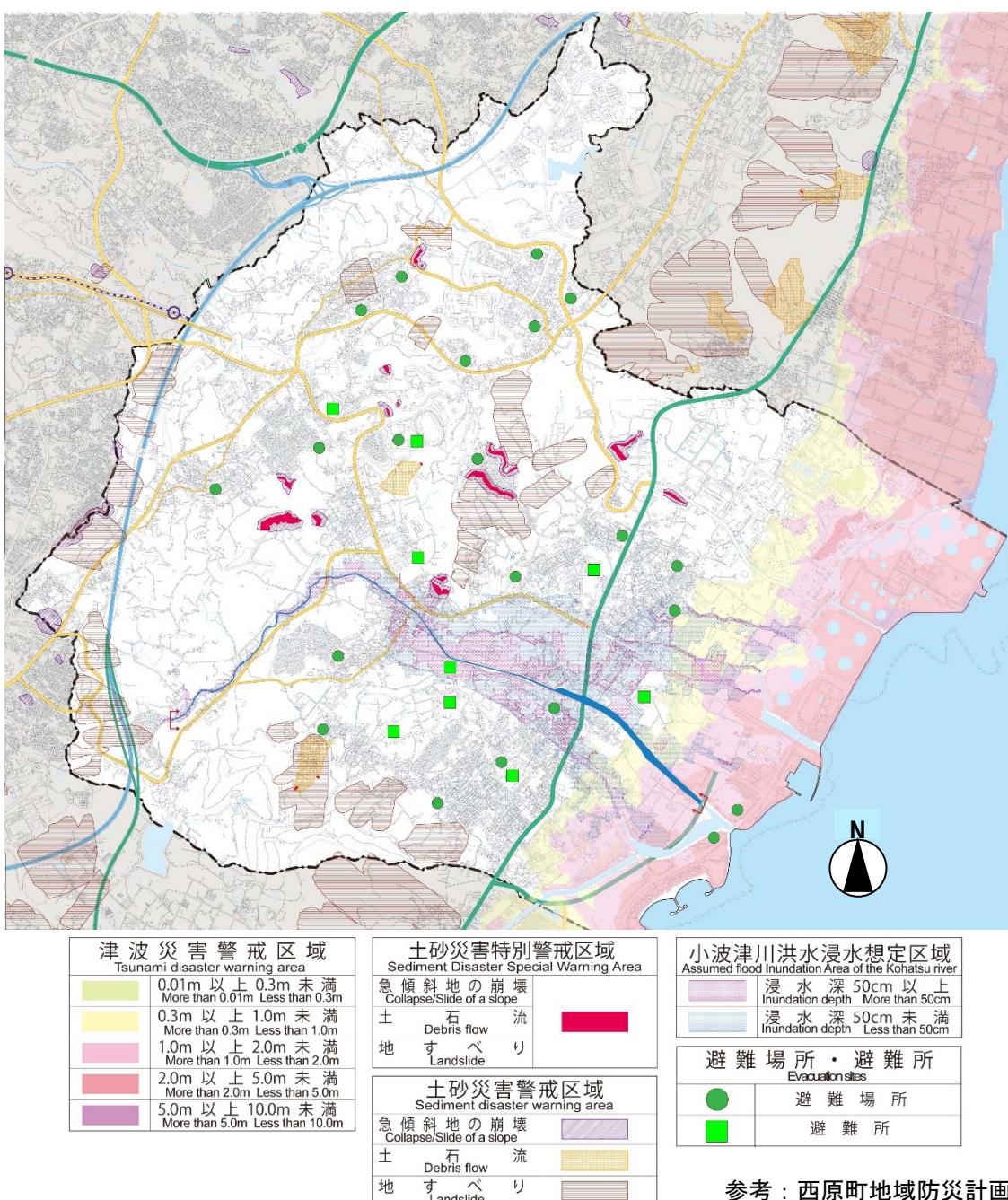
2 本町には、がけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所として、27 カ所の土砂
3 災害警戒区域（そのうち 17 カ所が土砂災害特別警戒区域）があります。

4 水害については、想定し得る最大規模の降雨があった場合、河川氾濫により兼久川から小那
5 霸川付近にかけて 3 m 未満の浸水が予測されています。また、台風時における波浪と高潮による
6 浸水のほか、最大クラスの地震津波が発生した場合は、本町の東海岸地域において 5.0 m 未満
7 の浸水が予測されています。

8 自然災害等が発生した非常時における避難場所としては、指定避難所が 9 カ所、指定緊急避
9 難場所が 21 カ所指定されています。

10 資料：「西原町地域防災計画（令和 6 月 3 月修正、西原町防災会議）」

11 ■ 防災マップ



9) 交通の状況

① 主要な道路網と交通量

本町の広域交通は、広域幹線道路である沖縄自動車道が町西部を南北に縦断しており、沖縄市や名護市方面と本町を結んでいます。また、本町南部の西原JCTを分岐して那覇空港自動車道と接続しており、那覇空港とアクセスしています。

町内の道路網については、町東部を縦貫する国道329号を基軸として、南北方向の幹線道路である主要地方道那覇北中城線と東西方向の幹線道路である主要地方道浦添西原線、さらにこれらを補完する一般県道宜野湾西原線や県道155号線等により町の骨格が形成されています。

路線名	観測地点	12時間交通量			混雑度
		平成22年	平成27年	令和3年	

令和3(2015)年の12時間
交通量をみると、国道329号
(小那霸)が最も多く 24,698
台、次いで那霸北中城線(上
原)、浦添西原線(翁長)となり
1万台を超えていました。

混雑度*は、浦添西原線の
1.51が最も高く、多くの路線
で慢性的な渋滞が発生してい
ます。

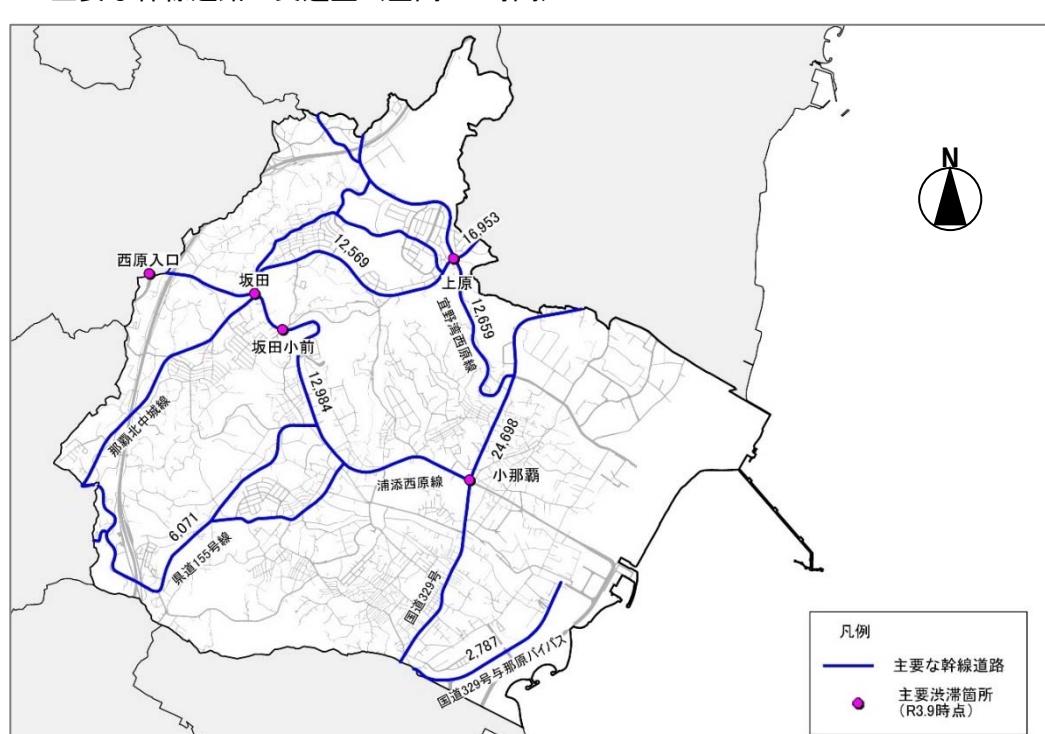
■ 主要な幹線道路断面交通量の推移

(单位：台)

路線名	観測地点	12時間交通量			混雑度
		平成22年	平成27年	令和3年	
国道329号	小那霸	18,925	21,774	24,698	1.30
国道329号 与那原バハス	東崎	2,310	2,886	2,787	0.45
県道155号線	池田	-	6,242	6,071	0.62
那霸北中城線 (県道29号線)	上原	-	16,556	16,953	1.36
	棚原	13,136	9,571	12,569	1.37
浦添西原線 (県道38号線)	翁長	13,093	11,348	12,984	1.51
宜野湾西原線 (県道34号線)	上原	13,001	11,666	12,659	1.03

資料：道路交通センサス（国土交通省）

■ 主要な幹線道路の交通量（日間 10 時間）



資料：令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（国土交通省）

*) 混雑度 道路の混み具合を表す数値。設計交通量と実測交通量により算出される。

1.00 以下：道路が混雑することなく、円滑に走行できる。

1.00-1.25：道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間あるものの、何時間も混雑が連續する可能性は小さい。

1.25-1.75：ピーク時間帯はもとより、ピーク時間帯を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。

1.75-2.00 : 慢性的の混雑状態、脳閨間12時間のうち混雑する時間量が約50%に達する。

慢性的の混雑状態が約70%に達する。

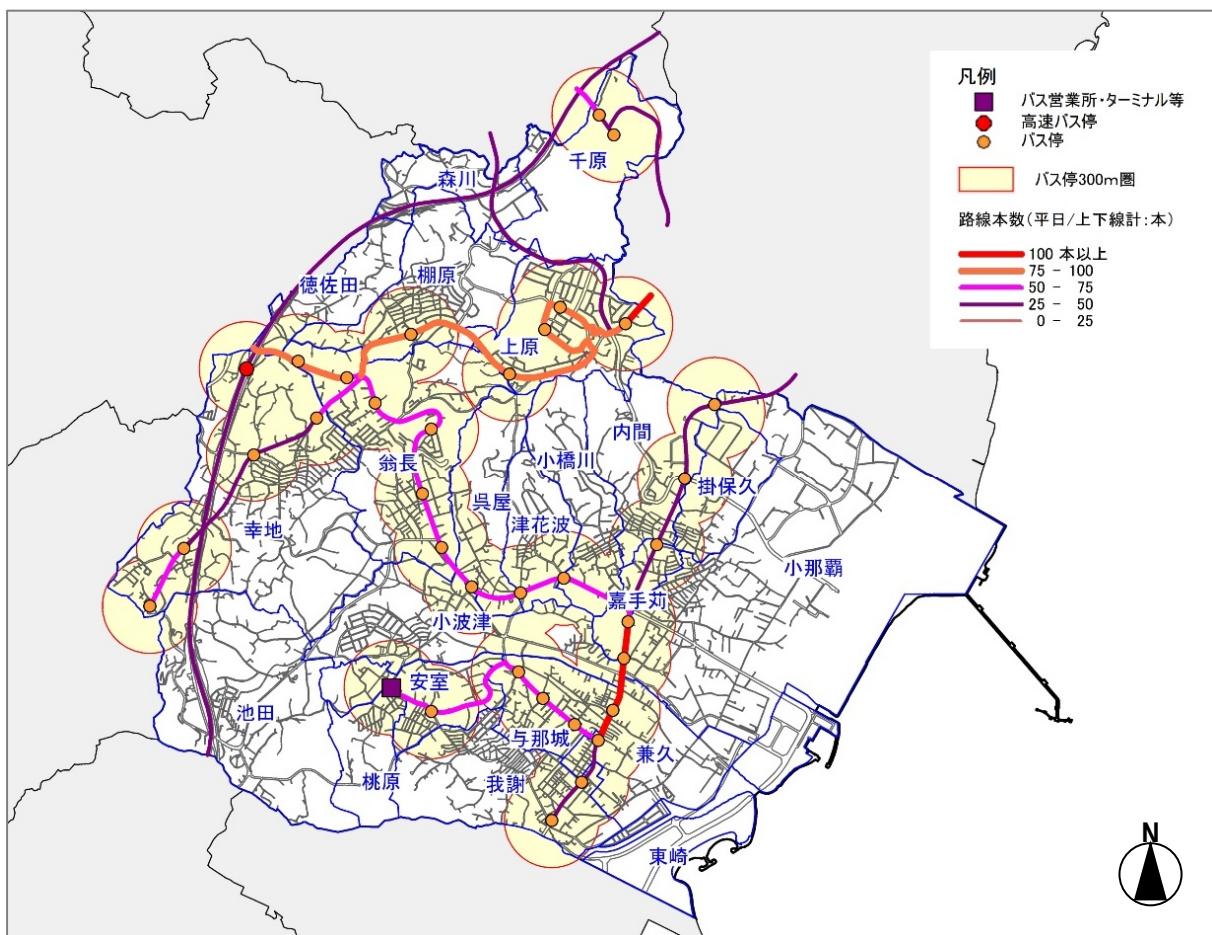
1 ② 公共交通（路線バス）

2 本町には約 14 系統（平日/上下線計 326 本）の路線バスが運行しており、その内の 3 系統（平
3 日/上下線計 87 本）が高速バス（沖縄自動車道）で、琉球大学向けの路線（一般道）が 6 系統
4 （平日/上下線計 150 本）であり、市民向けといえるのは、5 系統（平日/上下線計 89 本）とな
5 っています。（令和 6（2024）年 3 月調査時点）

6 それにより、ほぼ本町の居住区域をカバーしていますが、小波津団地や池田ハイツ、棚原北部、
7 我謝中央北側などが公共交通空白地帯（バス停留所から 300m 圏外）となっています。

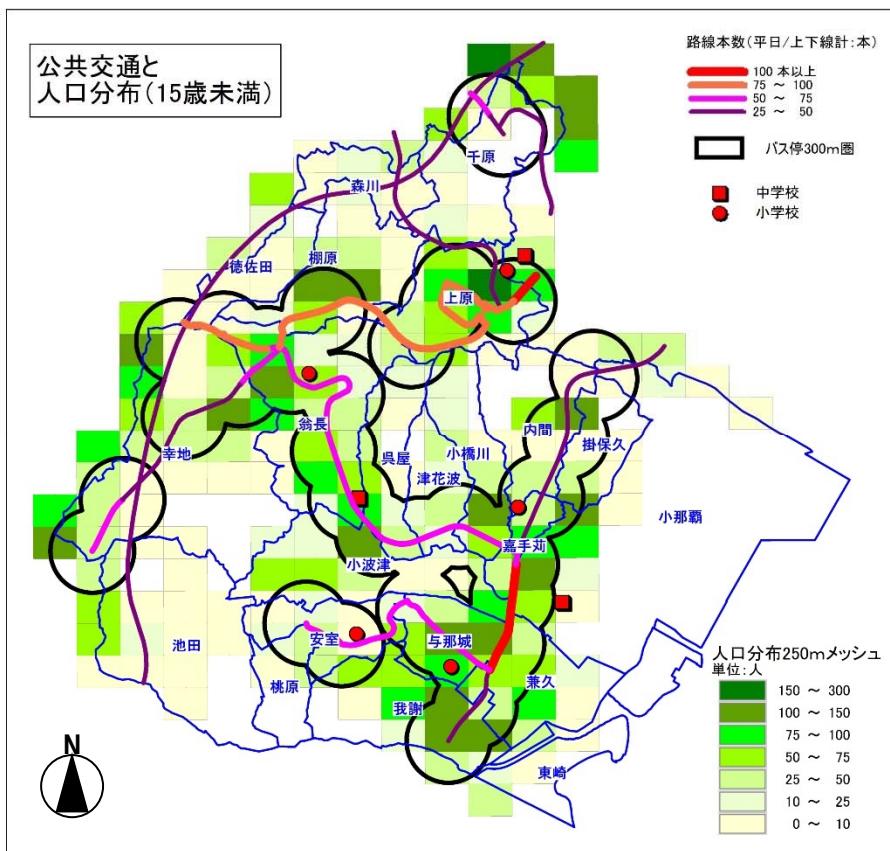
8 なお、参考として、バス路線本数と交通弱者（15 歳未満及び 65 歳以上）人口分布を重ね合わ
9 した図を次頁に掲載しました。それを見ると、15 歳未満については、ほぼ現在のバス路線で対
10 応できていると考えられるが、65 歳以上については、現在のバス路線で対応できていない地域
11 が多く存在することが伺えます。

12 ■ 公共交通図

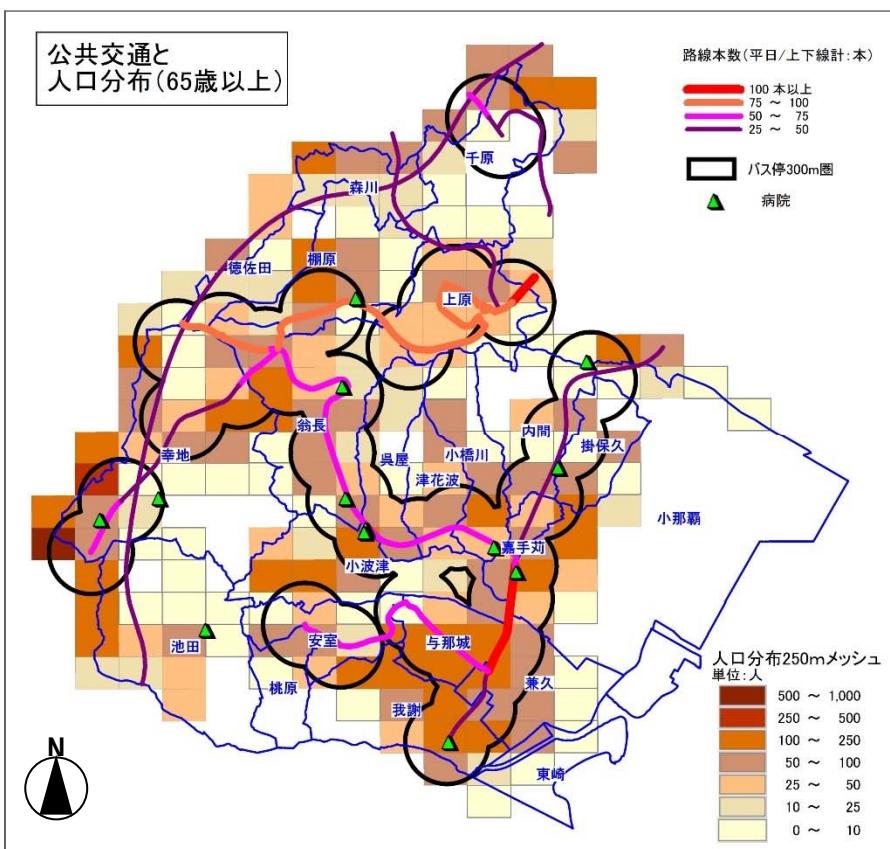


資料：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）、バス会社 HP 等より

1 【参考】バス路線本数と15歳未満及び65歳以上人口分布図



2



3

3. 西原町の都市の現状

1 10) 都市計画

2 ① 都市計画区域区分・用途地域

3 本町は、全域「那覇広域都市計画区域」として都市計画決定されています。

4 都市計画区域（町全体）1590.0ha のうち、市街化区域は 782.6ha (49.2%)、市街化調整区域
5 は 807.4ha (50.8%) となっています。

6 用途地域 (782.6ha) の指定状況でみると、第 1 種中高層住居専用地域が最も多く 181.5ha
7 (23.2%)、次いで第 1 種低層住居専用地域が 177.4ha (22.7%)、工業専用地域が 158.8ha
8 (20.3%) の順となっています。

9 工業専用地域の指定は、県内では本町を含めて 3 地域（他うるま市、糸満市）のみであり、
10 県内の工業系産業を支える重要な位置づけであることが伺えます。

11 なお、2023（令和 5）年 3 月、従前の都市計画 11 号区域（市街化調整区域の中でも一定の集
12 落を形成しており主要の道路や排水施設がほとんど整備された区域を指定することにより、住
13 宅や小規模店舗（延床面積 150m²）などが立地可能となる区域）を主として、5 地区 144.4 へ
14 クタールが市街化区域に編入されました。

15 これによって、従来、大きく 2 つに分かれていた市街化区域が一体的に結び付けられること
16 になりました。

17 ■都市計画区域等の面積

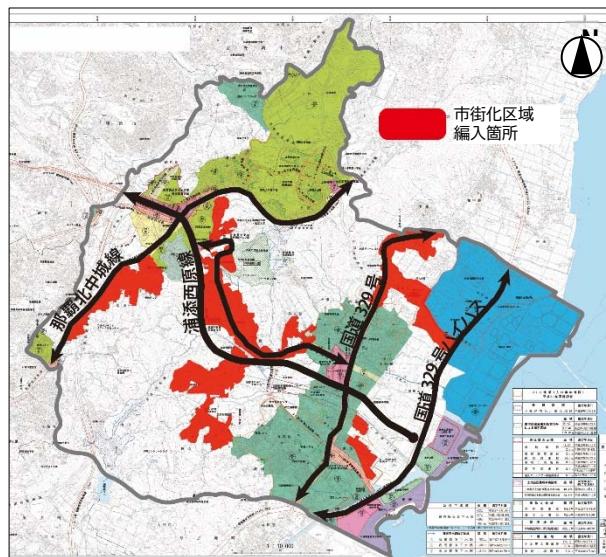
(単位:ha)

区域区分・用途地域	令和5年3月以前	令和5年3月編入	現況
第1種低層住居専用地域	169.6	7.8	177.4
第2種低層住居専用地域	19.6	81.0	100.6
第1種中高層住居専用地域	183.5	-2.0	181.5
第2種中高層住居専用地域	5.8	0.0	5.8
第1種住居地域	14.2	-3.9	10.3
第2種住居地域	25.4	7.7	33.1
準住居地域	0.0	25.9	25.9
近隣商業地域	33.4	2.3	35.7
準工業地域	27.9	25.6	53.5
工業専用地域	158.8	0.0	158.8
市街化区域計	638.2	144.4	782.6
市街化調整区域	951.8	-144.4	807.4
都市計画区域（全町域）	1,590.0	0.0	1,590.0

31 資料：西原町所管部

※令和5年11月時点の値

■令和5年3月市街化区域編入箇所



33 ② 都市計画整備状況

34 ○ 市街地整備事業等（土地区画整理事業、地区計画）

35 本町では、7 つの地区 (73.4ha) で地区計画が、2 つの地区 (64.1ha) で土地区画整備事業が定
36 められており、住宅系、商業系、工業系と様々な用途に合わせて計画、推進されています。

37 土地区画整理事業のうち、上原棚原地区は事業が完了しており、西原西地区は現在施行中とな
38 っています。

1

■地区計画・土地区画整理事業一覧

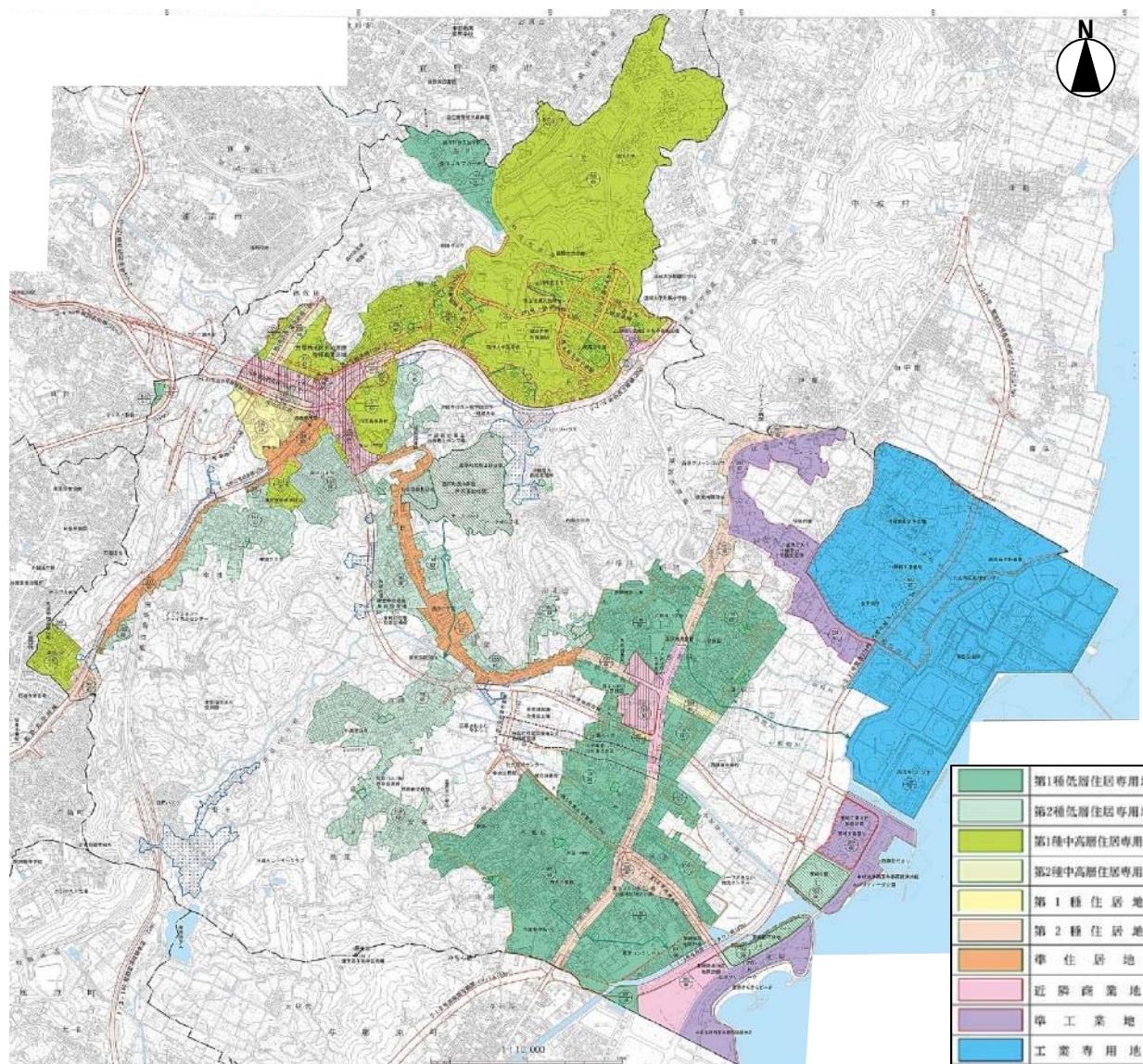
地区計画	面積(ha)	告示日	最終変更	土地利用
東崎地区	2.9	H15. 9. 10	R3. 2. 17	住居系
東崎商業地区	2.0	H21. 6. 10	—	商業系
西原西地区	24.6	H22. 3. 24	—	住居・商業系
東崎工業地区	6.2	H26. 7. 28	—	工業系
嘉手苅地区	5.9	H30. 9. 10	R2. 9. 3	商業系
兼久マリンタウン線沿線地区	6.2	R3. 2. 17	—	商業系
内間・掛保久地区	25.6	R5. 3. 31	—	工業系
計	73.4			
土地区画整理事業（施行者）	面積(ha)	告示日	施工年度	土地利用
上原棚原土地区画整理事業（町）	40.4	S60. 10. 11	S61～H. 8	住居系
西原西地区土地区画整理事業（町）	23.7	H18. 5. 12	H19～R9	住居・商業系
計	64.1			

※令和5年11月時点の値

資料：西原町所管部

2

■ 都市計画図（令和5年11月作成）



資料：西原町所管部

3

1

○ 都市計画道路整備状況

2

■都市計画道路

道路番号	路線名	延長 (町区間)	決定年月日	決定者	備考 (供用開始日)
3・3・8	前田西原線	3,000m (270m)	昭和 59 年 8 月 14 日	県	平成 12 年度完了
3・5・西 1	上原棚原線	1,060m	昭和 60 年 9 月 13 日	町	平成 22 年度完了
3・5・西 2	上原千原線	510m	昭和 60 年 9 月 13 日	町	(平成 12 年 3 月 31 日)
		840m	昭和 63 年 12 月 9 日変更		
3・5・西 3	棚原東線	830m	昭和 60 年 9 月 13 日	町	(平成 12 年 3 月 31 日)
3・4・22	上原中央線	340m	昭和 60 年 10 月 11 日	県	(平成 12 年 3 月 31 日)
7・7・西 1	上原宮里線	280m	昭和 63 年 12 月 9 日	町	(平成 12 年 3 月 31 日)
1・3・1	那覇空港自動車道	11,840m (460m)	平成 2 年 7 月 17 日	県	平成 12 年度完了
3・1・4	与那原マリンタウン線	1,660m (1,540m)	平成 14 年 5 月 10 日	県	整備中
3・2・14	浦添西原線	4,730m (4,470m)	平成 14 年 5 月 10 日	県	整備中
		5,010m (4,470m)	平成 23 年 12 月 9 日変更		
3・2・16	翁長上原線	2,220m	平成 18 年 12 月 26 日	県	整備中
3・4・西 4	翁長徳佐田線	590m	平成 19 年 1 月 4 日	町	整備中
7・5・西 2	棚原線	670m	平成 19 年 9 月 12 日	町	整備中
7・5・西 3	翁長線	80m	平成 19 年 9 月 12 日	町	整備中
3・3・10	汀良翁長線	3,430m (2,100m)	平成 20 年 12 月 9 日	県	整備中
3・4・西 5	東崎兼久線	690m	平成 21 年 6 月 11 日 平成 28 年 5 月 17 日変更	町	整備中
1・5・1	幸地インター線	900m	平成 28 年 1 月 26 日 平成 30 年 9 月 14 日変更	県	整備中
3・4・87	浦西停車場線	580m	平成 28 年 1 月 26 日	県	整備中
3・4・西 6	兼久安室線	820m	平成 28 年 5 月 17 日	町	整備中
3・4・西 7	吳屋安室線	320m	平成 28 年 5 月 17 日	町	整備中
3・3・21	国道 329 号西原中城バイパス	3,600m (2,060m)	令和 3 年 2 月 9 日	県	整備中

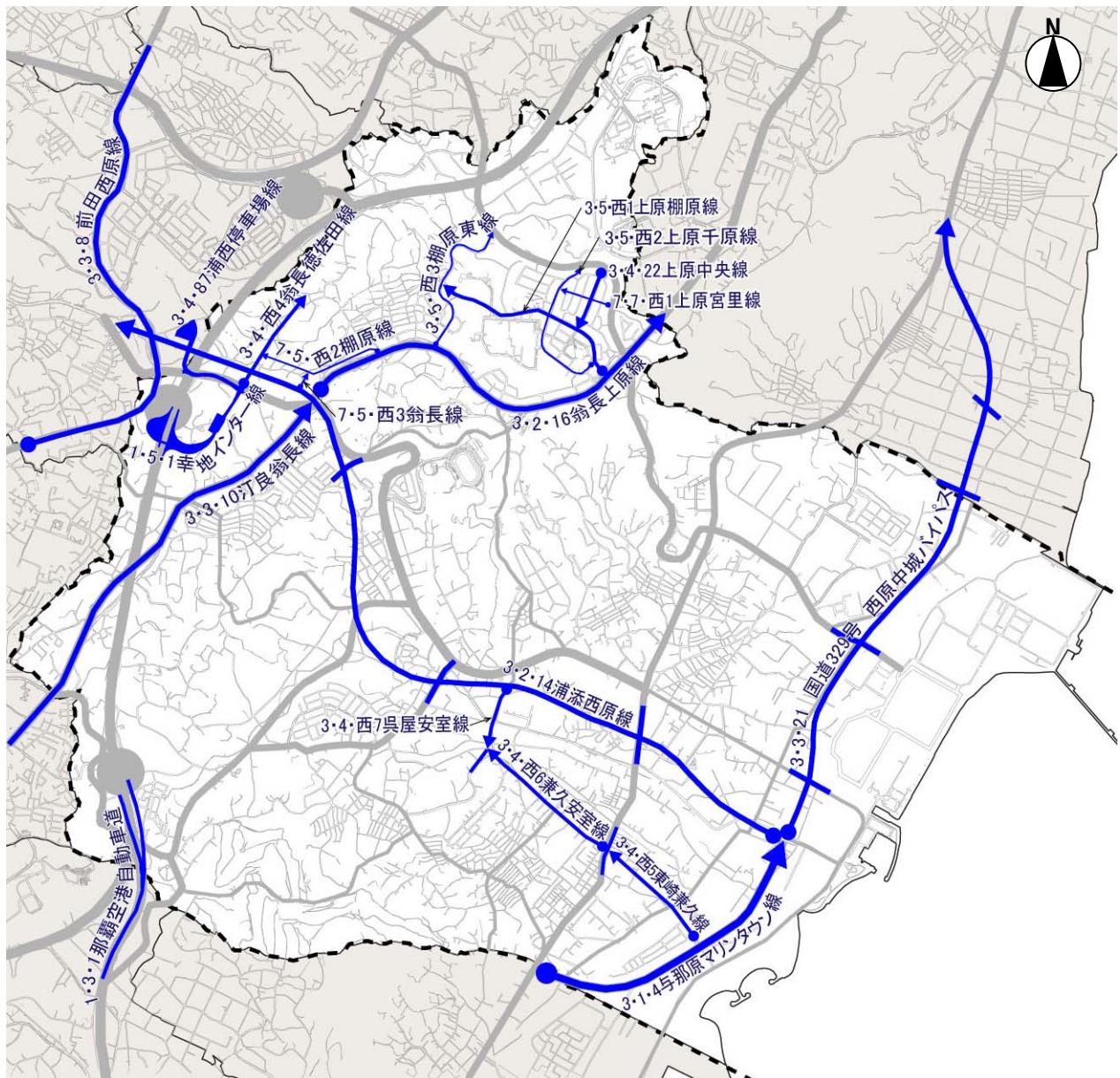
資料：統計にしはら（令和 3 年度版）

3

4

1

■都市計画道路図



3. 西原町の都市の現状

1 ○ 都市公園整備状況

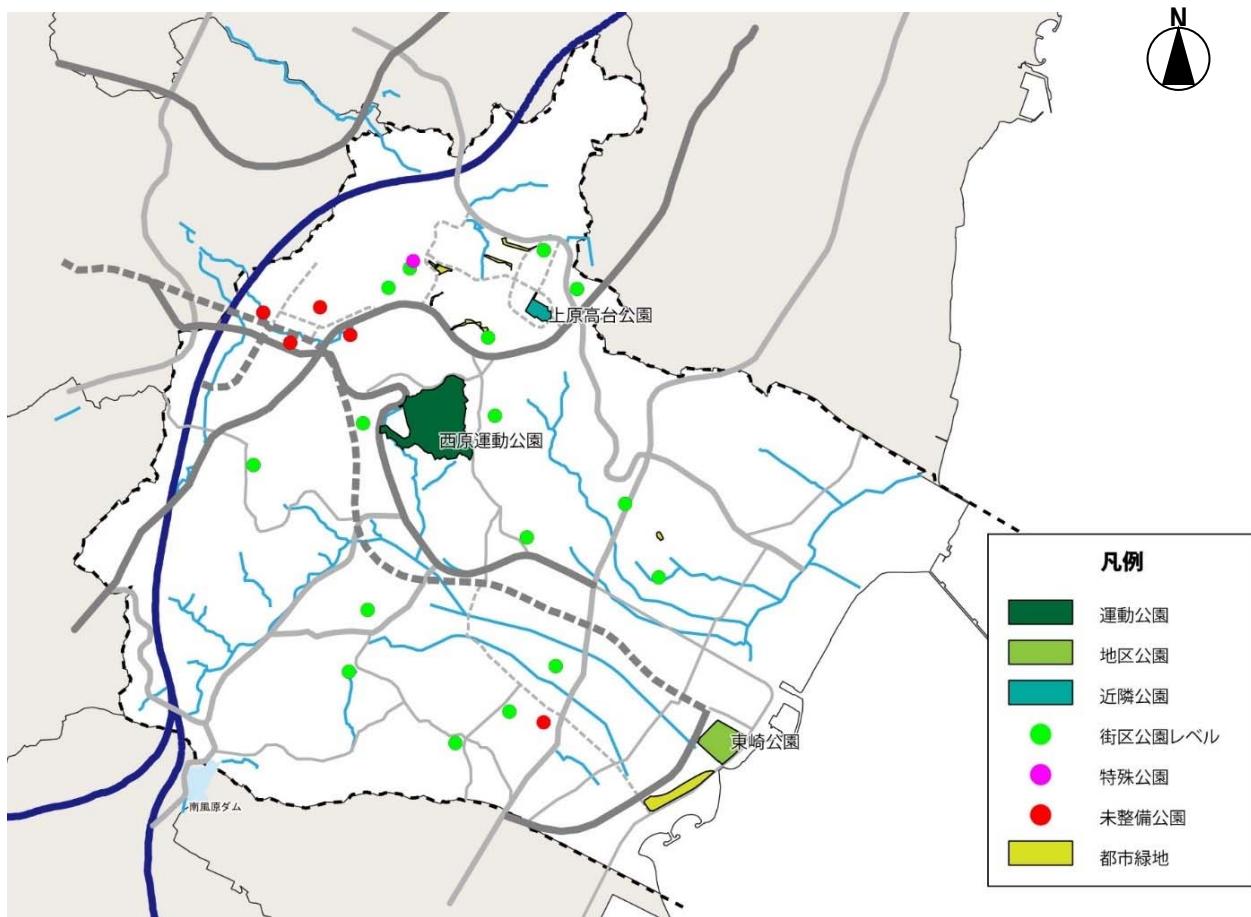
2 ■西原町都市公園等一覧

	市街地		行政区域	
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
街区公園レベルの公園	14	2.30	16	2.88
近隣公園	1	1.30	1	1.30
地区公園	1	4.90	1	4.90
総合公園	0		0	
運動公園	0		1	17.40
特殊公園	1	0.09	1	0.09
都市緑地	8	4.42	8	4.42
合計	30	13.01	33	30.99
未整備公園（街区レベル）	5	1.41	5	1.41

3 ※令和5年3月31日時点

4 資料：西原町所管部

5 ■都市公園整備状況図



※令和5年度時点

○ 下水道整備状況

■公共下水道

名称	面積	決定年月日	決定者	備考
西原町公共下水道	625.0ha	平成8年4月16日	町	
	673.0ha	平成11年3月3日変更	町	マリンタウン埋立地追加
	699.0ha	平成27年10月6日変更	町	
	853.0ha	平成30年8月22日変更	町	

資料：統計にしほら（令和3年度版）

3

4

■都市下水路

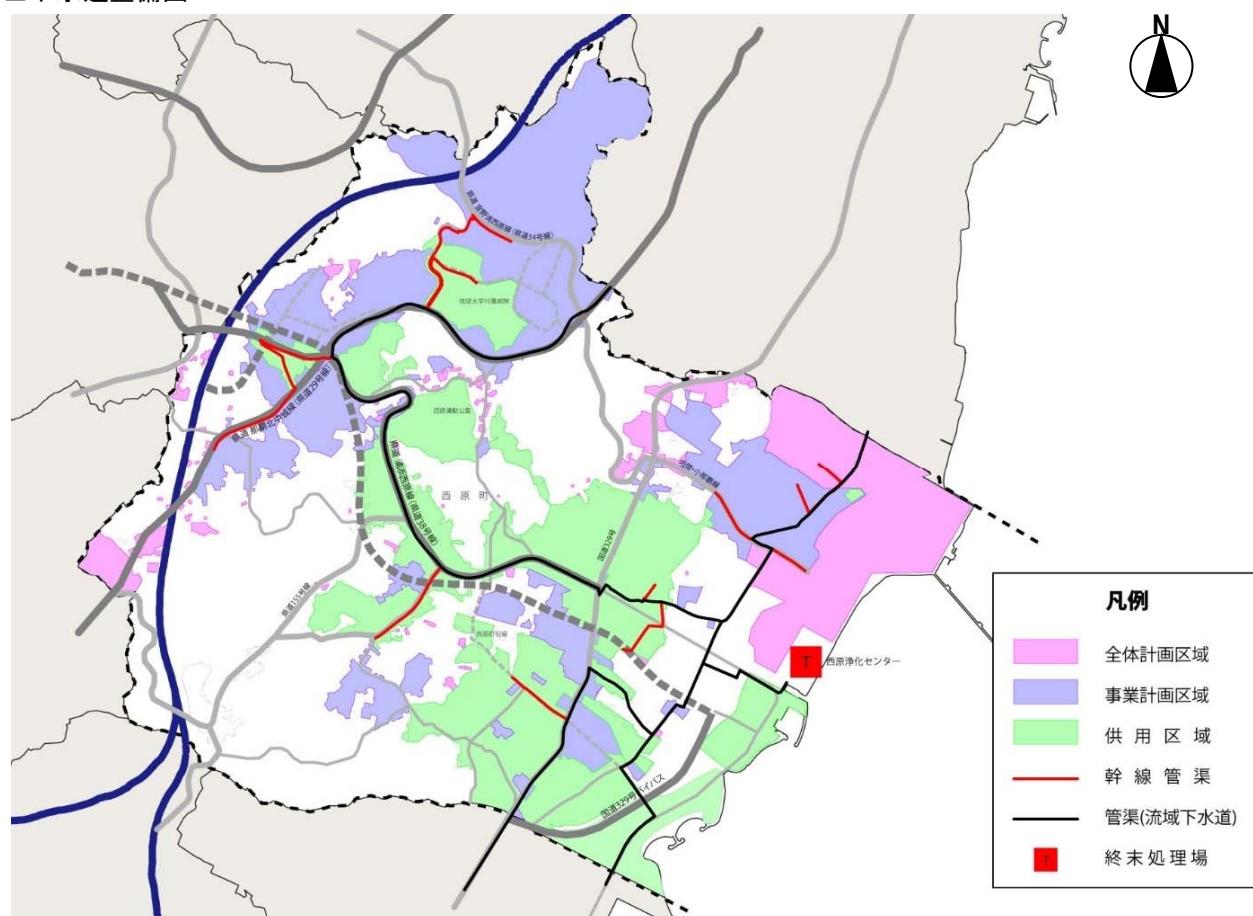
名称	延長	決定年月日	決定者	備考
我謝都市下水路	820m	昭和52年7月15日	町	昭和52年度完了
内間都市下水路	1,300m	昭和53年12月16日	町	平成元年度完了
翁長都市下水路	1,310m	昭和56年12月9日	町	昭和61年度完了

資料：統計にしほら（令和3年度版）

6

7

■下水道整備図



※令和3年度時点

28

29

4. 住民意向調査

住民意向を把握するため、本町の町民を対象とした一般アンケート調査及び高校生・中学生アンケートを行いました。

調査結果は、「西原町都市計画マスタープラン改定に伴うアンケート調査報告書」に記載していますが、ここでは抜粋で示します。

(1) 一般アンケート調査

1) アンケート調査の目的

西原町都市計画マスタープランの改定にあたり、将来のまちづくりに関する町民意向を幅広く反映させることを目的に、町民に対する一般アンケート調査を行いました。

2) 実施期間

令和 5 (2023) 年 2 月 6 日に配布を行い、令和 5 (2023) 年 2 月 24 日を締切りとしました。

3) 調査対象

行政区別に、18 歳以上の本町に居住する町民から 2,000 人を対象としました。また、対象者の抽出方法は、無作為抽出としました。

4) 実施方法

調査票を郵送配付 (2,000 通) し、郵送回収、Web アンケートフォームでの回収を行いました。

5) 回収状況

	配布数 (通)	回収数 (件)	回収率 (%)
郵送	2,000	370	18.5
Web	—	117	—
計	2,000	487	24.4

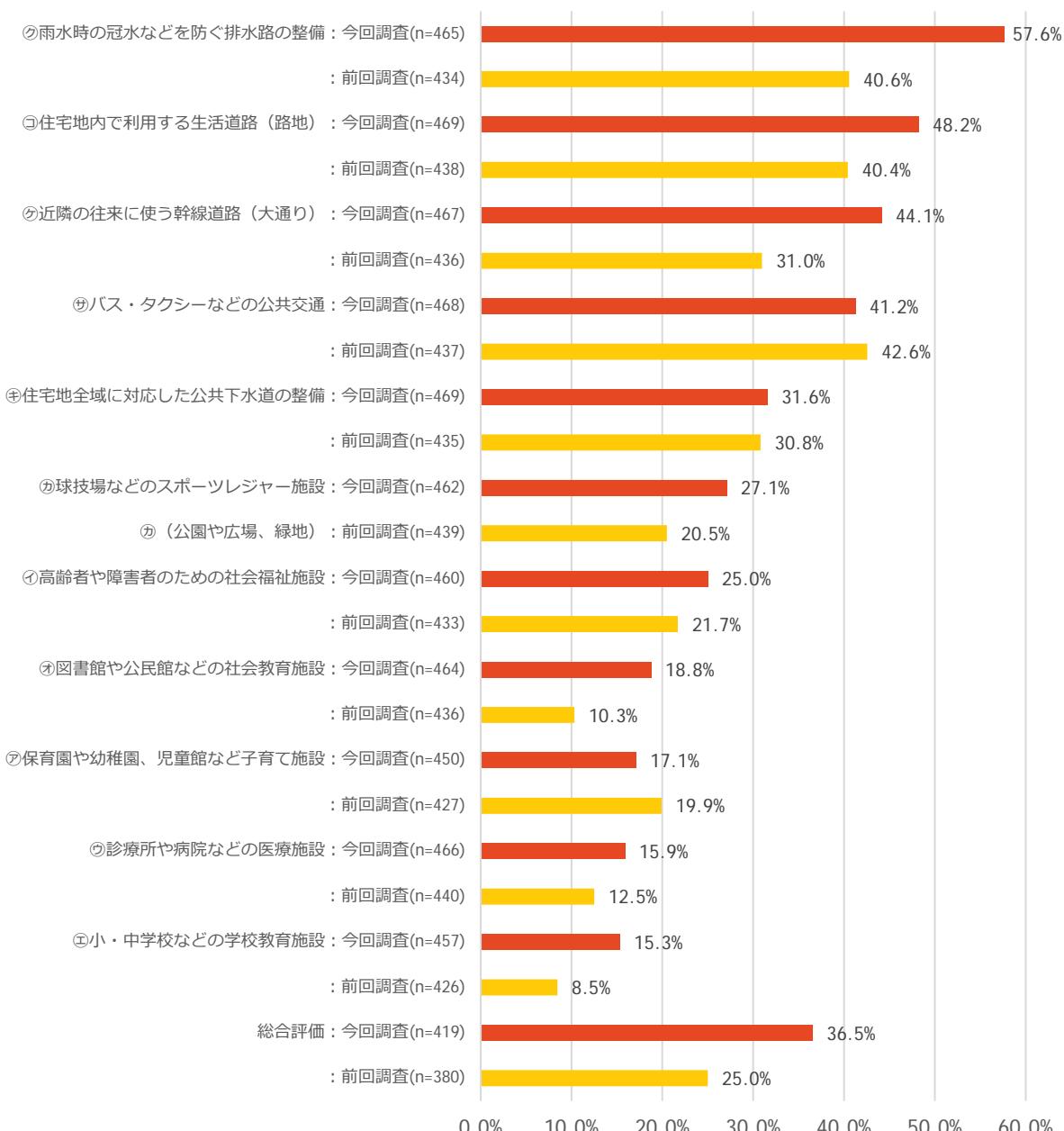
6) 調査結果（抜粋）

住民意向の変化を見るために、西原町都市計画マスタープラン(H24(2012)年策定)の際に実施された住民アンケート(前回調査:H22(2010)年実施)との対比を参考として示します。

① 公共施設等について（不満度）

不満度の高い順でみると「②排水路の整備(57.6%)」が突出して高く、続いて③生活道路（路地）(48.2%)、「④幹線道路(大通り)(44.1%)」、「⑤公共交通(41.2%)」となり、道路に関連する項目が高い結果となりました。

前回調査結果と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「②排水路の整備(40.6→57.6%、17pt増)」の不満度が顕著に高くなっています。



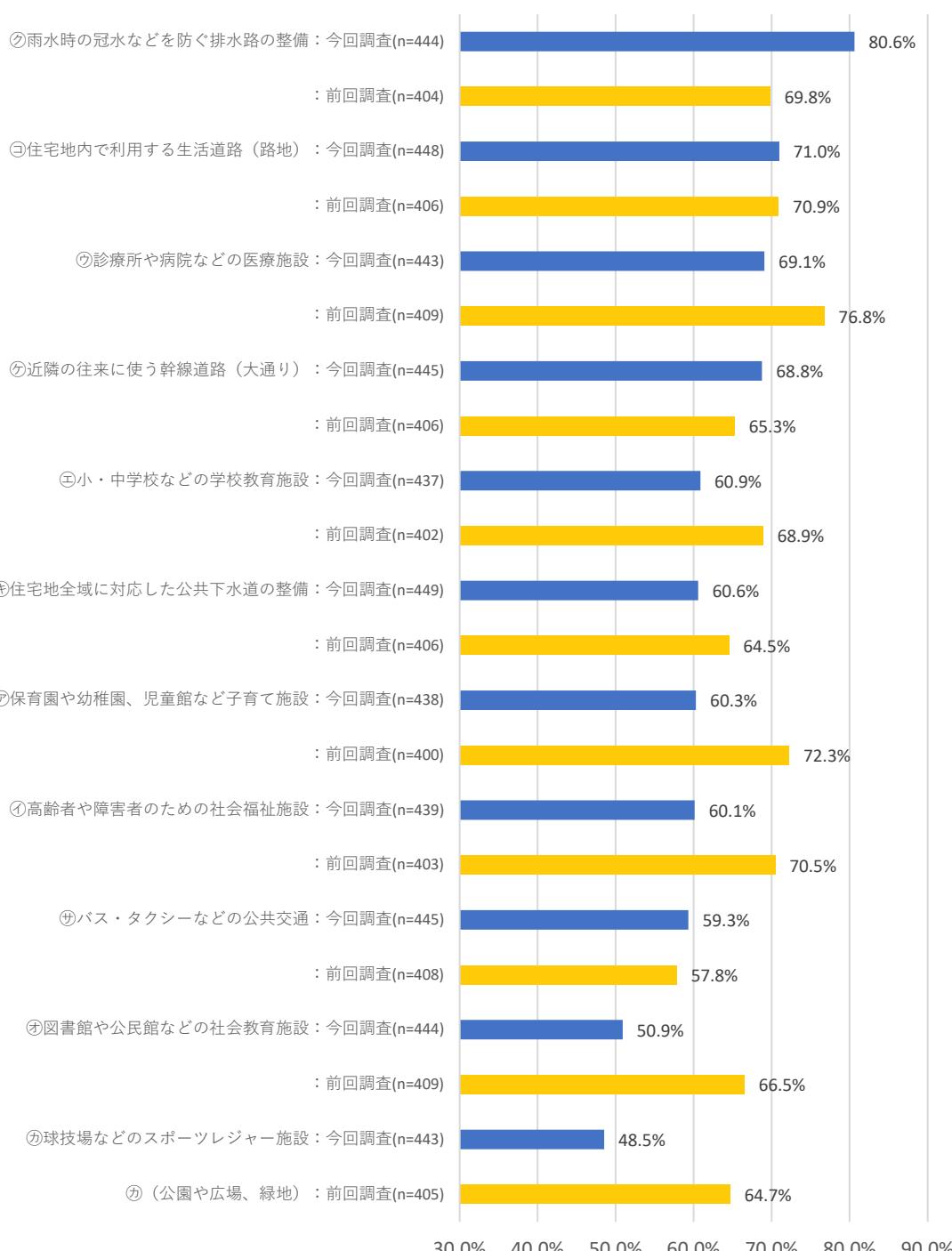
※「⑨スポーツレジャー施設」が、前回調査では「⑧公園や広場、緑地」としていた為、正確な比較対象とはならないが、ここでは参考として記します。(次頁同)

4. 住民意向調査

② 公共施設等について（重要度）

重要度の高い順でみると「⑦排水路の整備(80.6%)」が突出して高く、続いて⑨生活道路（路地）(71.0%)、「⑧医療施設 (69.1%)」、「⑩幹線道路(大通り) (68.8%)」となり、不満度との対応がみられるものの、特徴として、医療施設の重要度が高くなっています。

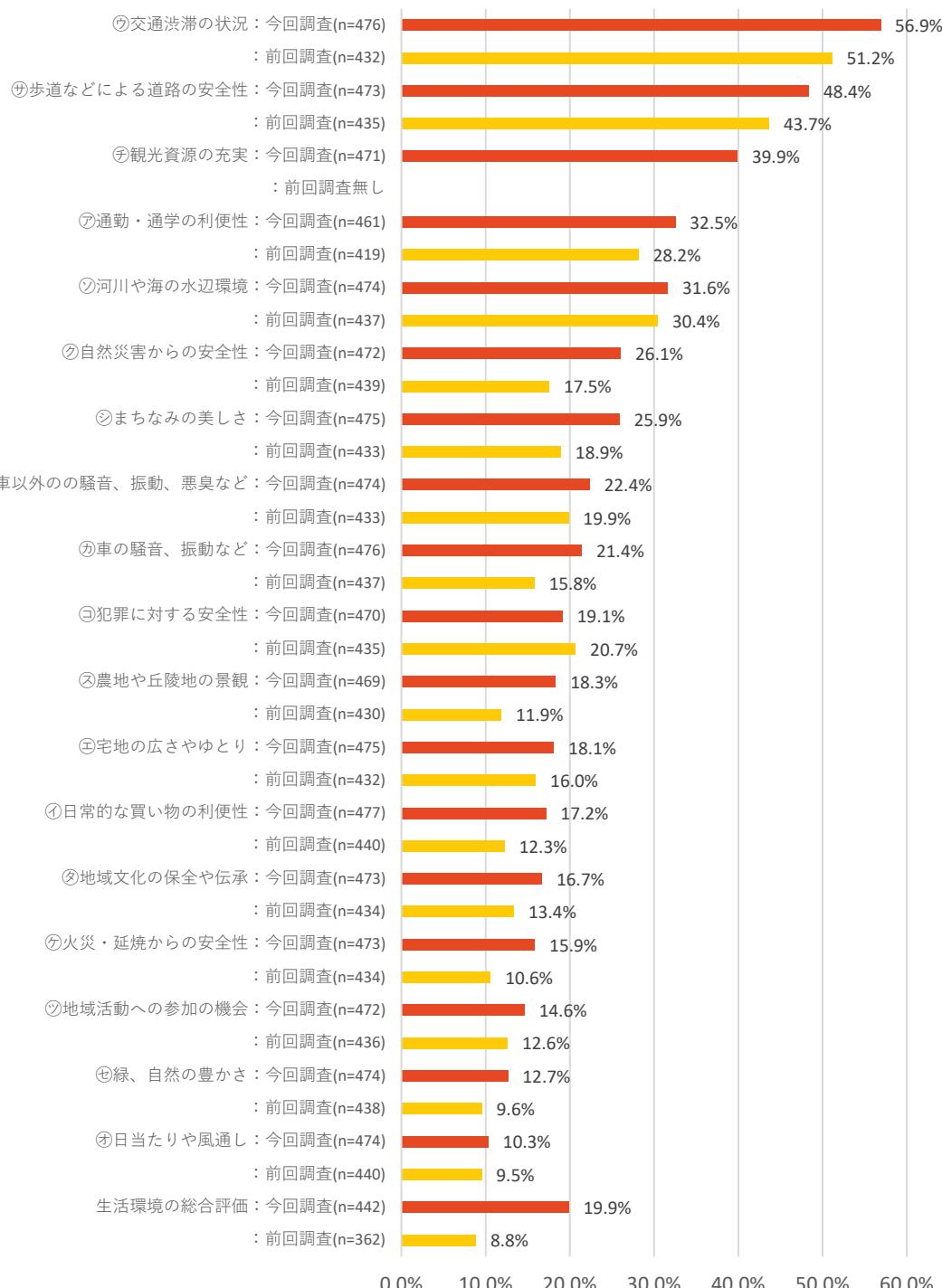
前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「⑦排水路の整備(69.8→80.6%、10.8pt増)」が高くなっているほか、道路や交通に関して重要度が高い状態が続いています。一方、教育施設や社会福祉施設などの施設関係は、軒並み重要度を下げており、この間、町民の要望に応える施設整備が進んだものと推察されます。



③ 生活環境について（不満度）

不満度の高い順でみると「⑦交通渋滞の状況（56.9%）」、「⑨歩道や安全施設などによる道路の安全（48.4%）」、「⑩観光資源の充実（39.9%）」、「⑪通勤・通学の利便性（32.5%）」となり、道路・交通に関する項目が高い結果となりました。

前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、「⑧自然災害の安全性（17.5→26.1%、8.6pt 増）」、「⑩まちなみの美しさ（18.9→25.9%、7pt 増）」が比較的顕著な変化といえます。



※「⑩観光資源の充実」は、前回調査では行っていない為、空白としています。

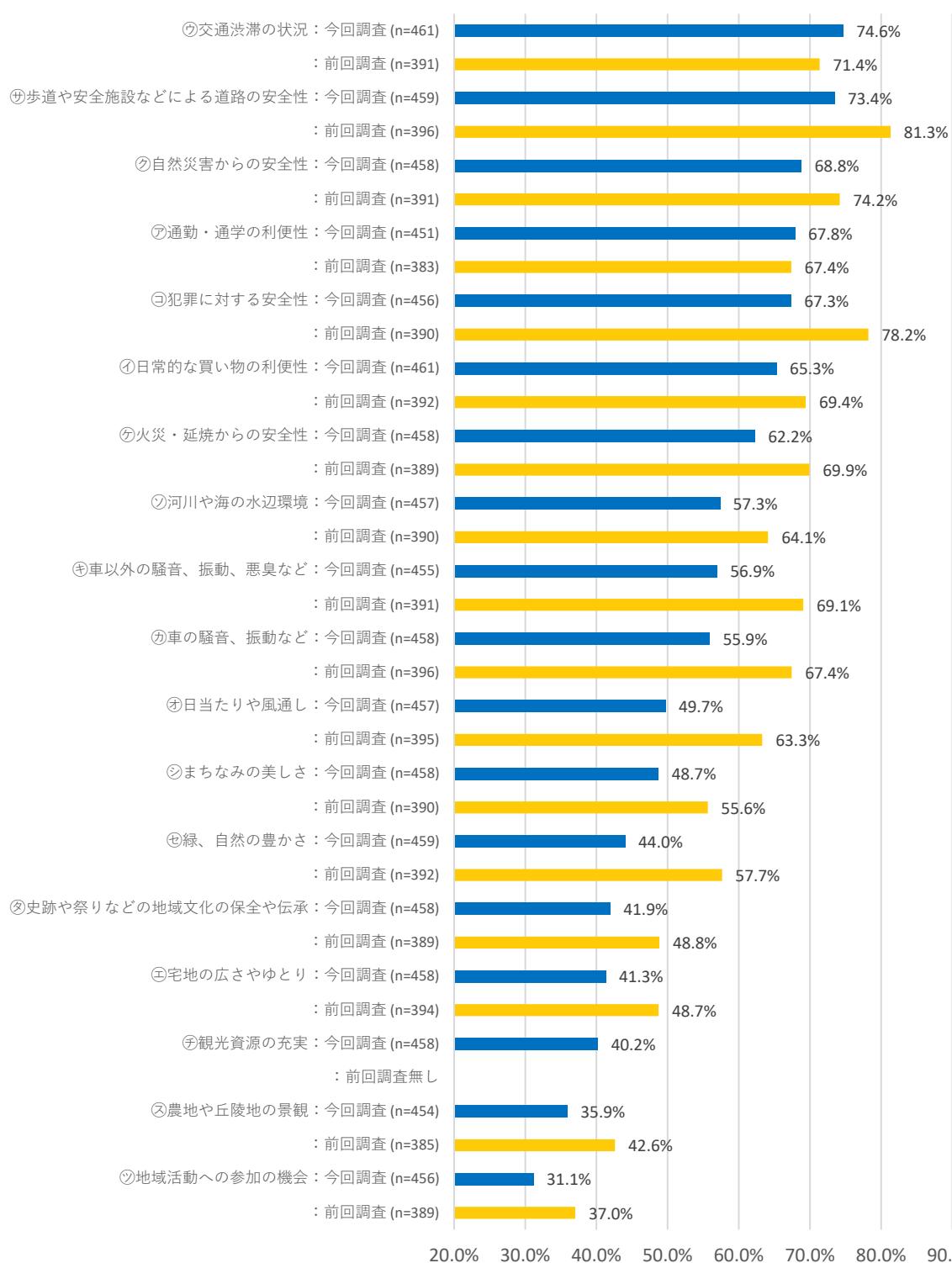
(次頁同)

4. 住民意向調査

④ 生活環境について（重要度）

重要度は、「⑦交通渋滞の状況 (74.6%)」が最も高く、次いで「⑨道路の安全性 (73.4%)」、「⑧自然災害からの安全性 (68.8%)」、「⑩通勤通学の利便性 (67.8%)」となっており、安全性と利便性に関する項目が高い結果となりました。

前回調査と比較すると、概ねの傾向は変わりませんが、全体的に重要度が下がる中で、「⑦交通渋滞の状況 (71.4→74.6%、3.3pt 増)」、「⑩通勤通学の利便性 (67.4→67.8%、0.4pt 増)」が上がる結果となりました。



1 (2) 高校生・中学生アンケート調査

2 1) アンケート調査の目的

3 西原町都市計画マスタープランの改定にあたり、20 年後の町で活躍する次世代を担う若い世
4 代として、高校生・中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

5 2) 実施期間

6 令和 5 (2023) 年 2 月 1 日～28 日を調査期間としました。

7 3) 調査対象

8 高校生アンケートは、町内在住者が多く在席する、西原高校、首里高校、知念高校を対象とし
9 ました。なお、アンケート結果には町外在住者も含まれています。

10 中学生アンケートは、西原中学校、西原東中学校の生徒を対象としました。

11 4) 実施方法

12 対象校に Web アンケートのリンク用 QR コードの配布し、Web アンケートフォームでの回収
13 を行いました。

14 5) 回収状況

	対象者数 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
高校生アンケート	3,083	458	14.9
中学生アンケート	1,089	287	26.4

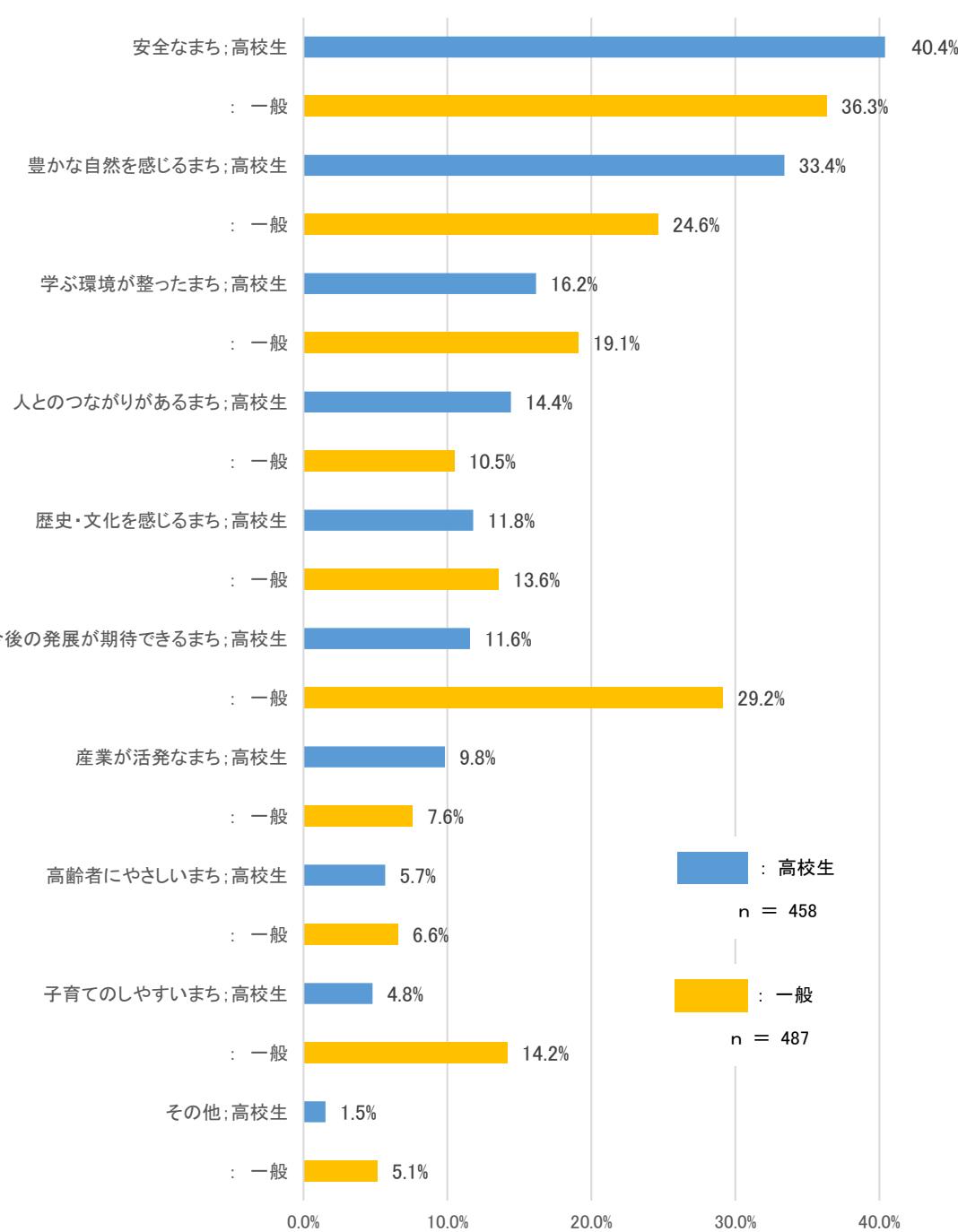
15

1 6) 高校生アンケート結果（抜粋）

2 ① 町の印象

3 高校生アンケートの結果でみると「安全なまち（40.4%）」が最も多く、次いで「豊かな自然
4 を感じるまち（33.4%）」、「学ぶ環境が整ったまち（16.2%）」となりました。

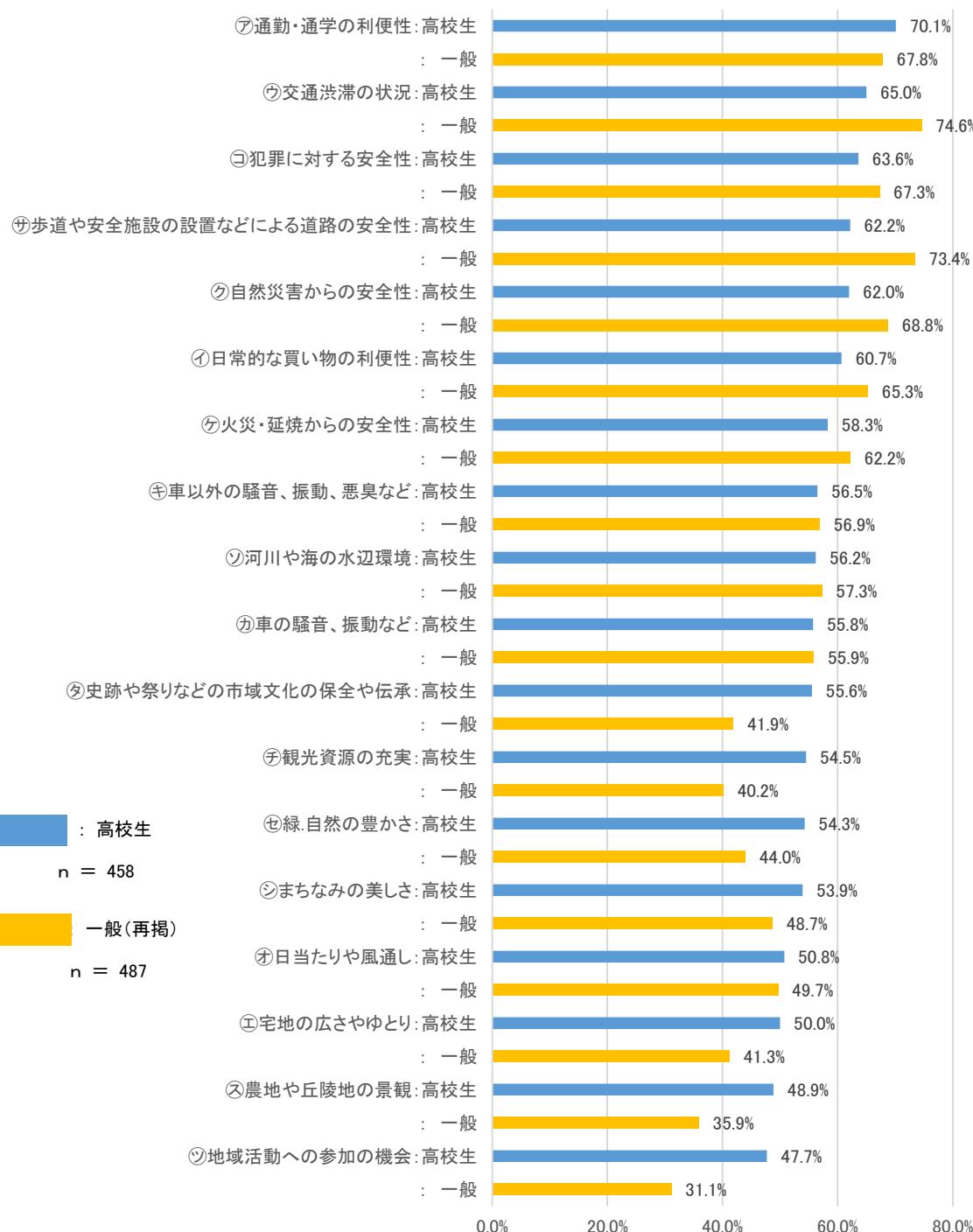
5 一般回答と比べると「今後の発展が期待できるまち（高校生 11.6%、一般 29.2%、17.6pt 低）」、
6 「子育てのしやすいまち（高校生 4.8%、一般 14.2%、9.4pt 低）」の印象が低い結果となり、「豊
7 かな自然を感じるまち（高校生 33.4%、一般：24.6%、8.8pt 高）」が印象の高い結果となりま
8 した。



② 生活環境について（重要度）

高校生アンケートの結果でみると「⑦通勤・通学の利便性（70.1%）」が最も多く、次いで「⑨交通渋滞（65.0%）」、「⑩犯罪に対する安全性（63.6%）」、「⑪道路の安全性（62.2%）」の順になっており、道路、交通に関する重要度が高い結果となりました。

一般回答との比較では、大きな差異がみられないものの、「⑪道路の安全性（高校生 62.2%、一般 73.4%、11.2pt 低）」、「⑨交通渋滞（高校生 65.0%、一般 74.6%、9.6pt 低）」で低くなり、「⑫文化の保全・伝承（高校生 55.6%、一般 41.9%、13.7pt 高）」「⑬観光資源の充実（高校生 54.5%、一般 40.2%、14.3pt 高）」、「⑭自然の豊かさ（高校生 54.3%、一般 44.0%、10.3pt 高）」、「⑮農地や丘陵地の景観（高校生 48.9%、一般 35.9%、13.0pt 高）」で高くなっています。

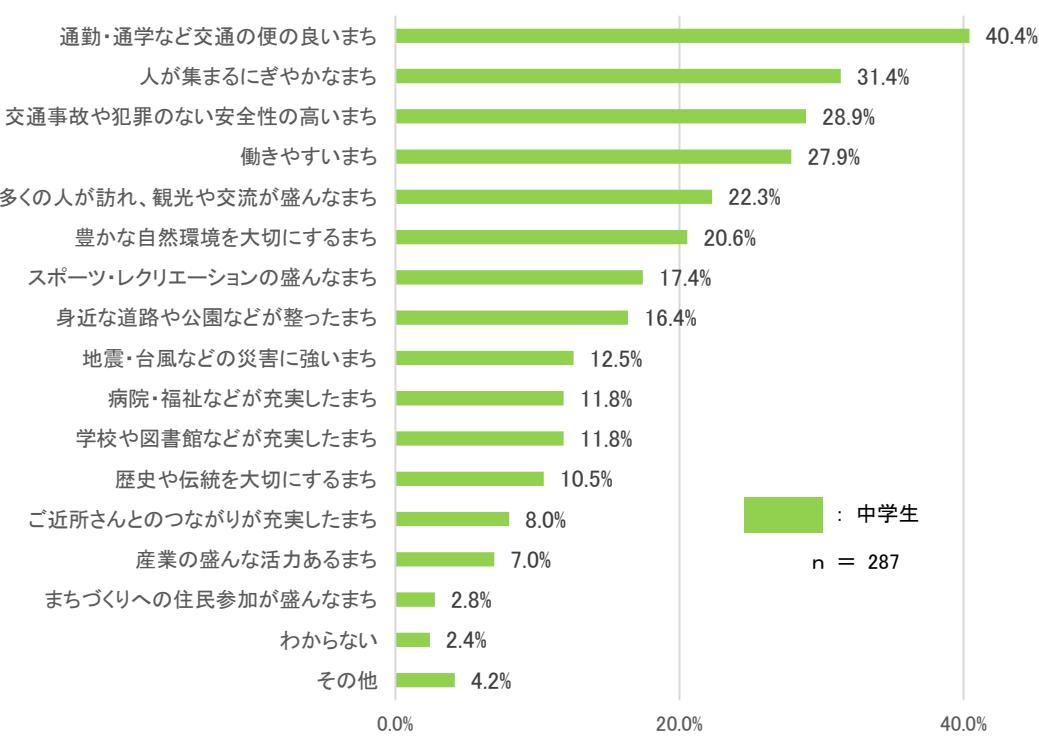


4. 住民意向調査

1 7) 中学生アンケート結果（抜粋）

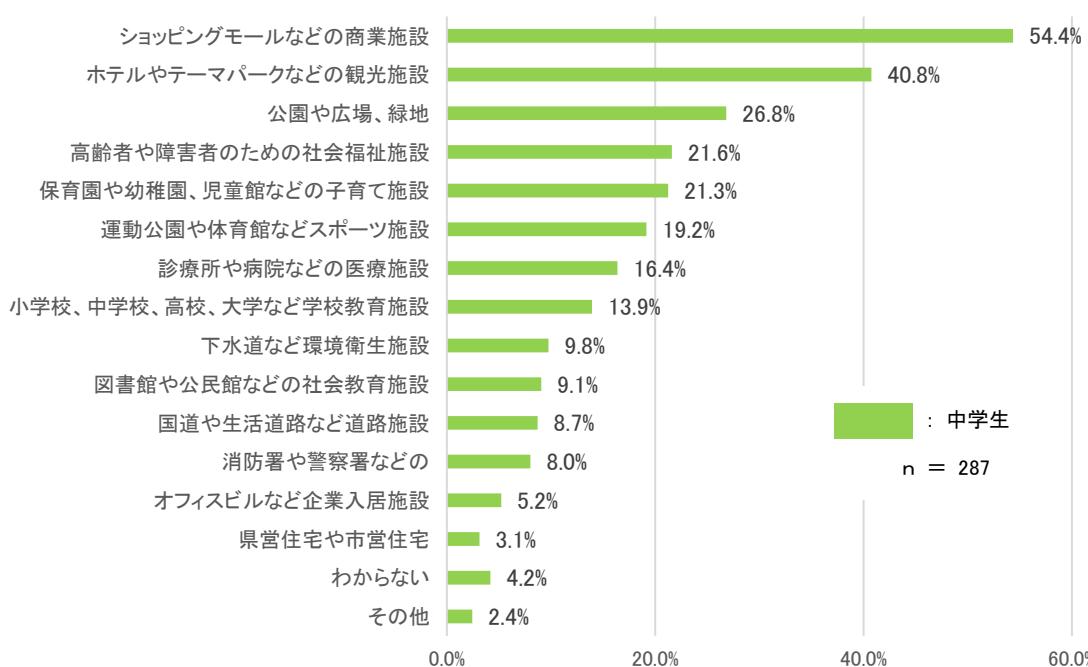
2 ① 将来の西原町（複数選択可）

3 望まれる将来の西原町は、「通勤・通学など交通の便の良いまち（40.4%）」が最も多く、次
4 いで「人が集まるにぎやかなまち（31.4%）となりました。



21 ② 将來の西原町に必要な施設（複数選択可）

22 必要な施設に関しては、「ショッピングモールなどの商業施設（54.4%）」が最も多く、次い
23 で「ホテルやテーマパークなどの観光施設（40.8%）となりました。



5. 都市づくりの課題

(1) 基本的課題

1) 上位関連計画や主要プロジェクトの進捗状況等への対応

① 広域的な連携の中での本町の位置づけの確立

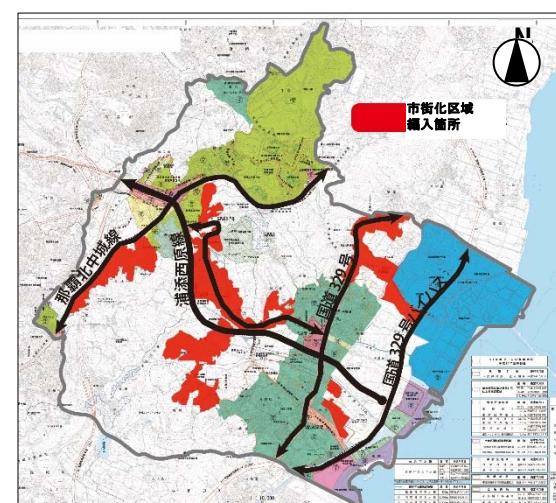
「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画/令和4(2022)年5月」、「沖縄県東海岸サンライズベルト構想/令和3(2021)年3月」などの策定がなされ、本島中南部都市圏や東海岸サンライズベルトのなかで、新たな本町の位置づけや存在意義を確立する必要があります。広域的連携の必要性では、西原町と与那原町との共同区域における大型 MICE 施設の建設計画や浦添市まで延長された沖縄都市モノレールと「てだこ浦西駅」の開業など隣接市町村の拠点形成との関わりが深いものがみられ、隣接市町村との役割を整理したうえで、連携やすみわけのあり方を検討する必要があります。

② 大幅な市街化区域編入に対する対応

那覇広域都市計画（区域マスターplan）が令和4(2022)年改定され、本町においては令和5(2023)年、144.4haに及ぶ新たな市街化区域への編入がなされました。これらの編入箇所について、将来都市構造や土地利用方針への反映が必要です。



R3.3 沖縄県東海岸サンライズベルト構想より抜粋



第7回区域区分定期見直し資料(R3.11)より抜粋

③ 交通網整備の進捗に対する対応

浦添西原線の整備、沖縄都市モノレール延長や幸地 IC 整備、国道329号西原バイパス等の都市整備が進められ、これら広域的な交通ネットワーク形成と整合しつつ、本町の都市構造を整える必要があります。



幸地 IC および浦添西原線の整備イメージ

④ 大型 MICE 施設の計画変更に対する対応

平成27(2015)年に当該地に決定した大型 MICE 施設については、需要が減退していることなどから、当面の整備方針として、面積規模を3分の1程度に縮小するとしました（「沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画（案）令和4(2022)年2月」）が、長期的な需要の回復を見込み、当初規模並みの機能拡張余地は残しており、本町においては、引き続き、整備の促進と連携した関連整備に取り組んでいく必要があります。

1 **2) 時代の潮流と住み続けたいまちづくりに向けて**

2 **① 人口の維持・増加に資するまちづくり**

3 本町においては、2010(平成22)年～2015(平成27)年は減少したものの、2020(令和2)年には
4 回復基調にあります。一方、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(2023(令和5)年12
5 月22日公表)によれば、本町の人口は2020(令和2)年以降、減少することが予測されています。

6 一方、町民意向調査では、本町に住み続けたいと考えている町民は7割を超えており、持続的
7 まちづくりを推進するため、人口の維持・増加に資する都市基盤の整備等が必要といえます。

8 **② アフターコロナとニューノーマル（生活様式の多様化）**

9 新型コロナ危機を契機として、密を回避する余暇の過ごし方や、ワーケ
10 ーションなど働き方の変化などが進みました。これら多様化するライフ
11 スタイルや価値観に対応する明確で新しいビジョンが必要です。

12 これまで本町は昼夜間人口比が1以上で推移し、工業従事者が町外か
13 ら町内に通勤する就業構造でしたが、これからは、テレワークも含めライ
14 フスタイルの変化にも対応する都市づくりが重要です。



15 **③ 地球環境と脱炭素、甚大化する災害と安心安全な都市形成**

16 地球環境レベルでの環境問題への対応や、甚大化する災害、
17 貧富の差などへの対応から、2030年の目指すべき姿SDGs、脱
18 炭素を目指した2050年カーボンニュートラルなどが打ち出さ
19 れ、これらの変化を確実にとらえ、まちづくりに生かすことが
20 重要です。



21 **④ 予想される災害等の被害を最小限にするための防災まちづくり**

22 本町は、東側平坦部のマリンタウンや工業地域に津波浸水想定区域が指定されています。庁舎
23 を含む中心核および周辺市街地には「小波津川洪水浸水区域」が広範囲に指定されており、同エ
24 リアが浸水被害を受けた場合、行政機能が停止、本町の南北が分断される恐れがあります。また、
25 町民意向調査では、「斜面地の崩壊防止や水害対策」や「防災機能を備えた公園の整備」に対する
26 取組を望む声が多くあがっています。

27 また、本町は、今後、観光客やMICE来訪者など多くの人が滞在することとなります。そのため、
28 災害時の被害を最小限に抑えるための観光危機管理やBCP(事業継続計画)の視点に基づ
29 き、防災まちづくりの検討が必要です。

30 **⑤ MICEへのアクセス及び町域の一体性の確保を目指した公共交通の検討**

31 本町の幹線道路網は比較的充実していますが、従来から緩和されたというものの、交通渋滞の
32 常態化がみられ、流動化の障害となっています。町域の一体性確保や中南部の交通構成の点で、
33 県道浦添西原線は早期の整備が望まれます。

34 また、町民意向調査では、「交通渋滞の解消」、「公共交通の充実化」に取り組むべきだと考
35 えている町民は3割を超えており、今後の高齢化社会における公共交通の確保、クルマ中心から人
36 を中心の道路の使い方へのシフトチェンジは必須の課題となっています。

37 特に本町にとって大型MICE施設への浦添市方面からのアクセス、町の拠点間を結び、町
38 民の生活を支える交通手段として公共交通の在り方を検討する必要があります。

39 **⑥ 多様な主体が参画する持続可能な共創のまちづくり**

40 人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、税収の減少・社会保障費増加等により、厳しい財政状
41 況となることが予想されることから、公共施設の集約化や民間活力・官民連携(PPP/PFI)等の

1 活用を推進するなど、行政コストの低減を図り、持続可能な都市づくりと行政運営を実現させて
2 いくことが必要です。

3 さらに近年は、ビッグデータ、AI など新たな技術革新が進み、これらの技術を活用した社会
4 の実現が期待されていることから、まちづくりにおいても情報通信技術の活用等による DX（デ
5 ジタル・トランスフォーメーション）の推進を図り、行政サービスの向上に向けた取組が必要で
6 す。

7 (2) 分野別の課題 8

	現 状 認 識 (●現況データ等、■…意識調査、◆…関連計画等)	課 題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口は増加基調を維持していますが、少子高齢化の進行と将来的には、令和2（2020）年をピークに人口減少へ転じると予測されています。 ■「現在の地域に住み続けたい」または「町内の他の場所に住みたい」と考えている町民は7割を超えていました。 ◆第2期西原町人口ビジョン(2060:37,000人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や若い世代の定住に向けた支援 ○少子・超高齢化社会への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らしやすいインクルーシブなまちづくり ・多世代交流の促進や高齢者の活躍できる環境の形成
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ●東側の沿岸部低地と西側の台地、およびこれらの間に位置する斜面地が存在します。 ●行政施設は中央部に集中し、丘陵部に文教施設が多く分布しています。 ■中学生・高校生の若い世代において、自然を感じる町としての印象が強く出ています。 ■農地に関する土地利用は、「基本的に農地は保全する（最小限の開発は容認）」と「農地が減少する事を認める」の意見がほぼ同数でわかれています。 ◆令和5(2023)年、大規模な市街化区域編入を実施、土地区画整理事業(西原西地区))などが実施中です。 ◆大型 MICE 整備が位置づけされており、今後の進捗により、拠点としての関連施設整備が期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な都市的土地区画整理事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・活力あふれ良質な市街地形成に資する土地利用の促進 ・地域特性に応じた魅力ある居住環境の形成 ○都市的土地区画整理事業と自然的土地区画整理事業の調和 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域における開発の適切な運用 ・農用地転換必要地などにおける土地利用検討地区検討の導入 ○公共施設集約化や新たな拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした市街地整備の展開（文教エリア・産業エリア） ・大型 MICE 施設整備に合わせた関連整備の推進
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ●町内の幹線道路は、沖縄自動車道、国道329号、那覇北中城線、浦添西原線などがネットワークされています。 ●従来から緩和されたというものの、町内全域で渋滞が今も常態化しています。 ■「交通渋滞の解消」、「公共交通の充実化」に取り組むべきだと考えている町民は3割を超えていました。 ■「道路の安全性」について不満を感じている町民が2割を超え、「歩道や交通安全施設の整備」を望む意見は約6割を超えていました。 ◆沖縄自動車道幸地インターチェンジの整備のほか、幹線道路それぞれの拡幅整備やBP整備が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町の活力向上のための交通体系形成 <ul style="list-style-type: none"> ・広域道路整備の進捗と連携強化 ・地域連携型の都市形成に資する交通体系の形成 ○快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域公共交通の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画策定の検討 ・公共交通の拡充と利便性向上（交通弱者への対応） ・多様な交通手段の確保（自転車、自動運転など） ○良好な道路環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・安心で快適な道路空間の創出（バリアフリー対応等） ・良好な道路環境及び道路景観の形成

	現状認識 (●現況データ等、■…意識調査、◆…関連計画等)	課題
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ●本町の中央部から西北部にかけて周辺町と連携した斜面緑地が形成されています。 ●水系は、北西部は森川川などにより浦添市を経て西海岸へ、南東部は小波津川など多くの河川を経て中城湾へ注いでいます。 ■「町内に残る良好なみどりの保全」を望む声は過半数を超えていました。 ◆斜面緑地は、沖縄県広域緑地計画で緑の景観の保全が求められています。 ◆小波津川において、河川改修と合わせて親水整備計画が計画されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境と公園・緑地が連携した特色あるみどりのまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・残された自然環境（斜面緑地、河川など）の保全とネットワーク化 ○うるおいある市街地環境の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の機能充実・再編 ・市街地内の緑や周辺の農地等の保全 ○暮らしと調和した水環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・河川や海岸における親水性の確保 ・下水道整備の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ●斜面緑地、河川、海浜などの自然資源及び内閣御殿など多くの歴史文化資源が点在しています。 ●琉球大学、県立埋蔵文化センターなどの教育文化施設が多数存在しています。 ■「公共施設の整備状況やその利便性」に対し不満を感じている町民は3割を超え、特に「交通渋滞」「排水路の整備」に関しては過半数が不満を感じています。 ■「建物の景観ルール」や「屋外広告物の規制」を望む声は合わせると3割を超えていました。 ◆琉球大学医学部・病院が移転することとなり、その跡地利用が検討されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・快適で、うるおいに満ちた生活環境の持続的確保 ○地球環境にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成 ・地球温暖化に対するカーボンニュートラルのまちづくり ○西原町らしい景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における良好な景観の形成 ・歴史文化資源を活用したまちづくり ○良好な教育環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「文教のまち」にふさわしい教育環境づくり
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ●東側の沿岸部においては広い範囲で津波災害警戒区域に指定されています。 ●中央部から西側は傾斜地が多く、土砂災害の危険性の高いエリアが存在しています。 ●小波津川は、河川氾濫による浸水が頻発するエリアとなっています。 ■「斜面地の崩壊防止や水害対策」や「防災機能を備えた公園の整備」に対する取組を望む声があがっています。 ◆小波津川水系流域治水プロジェクトが県により進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種災害への備えの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部における津波災害、市西部丘陵地における土砂災害、中央部における河川洪水災害への対応 ・大規模災害等に対応した社会インフラの防災減災対策 ○地域の防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地防災力向上及び自助・共助・公助の仕組みづくり ・観光客等への防災対策
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> ●文教のまちとして、歴史・文化資源が多数あるとともに、自然資源も豊かです。 ■多くの町民が「MICE施設との連携」を取り組むべきだと考えています。 ■「宿泊施設」「観光(商業施設)」の誘致を望む声は3割近くあがっています。 ◆マリンタウンプロジェクトは完了し、大型MICE施設整備が予定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文教のまちならではの交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化の継承と交流 ・文化遺産の保存・活用 ○地域の魅力を活かした拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・マリンタウン、MICEの魅力を活かした交流拠点創出 ・農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成

【現況から課題のまとめ】



第 2 章

全体構想

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を以下のとおり設定します。

■ 多様な都市機能が相互に連携する機能的で活力のあるまち

本町は、これまで「西原町都市計画マスタープラン（H24.3 策定 H29.12 部分改定）」に基づき、着実に都市構造を形成してきており、現在は第四段階の都市形成過程に入っています。マリンタウンのインフラ整備がほぼ完成し、大型 MICE 施設の建設も決定したことなどから、今後は、それらを核とした観光・レクリエーション機能を高めていく必要があります。また、西原町庁舎等複合施設及び西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設（さわふじマルシェ）の整備が完了し、町の中心核が形成されつつあり、あわせて中心部等において、市街化が進行してきた地域の大幅な市街化区域編入がなされたことから、都市の一体性を形成しつつあります。

本町においては、着実に、第四段階へステップアップすることにより、町内にある多様な機能を相互に連携させ、賑わいと魅力あるまちを目指します。

■ 安全で環境にやさしいまち

本町においては、近い将来、老人人口比率が飛躍的に高まると見込まれ、また、学生層の比率は高いものの、出生率の低下等から年少人口の飛躍的な増加は見込めない状況にあります。そのため、今後のまちづくりにおいては、元気に健康で働き続ける環境づくりや、安全に安心して子育てができる環境づくり、学生層の定住や新しい居住者を迎える都市環境づくりが必要です。

また、本町の自然環境は、台地部と平地部の間に延びる傾斜緑地、河川や海等を特徴とするため、都市に潤いを与える風や水の道として保全する一方、自然災害の脅威をできる限り軽減する防災・減災のまちづくりが必要です。

さらに、歴史的環境やこれまで育んできたコミュニティ、人と人とのコミュニケーションを大切にしたまちづくりが求められます。

よって、誰もが助け合い安全で環境にやさしいまちを目指します。

■ 町民、事業者、大学、行政等が協働で築くまち

まちづくりへの町民等の参画を促進することは、町民等の地域への愛着や誇りを醸成することにつながります。また、様々な人々の声をまちづくりに反映することにより、誰もが快適に過ごせる生活環境や多世代が交流するにぎわい空間の創出が期待されます。さらに、文教のまちといった地の利を活かし、大学との連携によるまちづくりを進めることで質の高いまちづくりが可能となります。

よって、町民、事業者、大学、行政等が協働で築く個性豊かなまちを目指します。

2. 将来都市像

本計画における将来都市像は、「まちづくり基本条例（平成24年4月施行）」に基づき、将来のまちの姿を「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち－西原」とします。そして、町民、事業者、行政等が協働しながら、地域特性を活かしつつ、安全・安心・快適さを実感でき住み続けたくなる都市の形成を目指します。

■ 西原町都市計画マスタープランの将来都市像

多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち
－西原



●● 将來の都市のイメージ ●●

- 居住環境、文教、観光・交流・レクリエーション、産業の相互の連携と、これらを支援し有機的に結びつける中心核があり、人・物・情報が活発に育むまち
- 文教機能と地域とのつながりによって、付加価値の高い多様な産業の育成や生涯学習環境の充実を図り、人と地域が元気で健康で未来へつなぐまち
- 防災・防犯の安全性が確保され、誰もが安心して生きがいを持ち、暮らすことに誇りと喜びの持てるまち
- 地形的な変化に富み、森林、河川、海浜等の自然環境を活かし、同時に地域の歴史を継承し、地域らしさを享受できるまち
- 町民参加のもとで、ボトムアップ型でまちづくりを進めるまち
- 大型MICE施設及び関連施設を中心として、国内・国際交流を推進するまち



3. まちづくりの目標

まちづくりの基本理念で示す方向性を基本としながら、将来都市像の実現を目指します。その実現に向けた基本目標は以下のとおりです。

■ 都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり

庁舎等複合施設や小波津川（2級）の護岸整備とあわせて都市機能を誘導し、中心核を形成します。沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺及び沖縄自動車道幸地インターチェンジ周辺は、新たな交通の要衝として整備し、賑わいと活力ある都市拠点の形成を目指します。

文教機能は地域との連携・交流を深め、大学が有する知識や学生パワーを活かした元気な人・地域づくりを進めます。琉球大学医学部・附属病院の移転跡地については、文教のまちにふさわしい機能となるように調整を図ります。

マリンタウン東崎は大型MICE施設の整備にあわせて、観光・レクリエーション機能を強化し、都市全体のポテンシャル向上へつなげていきます。産業機能は、集約配置と大学等との連携による機能拡充に努めます。



■ 移動しやすく利便性の高いまちづくり

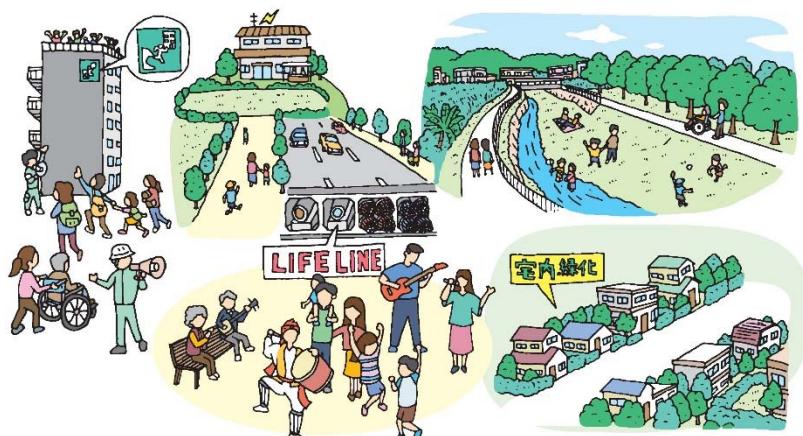
道路網については、既存の幹線道路の機能強化として整備促進し、各都市拠点の利便性を高める道路網の充実を図ります。

また、沖縄都市モノレールの延長と「てだこ浦西駅」の開業及び沖縄自動車道幸地インターチェンジ整備の進捗等を踏まえ、新たな交通要衝としての優位性を活かした周辺整備や道路網の機能強化、公共交通の利便性の向上等を図り、日常生活や産業、観光などあらゆる面の移動を活発化します。



■ 安全・安心、快適で住み易いまちづくり

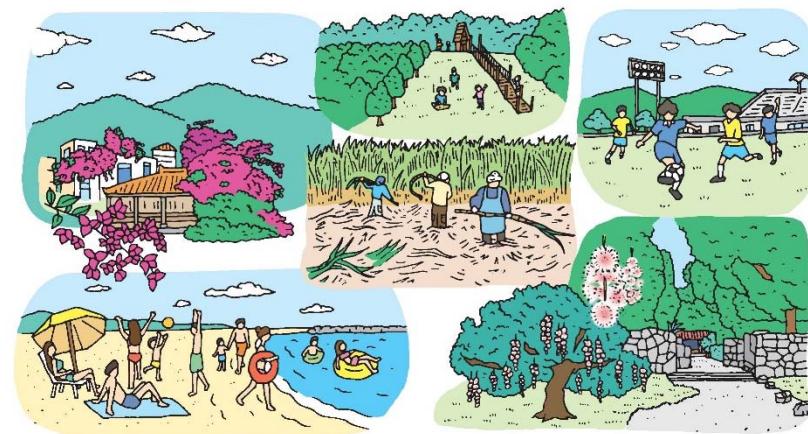
大規模災害や犯罪の多発に対応し、防災性や防犯性に優れた都市施設整備やまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせるよう安全・安心に歩行できる空間の確保や緊急輸送道路ネットワークの構築、避難路となる広幅員道路の充実、ユニバーサルデザインに配慮した公園など快適に過ごせるまちを目指します。また、既存市街地の改善や子育てし易い環境づくりにより、若者やファミリー層が魅力をひきつけ、多様な世代が交流するまちを形成します。



■ 環境に優しくうるおいあるまちづくり

水辺空間や傾斜緑地などの都市内の緑地を守り・育んでいくことにより、それらを活用し、うるおいと安らぎのある都市環境を形成します。

また、サトウキビ畑等の農地は、西原らしい景観を構成する重要な要素として保全します。さらに、歴史的資源などを活かした景観づくりや観光振興などまちづくりへの活用を図ります。



■ 町民が主体となるまちづくり

町民等が町の将来像を共有し、まちづくりへ参加することで、町民の地域への愛着や誇りを育み、やがては町民一人ひとりが主役となるまちづくりを目指します。



4. 人口フレームの設定

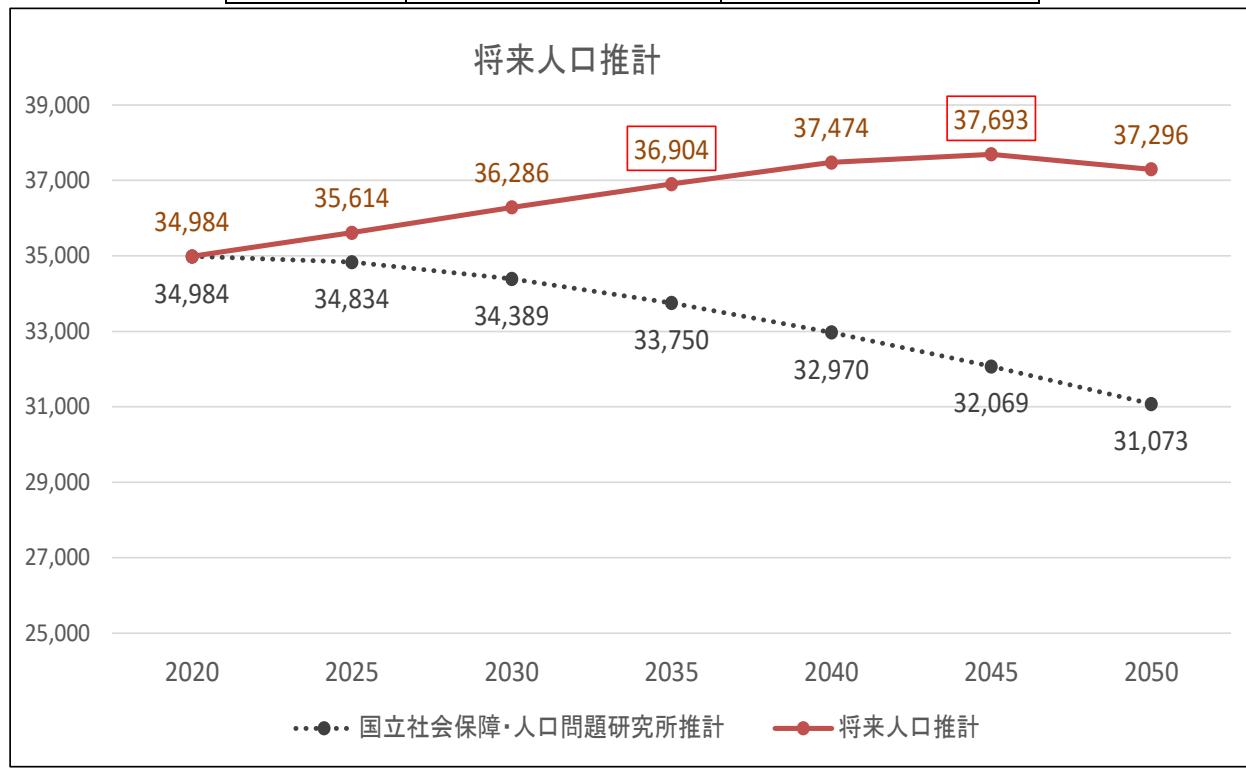
全国的に少子高齢化が見られる中、本町の人口は増加傾向にあるものの、近年は増加率の鈍化が見られます。一方で、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和5（2023）年12月22日公表）によれば、本町の人口は将来的に減少することが予測されています。

今後は、令和5（2023）年に市街化調整区域の市街化編入による人口増加、また、西原西地区土地区画整理事業や沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺地域の開発等が予定されています。さらに目指すべき将来の方向に向け、都市基盤の整備を実施し、地域の特性を活かした産官学連携による産業の振興、大型MICE施設整備などと連携したまちづくりを推進することで、人口の増加を図ります。

総人口の将来フレームは、このような人口動向を踏まえつつ、「第2期西原町人口ビジョン：令和5年3月」の推計方法との整合を図り、中間年次の令和17（2035）年に約37,000人、目標年次の令和27（2045）年に約38,000人と設定します。

表. 総人口の設定

予測年次	令和17（2035）年	令和27（2045）年
将来人口	約37,000人	約38,000人



[推計のベース] 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和2年国調ベース）を採用。第2期西原町人口ビジョン

（令和5年3月）の推計ベースは国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成27年国調ベース）

[出生の仮定] 2020年から2040年にかけて西原町の合計特殊出生率（2020年時点1.68）が段階的に人口置換水準（2.10）まで上昇。

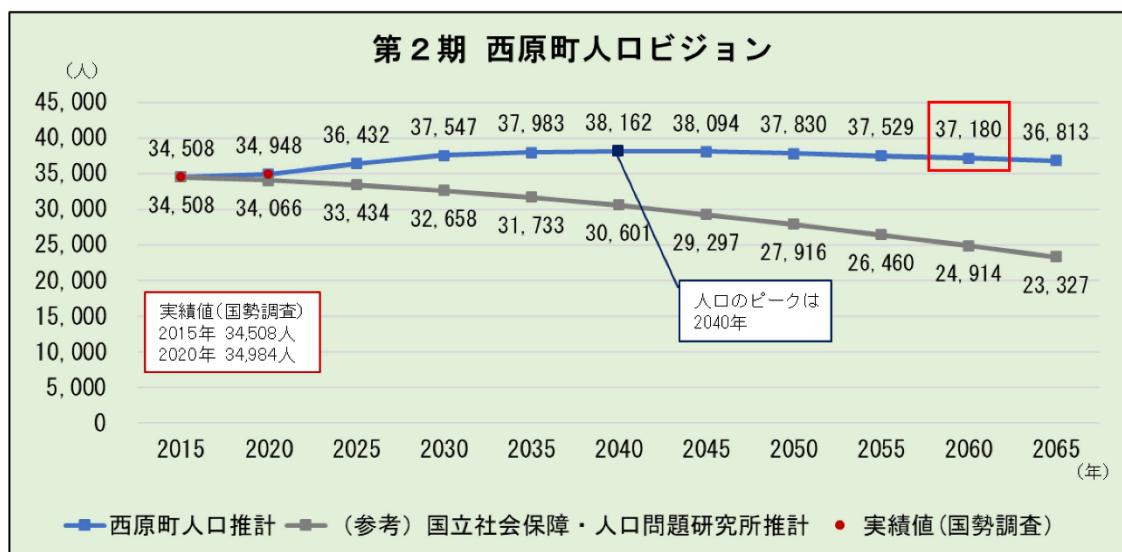
[移動の仮定] 令和2年国勢調査の男女別・年齢5歳階級別純移動率が2020年以降同水準で継続。

1 (参考) 「第2期西原町人口ビジョン：令和5年3月」の将来人口フレーム

本町は1975年以降、新興住宅団地や土地区画整理事業、道路交通インフラの整備等、居住環境の整備が進んだこともあり、急速に人口が増加してきましたが、近年ではその速度は緩やかになりました。今後は本町においても少子高齢化が進み、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、2015年以降減少することが見込まれていましたが、実際には、2015年から2020年にかけて総人口の増加がみられました。

また、今後は西原西地区土地区画整理事業や市街化調整区域の市街化編入、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺地域の開発等が予定されています。さらに目指すべき将来の方向に向か、公共下水道や浄化槽の整備や中央公民館等の施設整備等、都市基盤の整備を実施し、教育施設が集中する地域の特性を活かした産官学連携による産業の振興や地域住民が積極的に参加するまちづくりを推進することで、人口の増加を図ります。

以上を踏まえ、本町は令和42年（2060年）の目標人口を37,000人と設定し、今後の人口増加に向けて各施策の展開を図ります。



[出生の仮定]

2020年から2035年にかけて西原町の合計特殊出生率（2019年時点1.62）が段階的に人口置換水準まで上昇

[移動の仮定]

令和2年国勢調査の男女別・年齢5歳階級別純移動率が2020年以降同水準で継続、かつ下記2つの影響を考慮

- ①西原西地区土地区画整理事業の影響が及ぶ可能性があることから、過去の分析値を参考に2045年まで段階的に一定率を加算
- ②市街化区域の編入の影響が及ぶ可能性があることから、過去の分析値を参考に一定数を加算

2

3 注) この推計に使用している「国立社会保障・人口問題研究所推計」は、令和2年年国調ベースによる
4 最新推計（令和5年12月公表）の前の推計値（平成27年国調ベース）である。

5

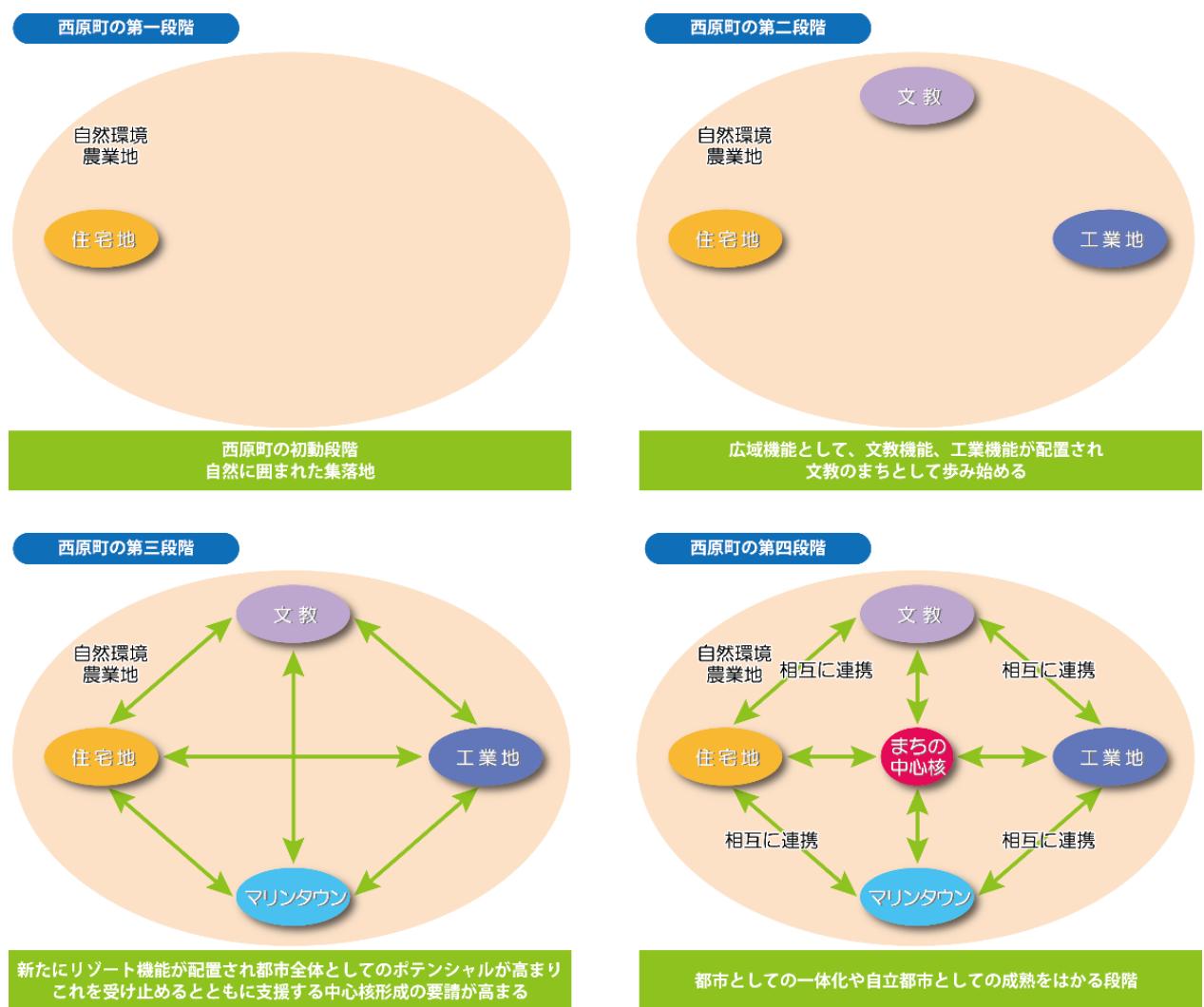
1 5. 将来都市構造

2 将来都市構造とは、町全域の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表わすことにより、将来の都市の
3 姿を分かりやすく描いたものです。

4 本計画では、以下の基本的な考え方により、都市機能が集積する「都市拠点」とこれらを有機的
5 に結ぶ「都市軸」等を設定し、将来都市構造を描きます。

6 (1) 都市形成過程と将来都市構成

7 本町においては、これまで「西原町都市計画マスタープラン（H24.3 策定 H29.12 部分改定）」
8 に基づきマリンタウンプロジェクトの促進及び中心核の形成（庁舎等複合施設整備、大規模商業店
9 舗の誘致など）を図り、第四段階までの整備に取り組んでいます。



35 図. 都市の形成過程と将来都市構造

5. 将来都市構造

1 第四段階の都市構造の実現にあたっては、町域はコンパクトではあるものの、東側市街地（中心
2 核）と西側市街地（サブ核）に分断され、中心核とサブ核のネットワークも脆弱であり、都市とし
3 ての一体性がないことと都市軸がないことが課題となっています。

4 令和 5 年 3 月の市街化区域編入により、これら東側と西側をつなぐ箇所が市街化を促進する地
5 域とされたこと、さらに主要地方道浦添西原線が事業進捗することなどを踏まえ、主要地方道浦添
6 西原線（旧道含む）を西原町の都市軸として位置づけ、都市の骨格（町の背骨）として強化し、こ
7 れを中心に将来都市構造を形成します。
8

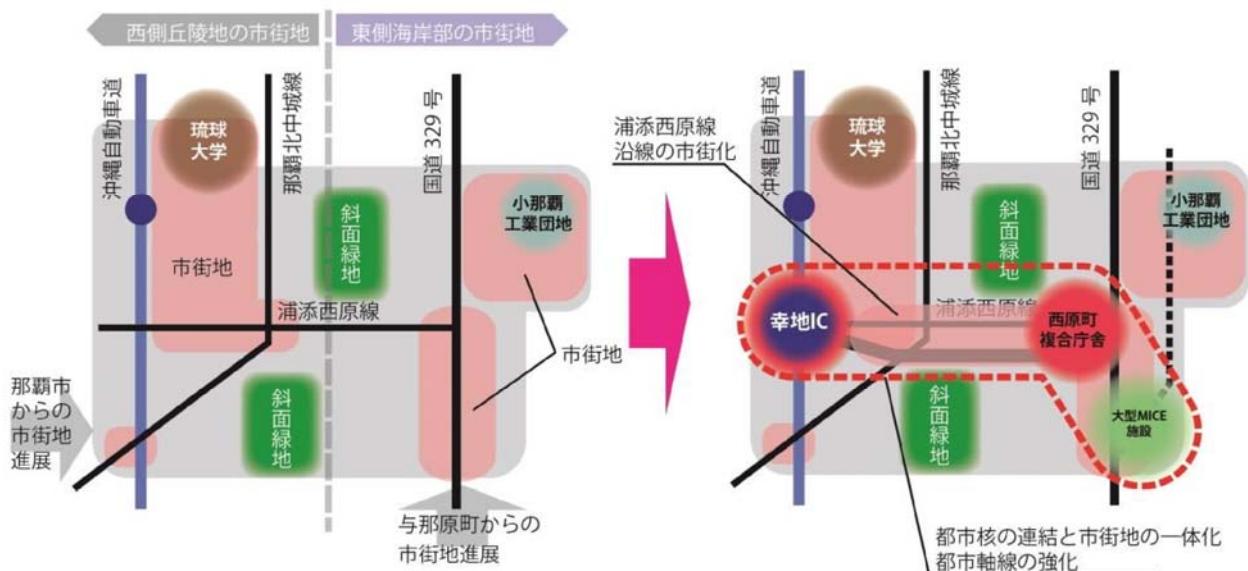


図. 現状の都市構造と目標とする将来都市構造

9

10

11

12

1 (2) 拠点と軸の配置

2 各地域の特性を活かしつつ都市としての一体性のあるまちづくりを推進し、「多様な交流を育み
3 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち－西原」を実現するため、「都市拠点」、「主なエ
4 リア区分」、「都市軸」及び「交通体系」を設定します。

5 ■ 都市拠点と主なエリア区分

6 特徴的な都市機能を有する地域で、「都市拠点」は、都市の一体性の確保や活力ある都市の形成
7 に資するとともに、多様な生活の場の中心的空間となる地域を「都市拠点」として位置づけます。
8 また、エリア区分は、以下の 5 つで構成します。

9 10 <都市拠点の配置>

11 都市拠点	配置方針と空間形成の考え方
12 中心核	○主要地方道浦添西原線（都市軸）と国道 329 号（生活軸）の交差部周辺 13 を『中心核』に位置付け、行政・文化・商業施設等が集積する「まちの顔」 14 としてふさわしい都市空間を整備します。
15 サブ核	○坂田交差点付近には、台地市街地の商業機能が集積しており、坂田交差 16 点の北西側では西原西地区土地区画整理事業を推進中です。西原インターチェンジの南西側に沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」が開業、沖縄 17 自動車道幸地インターチェンジの整備が行われています。 ○このことから、交通結節点や本町の玄関口、台地市街地の商業中心地としての役割を有する坂田交差点周辺から浦添市の境界を『サブ核』 18 に位置付け、中心核の商業機能を補完する都市機能を整備します。（交通 19 結節点）
20 交流拠点	○大型 MICE 施設やきらきらビーチ等の集客施設が集積するマリンタウン 21 地区には、国内外からの施設利用者が訪れ、また、周辺地域には宿泊・ 22 商業施設の立地を促進することで、新たな賑わいと交流が創出されま 23 す。このことから、町民や来訪者にとって、魅力的で利便性の高い「交流拠点」の形成を図ります。（交通 24 結節点）

25 <主なエリア区分>

26 主なエリア区分	配置方針と空間形成の考え方
27 文教エリア	○琉球大学や沖縄キリスト教学院大学・短期大学の周辺地域を『文教エリ 28 ア』に位置づけます。
29 マリンタウンエリア	○大型 MICE 施設が建設予定であり、商業機能や宿泊機能、ビーチや公園 30 等のレクリエーション機能等が集積する本町の観光・レクリエーション 31 の中心で、都市全体のポテンシャルを高める役割を担う地域として、中城 32 湾沿いのマリンタウン東崎を『マリンタウンエリ』に位置づけます。
33 市街地エリア	○中心核とサブ核の周辺に発展した市街地を『市街地エリ』に位置づけ 34 ます。
35 産業エリア	○小那霸工業団地の町道内間小那霸線から南側にスプロールした工場等や 36 西原浄水場、西原浄化センター等の公共施設が立地する中城湾沿いの工 37 業集積地及び東崎工場適地から内陸部に隣接する地域を『産業エリ』に 38 位置づけます。
39 環境保全・生産緑地 40 エリア	○町中央部に広がる傾斜緑地及び隣接する優良農地、町南部の運玉森を『環 41 境保全・生産緑地エリ』に位置付け、適正な保全・活用に配慮します。

1 ■ 骨格軸と交通体系

2 都市拠点間や主なエリアを有機的に結ぶ道路、緑地等及び河川は、交通機能や防災機能、うるお
3 いの空間など都市活動を支えるとともに、秩序ある都市形成と都市の個性を表現する「骨格軸」と
4 して位置づけます。また、「交通体系」は以下のとおりとします。

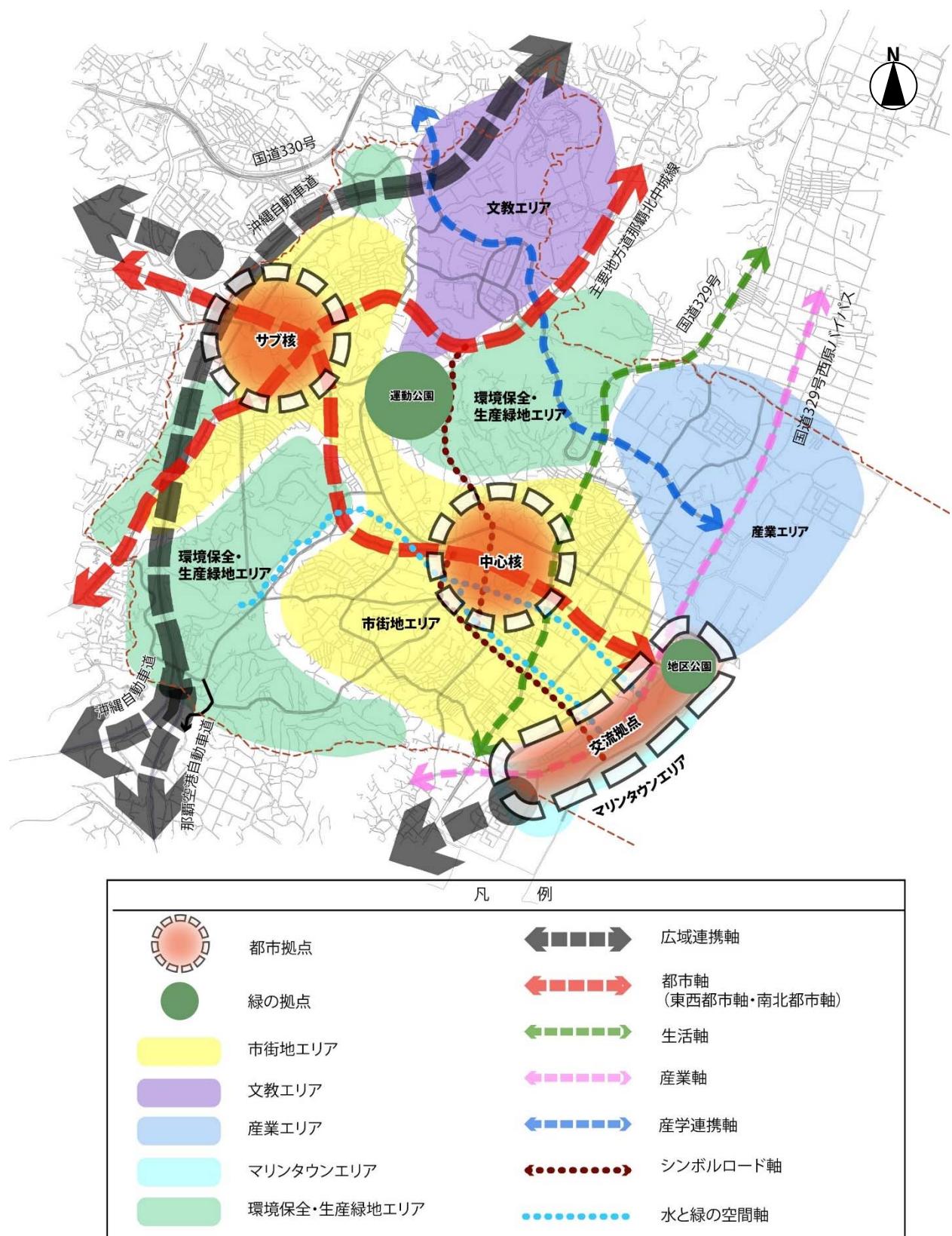
5 <骨格軸の配置>

骨格軸		配置方針と軸線整備の考え方
広域連携軸		○本島北部地域との広域連携や那覇空港へのアクセス性を高める沖縄自動車道を『広域連携軸』に位置づけます。
都 市 軸	南北 都市軸	○坂田交差点付近に位置付ける「サブ核」と「文教エリア」を結ぶ主要地方道那覇北中城線を『南北都市軸』として位置付け、まちの顔となる空間として整備します。
	東西 都市軸	○マリンタウン東崎を含む「交流拠点」と「中心核」、「サブ核」及び幸地インターチェンジを結ぶ主要地方道浦添西原線を『東西都市軸』として位置付け、都市の骨格（町の背骨）であることから、まちの顔となる空間として整備を強化します。
地 域 連 携 軸	産業軸	○「マリンタウンエリア」と「産業エリア」を結ぶ国道329号バイパスを『産業軸』に位置付け、円滑な交通流を確保するとともに周辺市町村へのアクセス機能を強化します。
	产学連携軸	○「文教エリア」と「産業エリア」を結ぶ県道宜野湾西原線を大学等の教育機関と企業が連携し、学術研究の振興並びに地域産業の振興・発展に資する『产学連携軸』に位置づけ、円滑な交流を促進します。
	生活軸	○沿道に商業集積が見られる国道329号を『生活軸』に位置付け、歩行者・自転車の安全に配慮し、背後の住環境に配慮した生活利便施設の集積を図り、魅力ある空間を創出します。
ア メ ニ テ イ 軸	シンボル ロード軸	○「マリンタウンエリア」から中心核、「文教エリア」を結ぶ町の中心部を縦貫し、町の歴史・文化を感じられる軸を『シンボルロード軸』と位置づけ、緑豊かな潤いある空間を創出します。
	水と緑の 空間軸	○自然環境に包まれた都市を形成するため、多自然川づくりを進める小波津川及び兼久川を『水と緑の空間軸』と位置付け、その保全・活用に配慮します。

6 <交通体系>

交通体系		配置方針と体系整備の考え方
公共交通		○町内から沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」への連絡性の向上を図るような道路施設整備を進めるとともに、交通結節点や町の玄関口としてふさわしい機能の強化や環境整備を図ります。
道路交通		○沖縄自動車道及び国道329号バイパス、主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線、県道宜野湾西原線を骨格とし、他都市及び主なエリア間の密接な連携と交流を可能とする道路網を形成します。

1 都市構造図



第 3 章

分野別構想

1. 土地利用・市街地整備の方針

■ 土地利用・市街地整備に関する基本方針

○ 活力あふれ良質な市街地形成に資する土地利用を目指します

- ・都市拠点や今後整備される骨格軸をはじめとする都市機能の配置、既存の都市基盤、地形など、土地利用の枠組みとなるものを踏まえつつ、きめ細やかな土地利用の更新を重ねることにより、多様な機能が集約し、安全・安心・快適で良質な環境を有する市街地を形成します。

○ 都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ることを基調とします

- ・無秩序な市街化を抑制し、斜面緑地や農地と市街地の調和のとれた土地利用を推進します。

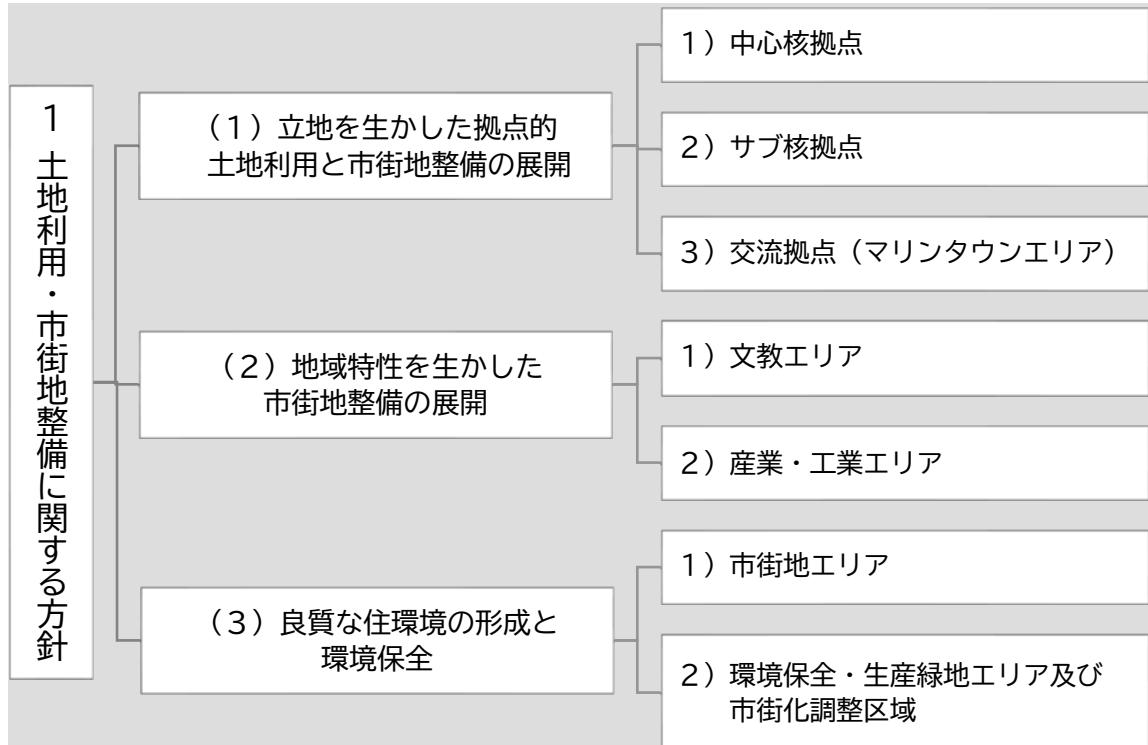
○ 市街化調整区域における開発については適切な運用に努めます

- ・市街化調整区域で行なう開発は、基本的に、都市活動に不可欠で、周辺における市街化を促進することがなく、かつ市街化区域内の計画的な土地利用の誘導に支障をきたさないよう配慮し、開発許可制度及び地区計画制度等によって適正に運用します。

○ 土地利用の用途が確定できない地区については土地利用検討地区として位置づけます

- ・市街化調整区域の開発等において、農用地であるところなどは農業者との調整が必要で土地利用の用途・範囲が現地点で確定することが困難であるため、方向性を示した上で土地利用検討地区として位置づけます。

■ 土地利用・市街地整備の方針体系図



1. 土地利用・市街地整備の方針

1 (1) 立地を生かした拠点的土地利用と市街地整備の展開

2 1) 中心核拠点

3 主要地方道浦添西原線と国道 329 号、シンボルロードに囲まれ、庁舎等を含む地区は『中心
4 核』として、行政機能や社会福祉機能、商業機能、文化・交流など高次な都市機能の集積を図り
5 ます。また、その周辺には優良な住宅地の配置を促進し、計画的で複合的な土地利用を誘導しま
6 す。

7 ① 公共・公益施設地

- 8 ・シンボルロードの沿道に、防災センター等の機能を備
9 えた庁舎を中心に、町立図書館や社会福祉センターと
10 一体となった「公共・公益施設地」を配置します。
11 ・「公共・公益施設地」の拠点性や利便性を高めるため、
12 近隣公園やシンボルロードなどの整備を進め魅力的
13 な都市環境を形成します。



西原町庁舎・町民交流センター

14 ② 中心商業地

- 15 ・旧庁舎用地とその南側に立地する既存の大型商業施設及び国道 329 号沿いの地区を「中心商
16 業地」に位置づけ、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図ります。
17 ・文化や情報発信、娯楽の機能も備えた賑わいのある商業拠点として機能を維持・拡充し、大型
18 M I C E 施設との連携を図りながら、町民の暮らしに利便性とうるおいを与え、かつ、観光商
19 業・宿泊施設用地と連携した取り組みを強化し、町外からの来訪者に本町の魅力を伝える空間
20 形成を目指します。
21 ・商業店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求
22 めるとともに、出店後も、賑わいや交流の場、地域コ
23 ミュニティの形成、防犯や美化活動への参加など町
24 民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。



サンエー西原シティ

26 ③ 低・中層住宅地

- 27 ・庁舎東側の中心核内にある住宅地は、小波津川沿いのうるおいと一体となったオープンスペー
28 スを活かしながら、利便性と快適性に富み、安心して暮らせる低・中層の住宅地とします。
29 ・整備にあたっては、市街地整備事業や地区計画等を活用するとともに、民間活力を有効に活か
30 し、良好な市街地環境の形成や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘
31 導します。

32 ④ 土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）

- 33 ・中心核の西側の後背地から西原南小学校周辺地域については、児童・生徒数の均衡や社会・経
34 済活動の現状及び将来の見通しを勘案し土地利用を検討します。また、現状が農振農用地とな
35 っている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今
36 後の土地利用のあり方について検討を進めます。

1 2) サブ核拠点

2 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺、幸地インターチェンジ周辺及び主要地方道浦添西原線の沿道地区を『サブ核』とし、本町の玄関口として、交通結節点にふさわしい拠点を形成します。また、『サブ核』に商業機能や文化・交流・行政等の都市機能の集積を図ります。

5 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」は、バスや自動車
6 から乗り換えのほか、幸地インターチェンジを利用した乗
7 り換えなど、域内外の多くの人に利用される交通結節点と
8 するため、駅前近辺に、パークアンドライドを含め多様な
9 乗り換え需要に対応する駐車場や送迎空間の確保を促進
10 します。



沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」

11 ① 近隣商業地

12 ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺から坂田交差
13 点付近に「近隣商業地」を配置し、「てだこ浦西駅」と一
14 体となった商業・業務地として、人々の溜まりや待ち合
15 いの場、一般事務所や金融、ホテル等の情報・生活関連
16 サービスを主体とする商業・業務ビル等の誘致を図ります。
17 また引き続き、台地部の生活を支える商業地として
18 「中心核」の商業地を補完するものとします。



西原西地区土地区画整理事業完成予想図
〔浦添西原線 坂田交差点から浦添向け〕

19 ② 中・高層住宅地

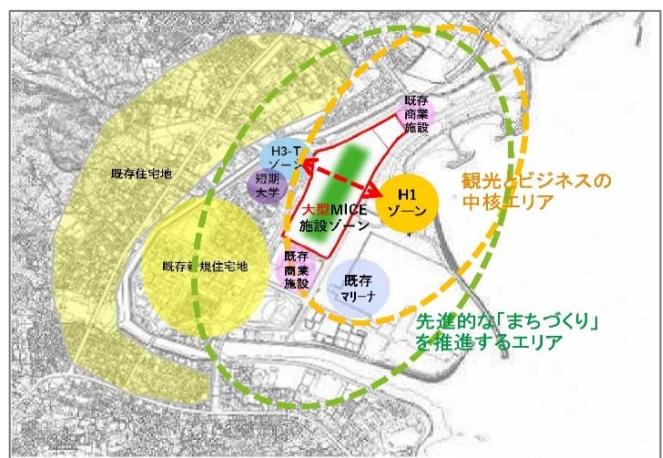
20 ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」やその周辺に商業機能など利便性に富む中・高層を主体
21 とする住宅地を配置します。

22 ③ 土地利用検討地区（徳佐田地区・幸地地区）

23 ・沖縄自動車道と沖縄都市モノレールが結節する幸地インターチェンジ周辺及び沖縄都市モノ
24 レール「てだこ浦西駅」周辺地区については、人流・物流の要衝として、広域交通の高いポテ
25 ンシャルを有していることから交通結節点として相応しい土地利用を検討します。また、現状
26 が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定
27 ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

28 3) 交流拠点（マリンタウンエリア）

29 中城湾沿岸にあるマリンタウン地区を
30 「マリンタウンエリア」とし、東海岸地域
31 におけるスポーツコンベンション拠点の
32 形成を推進するとともに商業機能や宿泊
33 機能、レクリエーション機能等が集積す
34 る多様な交流拠点の形成を図ります。



マリンタウンエリアの整備コンセプト 出典：沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業 基本計画(案)

1. 土地利用・市街地整備の方針

① 近隣商業地

- ・交流拠点となるマリンタウンエリア及びその後背地を含む中心商業地までの沿道を近隣商業地と位置づけ、大型M I C E 施設やきらきらビーチなどの施設利用者を含む観光客や地域住民の消費活動を促進させる、賑わいと魅力ある商業機能の誘導を図ります。
- ・マリンタウンエリアは、本町南側に隣接する与那原町にもわたることから、与那原町域との機能分担を図りながら一体的に魅力を高めていきます。また、バス等の公共交通網や電動シェアサイクル等の新たな交通手段の充実によりアクセス性の向上や中心核及び周辺観光拠点との連携強化を図ることにより相乗的・持続的な発展を目指します。

② レクリエーション・レジャー施設用地

- ・マリンタウンエリアの海岸沿いは、今後も、ウォーターフロントにある立地条件や美しい海、海水浴場、公園・緑地等の資源を活かしながら、M I C E 来場者を含む観光客や地元住民にとって便益性の高いレクリエーション交流機能の魅力化を図り、近傍の商業・業務施設と一体となった複合的な都市機能を有する賑わいの形成を図ります。



きらきらビーチ

③ 観光商業・宿泊施設用地

- ・マリンタウンエリアの後背地にある国道 329 号与那原バイパス及び主要地方道浦添西原線の沿道は、M I C E 来場者の利便性を高める観光商業・宿泊施設等の立地を推進することで、国際性に富む「観光・商業ゾーン」の形成を促進させ、交流拠点の機能を補完し、同エリアと一体的な賑わいと多様な交流の創出を図ります。
- ・なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区として、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

④ 低・中層住宅地

- ・マリンタウンエリアの後背地南側には、低層・中層の魅力的な住宅地を配置します。また、道路整備に伴う沿道用途変更及び地区計画等の検討を図ります。
- ・近傍には交通ターミナルの建設が予定されており、通勤や通学等における交通結節点となることから、利便性、快適性をあわせもつ住宅地として良好な環境を維持します。

31 (2) 地域特性を生かした市街地整備の展開

32 1) 文教エリア

33 町北部の琉球大学周辺地区を「文教エリア」とし、琉球大学を中心に、文教のまちとしてふさ
34 わしい文化的な環境と風格を有する地区の形成を図ります。

35 ① 教育施設用地

- ・町北部の琉球大学周辺からキリスト教学院大学・短期大学にかけての地区は、大学や県立埋蔵

1 文化財センター等が集積し、多くの情報や知識を活かした文化・交流の場として利用する「文
2 教ゾーン」を配置し、大学等の施設を利用したシンポジウムやワークショップの開催、多様な
3 人的交流の拠点として、環境整備を積極的に進めます。



琉球大学



沖縄キリスト教学院大学



県立埋蔵文化財センター

- 7 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」との連絡性を高めることにより、文教ゾーンとして拠点
8 機能の強化を図ります。また、地区計画の活用等により、市街地環境の改善や都市景観の向上
9 に資する計画的な土地利用を誘導します。

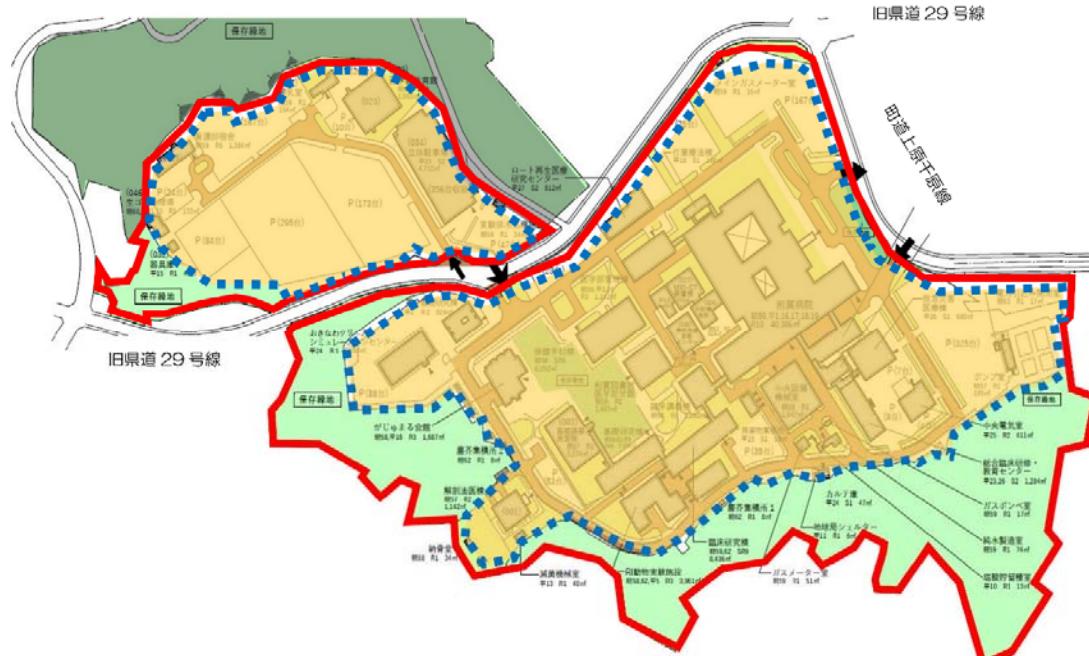
② 近隣商業地

- ・県道宜野湾西原線と主要地方道那覇北中城線交差部にある既存の商業集積地は、大学や周辺住宅地をサービス対象とする近隣商業地とします。

③ 土地利用検討地区

- ・琉球大学医学部・病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みます。

■琉球大学医学部・病院移転跡地対象地（面積：17.6ha）



注) 青点線内は平面地、緑部分は斜面緑地 出典：琉球大学

1. 土地利用・市街地整備の方針

1 2) 産業エリア

2 臨海地域北部の工業系市街地には、既存の工業集積を活かすとともに、既存市街地内に点在する工場等の集約を図りつつ、新たなものづくりや研究開発機能を中心とする「産業エリア」を形成します。

5 ① 港湾施設用地、公共・公益施設用地

- 6 ・港湾施設用地である西原船だまりについては、良好な管理運
7 営と有効利用を進めるとともに、実情に応じた建築物や構築
8 物を立地誘導することにより、適切な土地利用を図ります。
9 ・沖縄県西原浄化センター（みずクリン西原）は、西原町、与
10 那原町、南城市（佐敷）、中城村の4市町村から下水を受け
11 入れる重要な施設であることから、その機能が十分発揮でき
12 るように努めます。
13 ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重
14 瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸地区
15 が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整
16 備を推進します。



西原船だまり・
沖縄県西原浄化センター

17 ② 工業地

- 18 ・当該工業地は、県都那覇市との近接性や空港へのアクセス的な優位性などを活かした既存産業
19 の高度化・複合化を目指すとともに、文教地区との連携を図った研究開発機能等の集積、先端
20 的な環境技術の移転などにより、国際貢献も視野に入れた産業集積を目指す地区として、段階的・計画的に必要な規模を確保します。



31 工業地遠望

- 32 ・良好な事業環境を支える基盤施設の整備を進め、活力ある臨海部を形成します。
33 ・国道329号西原バイパス事業に伴う移転先地確保のため工業地拡充に取り組みます。
34 ・事業所の緑化を促進するとともに、土地利用転換の機会をとらえた緑地やオープンスペースの
35 創出を誘導し、中城湾やそれに注ぐ河川の水と緑を活かした環境づくり、防災性の向上等に努
36 めます。

- 1 ・大規模な土地利用転換が発生した場合は、既存産業の高度化や新産業の創出等をめざす施策との協調や緩衝緑地機能の向上、水と緑の環境創出、地域防災性の向上、周辺との調和といった観点から、計画的誘導を図ります。
- 2 ・町内に点在する既存の工場等については、周辺環境への影響を考慮し、産業ゾーンへの積極的な移転・集約を図ることで、より高度な産業エリアの形成に努めます。
- 3 ・物流倉庫等の物流関連企業用地や商業施設をはじめとした施設用地の需要が高まっており、これらのニーズに対応した農村集落環境や自然環境と調和のとれた土地利用を図りつつ、良好なまちづくりの前提となる下水道や都市公園の整備の推進などの都市基盤の整備や停電しにくい環境づくりを含め経済基盤の強化を促進します。
- 4 ・県内産業の更なる振興を図るうえで、県内製造業等の規模拡大・高度化の推進を図り、更なる競争力の強化や臨空・臨港型産業の集積のためには、産業用地の確保が課題となっていることから、他産業との土地利用の調整を図りながら、計画性のある産業用地の確保に向けた取組を支援していく必要があります。
- 5 ・なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区として、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

(3) 良質な住環境の形成と環境保全

1) 市街地エリア

① 中心核を取り囲む平地部の既存住宅地（低・中層住宅地）

- 2 ・中心核を取り囲む既存市街地には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。
- 3 ・住宅地に工場等が混在する地区では、工場の操業環境の維持・向上と居住環境の調和を目指すとともに、必要に応じて、工場等の建物更新時期等にあわせた再配置等を促進します。
- 4 ・町民生活の質の向上や街並み景観の改善、防災性の向上などを図るため、老朽化した住宅の建て替え促進や狭い道路の解消等を順次進めるとともに、町民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



上原高台公園より市街地を望む

② 主要地方道那覇北中城線周辺の台地部の住宅地（低・中層住宅地）

- 2 ・主要地方道那覇北中城線の沿道には、幹線道路を活かし、沿道利用型の土地利用を図り、その周辺地域には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。

③ 本町西部の住宅地（中・高層住宅地）

- 2 ・本町西部に立地している既存の高層住宅地は、那覇市内の団地との連続性や一体性を保ちながら、居住環境の維持・向上を図ります。

1. 土地利用・市街地整備の方針

④ 計画的整備進行地（低・中層住宅地）

- 上原棚原地区や土地区画整理事業を進めている西原西地区においては、引き続き生活利便施設と優良な低・中層住宅地が複合した計画的な土地利用を促進し、良好な市街地環境や都市基盤の整備、美しい景観づくり等を目指します。



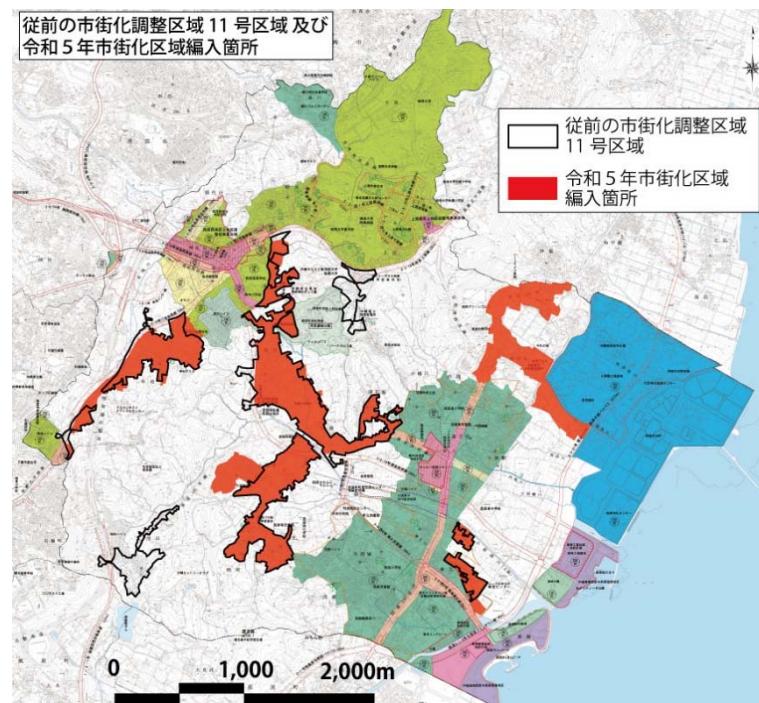
西原西地区土地区画整理事業（事業中）



上原棚原土地区画整理事業（完了）

⑤ 市街化調整区域 11号区域*から市街化区域編入された集落地等（低・中層住宅地）

- 令和5（2023）年、市街化調整区域内の11号区域であった集落地が市街化区域に編入されました。このことによって、建築制限が緩和され、用途地域で許容される建築物の建設も可能になりました。
- 自然との調和や良好なコミュニティなどの環境面の良好さはあるものの、住宅の老朽化や密集の問題、狭隘な道路という問題が地域の課題として挙げられています。
- それらの解消と環境保全に向け、地域の実情に合わせて、道路の改良、交通規制の検討、建築物の用途規制（地区計画の検討）等に取り組んでいくものとします。
- なお、従来の11号区域にとどまらず、集落地において同様の課題を抱える箇所については、上記の環境整備方針を検討していくものとします。



従前の市街化調整区域 11号区域及び R5 市街化区域編入箇所

注*) 市街化調整区域 11号区域：都市計画法34条の規定により、市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗（延床面積150m²まで）などが立地可能となる区域。

1 2) 環境保全・生産緑地エリア及び市街化調整区域

2 ① 地域資源に恵まれた町の特長を伸ばす土地利用を目指します

3 ・自然環境や歴史的環境といった地域資源の適正保全と、都市にうるおいを与える緑空間の創出
4 を図ります。また、斜面緑地と農地に恵まれた本町の特長を活かし、町の個性を伸ばす土地利
5 用を目指します。

6 ・良好な環境を有し、西原町らしさとなっている斜面緑地は極力保全するとともに、自然観察や
7 散策等自然とのふれあいの場として活用を検討します。

8 ・農地については、極力農地の保全に努めるとともに、先端農業技術の導入や熱帯果樹園等の整
9 備、作物の流通方式の見直しなど農業の活性化とあわせた活用形態の転換を適宜進めることに
10 より、限られた土地の有効活用を図ります。

11 ② 自然環境と調和した良好な集落地及び既存団地環境を維持します（既存集落地）

12 ・既存集落地及び既存団地については、斜面緑地や農地との調和に配慮しつつ、狭い道路の解
13 消等による生活環境の改善や集落地・団地景観の保全を図ります。

14 ・歴史的変遷の中で形成された集落地は、農地風景の中に点在するのどかなゆとりある住宅地と
15 して、基本的に、現況の形態を保持していくものとし、無秩序な宅地化は極力抑えていくもの
16 とします。

17 ・既存集落の整備にあたっては、周辺の緑地や農地等の自然環境との調和を図りながら、狭い
18 道路の整備や角地等を活用した憩いの場の設置などにより居住環境の改善を促進します。

19 ③ 市街地以外への都市機能配置等には、慎重かつ適正に対応します

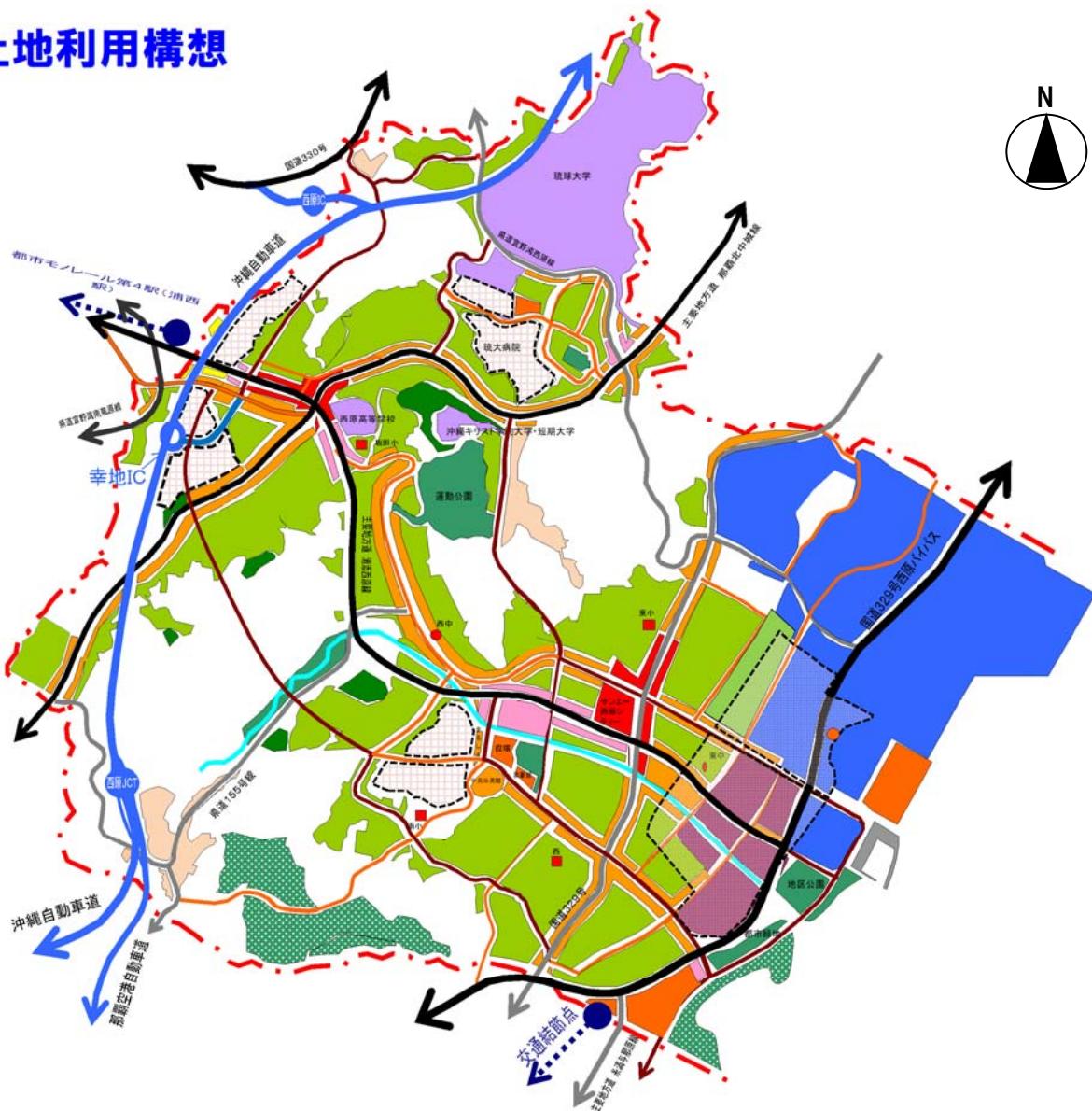
20 ・都市活動に必要であるが市街地内になじまない機能、主要プロジェクトの整備効果を享受して
21 いく上で必要不可欠な機能など都市機能の配置については、市街地内の土地利用誘導に支障
22 をきたさないよう配慮しながら適正に対応します。

23 ・市街化調整区域内は市街化の抑制を基本とし、幹線道路の沿道等で、建築が無秩序に進行する
24 可能性がある地区については、健全な都市環境の維持及び形成を誘導していきます。

25 ④ 市街化調整区域における地区計画制度の適用

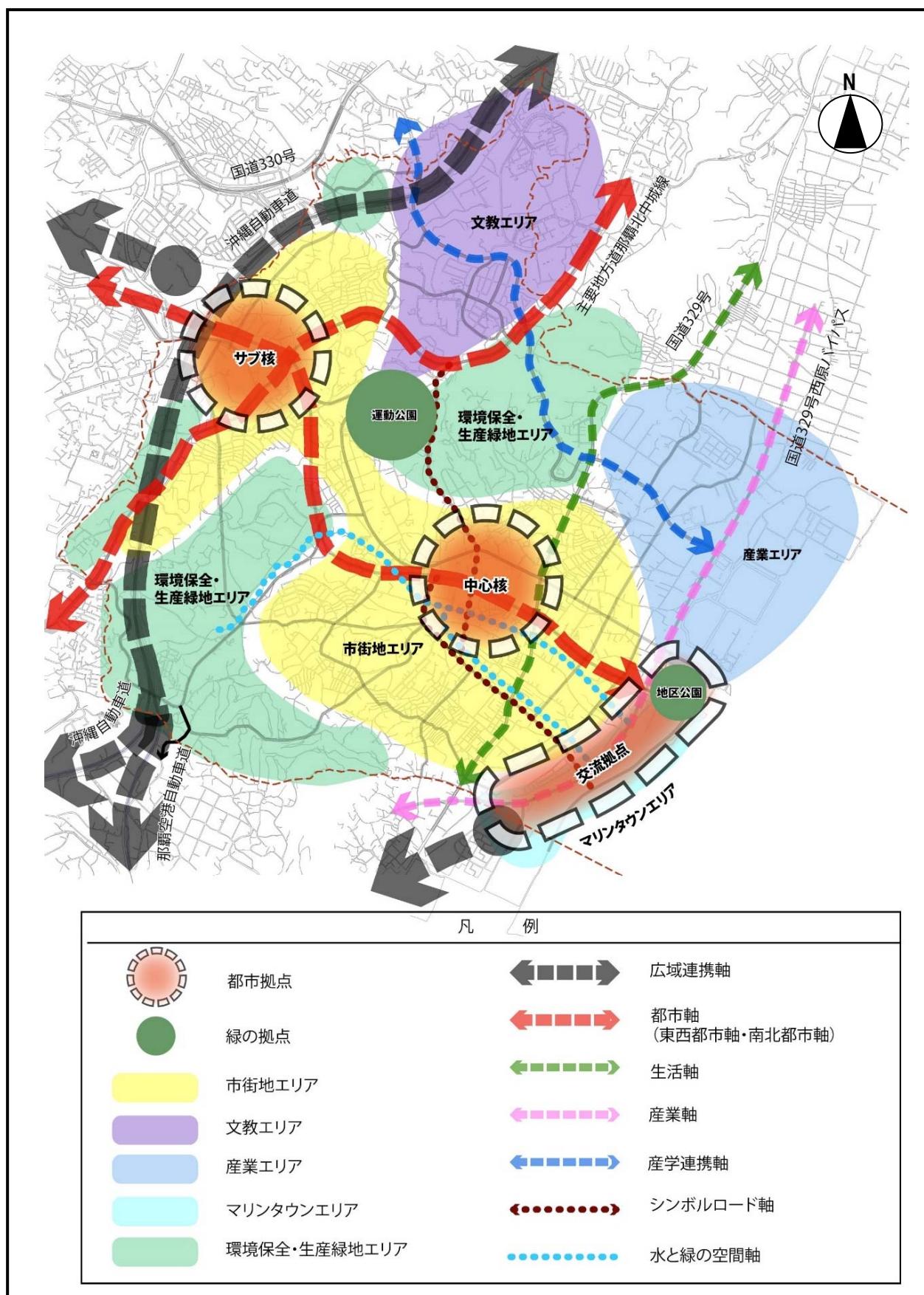
26 ・市街化調整区域における地区計画制度は、住民などにとっての良好な市街地環境の形成又は保
27 持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であ
28 ることから、社会・経済活動の現状及び将来の見通しを踏まえ地区を選定し誘導していきます。

土地利用構想



凡 例			
	低・中層専用住宅地	—	主要幹線道路
	中・高層専用住宅地	—	都市レベル幹線道路
	中心商業地	—	地区レベル幹線道路
	近隣商業地	—	補助幹線道路
	観光商業・宿泊施設用地	—	沖縄自動車道
	レクリエーション・レジャー施設用地	●	軌道系公共交通機関等及び駅
	沿道利用型施設用地	■ ●	小・中学校
	工業地	●	公共公益施設
	公共公益施設用地	■	港湾施設用地
	教育施設用地	—	河 川
	既存集落地	■	公 園
	農地・傾斜綠地	■	綠 地
	土地利用検討地区		

【参考：将来都市構造図（再掲）との対応】



2. 交通体系に関する方針

■ 交通体系に関する基本方針

○ 町の活力向上を図るため広域アクセス機能を維持・強化します

・町経済の持続的な発展に向けては、周辺都市等と多様な交流・連携を図ることが必要です。そのため、広域アクセス機能の維持・強化に努めます。

○ 地域連携型の都市形成に資する交通体系を形成します

・都市拠点（中心核、サブ核）と文教、観光、産業、自然、居住地等の有機的に連携する交通体系を整備し、まとまりある都市を形成します。

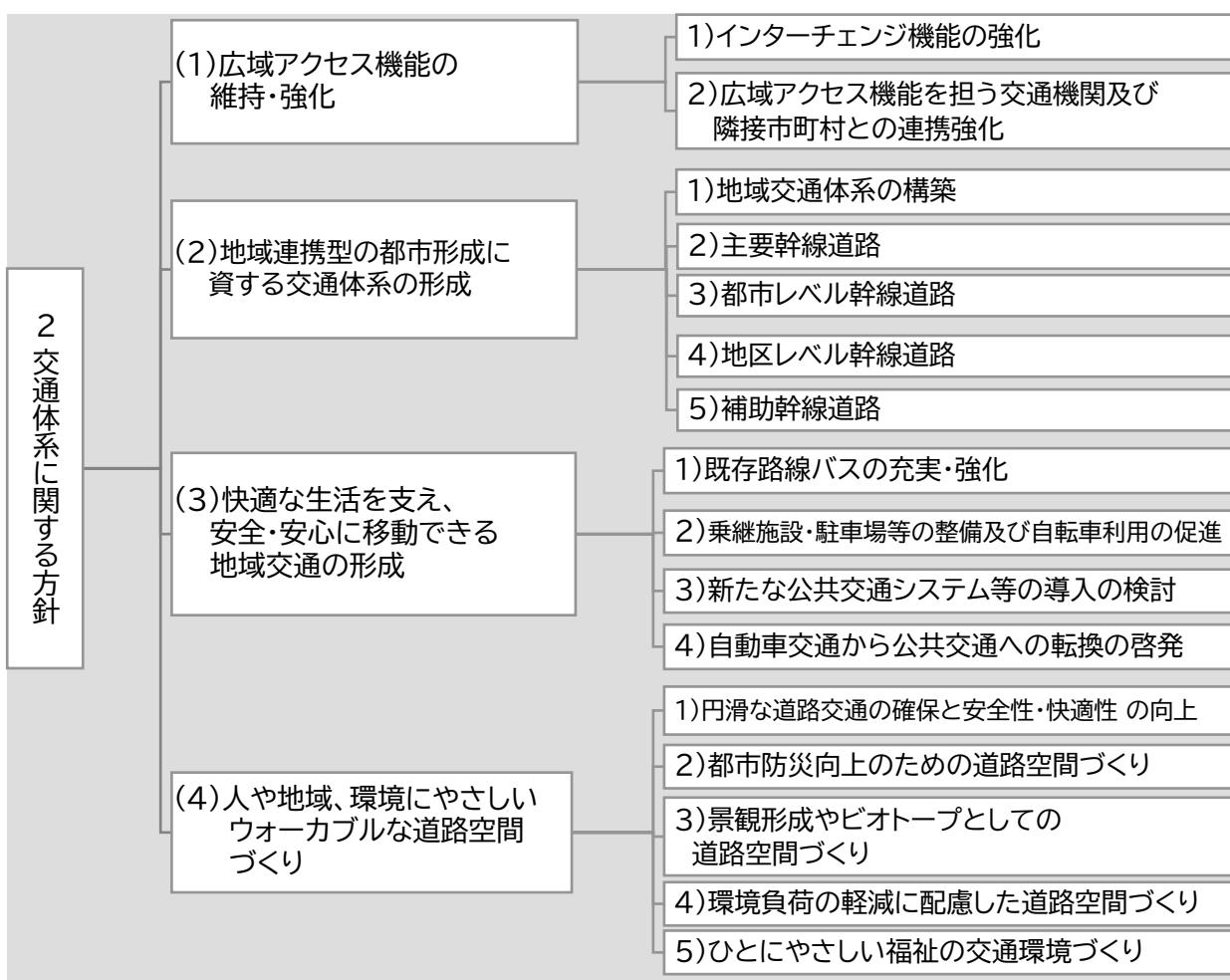
○ 快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成を目指します

・高齢化への対応や地球環境問題への対応、渋滞の解消など、様々な利点がある公共交通を軸とした新たな交通体系を確立します。実現に向けては、沖縄県総合交通体系基本計画の取り組み動向を注視し、交通事業者等との協力を得ながら、「地域公共交通計画」の策定を検討します。

○ 人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間をつくります

・高齢者に配慮した歩行空間の確保や本町らしい景観づくり、オープンスペースの確保、災害に強いまちづくりなど、人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間を創出します。

■ 交通体系に関する基本方針体系図



1 (1) 広域アクセス機能の維持・強化

2 1) インターチェンジ機能の強化

- 3 ・町西部に沖縄自動車道が縦貫し沖縄市や名護市と本町を結んでいるほか、町南西部の西原ジ
4 ャンクションで那覇空港自動車道と分岐し、那覇空港へ連絡しています。
- 5 ・また今後は、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」の開業に伴って、那覇市との近接性はさ
6 らに高まり、観光客の増大など様々な効果がもたらされることが期待されています。
- 7 ・幸地インターチェンジの周辺道路の機能向上を図り、高速道路網と一般道路との結節機能を
8 強化します。また、沖縄都市モノレールをはじめ各種の公共交通機関との連絡性向上を図り
9 ます。
- 10 ・特に、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」に隣接するパークアンドライドの整備により、
11 今後は本島北部からのアクセス増加が見込まれることから、幸地インターチェンジと沖縄都
12 市モノレール「てだこ浦西駅」を結ぶアクセス道の整備を促進します。



13 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」及び幸地インターチェンジ周辺整備計画図

15 2) 広域アクセス機能を担う交通機関及び隣接市町村との連携強化

- 16 ・国や県、周辺市町村などと連携しながら、那覇空港や沖縄都市モノレール、沖縄自動車道、
17 主要幹線道路など広域アクセス機能を担う交通機関等を利用しやすい環境とすることを検
18 討します。
- 19 ・国道329号西原バイパス及び主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線の機能を充
20 実させ隣接市町村との連絡強化を図ります。
- 21 ・周辺市町村と連携した体系的な幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、大型M I

2. 交通体系に関する方針

C E 施設の開業に伴う将来交通量の増大に対応した広域交通体系の構築を推進します。マリンタウン MICE エリアにおける大型 MICE 施設を中心とした賑わいのあるまちづくりや、東部海浜開発計画地におけるスポーツコンベンション拠点およびビーチフロント観光の形成に向けた取組が進められている中で、那覇市を中心とする都市地域から今後人口増加が見込まれる本島東海岸までの東西を結ぶ公共交通の定時性の向上や地域交通の持続的な運用、利便性の向上に向けた取組を促進します。

- ・都市拠点や各エリア間の移動を支援するため、沖縄都市モノレールの更なる延伸や既存バス路線などを含めたフィーダー交通ネットワークの構築などを検討し、誰もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。

(2) 地域連携型の都市形成に資する交通体系の形成

1) 地域交通体系の構築

- ・国道 329 号及び主要地方道浦添西原線、主要地方道那覇北中城線、県道宜野湾西原線のネットワークにより本町の「内環状道路ネットワーク」を形成し、都市の内側で発生集中する交通を円滑に処理するとともに、中心核及びサブ核、文教ゾーンといった主要な拠点間のアクセス向上を図ります。
- ・国道 329 号西原バイパス、県道宜野湾西原線、地区レベル幹線道路等のネットワークにより本町の「外環状道路ネットワーク」を形成し、サブ核及び文教エリア、産業エリア、マリンタウンエリアといった主要な拠点や各集落を結ぶ交通体系とともに、中心核など市街地で発生集中する交通の分散を図ります。

表. 西原町の交通体系（道路のネットワーク）

区分	対象	ネットワークの機能と役割
内環状道路 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・国道 329 号・主要地方道浦添西原線・主要地方道那覇北中城線・県道宜野湾西原線	<ul style="list-style-type: none">・都市内側で発生集中する交通を円滑に処理する道路・2つの核と2つの主なエリアを連絡・エリア間の連携とアクセス性向上
外環状道路 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・国道 329 号西原バイパス・県道宜野湾西原線・地区レベル幹線道路の一部 (都計道路浦西停車場線、県道 155 号線、町道翁長徳佐田線、町道森川翁長線、その他町道)・町道内間・小那覇線	<ul style="list-style-type: none">・市街地から発生・集中する交通を分散・サブ核及び文教エリア、産業エリア、マリンタウンエリアといった都市拠点間の連携強化・都市拠点と周辺集落の連絡強化、地区間連携・交流の促進

2) 主要幹線道路

- ・国道 329 号西原バイパス、主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線は、都市の骨格となる「主要幹線道路」に位置づけます。
- ・マリンタウンエリアや工業団地を通る産業軸及び町の骨格をなす国道 329 号西原バイパスの、さらなる機能強化の検討を進めます。
- ・沿道の土地区画整理事業等によって交通量のさらなる増加が見込まれる主要地方道那覇北中城線については、需要が増加する時期を見極めながら機能強化を促進します。

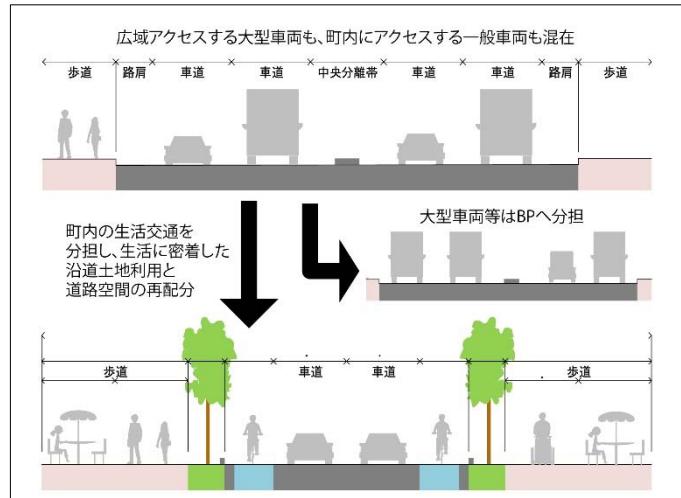
1 現県道38号線は、市街地の開発状況や地域の交通混雑状況などを勘案し、主要地方道浦添
2 西原線のバイパス整備を促進します。当該路線は、平地部・臨海部と台地部を結ぶ避難路と
3 なることから、町民が安心して暮らせるまちづくりを実現する上でも重要です。また、この
4 道路は、中心核やサブ核周辺の整備と関連が大きいことから、その面的整備時期も勘案しな
5 がら、早期の整備を求めていきます。

6 3) 都市レベル幹線道路

7 ・国道329号及び県道宜野湾西原線、
8 県道糸満与那原線、県道155号線、
9 町道内間・小那覇線、池田・大名
10 線は、主要幹線道路を補完する
11 「都市レベル幹線道路」に位置づ
12 けます。

13 ・国道329号は、国道329号西原バ
14 イパス整備により通過交通等は
15 減少すると考えられることから、
16 車や歩行者の交通量や沿道利用
17 状況等を勘案し、使いやすい幅員
18 構成に見直すなど、必要に応じた
19 改修整備を促進します。

20 ・県道糸満与那原線は、建設計画がある交通ターミナルに隣接することから、公共交通等によ
21 る周辺市町村とのアクセスを担う道路として適正な維持・管理を促進します。



人を中心とした道路空間配分
出典：国土交通省資料より整理

22 4) 地区レベル幹線道路

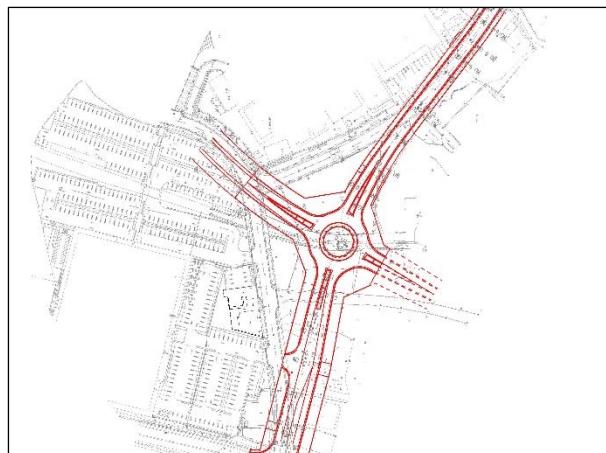
23 ・各地区に下記の機能を享受する上で、特に重要な道路を「地区レベル幹線道路」と位置
24 づけ、機能の強化を図ります。

- ① 地区間連携を促進する環状ネットワークを構成する道路
- ② 地区内交通を円滑に都市レベル幹線道路に誘導する道路
- ③ 地区内から、都市拠点や主要交通結節点（幸地インターチェンジ、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」等）へのアクセス性を高める道路
- ④ 地区から、避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路

25 ・町道翁長徳佐田線は、西原西地区の中央軸として早期整備を進めるとともに、幸地インターチェンジへのアクセス道路として機能を高めるため、町道森川翁長線の整備を推進します。
26 ・都計道路棚原東線は、文教エリアから沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」方面のアクセス性を高める道路として機能の維持を図ります。また、県道宜野湾西原線と町道森川翁長線を結ぶ町道森川3号線、産業エリアから国道329号を東西に結ぶ町道内間・小那覇線は、産業エリアや文教エリアから西原インターチェンジ方面へのアクセス性を高める道路として機能整備を図ります。

2. 交通体系に関する方針

- 1 ・シンボルロードにかかる都計道路呉屋
2 安室線（新設）、都計道路兼久安室線（拡
3 幅）の交差部である安室交差点は安全性
4 の確保と円滑な交通確保のため、ラウン
5 ドアバウト化を図ります。
- 6 ・町道小那霸マリンタウン線（県道 38 号
7 線の一部）は、中心核周辺に広がる市街
8 地エリアの北部住宅地を横断し、マリン
9 タウンエリアや避難路となる国道 329
10 号等へのアクセスを担う道路として整
11 備済みであるため、機能の維持に努めま
12 す。
- 13 ・臨港道路 1 号線は、マリンタウンエリア内を縦貫し与那原町へ至る縦軸として機能の維持・
14 増進を図ります。また、町道東崎線は、シンボルロード及び町道小那霸マリンタウン線（県
15 道 38 号線の一部）とともに、
16 マリンタウンエリア内をラダ
17 ー状に結ぶ横軸として整備済
18 みであることから適正な維持・
19 管理を図ります。
- 20 ・その他の環状ネットワークを構
21 成する主な町道は、地区間の連
22 携や交流を促進する道路とし
23 て機能の増進を図ります。



安室交差点ラウンドアバウト計画図



シンボルロードイメージ

5) 補助幹線道路

- 24 ・住区の骨格を形成する主な町道を「補助幹線道路」に位置づけ、機能の維持・増進を進めることで、区画道路からの交通を効率よく安全に幹線道路へ誘導します。また、幹線道路からの交通を区画道路へ分散します。
- 25 ・バスなど公共交通の利用促進を図るとともに、植
26 樹やポケットパーク（辻広場）を利用した緑地の
27 配置等により、アメニティ性の高い都市空間を創
28 出します。
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37



ポケットパーク事例（浦添市屋富祖）
昭和 63 年度手づくり郷土賞
出典：沖縄総合事務局

表. 道路区別の機能と整備方針と配慮すべき機能

区分	対象	交通機能	整備方針・配慮事項等
広域幹線	・沖縄自動車道	・自動車の広域交通を大量かつ高速に処理する	・沖縄自動車道からモノレールへの転換を促進し那覇都市圏の渋滞緩和(ハシゴ道路ネットワークの構築)
主要幹線道路	・国道329号西原バイパス ・都計道路幸地インター線 ・主要地方道浦添西原線 ・主要地方道那覇北中城線	・都市圏内の道路網の基幹部分を形成する道路 ・周辺市町村や町内の都市核・拠点間を連絡し、各地区の交通を集約して処理する道路	・国道329号西原バイパスの産業道路機能の付加(産業ゾーンの縦断) ・まちづくりと関連する路線として整備の早期実現 ・主要地方道那覇北中城線の早期整備の実現 ・沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消 ・歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化 ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・防災空間の形成に配慮 ・災害発生時の避難・誘導に資する道路として整備促進
都市レベル幹線道路	・国道329号 ・県道宜野湾西原線 ・県道糸満与那原線 ・県道155号線 ・町道内間・小那覇線 ・町道池田・大名線	・主要幹線道路を補完する都市内の骨格道路	・沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消 ・歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化 ・道路緑化や歴史を感じる空間づくりなど、景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・防災空間の形成に配慮
地区レベル幹線道路	・シンボルロード (都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路吳屋安室線、仮称町道与那城小橋川線) ・都計道路棚原東線 ・町道翁長徳佐田線 ・町道森川翁長線 ・町道森川1号線 ・町道小那覇マリンタウン線 (県道38号線の一部含む) ・臨港道路1号線 ・町道東崎線 ・外環状道路ネットワークを構成する町道	・地区に下記機能を享受する上で特に重要な道路 ①地区間の連携促進 ②地区内交通の円滑誘導 ③都市拠点や交通結節点(西原IC、新駅等)へのアクセス促進 ④避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路	・シンボルロードは道路緑化によりうるおいある空間を創出 ・都計道路兼久安室線、都計道路吳屋安室線)の安室交差点のラウンドアバウト化を推進 ・各地区から、西原インター・エンジや沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」へのアクセス、中心核、マリンタウンエリア等へ向かう交通を円滑に誘導するため、交通量に即した機能整備、沿道の環境整備等を推進 ・外環状道路ネットワークを構成する町道は、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
補助幹線道路	・県道38号線の現道区間 ・住区の骨格を形成する主な町道 ・兼久・小那覇間の骨格を形成する道路	・各地区から発生集中する交通を円滑に幹線道路へ誘導する道路 ・アクセス機能、バス利用促進機能、アメニティ機能等を有する道路	・既存道路の有効活用と機能の維持・増進 ・歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間整備 ・緑地の配置等によるアメニティ性の向上 ・住宅、工業及び商業が接する町道については、緩衝、修景機能に配慮
区画道路	・街区内の交通を集散させるとともに宅地への出入交通を処理する日常生活に密着した道路		・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう、路面標示等の安全施設の設置や歩車分離

2. 交通体系に関する方針

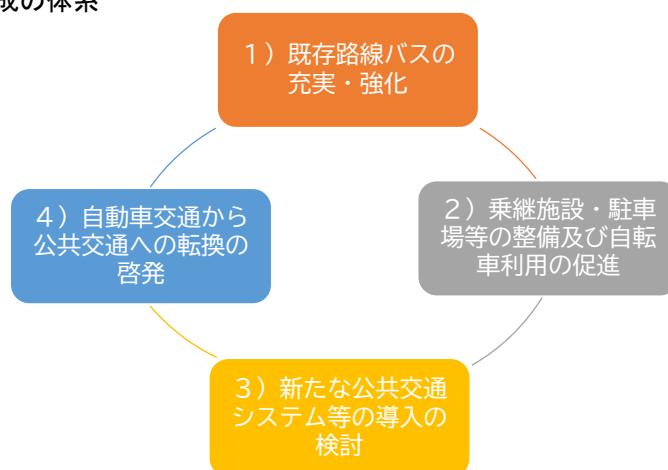
1 (3) 快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成

高齢化が進展する中、町民の生活を支える交通手段として公共交通の利便性向上が求められています。そのため、誰もが安心して移動できる環境として公共交通を安定的に維持していく必要があることから、1) 既存路線バスの充実・強化、2) 乗継施設・駐車場等の整備及び自転車利用の促進、3) 新たな公共交通システム等の導入の検討、4) 自動車交通から公共交通への転換の啓発により、地域公共交通の推進に取り組みます。

また、沖縄の気候風土に配慮し、緑陰を創出する街路樹を積極的に配置することで、歩行環境を快適なものにして公共交通の利用を促進します。

地域公共交通の実現にあたっては、地域住民の意向及び交通事業者の協力が欠かせないため、「地域公共交通計画」の策定を検討する中で取り組んでいくものとします。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の設置に向けて取り組みます。

■地域公共交通形成の体系



1) 既存路線バスの充実・強化

- 本町の地域公共交通は路線バスにおいて維持されていますが、サービス水準（便数や運行時間など）や公共交通空白地帯が存在していることからさらなる利用環境の向上を推進します。
- 路線バスを安定的に維持し、サービス水準を向上させていくために、バス需要が多い地域へのルート延伸、便数の調整などによる利便性の向上、沖縄都市モノレールやバス間の乗継機能の強化により、路線バス交通の質的充実に取り組みます。
- 公共交通空白地帯に対しては、路線バスの新規ルートの可能性の検討及び福祉バスやデマンドシステム等の新たな公共交通システムの検討を行います。

2) 乗継施設・駐車場等の整備及び自転車利用の促進

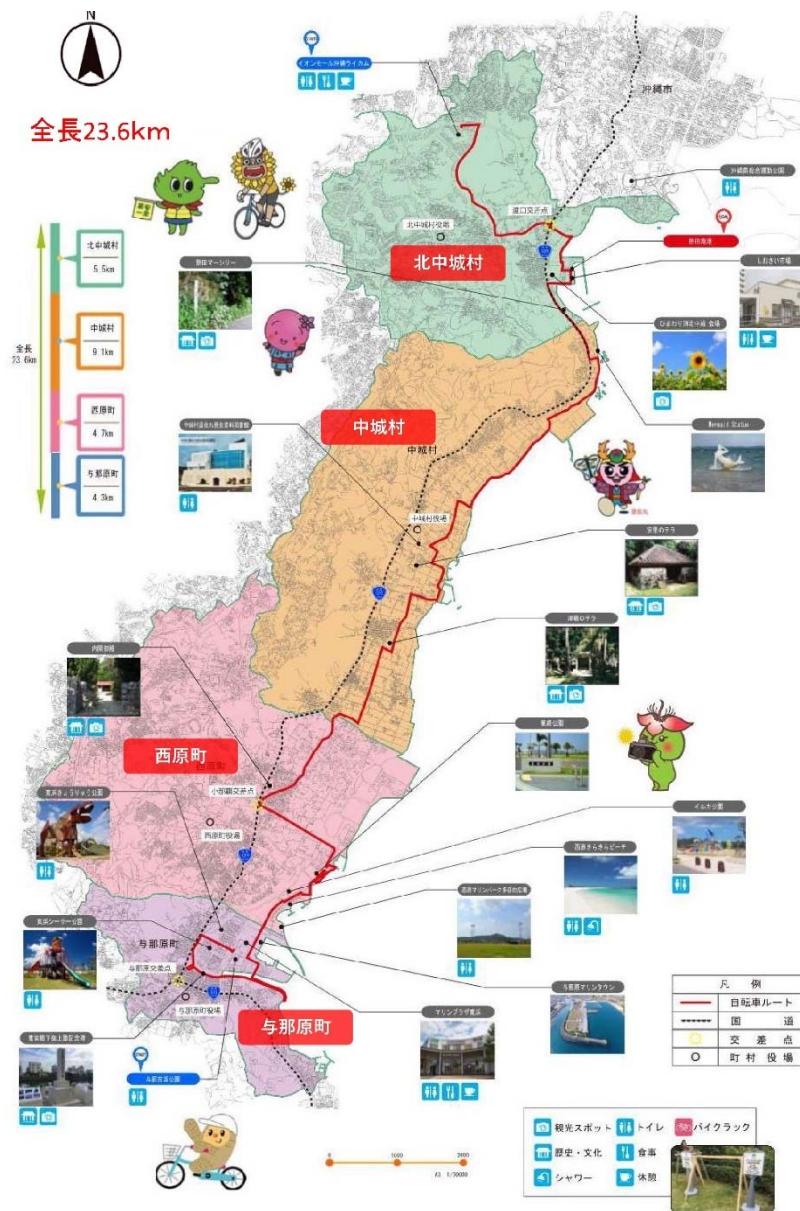
- 公共交通ネットワークが十分に機能するためには、自動車からモノレール、バスからモノレールなど、各交通相互の乗継を円滑化することが不可欠です。そのため、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」やバス停、交通結節点においては、既存バス停の機能強化、環境整備などを進めます。
- 沖縄自動車道からモノレールへの乗り換え需要を考慮し、幸地インターインテグリティと沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」パークアンドライド駐車場間のアクセス性向上の促進を図ります。

- 1 ・マリンタウンエリアにおいて宿泊機能等を含めた交通ターミナルの建設計画があることから、その早期実現を促進します。
- 2 ・公共駐車場の整備については、自動車交通から公共交通への転換を促すため、必要最小限にとどめ、交通結節点や公共施設において、適正規模や配置及び料金施策のあり方について検討を進めます。
- 3 ・自転車利用の促進（電動自転車シェア【令和6年10月現在、本町内17か所設置】・自転車道整備・自転車歩行者道網整備・駐輪場整備）を図るため、「自転車活用推進計画」の策定を検討し、それによって具体的な整備方法を検討します。
- 4 ・東海岸地域サンライズ推進協議会において、全長23.6kmのサイクリングルート「サンライズルート」を設定し、サイクルツーリズムによる地域の魅力発信、地域住民への自転車利用の促進に取り組んでいることから、本町においてもその推進に努めます。



シェアサイクルポート
(東崎公園)

■沖縄東海岸サイクリングルート計画図

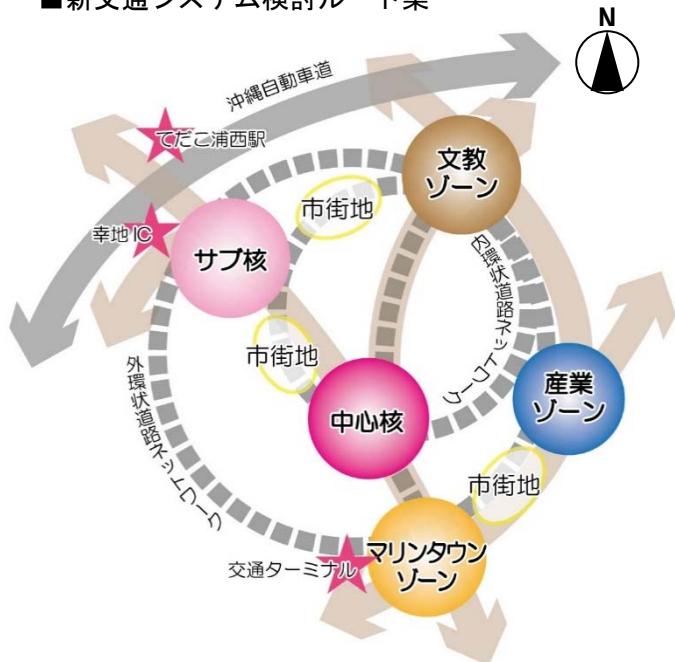


出典：東海岸地域サンライズ推進協議会

1 3) 新たな公共交通システム等の導入の検討

- 2 中心核の形成、マリンタウンエリア
3 の商業機能や観光・レクリエーション機能の充実、市街地整備の進展や
4 交通需要の変化等を想定すると、既
5 存の路線バスのみでは、将来の地域
6 公共交通への負担が大きいことから、
7 交通需要のネットワークである内環
8 状道路ネットワーク、外環状道路ネ
9 ットワークを活かしたきめ細やかな
10 サービス水準を確保し、誰もが快適
11 に移動できる新たな公共交通システム(沖縄都市モノレール等)の導入に
12 向け検討します。
- 13 また、将来、大型MICE施設の開業
14 に伴い将来交通量の増大が予測され
15 るため、MICE関連交通量を公共交通
16 (新たな公共交通システム含む)において
17 处理できるよう県に要請しま
18 す。
- 19 さらに、交通システムとして情報技術等のICTを活用した先進的な取組みやMICEエリ
20 アにおける快適な域内交通(自動運転等)の検討を県と協力して進めていきます。
- 21
- 22

■新交通システム検討ルート案



23 4) 自動車交通から公共交通への転換の啓発

- 24 自動車交通から公共交通への転換は、交通渋滞の解消などとともに、環境負荷の低減や都市
25 内交通の円滑化に大きく貢献することから、その意義の啓発に努めます。
- 26 公共交通機関利用の促進 (ICカードの導入や乗継ぎの改善、シームレスな公共交通の実現
27 など) の実施施策のPRと周知徹底を行うなどの啓発に努めます。

28 (4) 人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間づくり

29 1) 円滑な道路交通の確保と安全性・快適性の向上

- 30 町民の生活や経済活動を支える人や物、情報の交流・連携を促進することにより、都市の活
31 力を高め、持続可能な社会を実現する必要があります。そのため、道路の混雑緩和を図り、
32 円滑性を高める道路交通の確保を図ります。
- 33 高齢者や児童、障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成や、安全・快適
34 に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性を高め、
35 ウォーカブルな道路空間整備を進めます。
- 36 自転車利用の増大に伴い、交通事故の発生が危惧されるため、歩行者・自転車の安全性を確
37 保する交通事故対策について検討します。
- 38 角地等を利用したポケットパーク(辻広場)やベンチの設置等により歩きやすい環境整備を
39 進めます。

1 2) 都市防災向上のための道路空間づくり

- 2 • 災害発生時の救援・復旧活動を迅速に実施し、被害を最小限にとどめ都市活動の早期回復を
3 図ることができるよう、避難路や延焼遮断帯となる広幅員道路の整備、街路樹の設置など、
4 都市防災機能を高める道路空間の整備を進めます。
- 5 • 災害時における救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員
6 及び物資等の輸送を確実に実施するための緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくた
7 め、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、必要な整備を推進します。(町道内間・小
8 那覇線、町道小那覇1号線、町道呉屋安室線、町道上原～千原線)
- 9 • 地域の防災力を超える災害発生を想定し、台地部への円滑な避難路の確保など、減災機能を
10 高める道路の整備を進めます。
- 11 • 密集市街地における細街路などにあるブロック塀の倒壊は、人的被害及び避難・救助路の閉
12 塞につながるため、ブロック塀の倒壊対策を検討します。
- 13 • 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「西原町無電柱化
14 推進計画（2025（令和7）年5月策定）」に基づき無電柱化の推進を図ります。

15 3) 景観形成やビオトープとしての道路空間づくり

- 16 • 道路は、町を訪れる人に、第一印象として本町の雰囲気を伝える重要な空間となるとともに、
17 道路緑化による緑のネットワークは、小動物の生息範囲をつなげる回廊となり生物多様性
18 の維持に重要な空間となります。町民が快適に日常生活を送るために、環境と調和した良好な
19 道路景観づくりや都市環境に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 20 • 街路樹の設置や沿道へのプランター設置、サワフジ（さがりばな）など本町らしい樹木の植
21 樹とともに、地域のまちづくりと連携した管理のあり方等について検討するなど、無理なく
22 西原町らしい景観を形成する方向を検討します。
- 23 • 町内には、首里城と中城城を結ぶ「歴史の道」が通っていたことから、歴史の道を感じさせる
24 道路空間づくりを検討します。
- 25 • 中心核やシンボルロード等のシンボル性の高い道路区間においては、緑の配置や無電柱化
26 （電線類の地中化、裏配線等）、色彩やサインの統一、ストリートファニチャーの設置等に
27 より、高質な空間づくりを検討します。
- 28 • 美しい道路景観の維持・創出に資する地区計画や協定の導入等について検討します。

29 4) 環境負荷の軽減に配慮した道路空間づくり

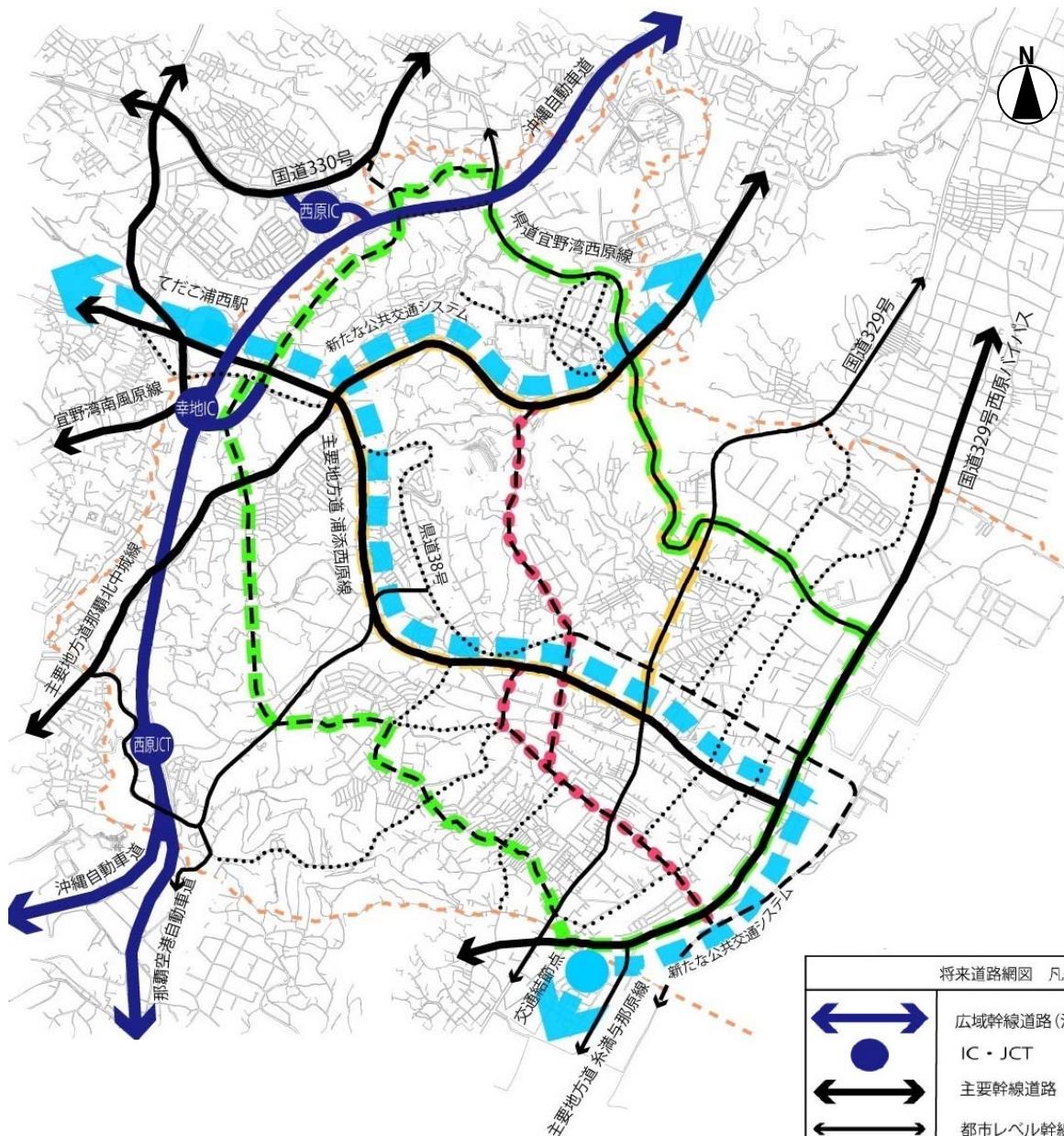
- 30 • 温暖化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、自動車交通による環境負荷やエネルギー
31 の消費を軽減する必要性が高まっています。また、健康増進の観点から、車に頼らず歩くま
32 ちづくりの必要が求められています。そのため、道路緑化、自転車・歩行者道の拡充に配慮
33 したウォーカブルな道路空間づくりを進めるとともに、エコカーの普及促進に努めます。

34 5) 人にやさしい福祉の交通環境づくり

- 35 • 活力にあふれた住みよいまちづくりを実現するためには、都市基盤整備の充実を図るととも
36 に、高齢者や児童、障がい者など誰もが安全・安心に利用できる施設整備や社会システムを構築
37 する必要があります。そのため、その障害となる物理的・制度的な改善・整備を進めます。
- 38 • 日常的な活動空間となる道路や公共交通機関、公共公益施設等においては、年齢や運動能力
39 の違いによらず、誰もが安心して利用できる環境を形成します。

【施策展開】

- 車いすのすれ違い等に配慮した広幅員歩道の確保、段差の解消、無電柱化
- 歩道空間の利用に関する指導やルールづくり（車や自転車による閉塞の解消など）
- 公共交通機関や学校、病院、商業施設など公共性の高い施設周辺における歩行支援施設の整備
- 建物のセットバックスペースなどを活かした緑陰や休憩ベンチ等の設置
- 「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、大規模建築物におけるバリアフリー化の指導
- 分かりやすい情報案内施設や誘導ブロック、スロープ等の設置



将来道路網図 凡例	
	広域幹線道路(沖縄自動車道)
	IC・JCT
	主要幹線道路
	都市レベル幹線道路
	地区レベル幹線道路
	補助幹線道路
	新たな公共交通システム (都市モノレール等)
	外環状道路ネットワーク
	内環状道路ネットワーク
	シンボルロード

図 将来道路網図

3. みどりと水に関する方針

■ みどりと水に関する基本方針

○ 特色あるみどりのまちづくりを展開します

- ・本町中央の斜面緑地等に『環境保全軸』、小波津川沿いに『都市のみどり軸』、海浜地に『水辺軸』及びまちの顔となる地区を配置し、斜面緑地や河川など自然環境と公園・緑地が連携した特色あるみどりのまちづくりを展開します。

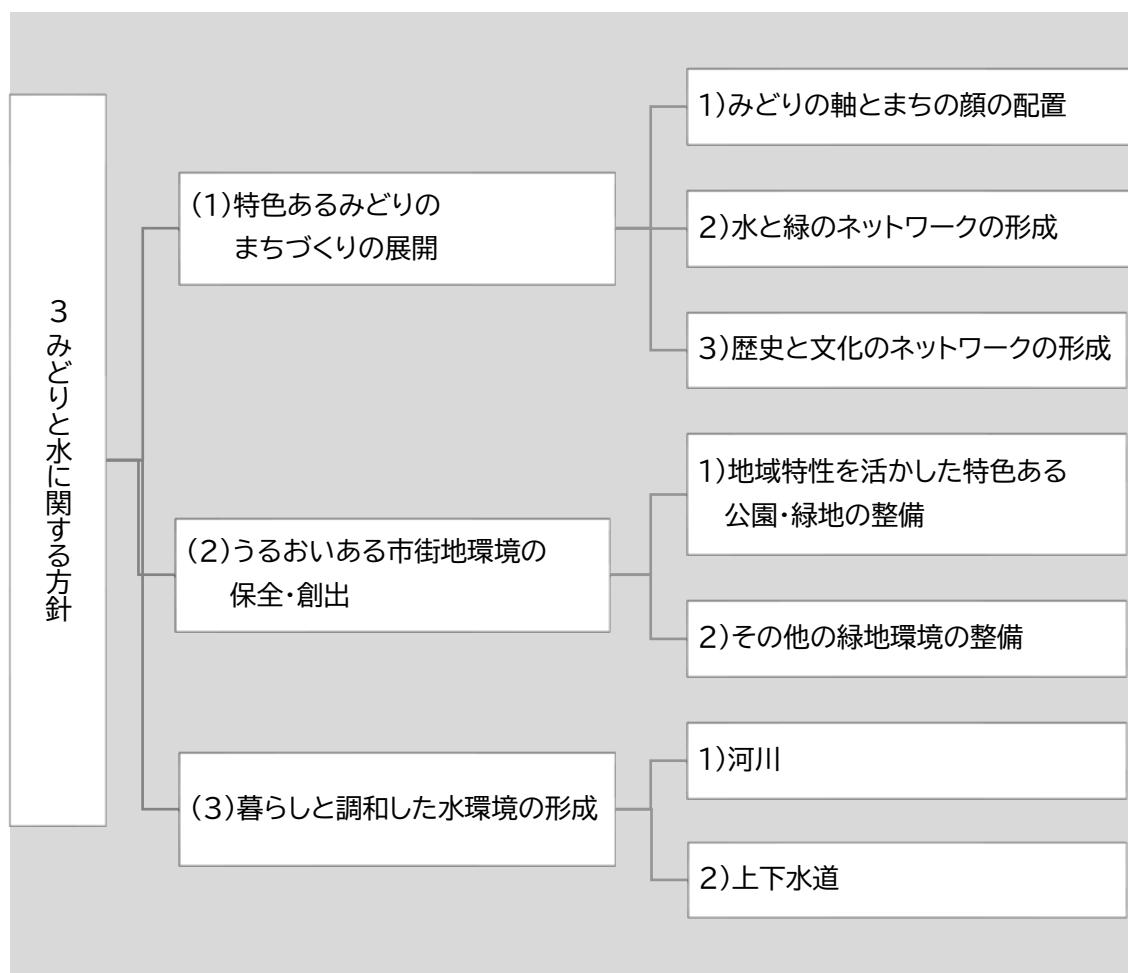
○ うるおいある市街地環境を保全・創出します

- ・市街地においては、公園・緑地をはじめ民地内の緑化等によって身近な緑を増やすことにより、緑豊かな街並み形成や緑のネットワーク化を進めます。また、市街地内の緑や周辺の農地等は、身近なみどり空間として保全し次代へ継承します。

○ 暮らしと調和した水環境の形成を図ります

- ・総合的な治水対策を進めるとともに、動植物の生息空間や温度調節機能、防災機能、親水性によるレクリエーション機能など、河川が持つ多面的機能を活かし、質の高い市街地環境を形成します。

■ みどりと水に関する基本方針の体系



(1) 特色あるみどりのまちづくりの展開

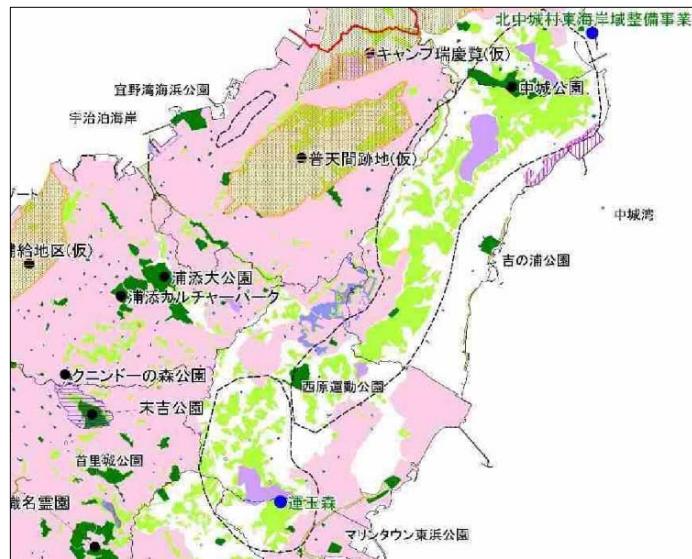
1) みどりの軸及びまちの顔の配置

① 連続性を持つ斜面緑地の保全・活用（『環境保全軸』の形成）

- ・斜面緑地を『環境保全軸』に位置づけ、修景の保存やエコロジカルネットワークとしての機能保全、自然観察等の学習の場等としての活用を図ります。
 - ・保全にあたっては、保全の優先順位を見極め、地権者の協力を得ながら、緑地保全地域や市民緑地制度を導入するなど、県の協力を得て、効果的な保全策に結び付けていきます。
 - ・開発が行われる場合は、事業者や地権者に対し、緑地の保全・創出への協力を求めます。



斜面緑地（池田）
出典：西原町景観計画



中城村から与那原町まで連なる斜面緑地
出典：沖縄県広域緑地計画（H30.3）

② 海浜地域～中心核～斜面緑地をつなぐ緑の配置（『都市のみどり軸』の形成）

- ・小波津川（2級）や兼久川（準用）で形成する「水と緑の空間軸」、主要地方道浦添西原線やシンボルロード等のうるおいある道路空間を基軸として、海浜地域と町の中心核、西原運動公園方面をつなぐ『都市のみどり軸』を配置します。
 - ・良好な植生や水辺環境を活かした公園・緑地の整備を進めることで、自然とのふれあいの場を創出します。また、河川や道路等の線的な緑、公園や施設内緑地、民地緑地などの点的な緑を有機的につなぐことで、うるおいある都市間環境を形成します。
 - ・小波津川河岸整備においては、多自然川づくりや親水空間の確保、海浜資源を活用した空間づくり等に配慮し、自然との共生を図った環境形成を進めます。

③ 沖縄らしい海と緑が融合する空間の創出（『水辺軸』の形成）

- ・海浜地域に、海岸線や白浜、東崎公園や都市緑地を中心とする『水辺軸』を配置します。
 - ・この海浜地域は観光機能やレクリエーション機能の高い水と緑の空間として、また、多様な生物の生息空間として保全・活用を図るとともに、安らぎや賑わいを感じる修景整備を進めます。
 - ・大型M I C E 施設及び宿泊・商業施設周辺の水辺空間は、市街地等の下水道普及等に努めることで、水質の改善と良好な親水空間を形成します。

④ 表情豊かなまちの顔づくり

- ・中心核やサブ核など“まちの顔”やゲートとして役割を担う地区については、地区計画等のまちづくりルールを活用しながら、斜面緑地や小波津川等の自然環境、周辺の公園・緑地等と調和を図りつつ、魅力ある都市環境や景観の形成に努め、表情豊かな西原町らしい顔づくりを進めます。

1 2) 水と緑のネットワークの形成

- 2 公園・緑地は、都市環境の保全や景観形成機能、交通公害の防止や緩和等の都市環境保全機能、延焼遮断帯や災害時の避難場所としての防災機能、地区住民の憩いの場、小動物の生息の場、レクリエーション機能など多様な機能を有しています。これらの機能が十分に発揮されるためには、緑化された道路や公園・緑地等の施設を有機的に結ぶことが必要です。
- 3 本計画では、西原運動公園や東崎公園等の大規模公園等を核としながら、斜面緑地や小波津川、公共施設内や民地の緑等、史跡や文化遺産周辺の緑等を、街路樹や街角の花壇、オープンスペースを活用した緑地、河川・水路等でつなぐことにより、水と緑のネットワークを形成します。
- 4 大規模な土地利用転換等にあたっては、緑地の創出や公園の整備等を誘導します。
- 5 広幅員道路については、道路緑化を進めるなど沿道の街並み景観づくりに配慮します。また、景観の向上・改善や緑化に取り組む町民等の活動を支援します。
- 6 公共施設の緑化に努めるとともに、町民や企業、大学等の協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化など民地の緑化を促進します。特に、沖縄キリスト教学院大学・短期大学の周辺等の緑地や、内間御殿をはじめとする文化遺産周辺の緑地など、風致的に優れた緑地や伝統的・文化的な意義のある緑地については、特別緑地保全地区や風致地区の指定を検討し適正に保全します。

18 3) 歴史と文化のネットワークの形成

- 19 本町には金丸（のちの尚円王）の旧宅跡地であり、国史跡に指定された内間御殿をはじめ、グスクや拝所など多くの文化遺産や、歴史的な場所、伝承が残る場所が点在します。これらは先人が永い歴史の中で築いてきたかけがえのない歴史文化遺産です。これらを保存・活用していくことは「文教のまち」の具現化の一方策として、また本町を理解し、郷土の新しい地域文化を創造し町民文化の高揚を図る上で極めて重要と言えます。
- 20 そのため、現存する文化遺産や歴史的、伝承が残る場所については保存・活用を図るとともに、「歴史の道」が通っていたと推測される箇所については、現在整備中の主要地方道那覇北中城線や主要地方道浦添西原線などルートが重なるため、両道路の歩道等において歴史の道を演出するような舗装やサイン計画等を進めるなど、点在する文化遺産や歴史的、伝承が残る場所を回遊できる歩行空間づくりを進めます。また、点在する歴史・文化遺産や県立埋蔵文化財センターも含めて、有機的なネットワークを形成します。

- 32 運玉森は町の象徴的な存在であり、運玉義留（ウンタマギルー）の伝説や沖縄戦にまつわる歴史など、町民生活にゆかりの深い地です。また、その頂上は集落や中城湾に浮かぶ島々等を見渡す風光明美な眺望点となっていることから、適正な保全と活用により、自然の豊かさや歴史等を次代へ伝える拠点とします。



棚原の石畠道



運玉森遠望

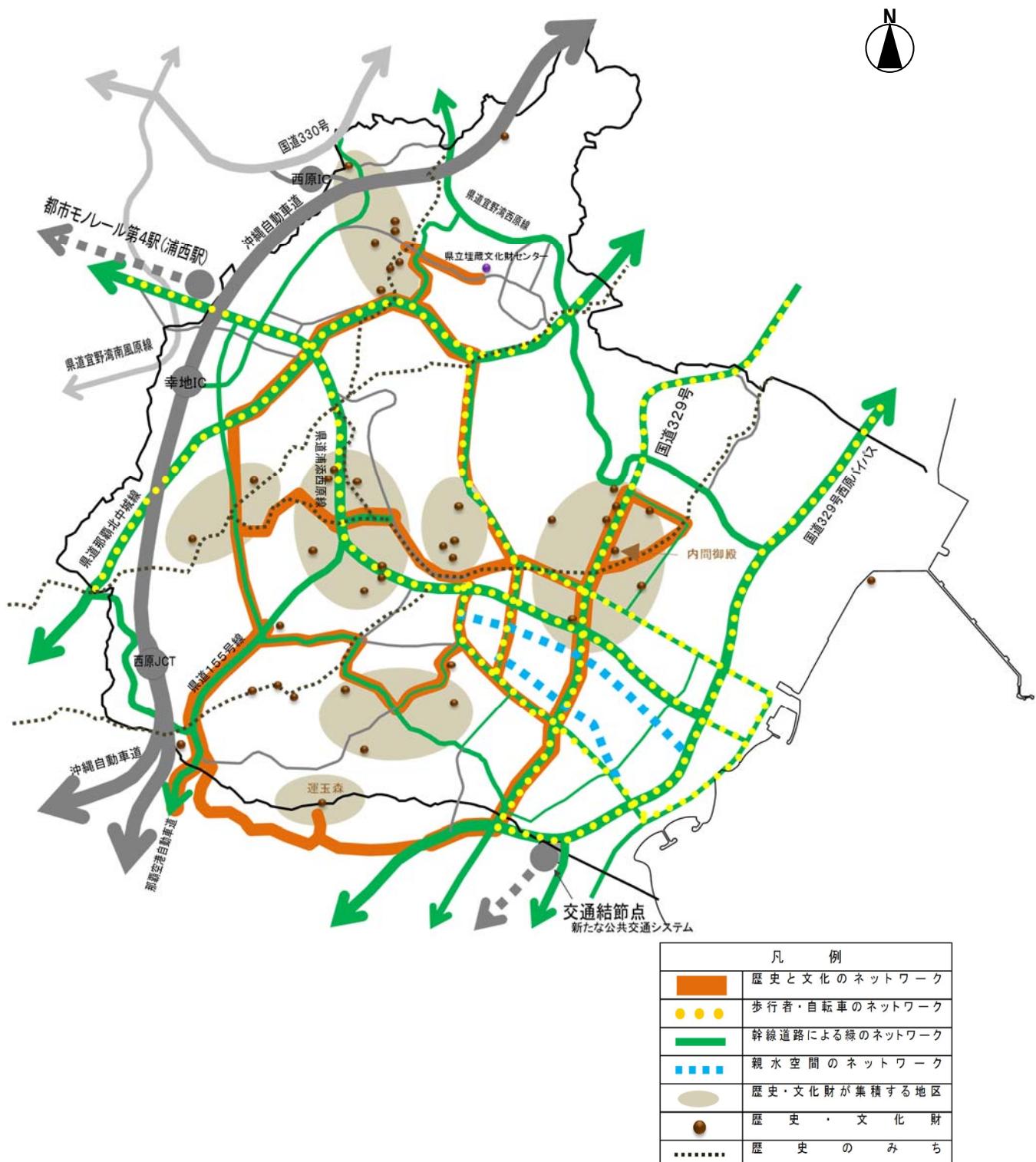


図 歴史と文化ネットワーク

1 (2) うるおいある市街地環境の保全・創出

2 1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

3 ① 公園・緑地種別の整備方針

4 【運動公園】

5 西原運動公園は、斜面緑地を活用したスポーツやレクリエーション拠点となっており、今後も必要な改築等を行いながら活用の促進を図ります。



西原運動公園

8 【地区公園】

9 東崎公園は、きらきらビーチや商業施設、大型MICE関連施設等と一体となったレクリエーションの拠点として、利用の促進と管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。



東崎公園

12 【近隣公園】

13 上原高台公園は、近隣住民の憩いの場として活用するとともに、好眺望点として魅力の向上と利用促進、管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。



上原高台公園からの眺望

14 • 庁舎等複合施設を配置する公共施設ゾーン内に、近隣の公共施設や商業店舗等の利用者や就業者、近隣住民が集う新たな近隣公園を配置し、小波津川等の親水性を活かしつつ、市街地内にうるおいを与える空間とします。

15 • 公園不足地区となっている坂田交差点南西側に近隣住民の憩いの場となる新たな近隣公園の配置を検討します。

16 • 庁舎等複合施設東側に新たに配置する近隣公園は、災害発生時に、防災拠点として機能させるための防災設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を備えた多機能な公園とします。

24 【街区公園】

25 街区公園や民間開発等において移管された公園については、少子高齢化等を背景に利用属性やニーズの変化に応じて、今後の利用形態の動向等を勘案しながら、必要に応じたリニューアルを進め利用しやすい公園づくりを進めます。



白川公園（街区公園）

26 • 西原西地区土地区画整理事業区域内に、周辺住民の憩いの場となる街区公園4箇所を整備します。

27 • 公園が不足している森川地区、嘉手苅地区、幸地地区及び我謝地区については、面的な整備や道路整備等と合わせた新たな公園配置を進めます。



上原西公園（街区公園）

34 【都市緑地】

35 内間地区の掛保久後間毛都市緑地、東崎地区の東崎都市緑地は、都市内にうるおいを与える緑地として管理の充実を図ります。

3. みどりと水に関する方針

② 安全・安心・快適な生活に資する公園づくり

- 公園の利用者属性や利用者ニーズの変化等を捉えながら、使いやすく安全・快適な施設環境づくりを進めます。また、町民等と協働しながら、遊具の安全確認や美化など管理の充実を図ります。
- 公園は災害発生時に延焼遮断帯として機能するほか、近隣公園等の生活に身近な公園は避難場所や食料等の配給拠点、地域情報の提供の場として、大規模な公園は駐車場や広場、生活復旧支援の場として機能するなど重要な役割を果たします。そのため、公園整備やリニューアルにあたっては、防災機能の確保に配慮します。

③ 民間活力を活かした賑わいを創出し、幅広い利用を促す公園づくり

- 民間活力を活かし、Park-PFI（公募設置管理制度）*を活用するなどによって、賑わいを創出し、公園の幅広い利用を開拓する公園づくりに取り組んでいきます。

2) その他の緑地環境整備

- 本町は墓地開発圧力が強く、多くの墓地が散在しています。そのため、「西原町墓地基本計画」（平成 22 年 3 月）に基づき対応方向を整理した上で、必要に応じて、墓園の設置を検討します。
- 平成 23 年 2 月に国史跡に指定された内間御殿は石造遺構等の修復・復旧・復元整備のほか修景整備を行うなど、地域の歴史、文化、教育、観光資源として活用を図ります。
- 樹齢 400 年以上といわれている「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」（町指定天然記念物）は、保護とあわせて将来への継承について検討します。
- 「内間御殿」や「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」などの歴史・文化的資源を活用した景観づくりを推進します。



内間御殿 案内板



本殿



サワフジ（さがりばな）



Park-PFI 制度のイメージ

出典：国土交通省

- 小波津川上流にある県道 155 号線北側の緑地は、良好な植生や水辺空間を有する緑地として保全するとともに、福祉や環境に配慮し誰もが安全に散策等ができる緑地として整備を検討します。

注*) Park-PFI (Park-Private Finance Initiative) 、公募設置管理制度とは、公園に施設（収益施設も可能）を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度である。この制度は、公園に民間の優良な投資を誘導することで、管理者の財政負担を軽減しつつ公園の質や利便性を向上させることを目的にしている。

1 (3) 暮らしと調和した水環境の形成

2 河川や排水路については、計画的に整備が進められてきたものの、豪雨時には中・下流において
3 局地的に氾濫が起こり、生活域及び農用地で浸水被害を引き起こしてきました。そのため、現在、
4 小波津川の護岸整備が県により進められています。

5 今後は、市街化の進展に合わせた河川や排水路の整備を進めるとともに、沿川市街地と一体とな
6 った親水空間の整備など、河川の環境特性を活かした都市基盤整備を進めるものとします。

7 また、市街化の進展や需要の増大に合わせた適正な下水道処理に努めること等により、水環境と
8 調和する安全・安心で快適な暮らしを提供していきます。

9 1) 河川

10 ① 総合的な治水対策の実施

11 ・河川流域の保水・遊水機能の確保に配慮しながら、下水道整備と一体となった総合的な治水対
12 策を目指します。

13 ② 快適な環境づくりに寄与する河川の整備

14 ・河川は、治水機能に加え、動植物の生息空間や都市内にうるおいや安らぎ、涼しい空気を与える
15 水や風の道、延焼遮断帯等の防災機能など、良好な都市環境形成において多様な役割を有
16 しています。そのため、治水安全度の向上とともに、都市環境形成に配慮するなど、バランス
17 のとれた河川整備を目指します。

18 ・治水上の問題がある小波津川において、河岸整備は、安心でうるおいある町民生活を確保する
19 上で急務であることから、着実かつ早急な整備を促進していきます。

20 ・中心核の公共サービス地区内を流れる小波津川や兼久川は、貴重な環境資源として「水と緑の
21 空間軸」に位置づけ、町民等が楽しみ集える親水空間を創出するとともに、町民やNPO、県
22 などの協力を得ながら質の高い空間形成を目指します。



28 小波津川整備イメージ図

29 提供：沖縄県

1 2) 上下水道

2 ① 快適な環境づくりに資する下水道の整備

- 3 ・浸水防止や水洗化による生活環境の向上や公共用水域の水質保全等を目的に、令和6年3月
4 時点における下水道普及率は42.8%、水洗化率は72.5%となっており、沖縄県平均（普及率
5 72.2%、水洗化率89.6%）と比べて低い水準となっていることから、引き続き公共下水道の
6 普及率及び接続率向上を図ります。
- 7 ・都市活動に不可欠で計画的な市街地拡大は、時期等を勘案しながら、必要に応じ公共下水道区
8 域の見直しを行います。
- 9 ・下水道施設の維持管理を計画的に行います。

10 ② 良質で安定した上水道の供給

- 11 ・上水道は、計画的な整備によって、ほぼ本町の市街地全域への供給が可能な状況となっています。
12 今後も、市街地拡大による人口増加に対応し、水需要量の増加が予想されるため、長期的
13 視点に立った上水道施設の整備拡充を図ります。また、上水道施設の維持管理を計画的に進め、
14 良質で安定した供給を図ります。

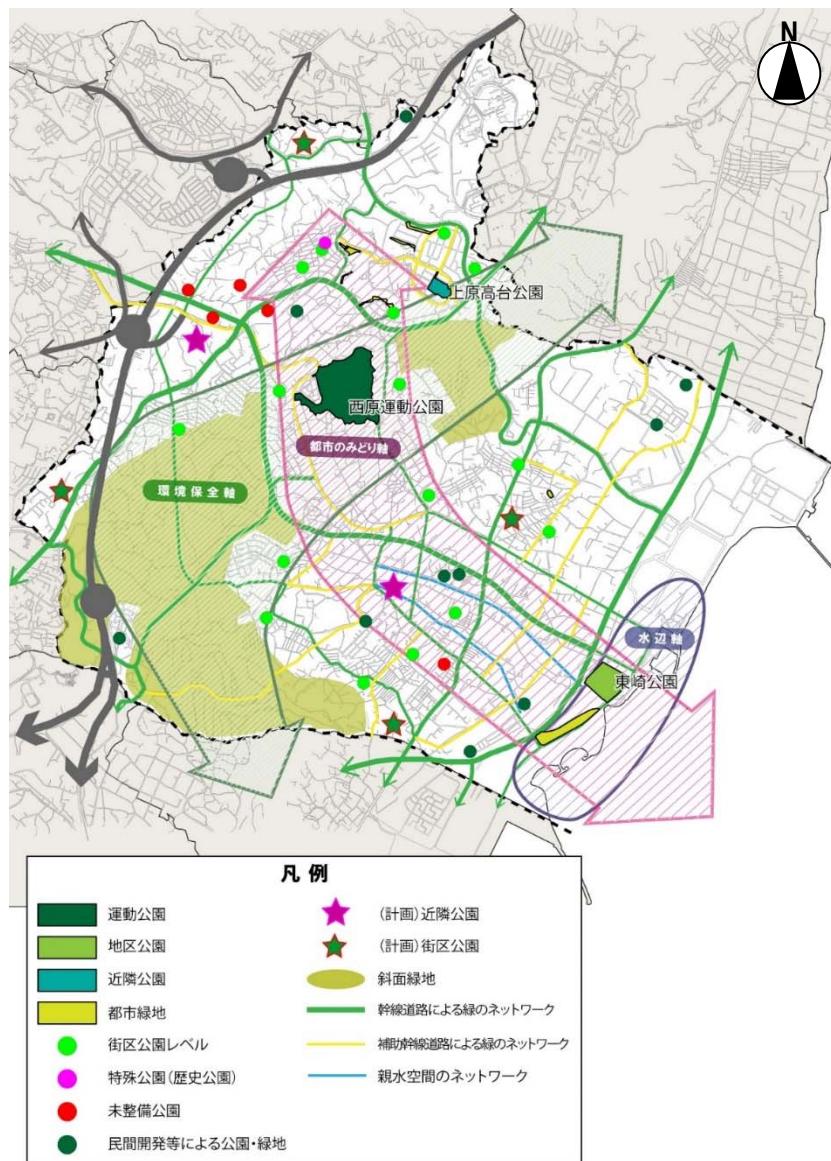


図 みどりと水に関する方針図

4. 都市環境形成に関する方針

■ 都市環境形成に関する基本方針

○生活環境の整備・保全に努めます

- ・自然環境と調和し、安全・安心・快適で、うるおいに満ちた生活環境を持続的に確保していくため、人や地域、環境に優しいまちづくりを進めることを基本方針とします。

○地球環境にやさしいまちづくりを推進します

- ・環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

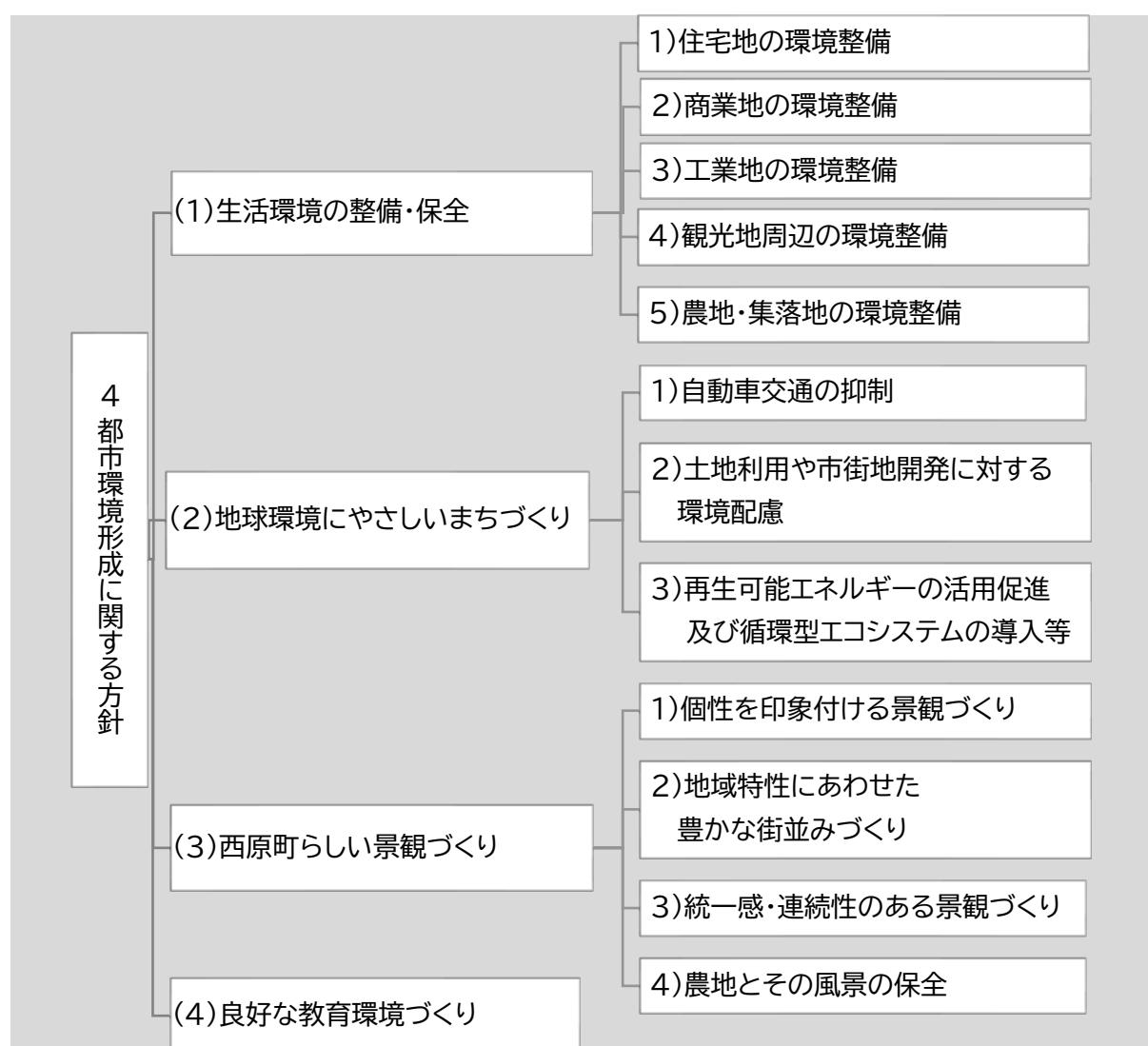
○西原町らしい景観づくりを進めます

- ・水と緑等の自然環境や歴史文化的な資源などを活かして、西原町らしい景観づくりを進めます。

○良好な教育環境を形成します

- ・「文教のまち」の実現のため、学校教育及び生涯教育など総合的に良好な教育環境の充実に努めます。

■ 都市環境形成に関する方針の体系



1 (1) 生活環境の整備・保全

2 1) 住宅地の環境整備

3 ・住宅地については、安全性や快適性を高めるため、必要な施設整備やまちづくりルールづくり
4 を進めます。

5 【施策展開】

- 6 ▶十分な幅員が確保された地先道路の整備
- 7 ▶狭あい道路や行き止まり道路の解消
- 8 ▶通過交通を排除する道路配置や交通規制の導入
- 9 ▶身近な憩いの場となる街区公園やポケットパークの整備、たまり空間の創出
- 10 ▶学校や病院などの主要施設、バス停留所や身近な商店等への快適な歩行空間の整備
- 11 ▶ごみステーションの設置や門・塀・家屋等の外構の統一、プランター設置や植栽などによる
12 美しい街並みの創出
- 13 ▶汚水処理施設の未普及箇所の整備促進
- 14 ▶雨水排水施設等の整備 等

15 2) 商業地の環境整備

16 ・商業地は、町全体や各地区の中心として人々が集まる場となることから、ゆとりのある空間整
17 備や質が高く個性的な景観の演出等を図ります。

18 【施策展開】

- 19 ▶無電柱化による広がりのある空間整備
- 20 ▶沖縄の気候風土に対応し緑陰が配置された空間整備
- 21 ▶市街地にうるおいを与える水辺空間の創出と水の演出
- 22 ▶琉球文化を感じさせる建築物や基盤の整備（赤瓦や琉球石灰岩の利用、グスク）
- 23 ▶立体的な緑化によるうるおい景観の形成、店舗等の協力による楽しい雰囲気づくり
- 24 ▶建物の意匠や周囲の環境と調和した看板や広告のコントロール
- 25 ▶祭りやイベントに対応できる広場の創出
- 26 ▶高齢化の進展に対応した人にやさしい基盤整備（バリアフリーの推進）
- 27 ▶情報発信拠点となる情報基盤の整備
- 28 ▶商業者や町民、事業者、大学等と連携した周辺まちづくりの推進（にぎわいや交流の場、地
29 域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加等） 等

30 3) 工業地の環境整備

31 ・工業地は、機能の追求のみならず安全性やうるおいある環境づくり、美しい景観づくりなど快
32 適な就業環境の維持・形成に資する環境づくりを誘導します。

33 【施策展開】

- 34 ▶敷地内緑化の誘導、道路緑化の推進
- 35 ▶交通需要に対応した道路整備（車道・歩道）
- 36 ▶就業者の憩いの場となる公園等の整備
- 37 ▶周辺地区との緩衝帯となる緑地の設置
- 38 ▶大学や他企業との多様な交流機会の拡大 等

1 4) 観光地周辺の環境整備

- 2 ・マリンタウンエリアをはじめとする観光地の周辺においては、アクセス性の向上や情報提供の
3 充実など、魅力や集客性を高める環境整備を進めます。

4 【施策展開】

- 5 ▶観光地やアクセス道路沿いにおける修景整備
- 6 ▶自動車や公共交通でのアクセス利便性の向上
- 7 ▶観光地間の連絡性や回遊性の向上
- 8 ▶レジャー施設の使い易さや快適性の向上（トイレや駐車場の充実など）
- 9 ▶写真スポットの設置
- 10 ▶本町らしく分かりやすい案内板（サイン）の充実
- 11 ▶パンフレットや電子媒体による情報提供の充実
- 12 ▶町民、企業等との協働による美化活動や施設管理、指定管理者制度の導入 等

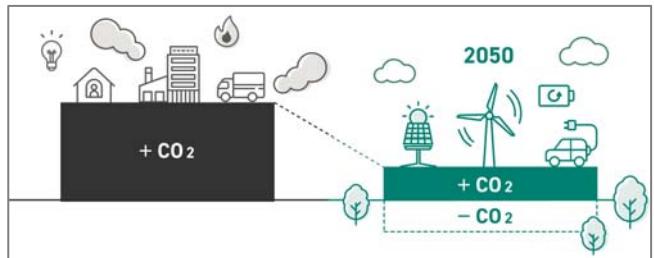
13 5) 農地、集落地の環境整備

- 14 ・集落地においては、生垣の整備や屋敷林の保存・育成に努めるとともに、集落地内の道路や排水施設の機能向上、営農環境の維持等による農地の保全、修景整備等を促進し、個性的な集落地環境を創出します。

17 (2) 地球環境にやさしいまちづくり

18 環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

20 また、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進して、温室効果ガス排出削減に取り組むことで、カーボンニュートラル（脱炭素）への移行を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します



26 1) 自動車交通の抑制

- 27 ・公共交通の充実などにより自動車利用の抑制、さらに自動車の排気ガスの軽減や低公害車の普及などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

29 2) 土地利用や市街地開発に対する環境配慮

- 30 ・産業公害や都市生活型公害の防止のため、用途地域等の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- 32 ・市街地開発事業等の実施にあたっては、周辺との調和を図るとともに、緑地や生態系への配慮、雨水流出や水質汚濁の防止、通風に配慮した街区形成など環境への影響に配慮します。

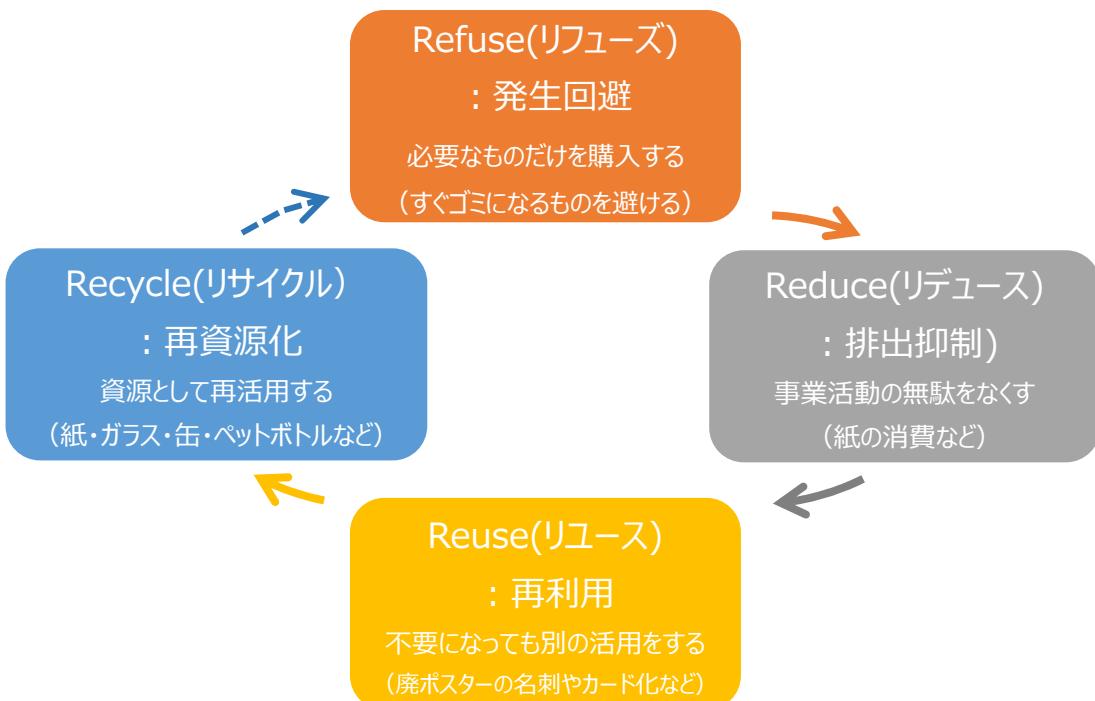
34 3) 再生可能エネルギーの活用促進及び循環型のエコシステムの導入等

- 35 ・エネルギーの効率的な利用や再利用・再生利用など、環境負荷が少ない循環型の社会システムの構築を目指した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めます。
- 37 ・公共施設においては、省エネルギー化に取り組むとともに、脱炭素社会に向けた取組の普及の

4. 都市環境形成に関する方針

ため、風力及び太陽光等の再生可能エネルギーを活用した自家消費型の施設整備を推進します。

・増大する廃棄物に対して、分別収集の徹底や排出抑制を図り、4 R(Refuse(リフューズ：発生回避)、Reduce(リデュース：排出抑制)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再資源化))を推進し、地球にやさしい循環型社会づくりに努めます。



・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。

(3) 西原町らしい景観づくり

1) 個性を印象づける景観づくり

・景観資源の保全・活用により本町らしい都市景観を形成するとともに、都市の“顔”となる拠点や骨格となる“軸”を明確に位置づけてそれぞれの個性を活かした景観づくりを進めることで、個性的でメリハリのある景観が形成されます。沖縄特有の空や海の青、街並みの白色、光と影のコントラスト、沖縄古来のシーサーや赤瓦等との調和を基本テーマとしながら、豊かな水と緑、文教のまちとしての風格、歴史性など地域資源と融合する西原町らしい景観づくりを進めます。

2) 地域特性にあわせた豊かな街並みづくり

・マリンタウンエリア及び後背地では、大型M I C E 施設を核とした東海岸地域のリゾート環境形成のため、都市施設及び観光商業・宿泊施設等に緑と水辺空間の創造と景観コントロールを行い、交流と賑わいの空間形成に向け取り組みます。

・M I C E 周辺の景観形成については、西原町景観計画において、緑と水辺、交流と賑わいの空間形成について検討します。

- 1 ・実現にあたっては、大型MICE運営事業者や民間企業等と協力しながら、ウォーターフront
2 トやMICEイベントを活かした賑わいある空間づくりと、美しい水辺空間と調和ある街並
3 みの形成を進め、景観の保全と魅力向上によってまちの価値を高めます。
4 ・新たな西原町らしさを発見し次代へ継承していくため、町民等の発意による景観づくり活動を
5 支援します。また、公共空間は緑豊かな景観づくりのモデルとなるよう配慮します。

6 3) 統一感・連続性のある景観づくり

- 7 ・町の歴史性と関係するサワフジ（さがりばな）、町
8 の花であるブーゲンビリア等を道路沿いや公共施
9 設等、歴史的文化的施設等に植栽すること等により、
10 西原町らしい美しい街並み景観を創出します。
11 ・「景観まちづくり計画」に基づき、建物を一定の色
12 彩に統一、敷地内の緑地の確保等を図ることにより、
13 連続性のある街並み形成の誘導に取り組んでいます。また、市街化区域が拡大したことや運用
14 から一定の時間が経過したことにより、計画の変更についても検討します。



町花：ブーゲンビリア



町花木：サワフジ

15 4) 農地とその風景の保全

- 16 ・市街地周辺に広がるサトウキビ等の農地は、沖縄らしい
17 景観要素であり、また、斜面緑地等の自然環境を補完す
18 る重要な緑地資源と言えます。また、生物多様性の保全
19 や雨水等の保水、地下水の涵養など多様な機能を有する
20 ことから、営農環境の維持・改善等により農地の保全に
21 努めます。



農地景観（呉屋）
出典：西原町景観計画

22 (4) 良好的な教育環境づくり

- 23 ・小学校・中学校は、児童や生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民等の
24 緊急避難場所として役割を果たします。そのため、教育施設の整備にあたっては、将来人口の
25 推移や将来の想定住区構成等を勘案し、安全・安心でより良い環境のなかで学び、生活できる
26 教育環境の整備を目指します。
27 ・教育施設は、児童・生徒のみならず、地域住民にとっても身近な公共施設であることから、地
28 域のコミュニティ活動の支援や文化交流の促進など、地域との連携により地域に開かれた学
29 校づくりを進めます。
30 ・「文教のまち」の実現のため、学校教育のみならず、社会教育
31 施設など生涯教育の充実に努めるとともに、沖縄県埋蔵文化
32 財センターの利活用を図り、琉球大学医学部・病院跡地利用
33 において、教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みを
34 進めるなど、総合的な文教環境の実現に向けて促進します。



沖縄県埋蔵文化財センター：
児童ワークショップスペース

5. 都市防災・防犯に関する方針

■ 都市防災・防犯に関する基本方針

○ 災害に強い都市構造の構築に努めます

・台風や地震、津波といった大規模災害の多発、犯罪の多発や凶悪化、高齢者社会の到来などを背景として、町民の安全・安心に対するニーズは高まっています。そのため、防災性や防犯性に優れ、災害発生時等の避難や生活復旧、安心・安全の確保等に資する都市構造の構築に努めます。

○ 都市防災のインフラづくりを推進します

・災害に強い都市づくりとして、上下水道のライフライン、災害に強い道路整備、治水・浸水対策の強化、都市防災に寄与する公園・緑地整備などの都市施設整備やまちづくりを進めます。

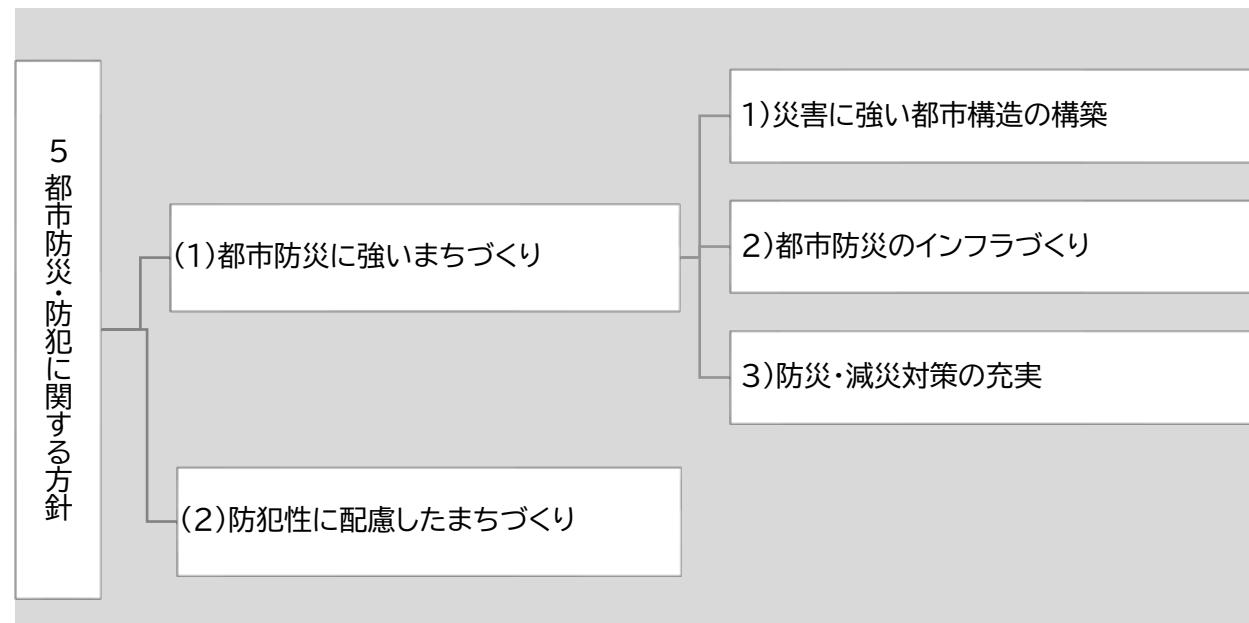
○ 防災・減災対策の充実を図ります

・防災については、「西原町地域防災計画」に基づき、予防計画、災害時避難計画、復旧計画の各分野で自助及び共助の体制を整え、防災・減災対策の充実を図ります。

○ 防犯性に配慮したまちづくりを推進します

・空地・空家、管理されていない緑地など犯罪の温床となる恐れのある個所の解消や監視を強化するとともに、地域における防犯活動の実施などにより、地域で守る防犯のまちづくりを進めます。

■ 都市防災・防犯に関する方針の体系



(1) 都市防災に強いまちづくり

1) 災害に強い都市構造の構築

① 津波防災地域づくりの推進

・本町の東部地域には、津波災害警戒区域（平成30年沖縄県指定）が存在し、平成23年12月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防衛」の発想によって、本町の特性に適合した津波防災地域づくりを推進します。

1 津波防災地域づくり
2 の推進にあたっては、
3 多くの施策の中から、
4 まず、緊急性を有する津波避難困難区域
5 の避難方法の検討と
6 設定を地域住民及び
7 事業者との協力のもと取り組んでいきます。



出典：国土交通省

② 住宅及び福祉施設等の立地制限の検討

- 安心・安全を確保するため、住宅及び福祉施設等の建設を制限すべき区域は、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などがありますが、現在の規定では住宅建設等を規制することとなっていません。できるだけ住宅等の建設を制御することが望ましいため、何らかの規制措置を検討していく必要があります。
- 社会福祉施設医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図ります。
- 住宅の立地制限については、「立地適正化計画」の居住誘導地域の設定による規制などがあり、その適用についての検討を行います。

③ 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の推進

- 救援や復旧活動の中心となる防災拠点、指定避難所、緊急輸送道路沿道建物及び多くの人が利用する公共施設等は、耐震化、不燃化及びバリアフリー化を推進します。
- 地震に強いまちづくりを推進するため、住宅など民間建築物に対して、耐震診断や耐震改修工事など、耐震化の支援（国・地方公共団体）に努めます。また、町民が住居の耐震化を実施する際に必要な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 空き家による火災防止の観点から、空き家の所有者による適切な維持管理が図られるよう意識啓発を進めます。
- 災害発生時にブロック塀倒壊の恐れがある箇所においては、人的被害及び避難者や緊急車両の通行に支障も生じる可能性があることから、ブロック塀倒壊対策の実施を啓発していきます。

地震時のブロック塀倒壊事例
(東京都葛飾区)

④ 避難箇所の適正配置

- 避難所となる各地域の公共施設については、被害想定区域との関係について必要な防災措置を検討するとともに、計画的な長寿命化や更新などの検討を行い、避難所としての機能確保に努めます。

5. 都市防災・防犯に関する方針

1 めるほか、広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層
2 効果的に発揮させるため、適切な防災施設の検討を行います。

3 ・特に、「津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域」については、避難の迅速性を図るため、津波
4 防災避難ビル指定を想定した高層ビルの誘導などについての検討を行います。

5 2) 都市防災のインフラづくり

6 ① ライフラインの維持・強化

7 ・災害に強い都市づくりを推進するため、上下水道管の耐震化などライフラインの強化を図り、
8 配水管の更新と合わせて消防水利の維持強化に努めます。

9 ② 災害に強い道路施設整備

10 ・道路は、交通処理のみでなく、災害発生時の避難路や延焼遮断帯、日常生活に必要な上下水道
11 や電気、ガス、電話など供給処理施設を収容する空間としても機能しています。そのため、道
12 路整備にあたっては、災害時における避難・誘導、ライフラインの確保などに備えた、災害に
13 強い道路づくりを目指します。

14 【施策展開】

- 15 ▶ 道路の広幅員化（緊急車両の通行円滑化、延焼防止、被害拡大の防止等）
- 16 ▶ 無電柱化（消防活動空間の確保、電柱倒壊や電線切断など二次災害の防止等）
- 17 ▶ 道路の緑化（延焼防止、倒壊建物による道路の閉塞の防止等）
- 18 ▶ 排水不良箇所における雨水・排水施設の整備 等

19 ③ 治水・浸水対策の強化

20 ・沖縄県は年平均降水量が全国を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川
21 の氾濫などが発生しているとともに、土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少
22 が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除ができない地域があります。
23 ・本町では、一部の地域で河川の氾濫や浸水被害が発生しており、アンケート調査においても改
善の声が大きくあげられていることから、国、県と連携し、予防的対策を含む生活基盤の維持
24 機能強化や治水・浸水対策に取り組む必要があります。
25

26 【施策展開】

- 27 ▶ 浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消
- 28 ▶ 河川（洪水）については、水害リスク情報整備推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハ
29 ザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく河川事業の実施
- 30 ▶ 下水道（雨水出水）については、内水浸水リスクマネジメント推進事業による「浸水想定
31 区域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく避難行動に資する情報・
32 基盤の整備、雨水管理総合計画の策定・整備 等

33 ④ 都市防災に寄与する公園・緑地の整備

34 ・公園・緑地等のオープンスペースは、公害や災害の防止に寄与するとともに、災害発生時に延
35 燃遮断帯や避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場、生活復旧支援に必要な駐車場
36 や広場、移転居住地等として重要な役割を果たします。
37 ・また、河川空間は、延焼防止機能や貯水機能など都市防災上で有効な機能を有しています。そ
38 のため、公園・緑地や河川など都市内のオープンスペースを活用した防災機能の向上を図ります。
39

【施策展開】

- ▶ 公園・緑地の有機的な配置と計画的な整備
 - ▶ 公園と河川が一帯となった空間の整備
 - ▶ 新たな公園整備や既存の公園の再整備にあたっては防災機能の確保について検討
 - ▶ 公共サービス地区には、災害対策拠点となる庁舎等や小波津川と一体となった近隣公園を配置し、防災設備機能を持つ設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を整備

3) 防災・減災対策の充実

- ・深刻な津波被害をもたらした東日本大震災を教訓とし、想定外の大規模な地震や津波・高潮等を念頭におき、自助、共助の仕組みづくりを含めた防災・減災対策について検討します。

【施策展開】

- 防災水準を高める施設整備などハード面の対策（緑化等による斜面安定化、消波施設の整備促進、河川護岸整備のさらなる充実 等）
 - 津波や高波等が発生した際に避難・誘導の主動線となる避難道路等、防災機能の充実（マリンタウンエリアと内陸部を結ぶ主要地方道浦添西原線、町道小那霸マリンタウン線、シンボルロード（都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線、仮称町道与那城小橋川線）等）
 - 危険性を周知し、安全かつ円滑な対応を促すためのハザードマップの見直し
 - 避難計画における要支援者援護や避難ビル指定の協力など地域における自助・共助の仕組みづくり
 - 都市における流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ^{*1}及び生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする Eco-DRR^{*2}の考えを普及させ、防災に対するインフラ整備に加えて、緑地や宅地部分のコントロールなどについて、雨水流出の低減にも資する緑地管理及び民有地緑化等の促進 等

(2) 防犯性に配慮したまちづくり

- ・空き地や空き家等の排除、美しい街並みづくり、死角や見通しを妨げるものの排除等により、人の目が行き届いているといった監視性を高めることは防犯まちづくりに役立ちます。
 - ・道路・公園等の公共施設整備や住戸配置等においては、防犯性に強いまちづくりに配慮します。

【施策展開】

- 道路空間に多くの目が届くような宅地や建物の配置を促進
 - 地域のコミュニティの育成、花壇づくりなど野外で行なう町民活動の促進
 - 住宅地内への通過交通や走行速度を減らすことで部外者の侵入を抑制
 - 違法駐車の排除、街路樹や植栽帯の繁茂など見通しを妨げるものの排除
 - 親しまれる公園づくり、公園や道路空間における防犯性に配慮した照明の設置
 - 心に安らぎを与える緑地等の設置 等

注*1) グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

出典：国土形成計画（平成27年8月閣議決定）

注*2) Eco-DRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) とは生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方です。Eco-DRRには、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の水害防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。

出典：環境省

6. 観光・交流のまちづくり方針

■観光・交流のまちづくりに関する基本方針

本町の観光及び交流を促進するために、「西原町観光振興計画」に基づき、観光・交流のまちづくりを推進します。

○町内外での交流により、本町の有する魅力や価値が再認識され、上手く発信されるまちづくりを目指します。

○観光振興を通じた地域産業の活性化や人材育成を促進するまちづくりを目指します。

○町民が主役として、地域らしさや生きがいを実感しながら、観光振興に取り組むまちづくりを目指します。

■観光・交流のまちづくりに関する方針の体系

6 観光 ・ 交 流 の ま ち づ く り に 関 す る 方 針

(1) 文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成

(2) 歴史・文化の継承と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承

(3) マリンタウンエリアの魅力を活かした交流拠点創出

(4) 農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成

(5) 西原の魅力を高めるブランド発信・PR の推進

(1) 文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成

「文教のまち」を象徴する学生等による取組を中心として、多様な人々や文化との交流の促進を行ります。また、観光関連の取組に向けて海外交流を含めた人材育成や観光まちづくり協会や商工会と連携し、観光客を含めた災害時の避難誘導など、観光客が増加した場合のリスクへの対応のための体制強化に取り組みます。

1) 多様な人々・文化との交流促進

- ・西原まつりや平和関連の取組、スポーツ・アート・音楽等を通じたイベント開催など西原ならではのイベント・交流を促進します。

- ・琉球大学や沖縄キリスト教学院大学・短期大学における海外交流の更なる促進により国際的にも通じる「文教のまち」の構築を目指します。

- ・琉球大学・沖縄キリスト教学院大学・短期大学との定期的な意見交換会や各大学による各種プログラムを通じた連携の強化を図ります。



西原まつり



琉大×西原町 GLOCAL フェスティバル

2) 観光関連の取組に向けた人材育成

- ・観光まちづくり協会を中心として、観光関連の取り組みに向けた人材育成を促進します。将来的には、住民主体の地域が潤う観光への展開を図ります。

3) 観光客増加による災害時のリスクへの対応強化（避難誘導 等）

- ・自然災害や各種事故などの想定されるリスクに対応する危機管理体制の構築を図ります。

(2) 歴史・文化の継承と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承

本町のアイデンティティを形成する歴史・文化の継承に向けて、文化遺産の魅力を発信し歴史まーいなどの回遊の促進を図ります。また、沖縄戦激戦の地としての平和関連の取組の充実を図ります。さらに歴史・案内ガイドの連携体制構築や人材育成の支援、歴史・文化や平和をテーマとした観光メニューの開発に向けた取組を行います。

1) 文化遺産の魅力発信と回遊性の向上

- ・金丸の内間御殿をはじめ町内に点在する金丸（尚円王）ゆかりの地などについて、既存の取組の継続的な実施と関連市町村との連携による合同イベントやツアーの開催を図ります。
- ・観光案内ガイド（歴史まーいコースなど）の育成等に努め、回遊性を促進する情報提供を行います。また、各種制度を活用し文化遺産を巡る遊歩道や案内サイン等の環境整備を図ります。



獅子舞

2) 沖縄戦激戦の地としての平和関連の取組の充実

- ・沖縄戦において激戦地となった歴史を後世に伝え、平和希求の拠点として、平和学習の場や機会の提供を通じて平和交流の充実を図ります。



綱曳

3) 歴史・案内ガイドの連携体制構築・メニュー開発

- ・パンフレットやSNS・アプリの活用など各世代向けの情報や地元団体等と連携した歴史文化展示施設のコンテンツの充実を図ります。



西原の塔

(3) マリンタウンエリアの魅力を活かした交流拠点創出

大型MICE施設整備と連携した周辺地区の開発や整備を行い、交流人口の増加に向けた新規事業者等の誘致を図ります。また、マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーン（小那覇、嘉手苅、小橋川）との連携を図るとともに、近隣市町村等の周辺地域との連携による魅力ある交流拠点の形成を図ります。

1) 大型MICE施設整備と連携した開発

- ・マリンタウンエリアの計画的・段階的なまちづくりと連動した観光地としての環境整備や受入体制の構築を図ります。また、MICE等新規需要に適切に対応し、MICE施設利用者だけでなく、誰もが利用しやすく滞在しやすい環境・サービスを提供します。

2) マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーンとの連携による魅力ある交流拠点の形成

- ・マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーン（小那覇、嘉手苅、小橋川）を観光の拠点と位置づけ、西原観光の起点であるマリンタウンエリアに訪れた人々が西原町内の中心核商業系ゾーンへ流れるための魅力づくりと仕組みづくりを図ります。

1 **3) 交流人口の増加に向けた新規事業者等の誘致**

- 2 ・大型 MICE 施設の波及効果を西原町内に取り込むため、マリンタウンエリアの立地特性や資
3 源を活かしながら、観光関連の事業を行う企業や団体を誘致し、観光メニュー等の開発を図
4 ります。

5 **4) 周辺地域との連携による魅力ある拠点の形成**

- 6 ・「中城湾地域振興協議会」や「東海岸地域サンライズ推進協議会」など周辺地域との広域的な
7 連携や周遊観光のあり方を踏まえながら、西原町の魅力である水辺を生かした観光環境の整
8 備や近隣自治体と連携した観光プログラムの開発を図ります。

9 **(4) 農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成**

10 本町は製造業において出荷額が県内有数の地域であり、また、6次産業化に向けた拠点施設の整
11 備も行われました。このような農業、商業、工業等の多様な分野の企業・団体・大学等、产学研官が
12 連携して観光振興の取組を促進することで、西原町にしかない新たな魅力を形成します。

13 農水産物流通・加工・観光拠点施設（西原さわふじマルシェ）を有効活用するため、農業・商業・
14 工業など多業種に跨る町内事業者・団体の連携による6次産業化を図ります。また、ものづくりの
15 町としての更なる発展と魅力の向上にむけた観光プログラムの開発や情報発信を行います。

16 **1) 農水産物流通・加工・観光拠点施設（西原さわふじマル
17 シェ）の有効活用**

- 18 ・農作物の各種栽培実験や加工・商品開発の支援、チャレ
19 ナジショップによる起業等の支援、地域産業の職場体験
20 など、民間企業・団体による拠点施設の複合利用を図り
21 ます。



西原さわふじマルシェ

22 **2) 产学研官が連携した高付加価値の特産品等の研究・開発**

- 23 ・大学や企業等との連携による特産物を活用した高付加価値商品の研究・開発を通じて、情報發
24 信を行います。また、ふるさと納税の返礼品等への展開を図ります。

25 **3) ものづくりの町としての発展と魅力の向上**

- 26 ・農業体験や工場見学等の地元の事業者等と連携した観光プログラムの開発を図ります。

27 **(5) 西原の魅力を高めるブランド発信・PRの推進**

28 「文教のまち」の先進的な取組を全国に向けて発信し、西原町の魅力としてPRを行い、地域ブ
29 ランドの確立を図ります。また、観光キャラクターである「さわりん」を積極的に活用して、本町
30 の知名度の向上を図ります。

31 **1) 地域ブランドの確立**

- 32 ・町内の大学等によるプログラムを通じて、町内外のだれでも利用できる学び・交流の場として活
33 用し、文教のまち西原のブランドを醸成・確立します。

34 **2) 「文教のまち」の先進的な取組のPR**

- 35 ・文教のまちづくりを牽引する組織や琉球大学等による地域づくりや観光振興
36 の活動を全国に向けて発信・PRしていきます。

37 **3) 観光キャラクター「さわりん」の活用**

- 38 ・西原町観光キャラクターの「さわりん」による観光資源・施設の魅力等の情報
39 発信・PRにより西原の来訪場所としてのイメージの醸成を図ります。



さわりん

第 4 章

地域別構想

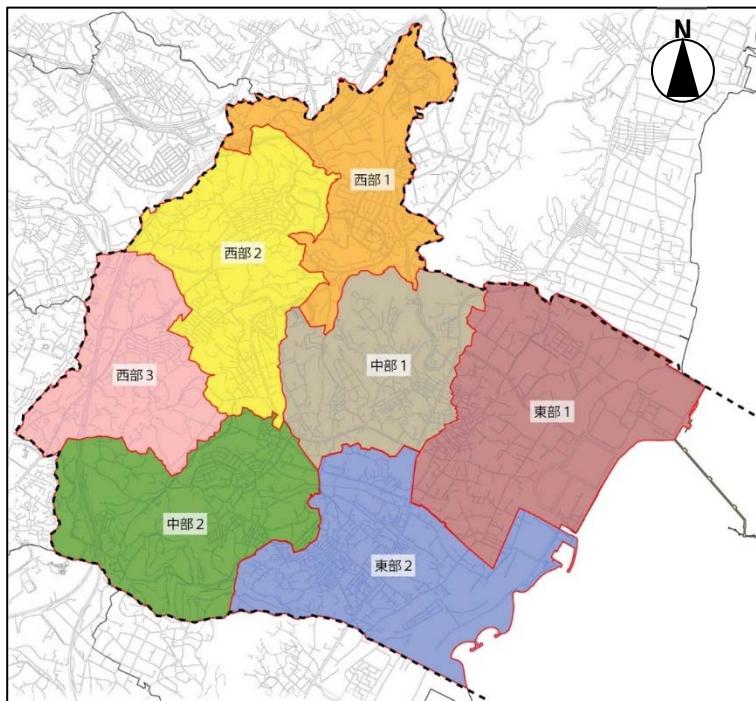
◆地域別構想とは

地域別構想では、全体構想をもとに地域の特性を踏まえながら、より身近な地域を対象として7地域を設定し、まちづくりの目標や方針を定めます。

地域区分の設定にあたっては、地形などの自然的条件、土地利用状況、社会的圏域（行政区）、地域コミュニティを構成する要素である小学校区等を総合的に勘案し設定しました。

◆地域区分の設定

地域区分として、以下の7地域を設定します。



地域	対象行政区
西部 1	森川、千原、上原
西部 2	徳佐田、棚原、翁長、坂田、県営坂田高層住宅
西部 3	幸地、幸地ハイツ、県営幸地高層住宅
中部 1	吳屋、津花波、小橋川、西原台団地、内間、県営内間団地、嘉手苅
中部 2	西原ハイツ、安室、桃原、池田、小波津、小波津団地、県営西原団地
東部 1	掛保久、小那霸
東部 2	平園、兼久（東崎）、与那城、美咲、我謝

図. 地域区分図

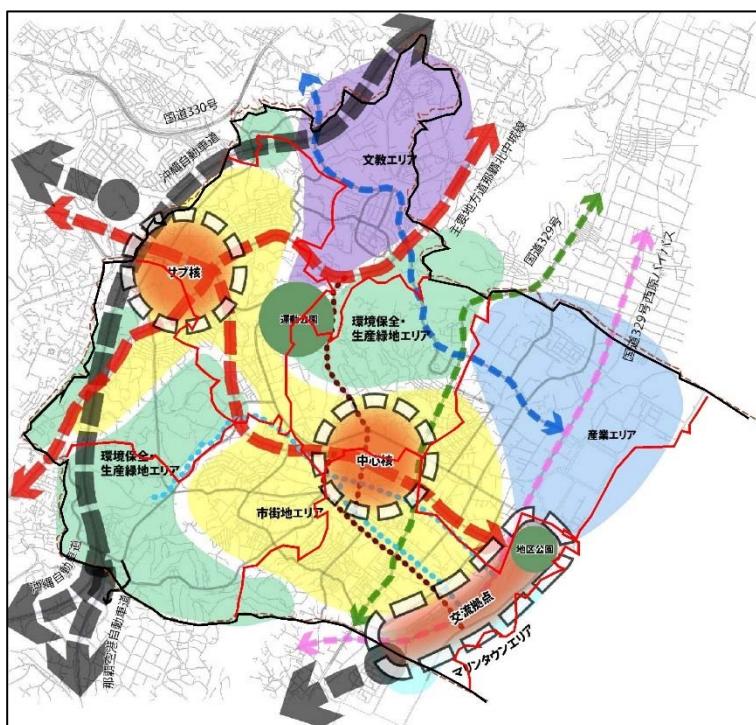


図. 都市構造図との対応

1. 西部1地域のまちづくり（森川、千原、上原）

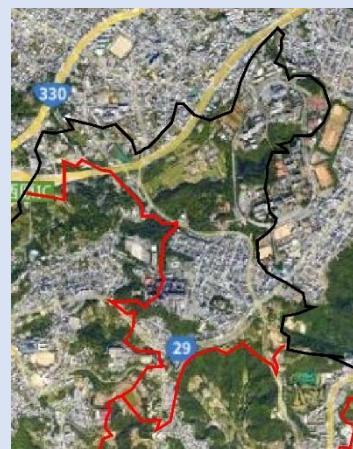
【地域の成り立ち】

この地域は、棚原の屋取集落^{*1}が形成され、昭和初期に森川・千原・上原として行政区が設置されました。

千原一帯は杣山^{*2}として管理されてきた山林で、1977（昭和52）年から1984（昭和59）年にかけて、琉球大学が移転し、琉球大学病院も併設されました。

地域南部で上原棚原土地区画整理事業が昭和63年4月から開始され、令和5年3月で事業完了、新市街地が形成されています。

琉球大学用地が過半を占める中、旧集落と新市街地が隣接して共存しており、学生等大学関係者等若者の居住者も多い一方、旧集落では少子高齢化が進行している地域となっています。



（1）地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体が台地部に位置 ・地域北部は大学・住宅地、中央部は斜面緑地、南部は大学・住宅地・一部農地 ・地域のほぼ全てが市街化区域に指定 ・将来都市構造における「文教エリア」に位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学や琉球大学病院、県立埋蔵文化財センターなど公益施設用地が立地 ・琉球大学医学部・病院の移転が決定、跡地利用を「跡地利用推進協議会」で検討中 ・地域南部で上原棚原土地区画整理事業が完了 	 琉球大学全景
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域北部を沖縄自動車道が横断、地域外西側に西原インターチェンジ ・那覇市との連絡機能を有する南北の幹線道路である主要地方道那覇北中城線が縦貫 ・琉球大学周辺と庁舎周辺（中心核）、マリンタウンエリアを結ぶシンボルロードが地域南部で接続 ・上原棚原土地区画整理事業区域内の都市計画道路の整備は完了、主要地方道那覇北中城線は整備中 ・主要地方道那覇北中城線及び県道宜野湾西原線は交通量が多く、主要地方道那覇北中城線は高い混雑度 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、上原棚原土地区画整理事業区域内に近隣公園「上原高台公園」、街区公園レベルの「上原東公園」、「上原西公園」、「上原南公園」、民間開発による「千原グリーンハイツ公園」 ・埋蔵文化財包蔵地「イシグスク」は開発により、3分の2以上が滅失 	 上原高台公園より市街地を望む

*1 屋取集落：屋取集落とは18世紀の初めに、首里から士族の帰農により沖縄本島の各地に形成された小村落を言います

*2 杣山（そまやま）：杣山とは、近世の琉球王国において、木材を供給するために間切・島・村の共同管理下に置かれた山林のこと

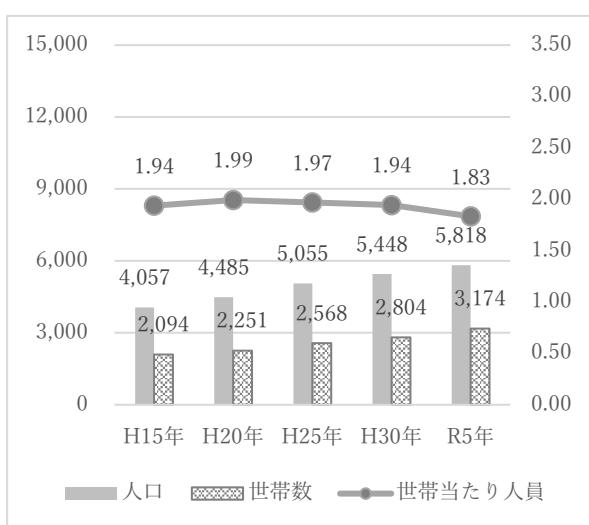
（2）人口・世帯数

- 人口、世帯数は増加傾向だが、土地区画整理事業区域の人口充填が終了しつつあるため、今後は鈍化の見通しです。
- 生産年齢人口比率が町内で最高、老齢人口比率は最下位、5歳階級別人口では、20歳～24歳の人口が多くなっています。
- 世帯あたり人員は、最下位、さらに減少傾向にあります。琉球大学等の影響が大きいと想定されます。
- 人口密度は32.1人/haと町全体より高い割合となっています。

表：地域人口（令和5年12月末現在）

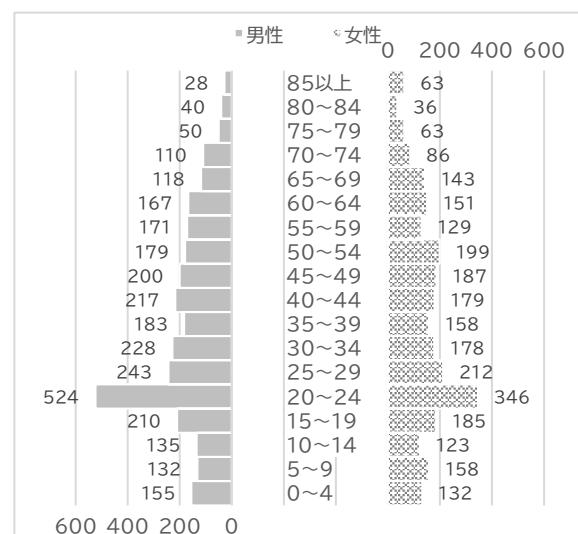
項目	西部1地域		町全体
人口	5,818人	16.3%	35,644人
年少人口	835人	14.4%	15.6%
生産年齢人口	4,246人	73.0%	60.9%
老年人口	737人	12.7%	23.5%
世帯数	3,174世帯	20.2%	15,740世帯
世帯当たり人員		1.83人	2.26人
地域面積		181.3ha	1,590ha
人口密度		32.1人/ha	22.5人/ha

※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率



図：人口、世帯数、世帯あたり人員の推移

※住民基本台帳（各年12月末）
平成15～20年は外国人を含まない値
平成25～R5年は外国人を含む値



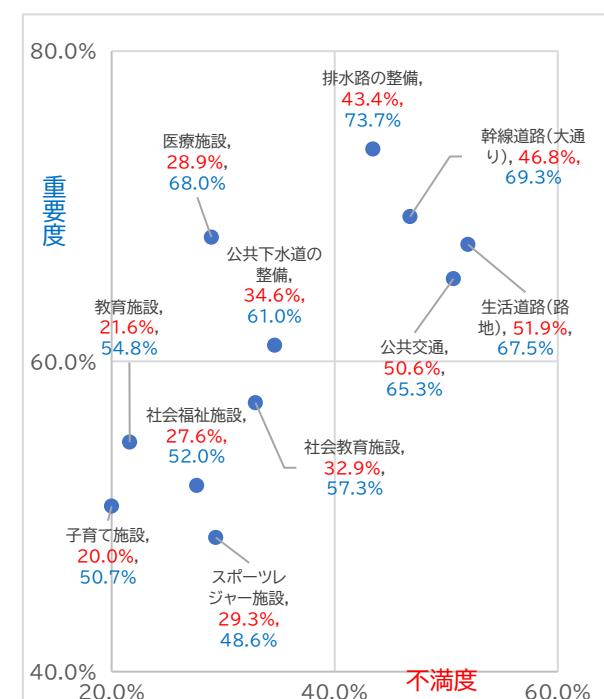
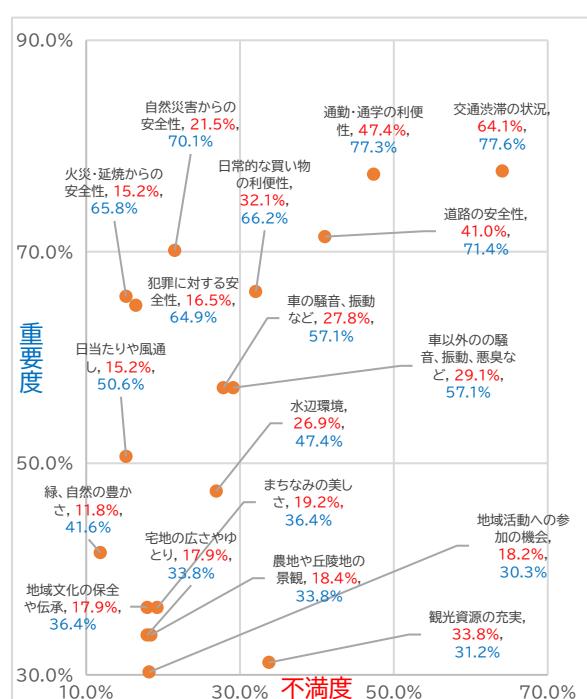
図：人口ピラミッド（令和5年12月末現在）

※住民基本台帳（外国人含む）

1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=31

2 1) 不満度・重要度

- 3 公共施設に関する不満度は「生活道路（路地）」、「公共交通」、重要度では「排水路の整備」、「幹
4 線道路（大通り）」が高くなっています。
- 5 生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」「通勤・通学の利便性」が高くなっ
6 ています。

22 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
23 に関する不満度・重要度22 図. お住まいの地域の「生活環境」に
23 関する不満度・重要度

24 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (26.3%)
商業地のあり方	・幹線道路沿道などに利便性の高い商業施設の誘致 (23.8%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (53.8%)
工業地のあり方	・既存工業地の近隣住民への配慮や道路などの基礎施設の整備・充実 (32.5%)
農地のあり方	・必要最小限の開発は許容するが、基本的に農地は保全 (30.0%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (55.0%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (38.8%)
交通環境のあり方	・交通渋滞の解消、公共交通の充実化 (共に 37.5%)
道路のあり方	・歩道や安全施設の設置 (52.5%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (40.0%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (38.8%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
・自然が多い ・道路が整備されている（上原区） ・高速道路入口が近い		・津波の心配が少ない ・人柄がよい
Bad ポイント（→：改善のアイデア）		
公園・自然	・遊び場（公園等）が少ない。 ・ゲートボールができる場がほしい	→お年寄りの遊べる場づくり
道路	・急な坂があり、雨天時の通行が危険、歩きづらい【地図①】 ・街灯が少ない（森川区）	→店舗を増やす
防災・コミュニティ	・人口が少なく、活発な活動ができない ・高齢化が進んでいる（特に前森川） ・「見守り隊」の後継者がない ・琉大病院が移転することで地域の人口減少が懸念される	→人口が増えるように、宅地として利用できる用途へ変更する
利便性	・学校が遠いため、引越しをする世帯がいる ・バス停が遠く、買い物が不便	→コミュニティバスの運行
交通	・抜け道になっているおり、朝夕に渋滞が発生している。【地図②】 ・免許を返納すると移動が困難になる	→幹線道路整備により、通過交通を軽減する →（再掲）コミュニティバスの運行
環境	・不法投棄が多く見られる。【地図③】	→監視カメラの設置

西部1地域

代表的な意見

琉球大学の周辺は自然が豊かで、ホタルも生息しているみたい。

高速道路の入口に近いから交通の利便性がいい！
また、高台にあるため津波の心配が少なくて安心。

旧集落では少子高齢化が進んでいて活発な地域活動ができていない。人口が増えるような土地利活用にしてほしいな。

バス停が遠くて買い物に行くのに少し不便。コミュニティバスを運行してくれたらスムーズな移動ができると思うのだけど。

凡例

- 公共公益施設等
- 公民館
- 教育施設等
- 公園・緑地
- その他主要施設
- 地域界
- 河川
- - - 主要幹線道路
- - - 計画道路

1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 本地域は旧集落と新市街地が共存し、大学生など単身世帯が多いとともに、少子高齢化が進んでいることから、インクルーシブなまちづくりを進めていくため、人と人との触れ合いの場づくりが必要です。 琉球大学医学部・病院の移転により、若年層の転出増加が想定されるため、若年層減少への対応を検討する必要があります。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 本地域は学生が多くみられ、上原棚原土地区画整理事業区域の整備が完了したことから、幅広い年齢層に対する利便性の向上や定住促進に向け、快適な生活環境を形成する必要があります。 地域南部の既存集落地は、シンボルロードの整備により宅地需要が増大することが考えられるため、良好な居住環境の形成を図る必要があります。 琉球大学医学部・病院の跡地利用については、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地に向けた検討をする必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 琉球大学周辺と町中心部を結ぶシンボルロードは質の高い整備を推進する必要があります。 沖縄自動車道西原インターチェンジへのアプローチ道路が不十分であることから、アクセス性を高める必要があります。 本地域を縦貫する主要地方道那覇北中城線は、重要な道路として来訪者に町のイメージを印象づける、質の高い道路整備が必要です。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の公園が不足しているという意見が多くあります。 上原高台公園は本地域の中心的な公園であり、近隣住民及び来訪者の交流の場として、活用を促進するとともに、管理の充実を図る必要があります。 地域内の緑地は、貴重な自然環境として保全する必要があります。 森川川は、本地区の貴重な水資源として、維持・活用を図る必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 「文教のまち」の目標達成のため、沖縄県埋蔵文化財センターの利活用を促進することが大切です。 琉球大学医学部・病院跡地利用において、教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みを進めるなど、総合的な文教環境の整備に向けての展開が必要です。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 本地域内に「土砂災害警戒区域」等が一部存在しているため、住民及び来訪者の安全確保の検討が必要です。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> 「文教のまち」を象徴する学生等による取組を展開し、多様な人々や文化との交流の促進を図る必要があります。 産学官が連携して観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していく必要があります。

（5）西部1地域の将来の姿

琉球大学や県立埋蔵文化財センターなどの教育機関が集積しており、学生をはじめとした様々な人が交わる地域です。また、西原インターチェンジに近接し、地域内外の交流が期待されることから、本地域の将来像は、「緑に囲まれた学園都市として新たな交流・活気を創り出すまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・都市構造でサブ核に近接した「文教エリア」として位置づけられており、若者をはじめ文教を通じて様々な人々が交わる地域としての環境を増進する土地利用を図ります。
- ・市街地は後背緑地に育まれ、面的整備された新市街地と旧集落地が共存しており、文教エリアにふさわしい緑豊かな住環境の形成に努めます。

【近隣商業地】

- ・主要地方道那覇北中城線と県道宜野湾西原線の交差部周辺に位置する上原棚原土地区画整理事業区域内を近隣商業地に位置づけ、日常生活に重点をおいた商業機能の充実など、大学や台地市街地をサービス対象として生活利便性の向上を目的とした土地利用の誘導を図ります。

【沿道利用型施設用地】

- ・主要地方道那覇北中城線沿道と区画整理区域に面する県道宜野湾西原線沿道は、景観に配慮しながら、自動車交通の利便性を活かしたサービス施設や生活利便性の向上を目的とした商業施設の適正な誘導を図ります。

【低・中層専用住宅地】

- ・地域北部の県道宜野湾西原線の周辺住宅地は、低層専用住宅地として位置づけ、その他の用途地域指定区域は低・中層専用住宅地として位置づけ、緑豊かな住宅地として整備を図ります。
- ・上原棚原土地区画整理事業区域は、「文教ゾーン」にふさわしい良好な市街地環境や都市基盤の整備、美しい景観づくり等を図ります。

【既存集落地】

- ・市街化調整区域内で住宅地が点在している地区については、既存集落地として位置づけ、集落内の生活環境整備を進めます。既存集落地は住宅密集及び狭隘な道路などの環境上の問題があるため、その改善に努めます。
- ・地域南部の既存集落地は、地区計画等のまちづくりルールを活用しながら、スプロール化（住宅地等の無秩序な拡大）を抑制し、健全な都市環境の維持及び形成を誘導していきます。

【土地利用検討地区】

- ・琉球大学医学部・病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地を促進します。

1 **2) 交通体系に関する方針**

- 2 ・地域の骨格となる「南北都市軸」である主要地方道那覇北中城線の整備を促進し、交通の円
3 滑化を図ります。
- 4 ・シンボルロードは、マリンタウンエリアから中心核、文教ゾーンを結ぶ町の「顔」として重
5 要な道路であることから、地区レベル幹線道路としての機能だけでなく歩行者が歩いて樂
6 しい緑豊かな空間づくりを促進します。
- 7 ・「広域連携軸」である沖縄自動車道西原インターチェンジとのアクセス機能と地域内連絡機
8 能を有する道路として、町道森川翁長線の整備を推進します。
- 9 ・集落地では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能が不足してい
10 る状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路の改良による
11 道路空間の確保を進めます。

12 **3) みどりと水に関する方針**

- 13 ・上原高台公園は、近隣公園として適切に維持・管理します。
- 14 ・森川地区に周辺住民の憩いの場となる街区公園を1箇所配置します。
- 15 ・新設する公園をはじめ、街区公園は憩いの場として活用するとともに、適切な維持・管理を
16 地区住民と協働により推進します。
- 17 ・森川川は、周辺の自然環境を活かしながら親水空間の維持・活用を図ります。
- 18 ・沖縄自動車道に沿って広がる緑地や地区内の斜面林は、貴重な自然的環境として保全します。

19 **4) 都市環境形成に関する方針**

- 20 ・「文教のまち」の実現のため、学校教育のみならず、社会教育施設など生涯教育の充実に努
21 めるとともに、沖縄県埋蔵文化財センターの利活用を図り、琉球大学医学部・病院跡地利用
22 において、教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みを進めるなど、総合的な文教環境
23 の整備に向けての展開を促進します。

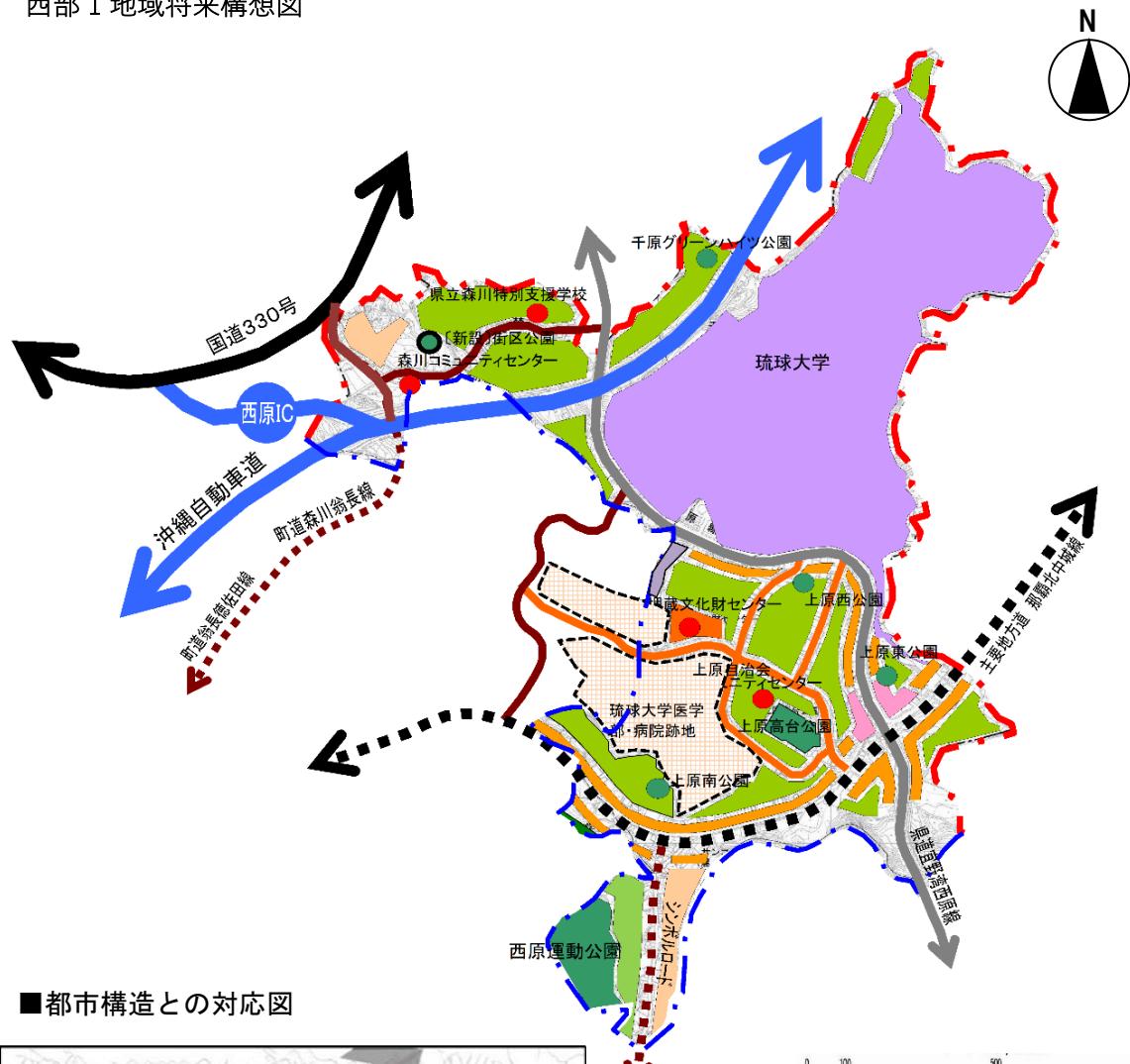
24 **5) 都市防災・防犯に関する方針**

- 25 ・本地域内に「土砂災害警戒区域」等は一部存在しており、斜面緑地等の安全性については、
26 住民及び来訪者の安全確保の検討を進めます。

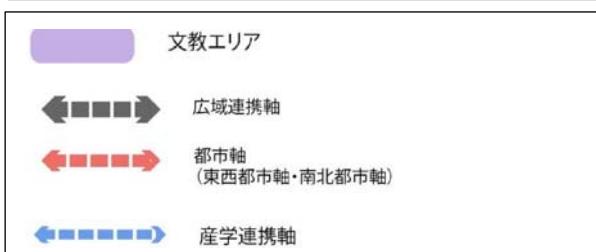
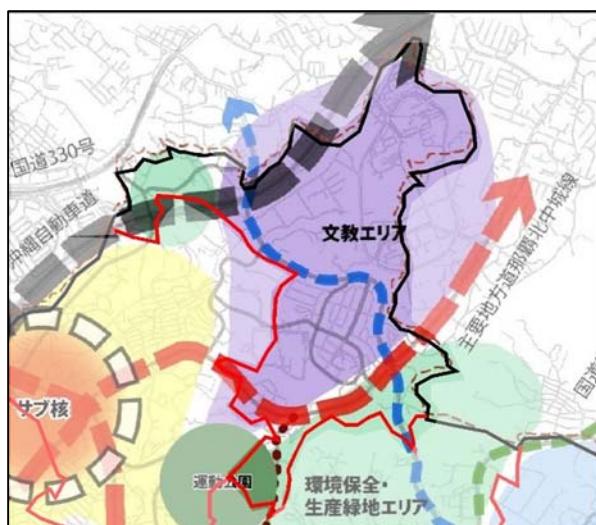
27 **6) 観光・交流のまちづくり方針**

- 28 ・「文教のまち」を象徴する学生等による取組を中心として、多様な人々や文化との交流の促
29 進を図ります。また、観光関連の取組に向けて海外交流を含めた人材育成や観光まちづくり
30 を推進する団体の組織化を図ります。
- 31 ・農業、商業、工業等の多様な分野の企業・団体・大学等、産学官が連携して観光振興の取組
32 を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成します。

西部1地域将来構想図



■都市構造との対応図



凡 例				
	区分	整備済(既設)	未整備(新設)	
	低・中層専用住宅地	道		
	中・高層専用住宅地			
	中心商業地			
	近隣商業地			
	観光商業・宿泊施設用地			
	レクリエーション・レジャー施設用地			
	沿道利用型施設用地			
	工業地			
	公共公益施設用地			
	教育施設用地			
	既存集落地	施		
	農地・傾斜緑地			
	土地利用検討地区			
	港湾施設用地			
	河川			
	運動公園	設		
	地区・近隣公園			
	街区公園			
	公共公益施設等			
	小学校			
	中学校			
	緑地			

2. 西部2地域のまちづくり（徳佐田、棚原、翁長、坂田、県営坂田高層住宅）

【地域の成り立ち】

古集落の棚原・翁長には、棚原石畠道や翁長の神アシャギなど多くの文化遺産が点在しています。棚原の屋取集落であった徳佐田は、昭和初期に行政区として設置されました。

戦後、主要地方道那覇北中城線と同浦添西原線の沿道から市街地が広がり、坂田区が形成されていきました。平成6（1994）年には、県営坂田高層住宅（140戸）が建設されました。

また、平成元（1989）年、沖縄キリスト教短期大学が地域の東部丘陵地（翁長）に開学（のちに学院大学併設）し、文教エリアの一画を担うこととなります。

戦後、本町で最も人口が増加した地域であり、東部2地域に次いで2番目の人口を有していますが、坂田交差点周辺で西原西地区土地区画整理事業が事業中であり、更なる人口増加が想定されます。

強固なコミュニティを持つ旧集落と発展する新市街地の調和が課題といえる地域となっています。



（1）地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体が南東向きの斜面地 地域北部は山林・畑、中央から南部にかけては住宅地 主要地方道那覇北中城線以北の棚原集落及び坂田交差点から県道38号周辺が市街化区域に指定 2023（令和5）年、県道38号線沿道の集落地が市街化区域編入、その背後地は市街化調整区域 坂田交差点周辺から浦添市の境界付近までを「サブ核」に位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域中央に沖縄キリスト教学院大学・短期大学、主要地方道浦添西原線の沿道に西原高等学校及び坂田小学校が立地 主要地方道那覇北中城線と県道38号線の坂田交差点周辺に商業・業務施設が集積 沖縄都市モノレールの延長で、隣接する浦添市前田に、「てだこ浦西駅」が開業 地域ほぼ中央で西原西地区土地区画整理事業が施行中 	
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 浦添市との行政界付近に沖縄自動車道が横断、地域外北側に西原インターチェンジ 西部3地域との境界付近に沖縄自動車道幸地インターチェンジ、都計道路幸地インターライン及び都計道路浦西停車場線が整備中 地域を通る主要地方道浦添西原線、主要地方道那覇北中城線と西原西地区土地区画整理事業区域内の道路（町道棚原線、町道翁長徳佐田線、町道翁長線）、町道森川翁長線が整備中 主要地方道那覇北中城線以北の棚原集落は4m未満の細街区が多く、道路状況に課題 主要地方道那覇北中城線及び県道宜野湾西原線は交通量が多く、混雑度高い 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 西原運動公園と街区公園の「棚原児童公園」、「翁長児童公園」、街区公園レベルの「白河公園」、「歴史公園」、民間開発による「明星ハイツ公園」が存在。西原西地区土地区画整理事業区域内において、街区公園が整備中 棚原集落北側や沖縄キリスト教学院周辺等に広がる自然緑地 棚原グスク周辺に墓地が集積 地域北部には、棚原ノロ殿内や棚原石畠道、地域南部には、焚字炉やテラノコシノロガードなどの文化遺産が点在 石畠道は文化遺産の一つだが、町内では棚原地区のみで現存 	

棚原石畠道と集落

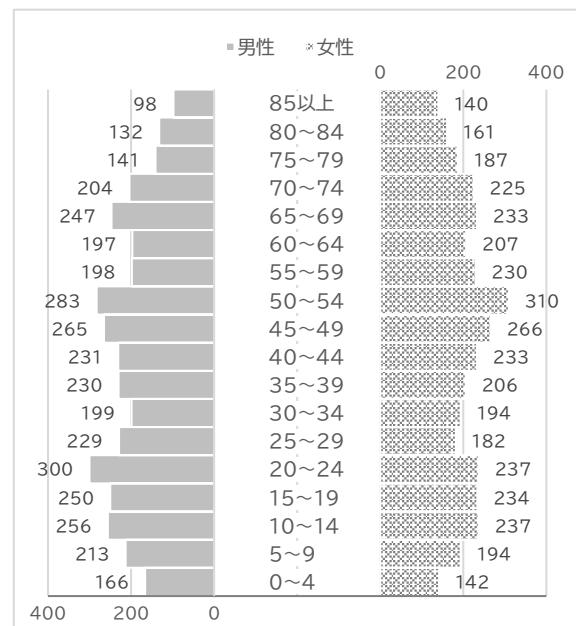
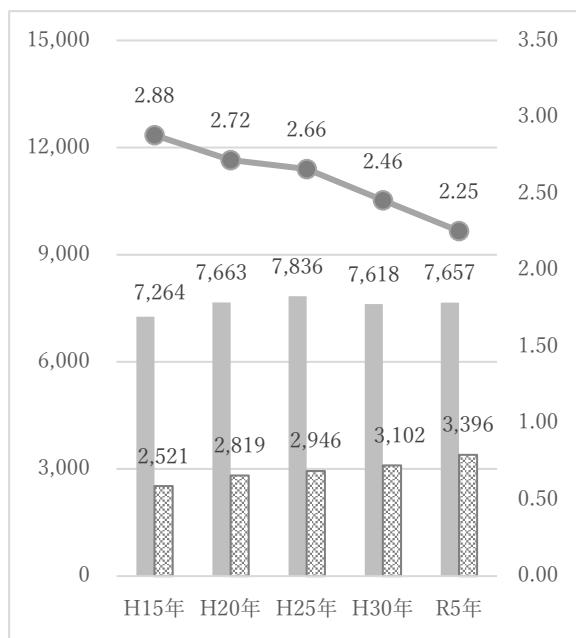
1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口は 7,657 人で、東部 2 地域に次いで人口
3 の多い地域となっています。
- 4 人口、世帯数は微増ですが、西原西地区土地
5 区画整理事業の進捗に伴い、増加するものと
6 推定されます。
- 7 • 5 歳階級別人口は、50 歳～54 歳が多いことが
8 特徴です。
- 9 • 世帯あたり人員は、令和 5 年では 2.25 人／世
10 帯で町平均と同等となっています。
- 11 • 人口密度は 33.6 人/ha と町全体より高い割合
12 となっています。

表：地域人口（令和 5 年 12 月末現在）

項目	西部 2 地域		町全体
人口	7,657 人	21.5%	35,644 人
年少人口	1,208 人	15.8%	15.6%
生産年齢人口	4,681 人	61.1%	60.9%
老人人口	1,768 人	23.1%	23.5%
世帯数	3,396 世帯	21.6%	15,740 世带
世帯当たり人員		2.25 人	2.26 人
地域面積		227.7ha	1,590ha
人口密度		33.6 人/ha	22.5 人/ha

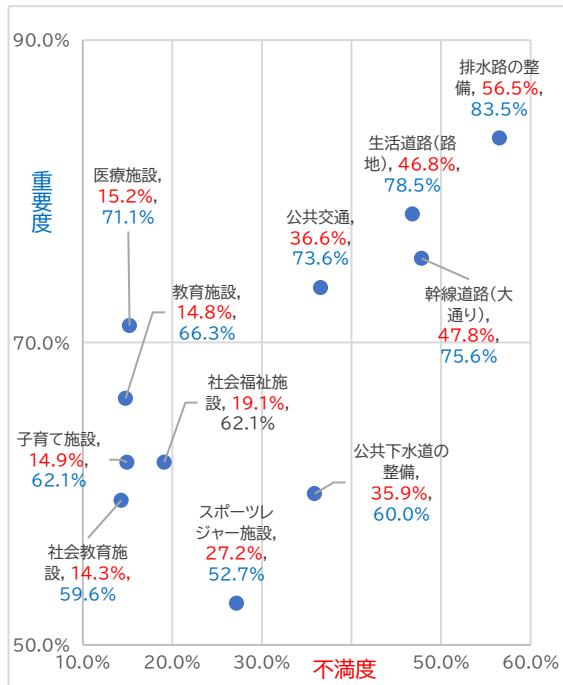
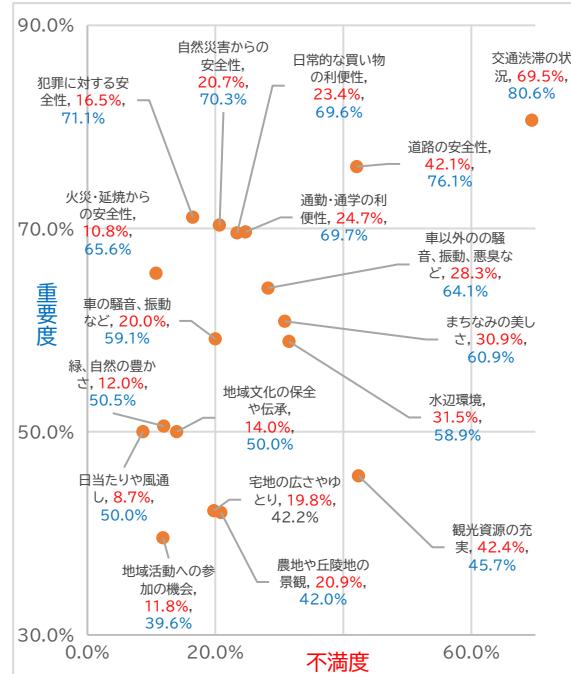
※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率



1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=96

2 1) 不満度・重要度

- 3 公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」、「幹線道路（大通り）」、「生活道路（路
4 地）」が高くなっています。
- 5 生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」が高くなっています。

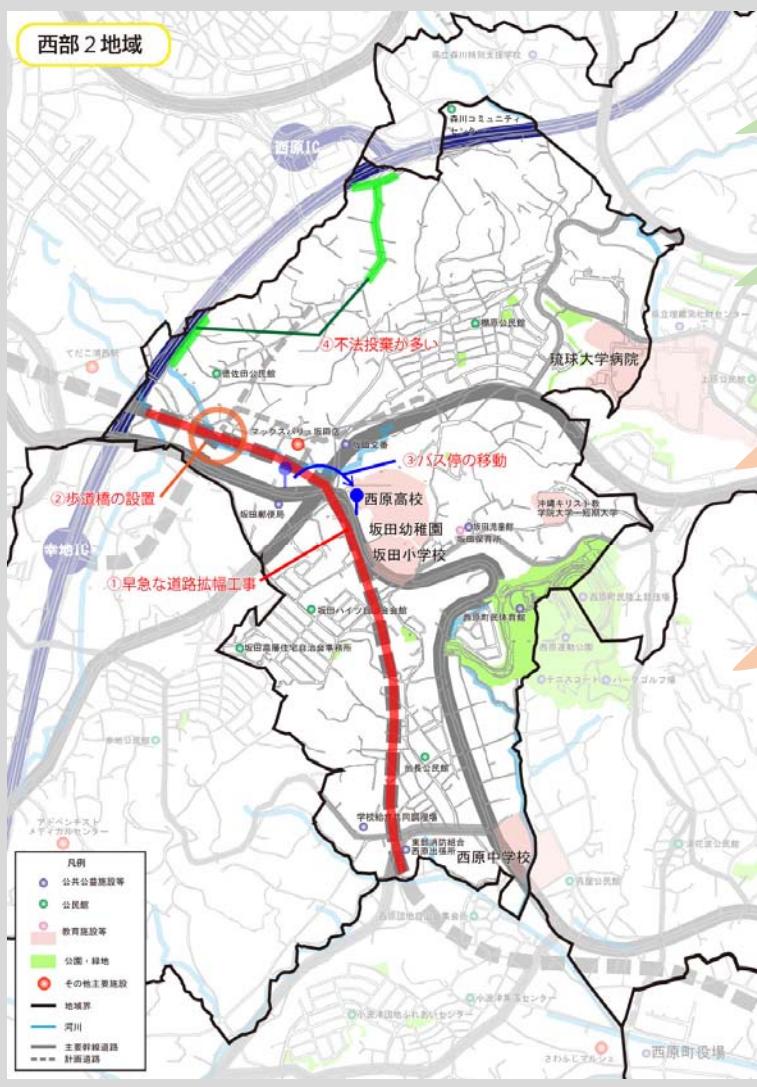
21 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
22 に関する不満度・重要度23 図. お住まいの地域の「生活環境」に
24 関する不満度・重要度

2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (32.6%)
商業地のあり方	・幹線道路沿道などに利便性の高い商業施設の誘致 (35.8%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (53.7%)
工業地のあり方	・施設緑地や排水処理など環境対策の充実 (37.9%)
農地のあり方	・一定の開発を容認し、農地がある程度減少することを認める (31.6%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残るみどりの保全 (62.1%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (49.5%)
交通環境のあり方	・交通渋滞の解消 (38.9%)
道路のあり方	・歩道や交通安全施設の設置 (64.2%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (30.5%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (37.9%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント	
・高台なので住みやすい	・駅周辺に開発が進み、便利になるだろう
・モノレール駅が近い為、交通の便が良い	・多様な商業店舗ができ、便利になってきている
Bad ポイント (→ : 改善のアイデア)	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道幅が狭く、渋滞がひどい ・側溝等の道路整備がなされていない為、排水溝がつまり、大雨時に冠水する
防災・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が多い【地図④】
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域で家が建てられない、その為若い人が町外に出ていく



代表的な意見

モノレール駅（てだこ浦西駅）が近いから、交通の便がいい！

てだこ浦西駅周辺の開発が進んでどんどん便利になってきている。これからの発展にも期待している。

道幅が狭くて渋滞しているところがある。道路の拡張工事で渋滞が解消されることを期待している！歩道橋を設置してもいいかも。

住宅用地がなくて、若い人たちが町外に出て行ってしまっている。西原西地区の整備が進んで、若い人が集まってくれるといいな。



1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺では、利便性の向上による住宅需要拡大への対応が必要です。 旧集落での伝統文化の継承と新市街地との調和が望まれます。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺は、町内外の交流促進が期待されることから、交通結節点としてふさわしい拠点の形成とその周辺への商業機能等の都市機能の集積が求められます。 西原西地区土地区画整理事業区域は、北部に広がる自然景観と調和した安全・安心で住みよい住宅地を形成する必要があります。 棚原の既存集落地は道路幅員が狭小で基盤整備も未整備なため、居住環境の向上を図る必要があります。 県道38号線の沿道等の既存集落は市街化区域に編入されたことにより、宅地需要が増大することが考えられるため、良好な居住環境の形成を図る必要があります。 主要地方道那覇北中城線は、本町の文教ゾーンと那覇市の首里城等を連絡する幹線道路であることから、周辺環境に配慮しつつ、沿道利用にふさわしい土地利用の誘導を図る必要があります。
4 交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄自動車道の幸地インターチェンジ、都計道路幸地インター線及び都計道路浦西停車場線整備の進捗を図り、アクセス性を高める必要があります。 交通渋滞解消や道路の安全性向上が求められていることから、整備が完了していない都市計画道路の早期実現に向けて取り組む必要があります。 坂田交差点をはじめとした朝夕の交通渋滞を緩和させる必要があります。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> 西原運動公園は、町全体のスポーツレクリエーションの場として今後も適切に維持・管理する必要があります。 棚原児童公園や翁長児童公園、白河公園、歴史公園は、憩いの場や避難所として適切に維持・管理する必要があります。 身近な公園が少ない状況であり、地域住民の憩いの場として公園整備が必要です。 地域に残る貴重な自然的資源は、今後も保全していく必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 棚原石畳道などの文化遺産が旧道の改修で減ってきていることなどから、町指定史跡や地域にとって重要な文化遺産は、維持・保全する必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 本地域内の斜面緑地に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、住民及び来訪者の安全確保の検討が必要です。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> 「文教のまち」を象徴する学生等による取組を展開し、多様な人々や文化との交流の促進を図る必要があります。 玄関口ともなるサブ核を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していくことが必要です。

（5）西部2地域の将来の姿

沖縄都市モノレール延長に伴い浦添市に「てだこ浦西駅」ができること及び沖縄自動車道幸地インターチェンジが整備中であることから、隣接する本地域は、西原町の新たな玄関口及びサブ核となることが期待されます。また、小学校、中学校、高校、大学といった教育機関や西原運動公園など良好な文教環境があります。

そこで本地域の将来像は、「西原の玄関口及びサブ核として活力と賑わいにあふれ、教育環境とスポーツ環境が有機的に機能するまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・本町の「サブ核」としての都市機能を集積する土地利用を既存の文教環境との連携・調和を図りながら形成します。
- ・既存集落は歴史資源と伝統文化の保全を図り、周辺緑地に育まれた豊かな住環境・コミュニティの維持・保全に努めます。

【中心商業地(商業系ゾーン)】

- ・坂田交差点周辺は、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺商業地と一体となった商業・業務地として、サブ核にふさわしい人々の溜まりや待ち合いの場、一般事務所や金融、ホテル等の情報・生活関連サービスを主体とする商業・業務ビル等の誘致を図ります。また引き続き、台地部市街地の中核的商業地として、生活利便性の向上を目的とした土地利用の誘導を図ります。

【近隣商業地】

- ・地域外西部に整備された沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺は、区域内外の多くの人に利用される本町の玄関口として、本町のゲート性を有する商業機能を配置します。

【沿道利用型施設用地】

- ・主要地方道那覇北中城線や主要地方道浦添西原線の沿道は、景観に配慮しながら、自動車交通の利便性を活かしたサービス施設・生活利便施設の適正な誘導を図ります。

【中・高層専用住宅地】

- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺は、交通利便性の向上による住宅需要を勘案し、周辺の自然環境と調和しつつ中・高層専用住宅地を主体とした土地利用を図ります。

【低・中層専用住宅地】

- ・地域内の住宅地は、台地部の良好な自然環境に囲まれた低層専用住宅地として位置づけ、良好な環境を確保します。
- ・西原西地区土地区画整理事業区域は、後背地の農地、傾斜林と調和しつつ、本町の西の玄関口にふさわしい快適で利便性の高い低・中層専用住宅地を主体とした土地利用を図ります。
- ・県道38号線の沿道等の既存集落地は、2023（令和5）年の市街化区域編入を受け、健全な都市環境の維持及び形成を誘導していきます。

1 **【土地利用検討地区（徳佐田地区）】**

- 2 • 沖縄自動車道と沖縄都市モノレールが結節する幸地インターチェンジ周辺及び沖縄都市モ
3 ノレール「てだこ浦西駅」周辺地区については、人流・物流の要衝として、広域交通の高い
4 ポテンシャルを有していることから交通結節点として相応しい土地利用を検討します。ま
5 た、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用
6 途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

7 **2) 交通体系に関する方針**

- 8 • 「東西都市軸」である主要地方道浦添西原線や「南北都市軸」である主要地方道那覇北中城
9 線の整備促進により、地域内の交通の円滑化を図ります。
- 10 • 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺は、域内外の多くの人に利用される交通結節点と
11 して、バスや自転車、幸地インターチェンジを利用した乗り換えなど、多様な乗り換え需要
12 に対応する駐車場や送迎空間を確保します。
- 13 • 「広域連携軸」である沖縄自動車道幸地インターチェンジ（整備中）とのアクセス道路とし
14 て、都計道路幸地インター線及び都計道路浦西停車場線の整備を促進します。
- 15 • 西原高等学校や坂田小学校周辺においては、通学の安全性を確保するため、地域住民と協働
16 で検討しながら安全・安心な道づくりを推進します。
- 17 • 集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能
18 が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路
19 の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。

20 **3) みどりと水に関する方針**

- 21 • 西原運動公園は、町全体のスポーツレクリエーション拠点として活用します。
- 22 • 西地区土地区画整理事業により人口増加が想定されることや身近な公園が不足している区
23 域があることから、周辺住民の憩いの場となる街区公園4か所の整備を推進します。
- 24 • 地域内の街区公園は、憩いの場として活用するとともに、適切な維持・管理を地区住民と協
25 働により推進します。

26 **4) 都市環境形成に関する方針**

- 27 • 「棚原石畳道」等の町指定史跡は、適切に保全するとともに、文化遺産を結ぶ「歴史の道」
28 の再生や広場等の整備など、歴史文化を感じられる景観づくりを検討します。

29 **5) 都市防災・防犯に関する方針**

- 30 • 本地域内に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、斜面緑地等の安全性については、住民
31 及び来訪者の安全確保の検討を進めます。

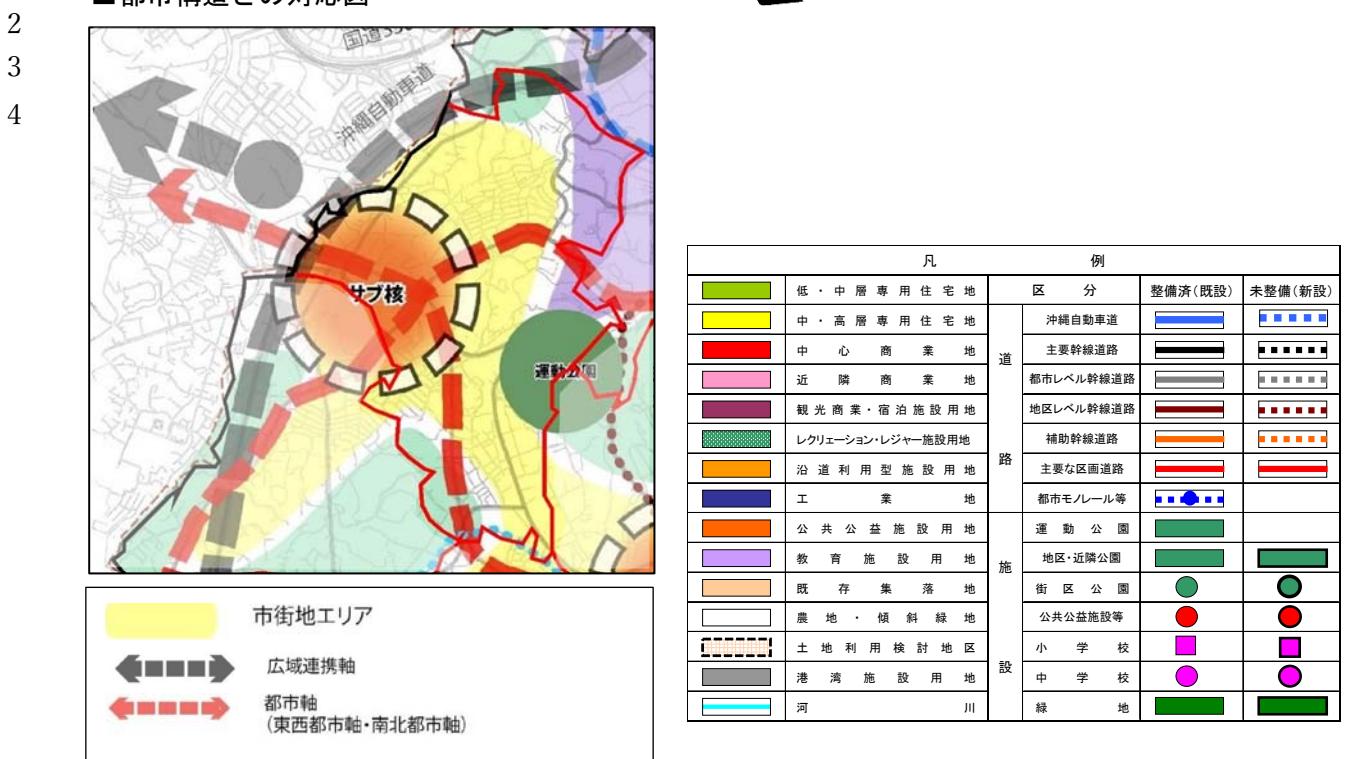
32 **6) 観光・交流に関する方針**

- 33 • サブ核を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成して
34 いきます。

1 西部2地域将来構想図



■都市構造との対応図



3. 西部3地域のまちづくり（幸地、幸地ハイツ、県営幸地高層住宅）

【地域の成り立ち】

本地域に広がる幸地集落の丘陵上には幸地グスクが位置しており、集落は傾斜緑地及び丘陵農地で構成されていました。戦後、宅地需要の高まりから、幸地ハイツが開発されるとともに、平成元（1989）年には、県営幸地高層住宅（142戸）が建設されました。

これまで、斜面緑地や農地が主体の比較的開発動向が少ない地域でしたが、幸地地区に沖縄自動車道幸地インターチェンジが事業中であり、今後大きな変化が想定されます。

本町で人口は少ない地域となっており、集落地以外の開発団地も開発されてから相当の年月を経過しているため、著しく少子高齢化が進んでいます。地域内に小学校がないことなども相まって、人口流出が懸念されているため、コミュニティの維持・保全が課題といえる地域となっています。



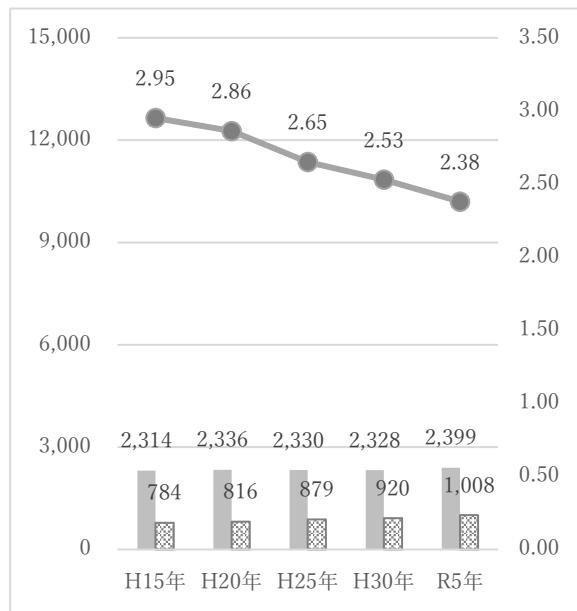
（1）地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 本町西部台地部に位置する地域で、主要地方道那覇北中城線沿いを中心に住宅団地や既存集落地で構成 地域北部は畠、中央部は住宅地、南部は畠・山林 地域西端と北東部の市街化区域に加えて、2023(令和5)年、主要地方道那覇北中城線沿道集落地が市街化区域編入、その他は市街化調整区域に指定 市街化調整区域においては丘陵農地が大部分 幸地インターチェンジ周辺がサブ核の一角として位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域西部の市街化区域に幸地ハイツや県営幸地高層住宅の住宅団地 主要地方道那覇北中城線の南側にアドベンチストメディカルセンターが立地 地域内に小中学校はなく、通学区域は坂田小学校、本地域からの通学は不便 	
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 地域西部を沖縄自動車道が通過、幸地インターチェンジ及びアクセス道路である都計道路幸地センター線が整備中 地域を通る主要地方道那覇北中城線が整備中 主要地方道那覇北中城線は交通量が多く、混雑度が高い状況 主要地方道那覇北中城線以南の集落地では、4m未満の細街路が多く、道路状況が課題 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園は、街区公園である「幸地児童公園」のみ 市街化調整区域は農地と斜面緑地で構成 幸地グスクや幸地按司墓、幸地の刻時森（ククジムイ）※などの文化遺産が点在 	 幸地グスク

*刻時森（ククジムイ）：刻時森（ククジムイ）とは、幸地集落の南西、アドベンチストメディカルセンター後方にある標高142.7メートルの小高い丘のこと

1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口、世帯数は微増していますが、人口は
3 2,399 人と町内で少ない地域となっています。
4
- 5 5歳階級別人口は、60歳～64歳が多い構成
6 となっています。
- 7 世帯当たり人員は、令和5年では2.38人／
8 世帯と若干町平均よりは高くなっています。
- 9 人口密度は14.2人/haと町全体より低い割
10 合で市街地化が進んでいない地域となって
11 います。

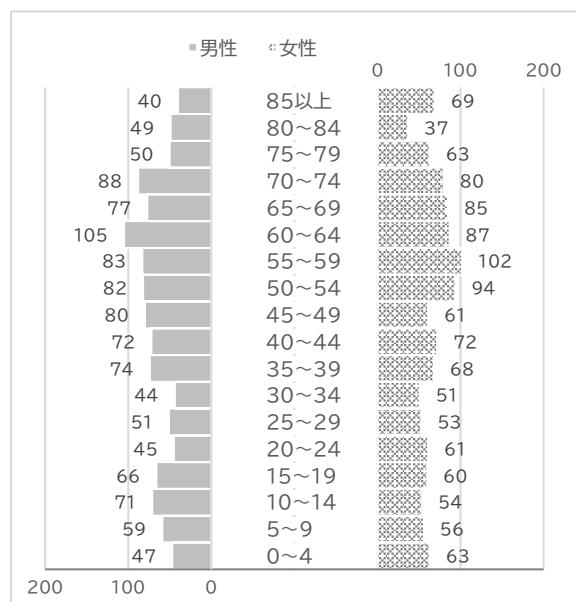


13 図：人口、世帯数、世帯あたり人員の推移
14 ※住民基本台帳（各年12月末）
15 平成15～20年は外国人を含まない値
16 平成25～R5年は外国人を含む値

表：地域人口（令和5年12月末現在）

項目	西部3地域	町全体
人口	2,399人	6.7%
年少人口	350人	14.6%
生産年齢人口	1,411人	58.8%
老人人口	638人	26.6%
世帯数	1,008世帯	6.4%
世帯当たり人員	2.38人	2.26人
地域面積	169.3ha	1,590ha
人口密度	14.2人/ha	22.5人/ha

※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率

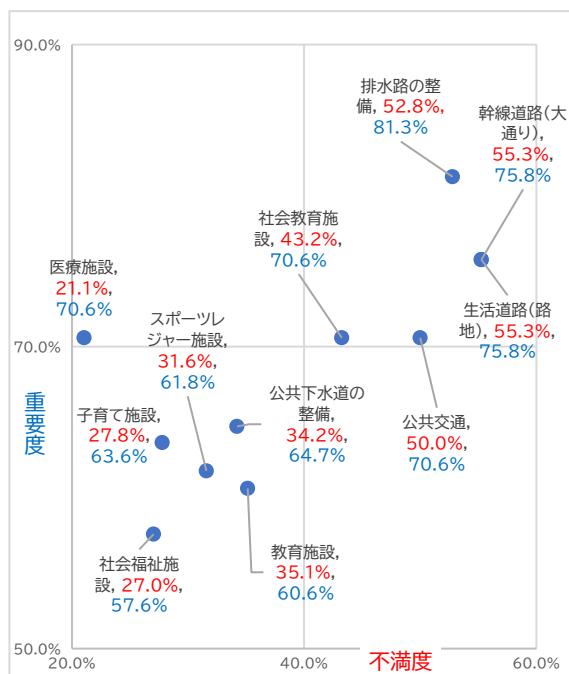


17 図：人口ピラミッド（令和5年12月末現在）
18 ※住民基本台帳（外国人含む）

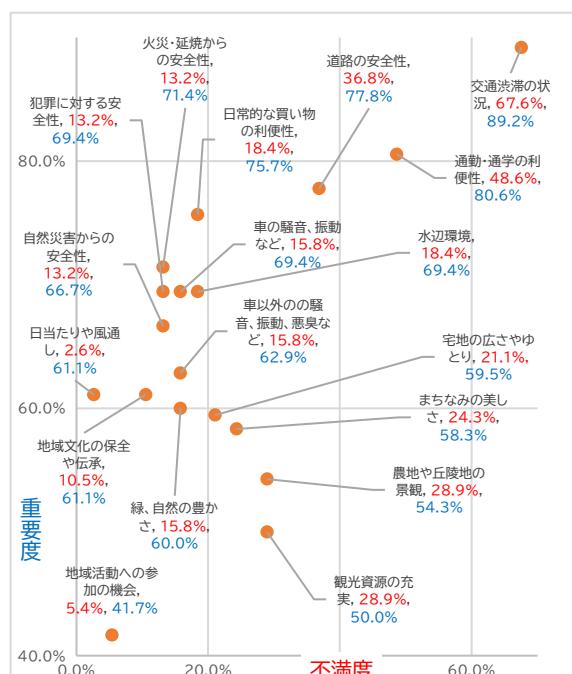
1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=41

2 1) 不満度・重要度

- 3 公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」、「幹線道路（大通り）」、「生活道路（路
4 地）」が高くなっています。
- 5 生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」、「通勤・通学の利便性」が高くなっ
6 ています。



22 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
23 に関する不満度・重要度



22 図. お住まいの地域の「生活環境」に
23 関する不満度・重要度

24 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (41.5%)
商業地のあり方	・幹線道路沿道などに利便性の高い商業施設の誘致 (36.6%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (43.9%)
工業地のあり方	・施設緑地や排水処理など環境対策の充実 (34.1%)
農地のあり方	・必要最小限の開発は許容するが、基本的に農地は保全 (26.8%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (46.3%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (43.9%)
交通環境のあり方	・交通渋滞の解消 (53.7%)
道路のあり方	・歩道や安全施設の設置 (63.4%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (36.6%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (43.9%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
・自然が豊かで、鳥の声が多く聞かれる【地図①】	・都市部（那覇市）への移動が便利である	
Bad ポイント (→ : 改善のアイデア)		
公園・自然	・自然是豊かであるが、公園が近くない ・ゲートボールができる場がほしい	→公園を整備してほしい
道路	・那覇北中城線での渋滞がひどい ・地域に小中学校がない。学校までの送迎で渋滞に巻き込まれる	→拡幅整備の進捗
防災・コミュニティ	・通学不便で子育て世帯が住みつかない ・大雨時に浸水被害が発生するところがある ・空家が多くなってきてている ・団地へのアプローチ道路が1本で、避難・救助等に問題	→那覇市域を含む、通学区域編入の制度改革ができないか →団地アプローチ道路の追加整備
利便性	・下水道が整備されていない（下水道処理区域外） ・県営住宅の更新プランがない ・近くにショッピングセンターがない（幸地地区）	→隣の那覇市側は下水道処理区域となっており、そちらに接続できないか
交通	・路線バスが運行していない地区がある	→コミュニティバスの運行
環境	・幸地インターの整備により、格段に便利となるので、期待が大きいが、集客施設等の計画がない	→観光施設・ホテル、老人ホーム、ショッピングセンター等の誘致 →商業地域、住居地域の用途指定

西部3地域

The map highlights several key areas and issues:

- 幸地インター**: Located at the top center, near the northern boundary of the study area.
- 自然が豊か**: Indicated by green dashed circles along the western and southern boundaries.
- 景観が良い**: Indicated by blue dashed circles in the central and eastern parts of the study area.
- 静かな住宅地**: Indicated by orange dashed circles in the eastern and southern parts of the study area.
- 主要幹線道路**: Shown as thick grey lines, including the northern highway and the southern expressway.
- 河川**: Shown as blue lines throughout the area.
- 主要幹線道路**: Shown as dashed grey lines.
- 地図界**: Shown as a thick black line.
- 公園・緑地**: Shown as green areas.
- その他主要施設**: Shown as red dots.

代表的な意見

都市部に近いため、日常の買い物が便利。病院が近いのも安心。

鳥の声が聞こえてくるぐらい自然が豊かなところで、静かな住宅地になっていて住み心地が良い。

幹線道路の渋滞がひどい。小学校が遠いから子どもを送迎しているけど、渋滞に巻き込まれてしまう。道路の整備を進めてほしい！

自然は豊かなんだけど、公園が近くに無いのが難点。ゲートボールができるような公園があればいいのだけど。

1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模が小さく、少子高齢化が進んでいるため、コミュニティの維持が課題となります。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・幸地インターチェンジが整備中であり、周辺において、インターチェンジ関連の土地利用転換が想定されるため、良好な環境形成に努める必要があります。 ・主要地方道那覇北中城線以南の既存集落地において、2023（令和5）年、市街化区域に編入されたことに伴い、良好な居住環境の形成を図る必要があります。 ・主要地方道那覇北中城線は、本町の文教ゾーンと那覇市を連絡する幹線道路であることから、市街化区域内においては、周辺環境に配慮しつつ、沿道利用にふさわしい道路形態と土地利用の誘導を図る必要があります。 ・地域北東部において、工場と住宅の混在がみられるため、将来土地利用を勘案し、居住環境の改善を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄自動車道の幸地インターチェンジ、都計道路幸地インター線及び都計道路浦西停車場線整備の進捗を図り、アクセス性を高める必要があります。 ・主要地方道那覇北中城線は、一時的・局所的な混雑が見られるため、早期整備が必要です。 ・当地域からは小学校が離れていることから通学距離が長く、アンケートにおいて道路の安全性が求められていることから、安全な歩行者空間の確保が必要です。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中央部から南部の広い範囲にわたって緑地や農地等の自然的環境が残されていることから、これらの良好な自然資源を積極的に保全する必要があります。 ・幸地児童公園は、地区住民の憩いの場として適切に維持・管理する必要があります。 ・小波津川（2級河川）などの河川空間は保全・活用する必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・町の貴重な歴史・文化資源である幸地グスク及びその周辺を整備・保全する必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域内の斜面緑地に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、住民及び来訪者の安全確保の検討が必要です。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・幸地グスクや刻時森（ククジムイ）などの文化遺産が点在していることから、農地・斜面緑地を活かした文化遺産の保存・活用していくことが必要です。

2

3

4

（5）西部3地域の将来の姿

本地域は、主要地方道那覇北中城線により那覇市からのアクセス路となっているとともに、幸地インターチェンジの整備により、沖縄自動車道からのアクセス路ともなり、本町のサブ核の一角を担う地域として期待されます。

また、地域内には幸地グスクをはじめとした文化遺産や地区南部に広がる幸地の刻時森（ククジムイ）など貴重な自然・歴史資源が残されています。これらの資源を活かしながら良好な住環境の維持・向上を目指すことから、本地域の将来像は「新たな自動車交通の玄関口としての活力をまちづくりに活かしつつ、豊かな緑と歴史を守る、やすらぎのあるまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・幸地インターチェンジ周辺は、本町の「サブ核」の一画を担うこととなるので、交通利便性を活かした土地利用に転換することを検討します。
- ・地域内には貴重な自然・歴史資源が緑地と一体になって残存しているため、その保全に努めるとともに、緑に育まれた集落・団地の住環境の維持・保全に努めます。

【隣接西部2地域内中心商業地(商業系ゾーン)】

- ・地域外西部に整備された沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺は、区域内外の多くの人に利用される本町西の玄関口として、本町のゲート性を有する商業機能を配置するものとして、本地域においてもその一角を担います。

【沿道利用型施設用地】

- ・市街化区域内の主要地方道那覇北中城線沿道については、住宅地としての環境に配慮しつつ、ある程度の商業施設等の立地を許容する沿道利用型施設用地として位置づけます。

【低層・中層専用住宅地】

- ・市街化区域内における主要地方道那覇北中城線周辺及び同線以南の住宅地は、幸地の刻時森（ククジムイ）をはじめとした周辺の緑地や農地との調和を図りながら、生活環境の維持・向上を図ります。
- ・地区北東部の住宅と工場の混在地については、必要に応じて工場を工業用地へ誘導するなど土地利用の純化を図ります。

【土地利用検討地区（幸地地区）】

- ・沖縄自動車道と沖縄都市モノレールが結節する幸地インターチェンジ周辺及び沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺地区については、人流・物流の要衝として、広域交通の高いポテンシャルを有していることから交通結節点として相応しい土地利用を検討します。また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

1

2) 交通体系に関する方針

- ・「広域連携軸」である沖縄自動車道幸地インター（整備中）とのアクセス道路として、都計道路幸地インター線及び都計道路浦西停車場線の整備を推進します。
- ・「南北都市軸」である主要地方道那覇北中城線などの早期整備により交通の円滑化を図るとともに、安全・安心に歩行できる空間の確保を進め、通学路としての活用等を図ります。
- ・集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。

3) みどりと水に関する方針

- ・地域北部に近隣住民の憩いの場となる新たな近隣公園を1箇所配置します。
- ・地域南西部に周辺住民の憩いの場となる街区公園を1箇所配置します。
- ・地域内の街区公園は、住民の憩いの場として活用するとともに、適切な維持・管理を地区住民と協働により推進します。
- ・幸地の刻時森（ククジムイ）など地域南部の緑地は、貴重な自然環境として保全します。
- ・小波津川（2級河川）上流の県道155号線北側の緑地は、自然環境の保全を図るとともに、気軽に散策等ができる緑地として整備します。

4) 都市環境に関する方針

- ・小波津川（2級河川）は、水と親しめる空間として活用します。
- ・幸地グスクや刻時森（ククジムイ）、農地などは、貴重な歴史・文化・景観資源として保全するとともに、案内サイン等の環境整備を図ります。

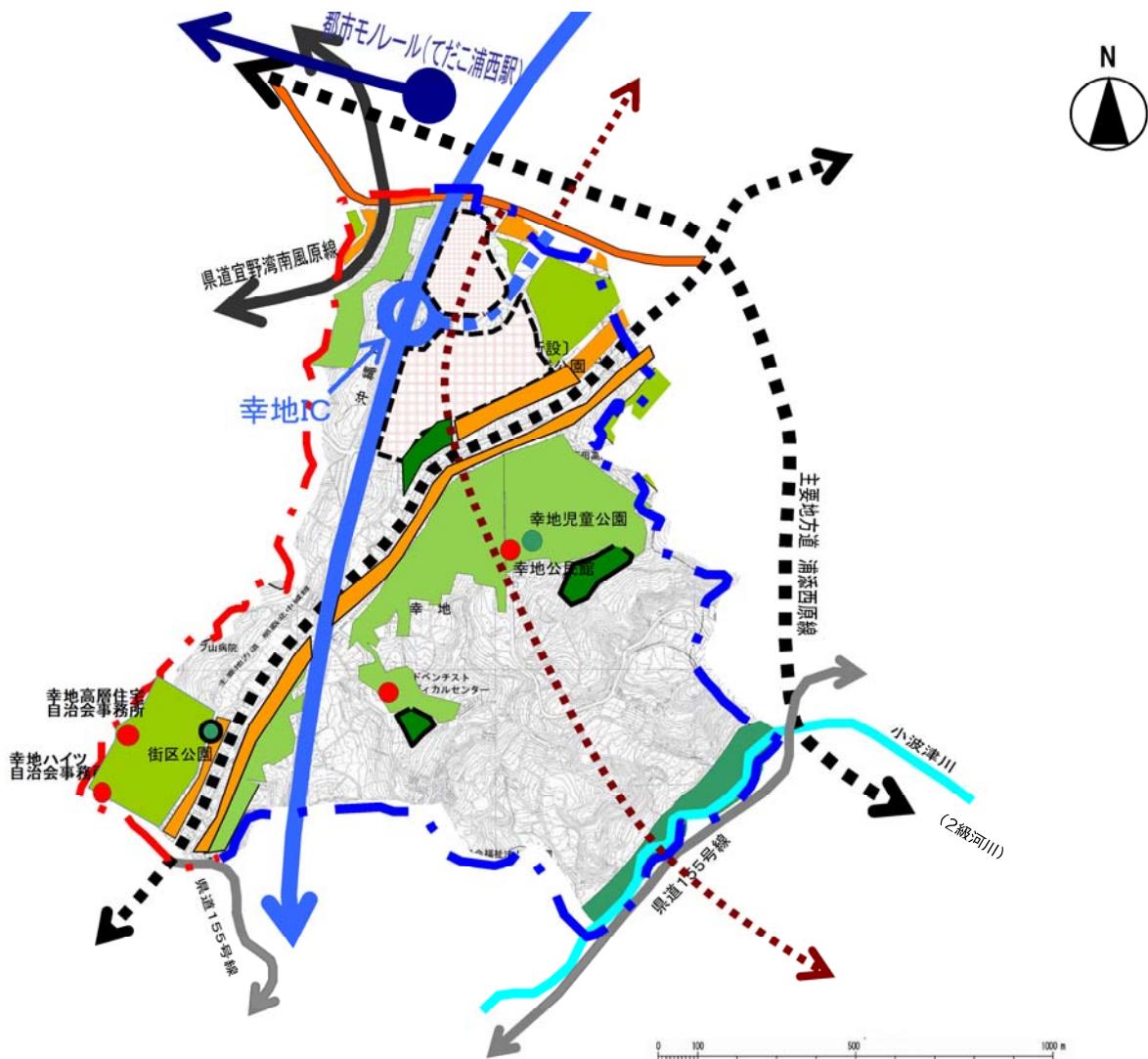
5) 都市防災・防犯に関する方針

- ・本地域内に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、斜面緑地等の安全性については、住民及び来訪者の安全確保の検討を進めます。

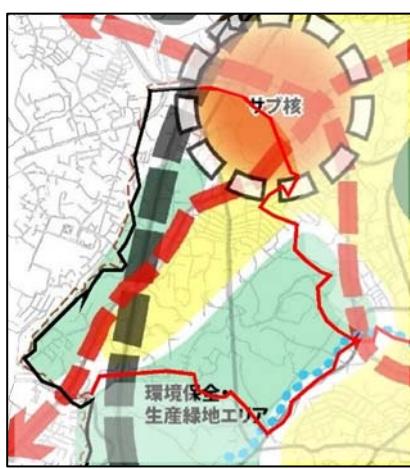
6) 観光・交流に関する方針

- ・文化遺産と緑地資源を活かした観光振興及び保存・活用の取組を促進することで、本町の新たな魅力を形成していきます。

1 西部3地域将来構想図



2 ■都市構造との対応図



Legend for the Urban Structure Comparison Map:

- 市街地エリア (Yellow)
- 環境保全・生産緑地エリア (Green)
- 広域連携軸 (Dashed red arrow)
- 都市軸 (東西都市軸・南北都市軸) (Solid red arrow)

凡 例				
	低・中層専用住宅地	区分	整備済(既設)	未整備(新設)
道 路	沖縄自動車道			
	主要幹線道路			
	都市レベル幹線道路			
	地区レベル幹線道路			
	補助幹線道路			
	主要な区画道路			
	都市モレール等			
	運動公園			
	地区・近隣公園			
	街区公園			
施 設	農地・傾斜緑地			
	公共公益施設等			
	小学校			
	中学校			
	緑地			

4. 中部1地域のまちづくり

(呉屋、津花波、西原台団地、小橋川、内間、県営内間団地、嘉手苅)

【地域の成り立ち】

呉屋、津花波、小橋川、内間、嘉手苅の古い集落には文化遺産や伝統行事が多く残されています。

戦後、西原台団地などが開発団地として、昭和56(1981)～58

(1983)年に県営内間団地(260戸)が建設されました。戦前、戦後、本町の中心地の一つとして、旧庁舎も設置されてきました。

地域の北部から西部にかけては、丘陵農地、緑地が広がり、自然との調和で集落環境を育んできた地域といえます。

人口構成は年少人口比率が町内で最も高いとともに、高齢化率も高く、世帯人員も多いという旧来の家族構成が見られる地域となっています。伝統的なコミュニティの維持保全と新市街地との調和が課題です。

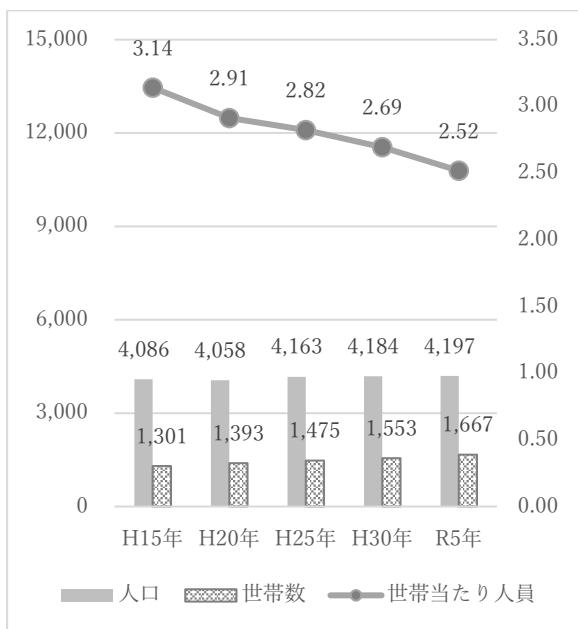


(1) 地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 地域の北部から西部にかけて緩やかな傾斜地で、土地利用は丘陵農地及び緑地、市街化調整区域に指定 地域南東部が旧来の市街化区域、2023(令和5)年県道38号線及び国道329号沿道が市街化区域編入、その他は市街化調整区域に指定 地域南東部の小那霸交差点付近を中心核の端部に位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 国道329号と県道38号線との交差点（小那霸交差点）付近に金融機関・交番・事務所・住宅地が集積 地域南東部に西原東小学校、南西部に西原中学校が立地 旧庁舎跡地に大型商業施設の建設を予定 	
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道浦添西原線が整備中 国道329号周辺及び県道38号線周辺の集落地では、4m未満の細街路が多く、道路状況に課題 琉球大学周辺と庁舎周辺（中心核）及びマリンタウンエリアを結ぶシンボルロードが地域を縦貫する形で計画中 県道38号線線及び県道宜野湾西原線は交通量が多く、混雑度が高い 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園は、街区公園の「内間児童公園」、「津花波児童公園」、「西原台団地公園」 地域北西部に広がる自然緑地及び優良農地 地域南東部の市街化区域内で、身近な公園が不足している区域が存在 地域東端部に立地する内間御殿は、2011(平成23)年2月に国史跡に指定され、保存整備中、域内に町指定天然記念物の「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」も存在 カヤブチ御殿、ウフンミウタキなどの文化遺産が主に市街化区域内に点在 	 内間御殿とサワフジ

1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口は、平成 15 年から令和 5 年までほぼ
3 横ばいで推移しています。世帯数は増加し
4 ています。
- 5 年齢別人口は、年少人口の比率が 17.6% で、
6 最も高い地域である一方、70 歳～74 歳が
7 多く高齢化が進んでいます。
- 8 世帯あたり人員は、最も高い地域で令和 5
9 年では 2.52 人／世帯となっています。
- 10 人口密度は 21.6 人／ha と町全体より僅かに
11 低い割合となっています。

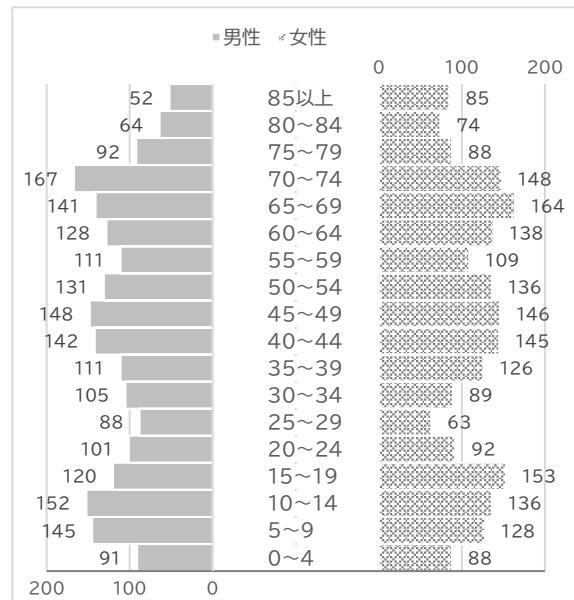


図：人口、世帯数、世帯あたり人員の推移
※住民基本台帳（各年 12 月末）
平成 15～20 年は外国人を含まない値
平成 25～R5 年は外国人を含む値

表：地域人口（令和 5 年 12 月末現在）

項目	中部 1 地域	町全体	
人口	4,197 人	11.8%	35,644 人
年少人口	740 人	17.6%	15.6%
生産年齢人口	2,382 人	56.8%	60.9%
老人人口	1,075 人	25.6%	23.5%
世帯数	1,667 世帯	10.6%	15,740 世帯
世帯当たり人員		2.52 人	2.26 人
地域面積		194ha	1,590ha
人口密度		21.6 人／ha	22.5 人／ha

※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率

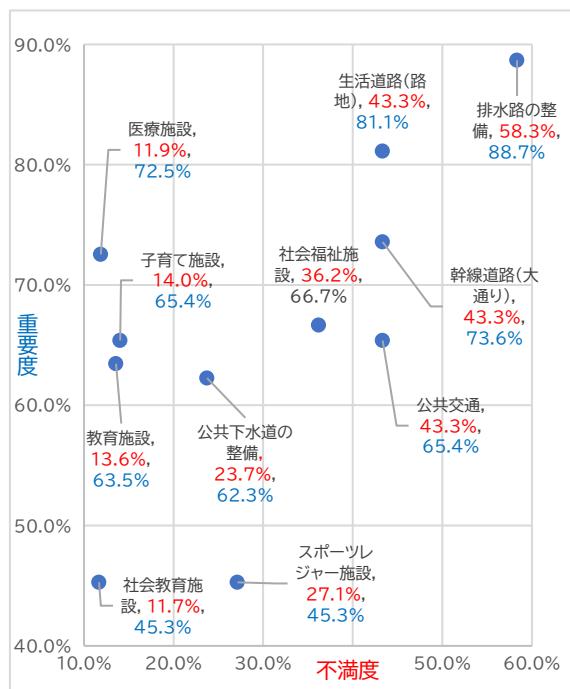


図：人口ピラミッド（令和 5 年 12 月末現在）
※住民基本台帳（外国人含む）

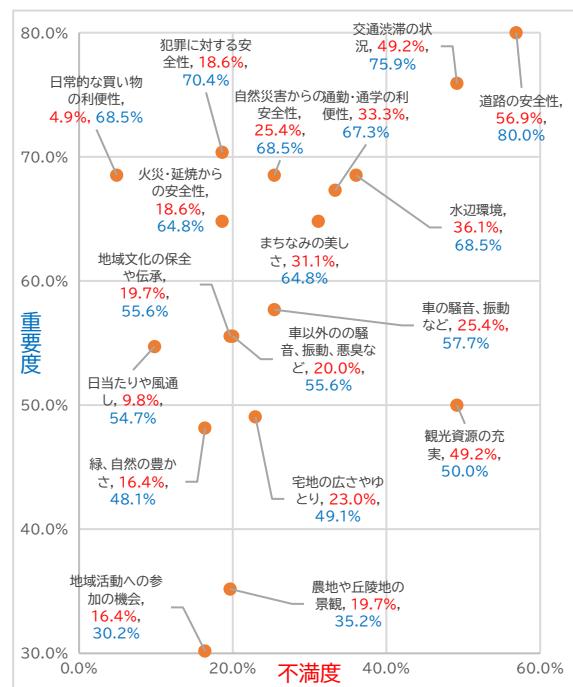
1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=61

2 1) 不満度・重要度

- 3 ・公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」が高くなっています。
- 4 ・生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」、「道路の安全性」が高くなっています。
- 5



21 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
22 関する不満度・重要度



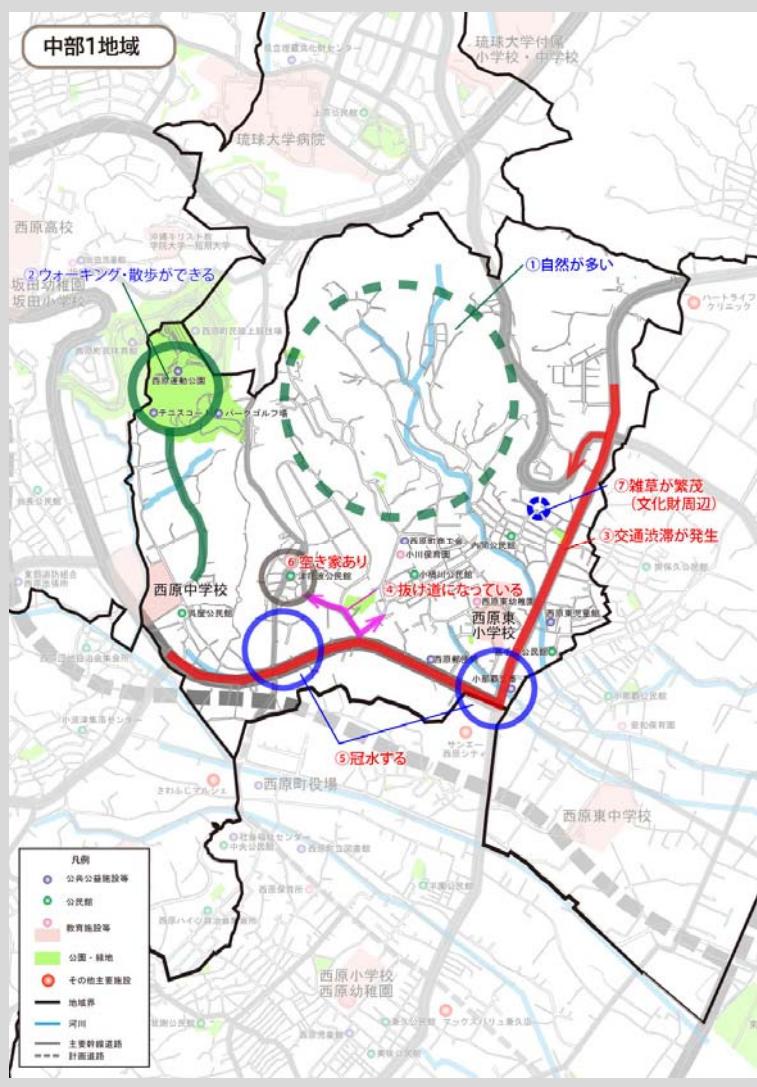
21 図. お住まいの地域の「生活環境」に
22 関する不満度・重要度

23 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (36.1%)
商業地のあり方	・人々が集まる拠点における商業環境の充実 (32.8%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (44.3%)
工業地のあり方	・既存工業地の近隣住民への配慮や道路などの基礎施設の整備・充実 (32.8%)
農地のあり方	・一定の開発を容認し、農地がある程度減少することを認める (31.1%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (54.1%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (45.9%)
交通環境のあり方	・公共交通の充実化 (36.1%)
道路のあり方	・歩道や交通安全施設の設置 (60.7%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (31.1%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (37.7%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
<ul style="list-style-type: none"> ・自然が多い、緑が豊か【地図①】 ・農地に恵まれている ・緑地が残っている（景観・防災） ・ウォーキングや散歩ができる【地図②】 		
Bad ポイント (→ : 改善のアイデア)		
公園・自然	<ul style="list-style-type: none"> ・児童公園がほとんど使われていない ・公園が暗い 	→ 散歩やランニングコースに指定し、人が集まる・人の往来がある公園にする
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・信号が多く交通渋滞が発生【地図③】 ・国道 329 号、主要地方道浦添西原線の交通量が多く、時間帯によって渋滞が発生している ・抜け道になっている道がある【地図④】 	<ul style="list-style-type: none"> → 信号設置の調査・見直し → 幹線道路整備を急ぐ → 幹線道と生活道路の棲み分け
防災・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・国道・県道が冠水する【地図⑤】 ・不法投棄が多い ・空き家があり、蛇等が出る【地図⑥】 	<ul style="list-style-type: none"> → 排水路整備を進める（遊水地の確保） → 監視カメラを設置する → 空き家対策・空き家バンク等を活用・地域でリノベーションして活用
利便性	・小中学校が老朽化していて危険	→ 改修・建替えのための予算確保
歴史・文化	・文化財周辺に雑草が繁茂している【地図⑦】	<ul style="list-style-type: none"> → 定期的な草刈りを実施する → 文化財調査の早期完了・活用



代表的な意見

自然・農地に恵まれていて防災面と景観面で役立っている。これからも自然環境を守っていかないといけないね。

公民館を中心に、人と人との繋がりがある！綱引きも継承されているし、子育てる環境が整っているよ。

児童公園があまり使われていないのが残念。暗いイメージがあるから、ランニングコースにすることで賑わいが生まれるのではないか。

国道 329 号の交通量が多くて時間帯によって渋滞が発生している。道路整備を急いで、早期の解消を！



(4) まちづくりの課題

区分	地区の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口の比率が 17.6%で、最も高い地域である一方、70 歳～74 歳が多く、世帯あたり人員は、2.52 人／世帯と最も高い地域であることから、3 世代居住が比較的多いと推定されるため、それを維持していく環境整備が望まれます。 良好で伝統的なコミュニティを形成しており、その維持と継承が望まれます。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧店舗跡地に大型商業施設の建設が予定されたことに伴い、その周辺土地利用として、中心商業・業務機能を強化する必要があります。 国道 329 号周辺及び県道 38 号線周辺など既存集落地では、道路幅員が狭小であるため、居住環境の向上を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 交通渋滞の解消や道路の安全性が求められていることから、整備が完了していない主要地方道浦添西原線の早期実現に向けて取り組む必要があります。 県道宜野湾西原線及び県道 38 号線で一時的・局所的に交通混雑が見られるため、早期対策が必要です。 琉球大学周辺と中心核及びマリンタウンエリアを結ぶシンボルロードは、質の高い整備を推進する必要があります。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> 内間児童公園や津花波児童公園、西原台団地公園は、住民の憩いの場として適切に維持・管理する必要があります。 南東部の市街化区域周辺など身近な公園が少ない区域については、憩いの場としての公園整備が必要です。 地域北部から中心部の広い範囲にわたって緑地や農地等の自然的環境が残されていることから、これらの良好な自然資源を積極的に保全する必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 内間御殿をはじめとした地域内の重要な史跡・文化遺産を維持・保全する必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 本地域内の斜面緑地に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、住民及び来訪者の安全確保の検討が必要です。 本地域の市街化区域での排水不良が指摘されており、改善に努める必要があります。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> 内間御殿や「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」など、本町を代表する歴史資源を活用した観光・交流の取り組みが必要です。 また、斜面緑地、農地を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していくことが必要です。

1 (5) 中部1地域の将来の姿

2
3 本地域の南東部は、公共施設や商業・業務機能が集積していることに加え、旧庁舎跡地に大型商業施設の建設が予定されていることから、中心商業地の機能強化が期待されています。また、北西部には広大な斜面緑地・農地、市街地周辺に国史跡に指定された内閣御殿などがあり、これらの特性を活かした地域づくりを行い、本地域の将来像は、「都市機能と自然・歴史・文化が調和した利便性の高い住商複合したまち」とします。

10 1) 土地利用の方針

- 11 小那覇交差点から県道38号線沿道は、本町の中心核の端部に位置しており、旧庁舎跡地の大型商業施設誘致をはじめとして、中心商業地としての機能強化を図ります。
- 12 市街地は、斜面緑地・農地と調和のとれた歴史ある集落で構成されており、優れた住環境の維持・保全に努めます。

16 【中心商業地（商業系ゾーン）】

- 17 小那覇交差点付近は、庁舎周辺と合わせて、行政機能における役割の棲み分けをしながら、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図ります。旧庁舎跡地は、大型商業施設の建設が予定されていることから、周辺環境整備を推進していきます。

20 【近隣商業地】

- 21 庁舎周辺は、公共施設ゾーンの整備効果を踏まえつつ、施設利用者や周辺住民等をサービス対象とした、人々の溜まり場や生活関連サービスなどの誘導を図ります。

23 【沿道利用型施設用地】

- 24 国道329号及び県道38号線沿道は、小規模店舗など生活関連サービスを主体とする複合的な業務地の形成を図ります。

26 【低・中層専用住宅地】

- 27 旧来の市街化区域及び2023（令和5）年に編入された住宅地は、景観上の配慮を行いながら安心して暮らせる低・中層専用住宅地とします。

29 【既存集落地】

- 30 西原台団地周辺及び県営内閣団地は、既存集落地として位置づけ、周辺開発を極力抑制しつつ、生活環境の維持・向上に努めます。

32 2) 交通体系に関する方針

- 33 「東西都市軸」である主要地方道浦添西原線の整備促進により、自動車交通の分散と交通円滑化を図ります。
- 34 シンボルロードは、マリンタウンエリアから中心核、文教ゾーンを結ぶ町の「顔」として重要な道路であることから、地区レベル幹線道路としての機能だけでなく、道路の緑化による

1 潤いある空間を創出します。

- 2 ・集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能
3 が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路
4 の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。

5 **3) みどりと水に関する方針**

- 6 ・内間児童公園や津花波児童公園、西原台団地公園は、憩いの場として適切に維持・管理しま
7 す。
8 ・内間御殿を囲む一帯は、歴史的な広場として整備し、当時の面影を再現するなど伝統文化を
9 伝える場として活用します。
10 ・内間御殿に隣接し、周辺住民の憩いの場となる街区公園を1箇所配置します。

11 **4) 都市環境形成に関する方針**

- 12 ・国史跡に指定された内間御殿は、周囲の公園整備とあわせて維持・保全します。
13 ・中心核へ商業店舗が立地する際は、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわ
14 いや交流の場、地域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加など町民や商業者と連携
15 したまちづくり活動を促進します。

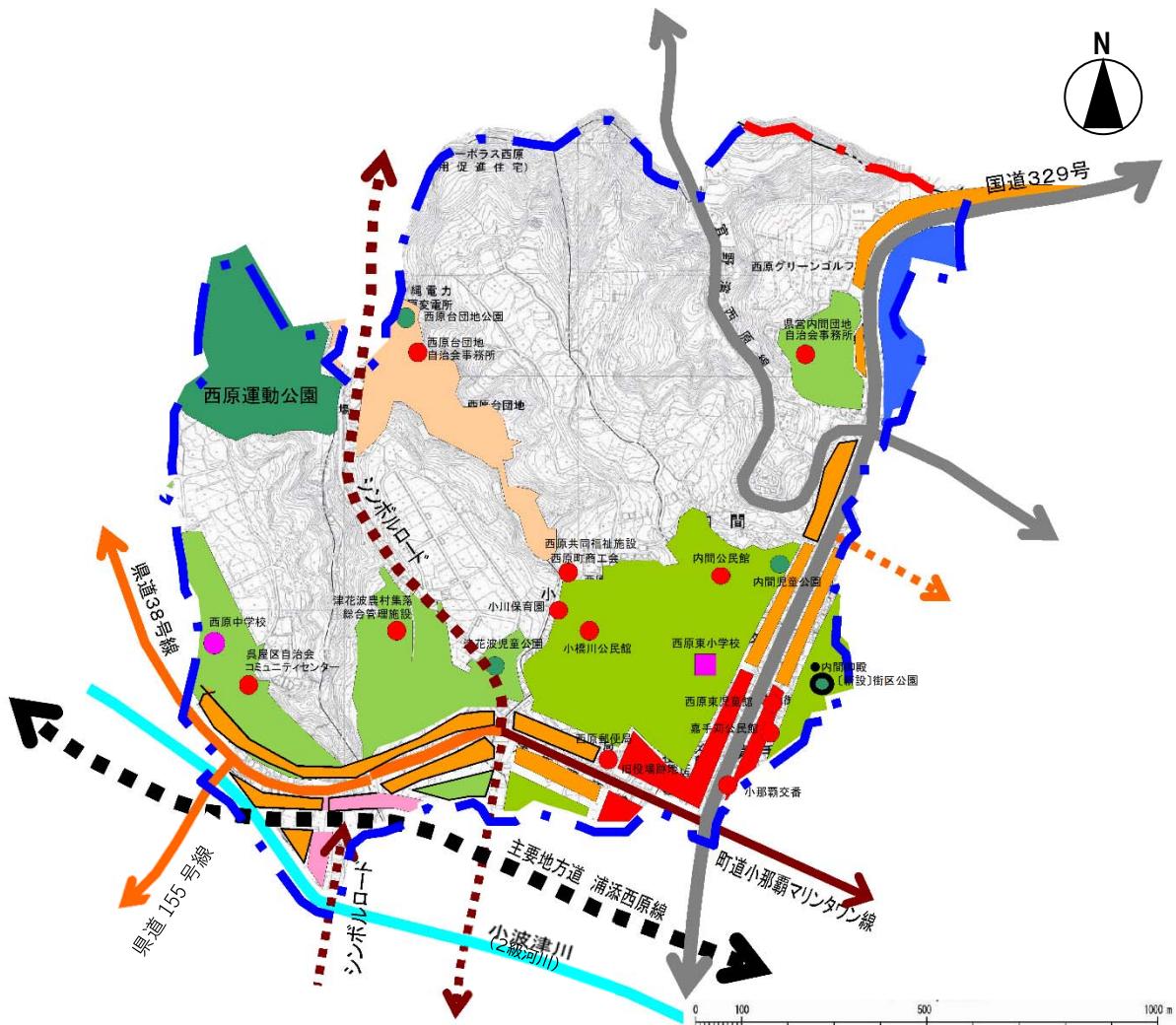
16 **5) 都市防災・防犯に関する方針**

- 17 ・本地域内に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、斜面緑地等の安全性については、住民
18 及び来訪者の安全確保の検討が必要です。
19 ・本地域の市街化区域での河川の氾濫や浸水被害が発生していることから、国・県と連携し、
20 治水・浸水対策に取り組みます。

21 **6) 観光・交流に関する方針**

- 22 ・内間御殿や「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」など、本町を代表する歴史資源を活用し
23 た観光・交流の取り組みを推進します。
24 ・斜面緑地、農地を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を
25 形成していきます。

1 中部1地域将来構想図

2 ■都市構造との対応図
3
4

		例		
		区分	整備済(既設)	未整備(新設)
道 路	低・中層専用住宅地		沖縄自動車道	■
	中・高層専用住宅地		主要幹線道路	■■■■
	中心商業地		都市レベル幹線道路	■■■■■
	近隣商業地		地区レベル幹線道路	■■■■■
	観光商業・宿泊施設用地		補助幹線道路	■■■■■
	レクリエーション・レジャー施設用地		主要な区画道路	■■■■■
	沿道利用型施設用地		都市モノレール等	■■■■■
	工業地			
施 設	公共公益施設用地		運動公園	■■■■■
	教育施設用地		地区・近隣公園	■■■■■
	既存集落地		街区公園	●●
	農地・傾斜緑地		公共公益施設等	●●
	土地利用検討地区		小学校	■■■■■
			中学校	■■■■■
			川	■■■■■
			緑地	■■■■■

5. 中部2地域のまちづくり

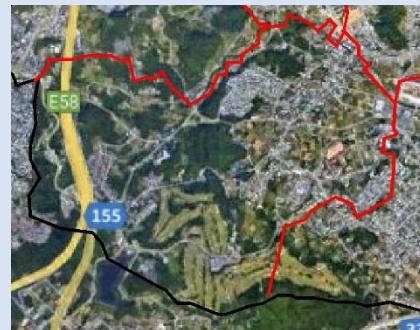
(西原ハイツ、安室、桃原、池田、小波津、小波津団地、県営西原団地)

【地域の成り立ち】

戦前の集落は安室、桃原、小波津の3集落があり、地域の西半分は山林・農地で占められていました。昭和初期、池田が安室・桃原から独立、宅地需要の高まりから、小波津団地（県住宅供給公社分譲）、西原ハイツ、池田ハイツが開発されるとともに、昭和60（1984）年、県営西原団地（160戸）が建設されました。

また、地域南部の丘陵地に昭和40（1965）年、県内初の沖縄カントリークラブが開設されました。

中心核に隣接しているという立地にかかわらず、運玉の森や斜面緑地・農地が多く、比較的開発動向が少ない地域で、人口減少と少子高齢化が進んでおり、コミュニティ維持のため、人口増加が課題となっています。

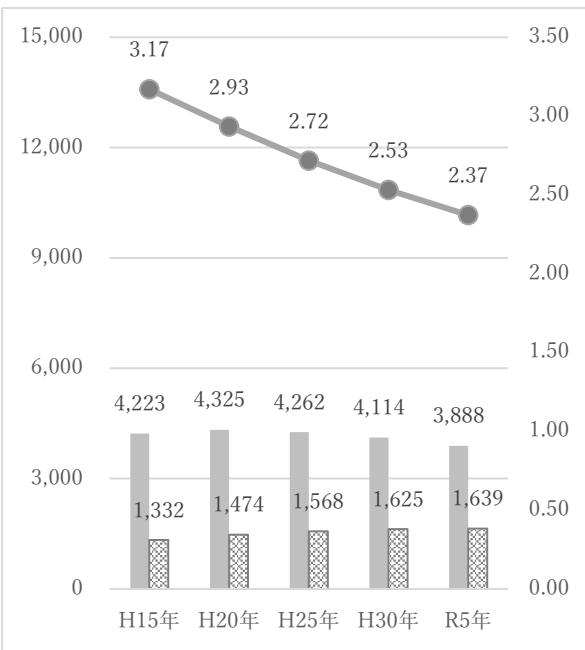


（1）地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 地域東側に広い範囲で農地が広がっており、北部、南東部に住宅地が集積、地域の西半分は、山林・農地・自然地で占められており、沖縄自動車道付近に住宅地が集積 地域のほとんどが市街化調整区域で、従来は、地域東端の西原ハイツ及び周辺だけが市街化区域 2023（令和5）年地域北部の小波津団地周辺一帯の住宅地から西原南小学校西側の集落地が市街化区域に編入 地域の大部分が、環境保全・生産緑地エリアに位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域東端部東部2地域の庁舎に隣接して「さわふじマルシェ（西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設）」が立地 地域東部に西原南小学校が立地 地域北部に小波津団地、東部に西原ハイツ、西部に池田ハイツの開発団地 地域南部は「沖縄カントリークラブ」が立地 小波津川（2級河川）の下流域における災害発生の防止や軽減に向けて、県による「小波津川水系流域治水プロジェクト」が策定 	
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 地域西部を沖縄自動車道が通過、地域内に西原ジャンクション 主要地方道浦添西原線が整備中 琉球大学周辺から庁舎周辺（中心核）とマリンタウンエリアを結ぶシンボルロードが地域東部を通過 西原南小学校周辺の集落地などでは、4m未満の細街路が多く、道路状況が課題 県道38号線では、ピーク時間に交通混雑発生 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園は、街区公園の「桃原児童公園」と「小波津児童公園」、民間開発による「池田ハイツ公園」、「西原ハイツ公園」 地域南部の「運玉森」は、西原富士とも言われ、良好な自然であるとともに運玉義留（ウンタマギルー）の伝説 「小波津の上ヌ嶽、下ヌ嶽」、「ティラサガー」、「津記武多（チチンタ）グスク」など、地域全体に文化遺産が点在 	 運玉森遠望

1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口の減少と少子高齢化が著しく進行してい
3 ます。
- 4 年齢別人口は、年少人口の比率が 12.2%で町
5 内で最も低く、老人人口の比率は 33.5%で最
6 も高い地域となっています。
- 7 5 歳階級別人口については、70 歳～74 歳が多い構成となっています。
- 8 世帯あたり人員は、2.37 人／世帯と町の標準
9 値です。
- 10 人口密度は 15.4 人／ha と町全体より低い割合
11 となっています。

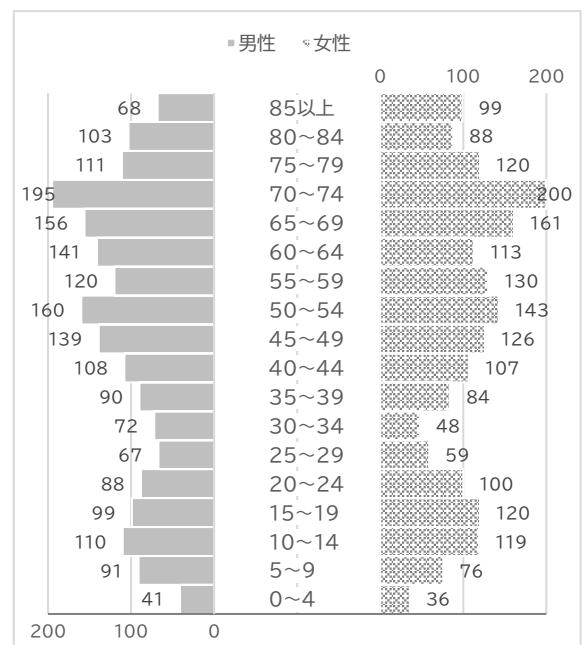


15 図：人口、世帯数、世帯あたり人員の推移
16 ※住民基本台帳（各年 12 月末）
17 平成 15～20 年は外国人を含まない値
18 平成 25～R5 年は外国人を含む値

表：地域人口（令和 5 年 12 月末現在）

項目	中部 2 地域	町全体	
人口	3,888 人	10.9%	35,644 人
年少人口	473 人	12.2%	15.6%
生産年齢人口	2,114 人	54.4%	60.9%
老人人口	1,301 人	33.5%	23.5%
世帯数	1,639 世帯	10.4%	15,740 世帯
世帯当たり人員		2.37 人	2.26 人
地域面積		252.2ha	1,590ha
人口密度		15.4 人／ha	22.5 人／ha

※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率

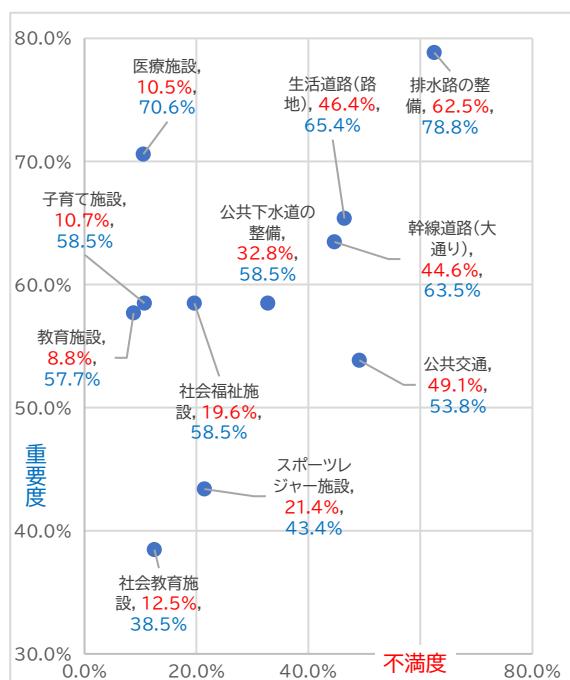


19 図：人口ピラミッド（令和 5 年 12 月末現在）
20 ※住民基本台帳（外国人含む）

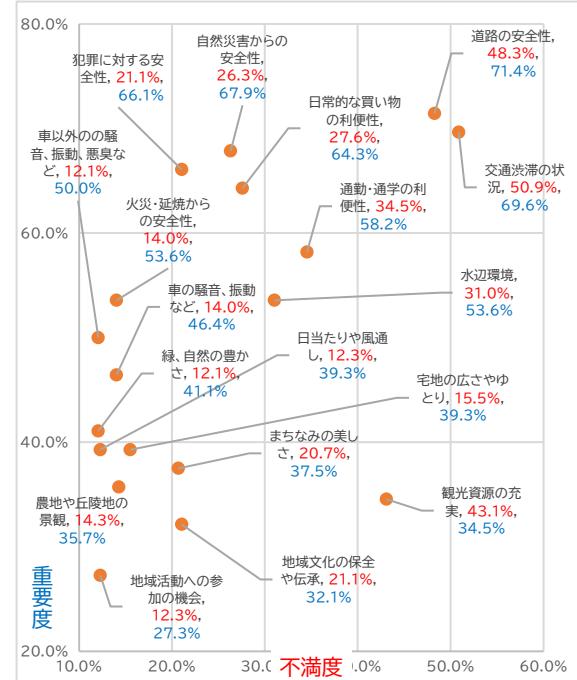
1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=53

2 1) 不満度・重要度

- 3 公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」が高くなっています。
- 4 生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」、「道路の安全性」が高くなっています。
- 5



21 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
22 に関する不満度・重要度



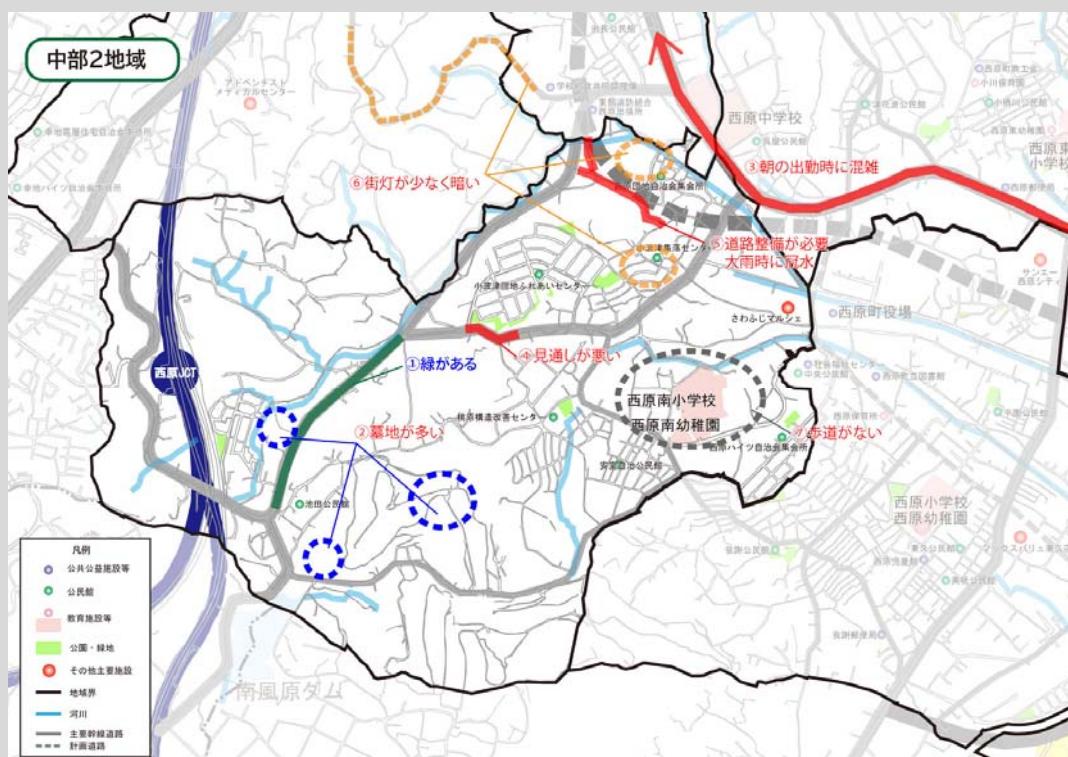
21 図. お住まいの地域の「生活環境」に
22 関する不満度・重要度

23 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (22.4%)
商業地のあり方	・人々が集まる拠点における商業環境の充実 (27.6%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (44.8%)
工業地のあり方	・施設緑地や排水処理など環境対策の充実 (29.3%)
農地のあり方	・一定の開発を容認し、農地がある程度減少することを認める (31.0%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (48.3%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (50.0%)
交通環境のあり方	・公共交通の充実化 (31.0%)
道路のあり方	・歩道や交通安全施設の設置 (63.8%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (39.7%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (36.2%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
<ul style="list-style-type: none"> ・小波津団地入口の桜の木 ・緑が所々にある【地図①】 ・運動公園でジョギングができる ・静観な住宅地 		
Bad ポイント (→ : 改善のアイデア)		
公園・自然	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の遊具や器具が少ない、影が少ない ・墓地が多い【地図②】 ・町道の街路樹の管理がよくない 	<ul style="list-style-type: none"> →遊具・器具のある位置を情報発信 →定期的な剪定が必要 →ダム周辺に公園や施設を配置し活用する
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の出勤時に西原中学校前が混雑【地図③】 ・見通しの悪い道路がある【地図④】 ・歩道の劣化・沈下が進み、大雨時に冠水【地図⑤】 ・南小学校周辺道路に歩道がない【地図⑦】 	<ul style="list-style-type: none"> →道路を拡幅する (1車線→2車線)
防災・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・小波津川の氾濫をどうにかしてほしい ・高齢化率の高い地域 ・街灯が少なくて暗い【地図⑥】 	<ul style="list-style-type: none"> →小波津川の整備を早急に進める →西原南小校区の人口集積を図る →街灯を増やす
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停が遠く、買い物が不便、買い物難民が出ている ・公共交通のアクセスが悪い 	<ul style="list-style-type: none"> →コミュニティバスの運行
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・小波津川周辺の景観が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> →ゴミ・資材を撤去する



代表的な意見

みどりが所々にあるし、運動公園ではジョギングなどの運動・スポーツができる。

朝の渋滞や大雨時の冠水、小学校周辺に歩道がないなどがあるので、道路整備を！

さわふじマルシェが賑わっているし、地域の青年会・老人会が活発に活動している。

小波津川の氾濫を早急に解決してほしい。あと、川周辺の景観向上も必要だと思う。



1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内では、人口減少と少子高齢化が進行していることから、既存集落におけるコミュニティの維持が重要です。 ・人口の増加を図るため、既存団地の更新及び住宅開発用地の確保を検討する必要があります。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロード周辺は、庁舎及び「さわふじマルシェ」に近接しており、町民の利便性向上を活かした土地利用の更新を検討する必要があります。 ・2023（令和5）年に市街化区域に編入された既存集落は、道路幅員が狭小であるため、居住環境の向上を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・整備が完了していない主要地方道浦添西原線の早期実現に向けて取り組む必要があります。 ・通学路等の安全性を確保するため、道路安全施設の整備に取り組む必要があります。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ・桃原児童公園や小波津児童公園は、住民の憩いの場として適切に維持・管理する必要があります。 ・運玉森は西原富士とも言われ、良好な自然であるとともに運玉義留（ウンタマギルー）の伝説があるなど町を代表する資源であることから、積極的に保全・活用する必要があります。 ・地域西部及び南部は、緑地や農地等の自然的環境が残されていることから、これらの良好な自然資源を積極的に保全する必要があります。 ・小波津川（2級河川）の親水性を考慮した治水対策を促進する必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の重要な文化遺産を維持・保全する必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域内の斜面緑地に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、住民及び来訪者の安全確保の検討が必要です。 ・小波津川の治水対策を推進する必要があります。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・運玉森など、本町を代表する自然・歴史資源を活用した観光・交流の取り組みが必要です。 ・また、斜面緑地、農地を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していく必要があります。

2

3

4

5

6

（5）中部2地域の将来の姿

本地域の東部は庁舎等がある中心核に隣接しており、その利便性を活かした都市的
土地利用の検討が必要です。住宅地は既存集落地と新たに形成された住宅地が点在し
ており、環境整備が必要です。全体的には良好な自然と農地が広がっていますが、特
に南部に広がる運玉森は町を代表する資源です。

本地域は今後もこれらの自然を守りながら住宅地の居住環境向上を進めることから、本地域の将来像は「中心核に隣接した利便性を活かしながら、運玉森の自然に包
まれたやすらぎのあるまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・中心核の西側背後地から西原南小学校周辺地域については、本地域の人口減少を補う住宅地として、土地利用転換することを検討します。
- ・地域の中部から東部にかけては、自然・歴史資源と緑地・農地を背後に、良好なコミュニティを持つ集落・団地があるため、その住環境の維持・保全に努めます。

【沿道利用型施設用地】

- ・シンボルロードの沿道は、沿道利用型施設用地に位置づけ、庁舎や「さわふじマルシェ」利用客など様々な人々が行きかう空間としてにぎわいのある道路環境の演出を図ります。

【低・中層専用住宅地】

- ・小波津～小波津団地～桃原～安室の集落地は、2023（令和5）年、市街化区域に編入されることを受けて、低・中層専用住宅地に位置づけ、良好な居住環境の維持を図ります。

【既存集落地】

- ・池田などの既存集落地においては、無秩序な宅地化を抑制するとともに、周辺の緑地や農地との調和を図りながら、必要に応じ基盤整備を行うことによって生活環境の維持・向上を図ります。

【土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）】

- ・中心核の西側の背後地から西原南小学校周辺地域については、児童・生徒数の均衡や社会・経済活動の現状及び将来見通しを勘案し土地利用を検討します。また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

2) 交通体系に関する方針

- ・「東西都市軸」である主要地方道浦添西原線の整備促進により地域内の交通円滑化を図ります。
- ・シンボルロードは、マリンタウンエリアから中心核、文教ゾーンを結ぶ町の「顔」として重要な道路であることから、地区レベル幹線道路としての機能だけでなく、道路の緑化による潤いのある空間を創出します。

- 1 ・集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能
2 が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路
3 の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。

4 **3) みどりと水に関する方針**

- 5 ・町を代表する資源である運玉森は、積極的に保全・活用します。
6 ・桃原児童公園、小波津児童公園、池田ハイツ公園、西原ハイツ公園は、憩いの場として活用
7 するとともに、適切な維持・管理を地域住民と協働により推進します。
8 ・地域西部及び南部の緑地や文化遺産周辺に広がる緑地、地域内の農地は、貴重な自然的環境
9 として保全します。
10 ・小波津川上流の県道 155 号線北側の緑地は、自然環境の保全を図るとともに、気軽に散策
11 等ができる緑地として整備します。
12 ・本町の「水と緑の空間軸」として、小波津川の護岸整備を推進するとともに、親水空間の整
13 備など生活に潤いを与える空間として活用します。

14 **4) 都市環境形成に関する方針**

- 15 ・かつて西原から首里に登る重要な交通路であった御茶多理道（ウチャタイミチ）やトーフグ
16 ワービラ等の文化遺産は、保全・活用を図ります。

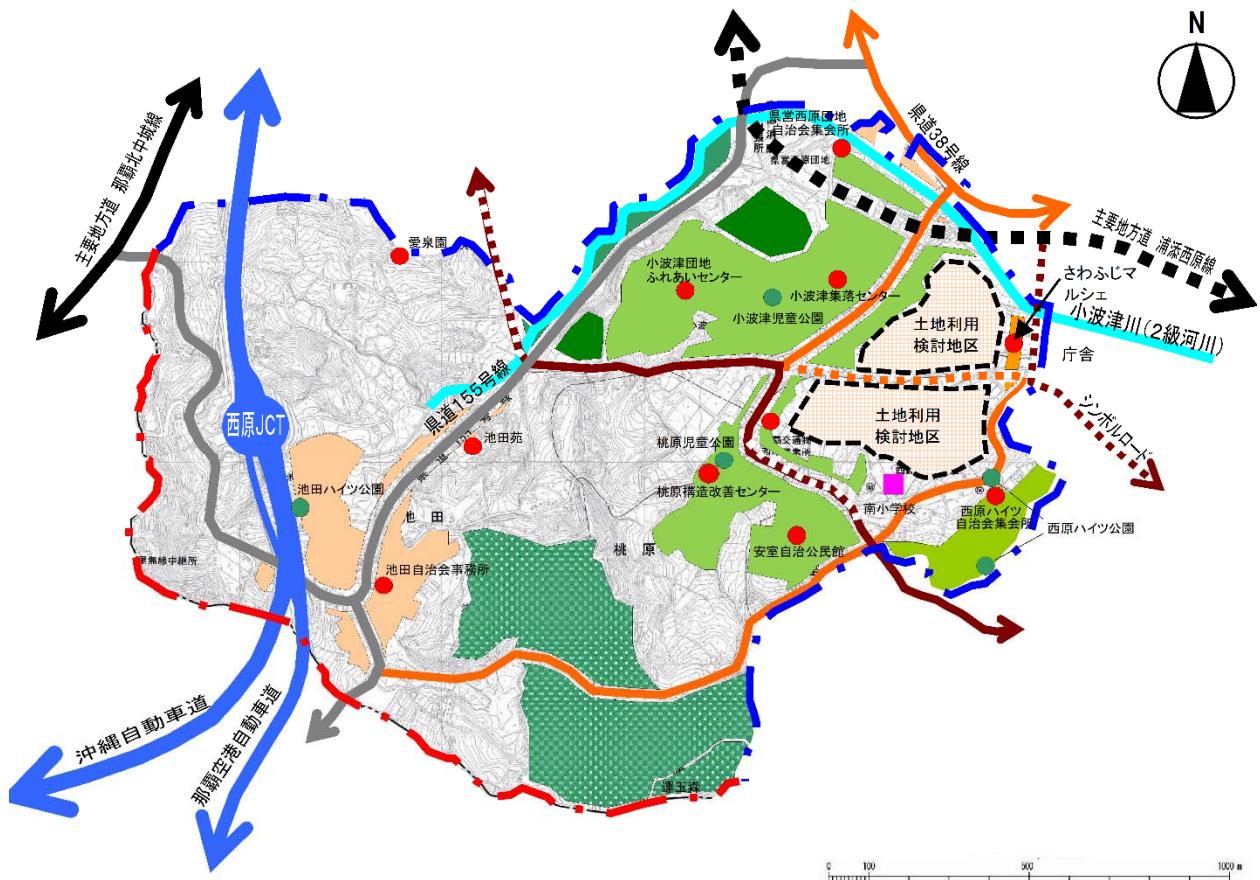
17 **5) 都市防災・防犯に関する方針**

- 18 ・本地域内に「土砂災害警戒区域」等が点在しており、斜面緑地等の安全性については、住民
19 及び来訪者の安全確保の検討が必要です。
20 ・本地域の市街化区域での河川の氾濫や浸水被害が発生していることから、国・県と連携し、
21 治水・浸水対策に取り組みます。

22 **6) 観光・交流に関する方針**

- 23 ・良好な自然の残る運玉森など、本町を代表する自然・歴史資源を活用した観光・交流の取り
24 組みを推進します。
25 ・斜面緑地、農地を活かした観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を
26 形成していきます。

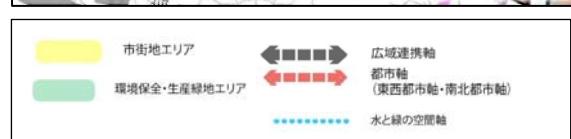
1 中部 2 将来構想図



2

3

■都市構造との対応図



凡 例		
区 分	整備済(既設)	未整備(新設)
道 路	沖縄自動車道	[Blue solid]
	主要幹線道路	[Black dashed]
	都市レベル幹線道路	[Grey dotted]
	地区レベル幹線道路	[Red dotted]
	補助幹線道路	[Orange dashed]
	主要な区画道路	[Red solid]
	都市モノレール等	[Blue dotted with dots]
	運動公園	[Green solid]
施 設	地区・近隣公園	[Green solid]
	街区公園	[Green circle]
	公共公益施設等	[Red circle]
	小学校	[Pink square]
	中学校	[Purple circle]
	緑地	[Green solid]
	川	[Green solid]

1 6. 東部1地域のまちづくり（掛保久、小那霸）

2 【地域の成り立ち】

3 本地域は、戦前においては、掛保久・小那霸集落が位置し、仲伊保・伊保の浜・崎原といった
4 屋取集落が点在していました。戦時中、海側一帯に旧日本軍が沖縄東飛行場を建設していましたが、米軍に接収後、戦後返還されるまで帰村が許されず、屋取集落は消滅しました。

5 返還後、現在は拡張された埋立区域(埋立前は広大な干潟)と合わせて、石油関連施設、小那霸
6 工業団地、サトウキビ畑などになっています。

7 小那霸の市街地は中心核に隣接して展開し、海浜にかけての
8 農地はM I C E 建設地と結ぶ用地としての活用が期待されています。また、工業地においては、国道 329 号西原バイパスの延伸
9 に伴い、代替工業地の拡充が必要となっています。

10 居住ゾーンと産業ゾーンが明確に分かれている中、各種プロジェクトの進行により、土地利用の改変が迫られており、集落と工場地の調和を図っていく必要があります。



11

12 (1) 地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部に位置し、地域東部は工業地帯、西部が農業地帯及び集落 地域東部の工業地帯及び西端の集落地が市街化区域に指定 2023（令和5）年、内間小那霸線沿道が市街化区域に編入 地域東部の工業地帯は産業エリアに位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域内には西原東中学校が立地 地域東部には西原浄水場やし尿処理場をはじめ、石油関連施設などが集積 地域東部小那霸地区に新ごみ処理建設の候補地として決定 	 工業地帯遠望
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> マリンタウンエリアと本地域の工業地帯を結ぶ国道 329 号バイパスは、主要地方道浦添西原線まで暫定供用済、中城村方面に向けて事業化 主要地方道浦添西原線が整備中 地域西部の集落地では、4m 未満の細街路が多く、道路状況が課題 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園は、街区公園の「小那霸児童公園」、民間開発による「小那霸工業団地内緑地 1・2」、都市緑地は「掛保久後間毛都市緑地」 地域西部に掛保久の親川、セーグチジョー 地域東部の臨海部の石油関連工場付近に御衣脱瀬（ンスハジー） 	

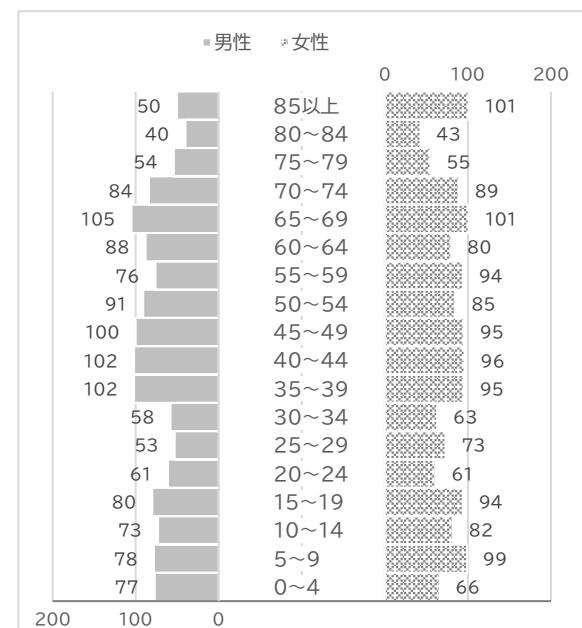
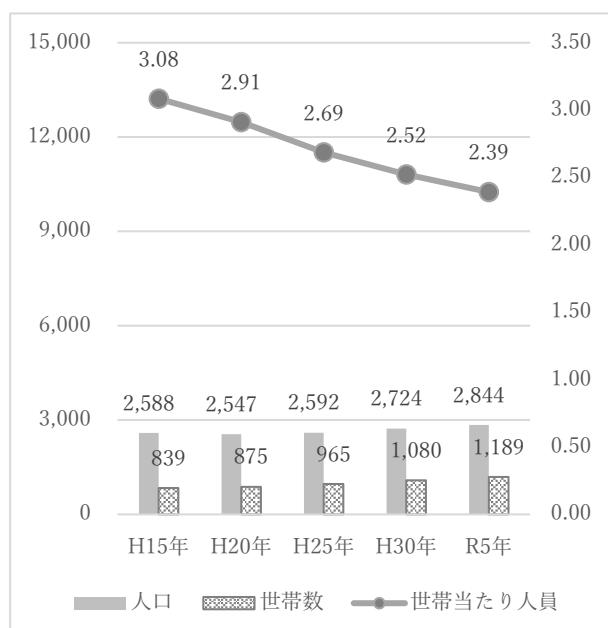
1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口は、2,844人、世帯数は1,189世帯で、人
3 口・世帯数が西部3地域に次いで2番目に少
4 ない地域となっていますが、人口、世帯数は若
5 年であるが増加傾向にあります。
- 6 ・5歳階級別人口については、65歳～69歳が最
7 も多い構成となっています。
- 8 ・世帯あたり人員は、令和5年では2.39人／世
9 帯と町平均と比べて比較的高くなっています。
- 10 ・人口密度は9.0人／haと町内で一番低い割合地
11 域です。

表：地域人口（令和5年12月末現在）

項目	東部1地域	町全体
人口	2,844人	8.0%
年少人口	475人	16.7%
生産年齢人口	1,647人	57.9%
老人人口	722人	25.4%
世帯数	1,189世帯	7.6%
世帯当たり人員		2.39人
地域面積		317.1ha
人口密度		9.0人／ha
		22.5人／ha

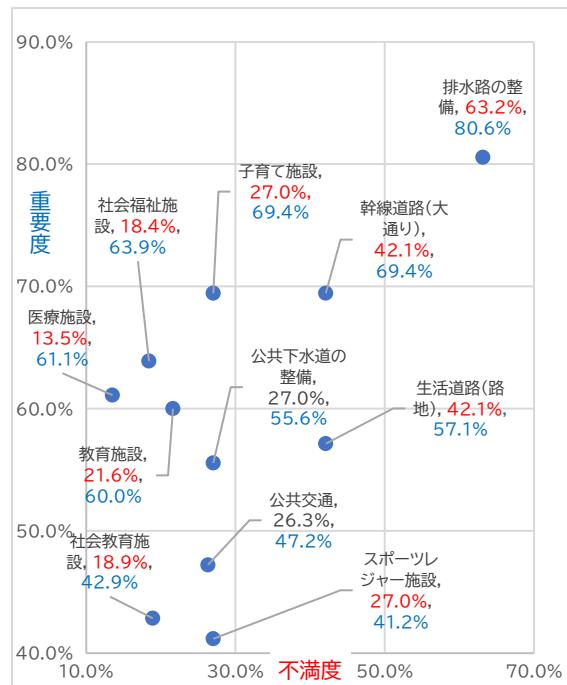
※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率



1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=40

2 1) 不満度・重要度

- 3 ・公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」が高くなっています。
- 4 ・生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」、「道路の安全性」が高くなっています。
- 5



21 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
22 に関する不満度・重要度

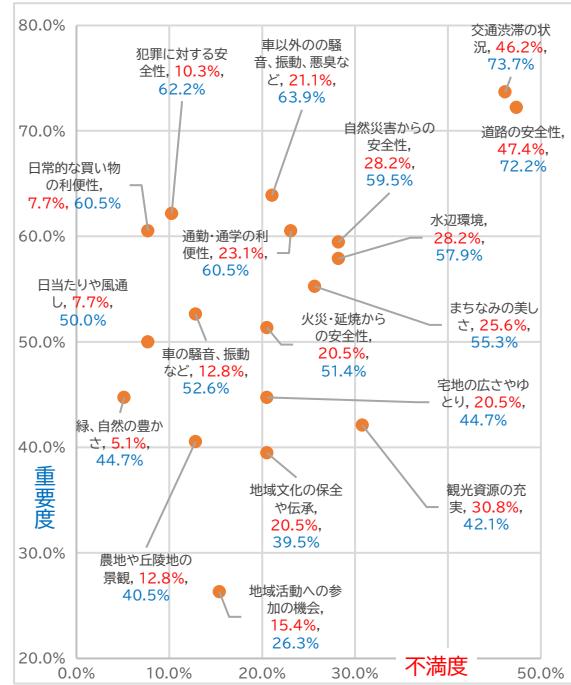


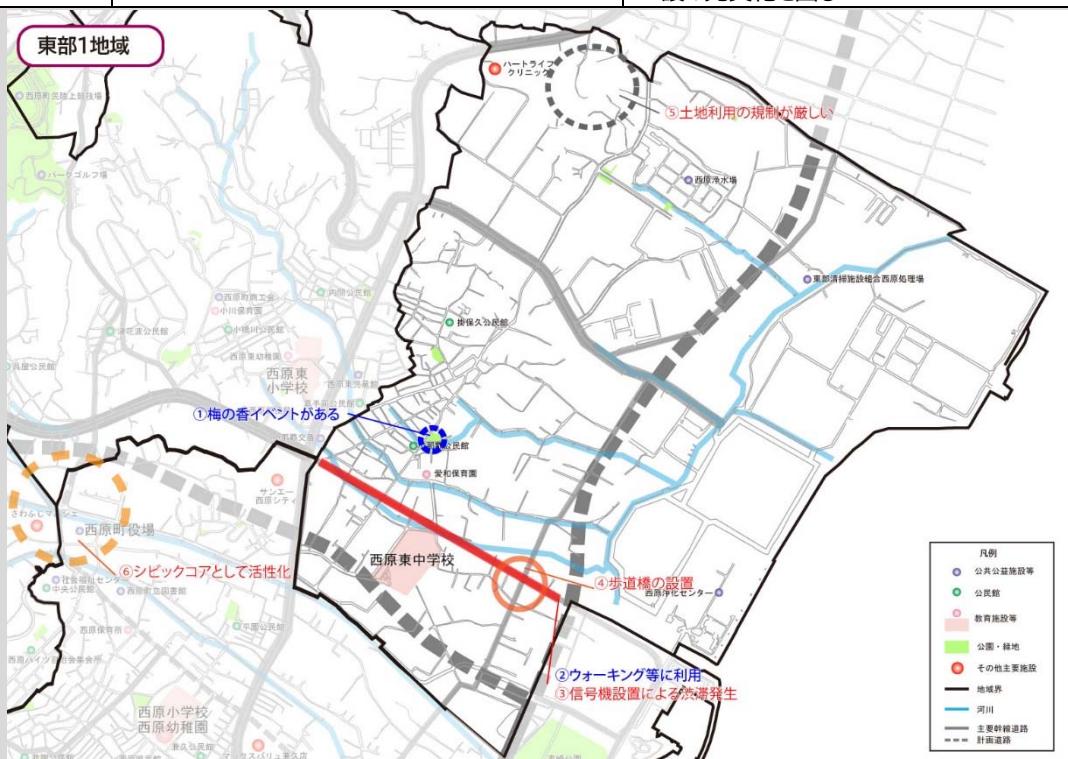
図. お住まいの地域の「生活環境」に関する不満度・重要度

23 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (30.0%)
商業地のあり方	・人々が集まる拠点における商業環境の充実 (35.0%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (62.5%)
工業地のあり方	・既存工業地の近隣住民への配慮や道路などの基礎施設の整備・充実 (37.5%)
農地のあり方	・一定の開発を容認し、農地がある程度減少することを認める (35.0%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (55.0%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (32.5%)
交通環境のあり方	・公共交通の充実 (35.0%)
道路のあり方	・歩道や安全施設の設置 (60.0%)
公園・緑地のあり方	・子どもや高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (30.0%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (45.0%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
・自治会主催「梅の香イベント」等がある【地図①】	・病院に恵まれている（ハートライフなど）	
Bad ポイント（→：改善のアイデア）		
道路	・信号機が設置されて渋滞が発生【地図③】 ・十字路の見通しが悪い ・集落内の道は狭く、渋滞の通り抜け道 ・県道 155 号線の歩道が狭く通行ができない ・那覇・浦添方面へのアクセスが不便	→道路の改良 →主要地方道浦添西原線の早期実現 →329 号横断の為の歩道橋設置【地図④】 →シンボルロード計画の早期実現
防災・コミュニティ	・津波被害の心配がある ・大雨時に内水浸水が発生している ・海岸地域に津波避難ビルが無い	→ハザードマップと避難計画の作成 →沿岸部には、津波に強い建物（行政施設）
利便性	・病院（ハートライフ）の駐車場不足	→都市的土地区域に向けた市街化区域編入
土地利用	・市街化調整区域が多すぎて、都市的土地区域に向けた市街化区域編入 ・内間・掛保久地区地区計画の規制が厳しく、有効利用が困難な【地図⑤】	→市街化区域編入、農振区域の見直し →役場からさわふじマルシェ一帯をシビックコア地区として活性化【地図⑥】 →MICE と連携して、モノレールを整備・宿泊施設の充実化を図る



代表的な意見

海に続く道があって、ウォーキングやジョギングコースに最適！

大雨時に浸水したり、津波被害を心配している。災害が起った時の備えが必要。

色々な企業の工場が集積していて、町の産業を支えている地域である。

渋滞発生や集落内狭隘道路、通過交通が多いのが課題。道路整備による解消に期待。



1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 人口・世帯数は町内で西部3地域に次いで2番目に少ない地域ですが、準工業地域は地区計画等で住宅地の制限をしており、今後の人口増加が見込めないことから、コミュニティの維持が課題となります。 土地利用の改変が想定される中で、集落コミュニティと工業地コミュニティ（西原町産業通り会）などによる調整が必要と考えられます。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道浦添西原線及び町道小那霸マリンタウン線周辺は、MICE来場者を含む観光客や町民の利便性向上に向けて、宿泊施設、商業施設等の集積を図る必要があります。 小那霸交差点付近は、まちの中心核として賑わいある商業地の形成を図る必要があります。 工業地帯は、本町の工業機能を担う地域であることから、適切な環境整備を図る必要があります。 町内に点在する工場等は、工業用地に集約するとともに、工場適地等と整合を図りながら、適切な規模の工業用地を確保する必要があります。 2023（令和5）年に市街化区域に編入された内間小那霸線沿道は、準工業地域に用途指定していますが、地区計画で住宅用途を制限し、住工混在とならないよう配慮していることから、適切な環境整備を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 道路の安全性が求められていることから、整備が完了していない主要地方道浦添西原線、国道329号西原バイパスの早期実現に向けて取り組む必要があります。 自転車交通量の増加で、西原東中学校周辺において交通事故の発生が危惧されるため、交通事故対策の検討が必要です。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> 小那霸児童公園は、憩いの場や避難所として適切に維持・管理する必要があります。 掛保久後間毛都市緑地は、都市景観の向上を図るため適切に維持・管理する必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 地域西部の集落地は、道路幅員が狭小であるため、居住環境の向上を図る必要があります。 住宅地、工業地及び商業地の境界は緩衝機能を高め、良好な都市環境の形成を図る必要があります。 地域内の重要な文化遺産を維持・保全する必要があります。 本地域小那霸地区へ新ごみ処理施設建設の候補地として決定したことから、南部広域行政組合との連携により整備を推進していく必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 地域内を横断する幹線道路は災害発生時における避難路とし、中高層ビルや公共公益施設等を活用した避難体制の構築を図る必要があります。 本地域は、沿岸部の一部が津波浸水想定区域として指定されていることから、大規模な地震・津波等から町民の生命や財産を守るために防災・減災対策に取り組む必要があります。 大雨時に内水浸水が頻発しており、総合的な雨水排水対策を講ずる必要があります。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> 大型MICE施設が整備されることと連携し、産学官が連携して観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していくことが必要です。

（5）東部1地域の将来の姿

本地域は、町の工業機能を担う地域として、臨海部の大部分に工業地が形成されています。今後は国道329号西原バイパスの整備によりさらなる発展が期待されます。

のことから、本地域の将来像は、「都市の発展を支える産業とゆとりある生活環境が調和する安全・安心なまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・産業エリアの工業地は国道329号西原バイパスの整備に伴う代替地の拡充を図るとともに、工場環境の整備を図ります。
- ・中心核に隣接する市街地・集落地は、良好な集落環境を維持・保全するとともに、その南側区域については、マリンタウンエリアと連携した商業地への転換を図ります。

【中心商業地（商業系）】

- ・国道329号沿道は、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図り、マリンタウンエリアと連携し、文化や情報発信、娯楽の機能も備えた賑わいのある商業地を形成します。

【沿道利用型施設用地】

- ・主要地方道浦添西原線及び町道小那霸マリンタウン線沿道は、交流拠点と中心商業地を一体的に結び付ける重要な交通軸となることから、観光客や買い物客が行き交う賑わいのある道路として、観光消費を促進させ、観光商業・宿泊施設用地を補完する観光・商業施設等の立地が可能となる沿道利用を図ります。

【工業地】

- ・国道329号西原バイパス周辺は、既存工業施設の集積を活かした臨海工業地として位置づけます。県内産業の更なる振興を図るうえで、県内製造業等の規模拡大・高度化の推進を図り、更なる競争力の強化や臨空・臨港型産業の集積のためには、産業用地の確保が課題となっていることから、他産業との土地利用の調整を図りながら、計画性のある産業用地の確保に向けた取組を支援していく必要があります。
- ・また、町内に点在する工業施設等の集約や国道329号西原バイパス事業に伴う移転先確保、新たな需要に対応するため、既存の工業地と整合を図りつつ、小那霸工業団地周辺や東崎工場適地周辺等に工業地の拡大を図り、事業者への立地及び移転支援策として、各種制度の活用を検討します。
- ・住宅地への影響を最小限に抑えるため、工場等の適切配置と住宅、商業地と工業地が接する箇所では緩衝機能を高めます。また、工業施設における敷地内緑化の指導や緩衝緑地等の整備を検討します。

【低・中層専用住宅地】

- ・地域西部の低・中層専用住宅地は、狭小幅員道路がみられることから、適切な基盤整備を行うことにより生活環境の維持・向上を図ります。

【公共・公益施設用地】

- ・沖縄県西原浄化センター（みずクリン西原）は、西原町、与那原町、南城市（佐敷）、中城村の4市町村から下水を受け入れる重要な施設であることから、その機能が十分発揮できるように努めます。
- ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。

1 **【土地利用検討地区】**

- 2 ・観光商業・宿泊施設用地、工業用地などのうち、現状が農振農用地となっている地区について
3 ・農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

4 **2) 交通体系に関する方針**

- 5 ・「東西都市軸」である主要地方道浦添西原線及び {産業軸} である国道 329 号西原バイパス
6 ・の整備を促進することにより、円滑な交通流の確保を図ります。
- 7 ・小那霸、兼久、美咲、我謝地区を連絡する補助幹線道路の整備を推進し、住区の骨格を形成
8 ・するとともに、地域内交通の集散を図ります。
- 9 ・地域内の住宅地においては、工業地に連絡する交通等の通過交通を排除し良好な地域環境
10 ・を創出するため区画道路の適切な配置や交通規制の導入を図ります。
- 11 ・小那霸公民館周辺は、既成市街地で狭隘道路が多くあり、集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。
- 12 ・西原東中学校周辺などにおいて、交通事故が危惧されているため、地域での交通事故対策を
13 ・図ります。

14 **3) みどりと水に関する方針**

- 15 ・小那霸児童公園は、憩いの場として活用するとともに、適切な維持・管理を地域住民と協働
16 ・により推進します。
- 17 ・掛保久後間毛都市緑地は、適切に維持・管理します。

18 **4) 都市環境形成に関する方針**

- 19 ・本地域は、マリンタウンエリアから連なる海岸沿いの『水辺軸』となるため、敷地内緑化の
20 ・誘導や道路緑化の推進、周辺地区との緩衝帯となる緑地の設置等を検討し、殺風景になり
21 ・がちな工業地のイメージアップを図ります。
- 22 ・掛保久の親川やセーグチジョーなど地域内の重要な文化遺産を維持・保全します。
- 23 ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する 6 市町（糸満市、豊見城市、南城市、八
24 ・重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸
25 ・地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携に
26 ・より整備を推進します。
- 27 ・マリンタウンエリア及び後背地では、大型 M I C E 施設を核とした東海岸地域のリゾート環
28 ・境形成のため、都市施設及び観光商業・宿泊施設等に緑と水辺空間の創造と景観コントロールを行
29 ・い、交流と賑わいの空間形成に向け取り組みます。

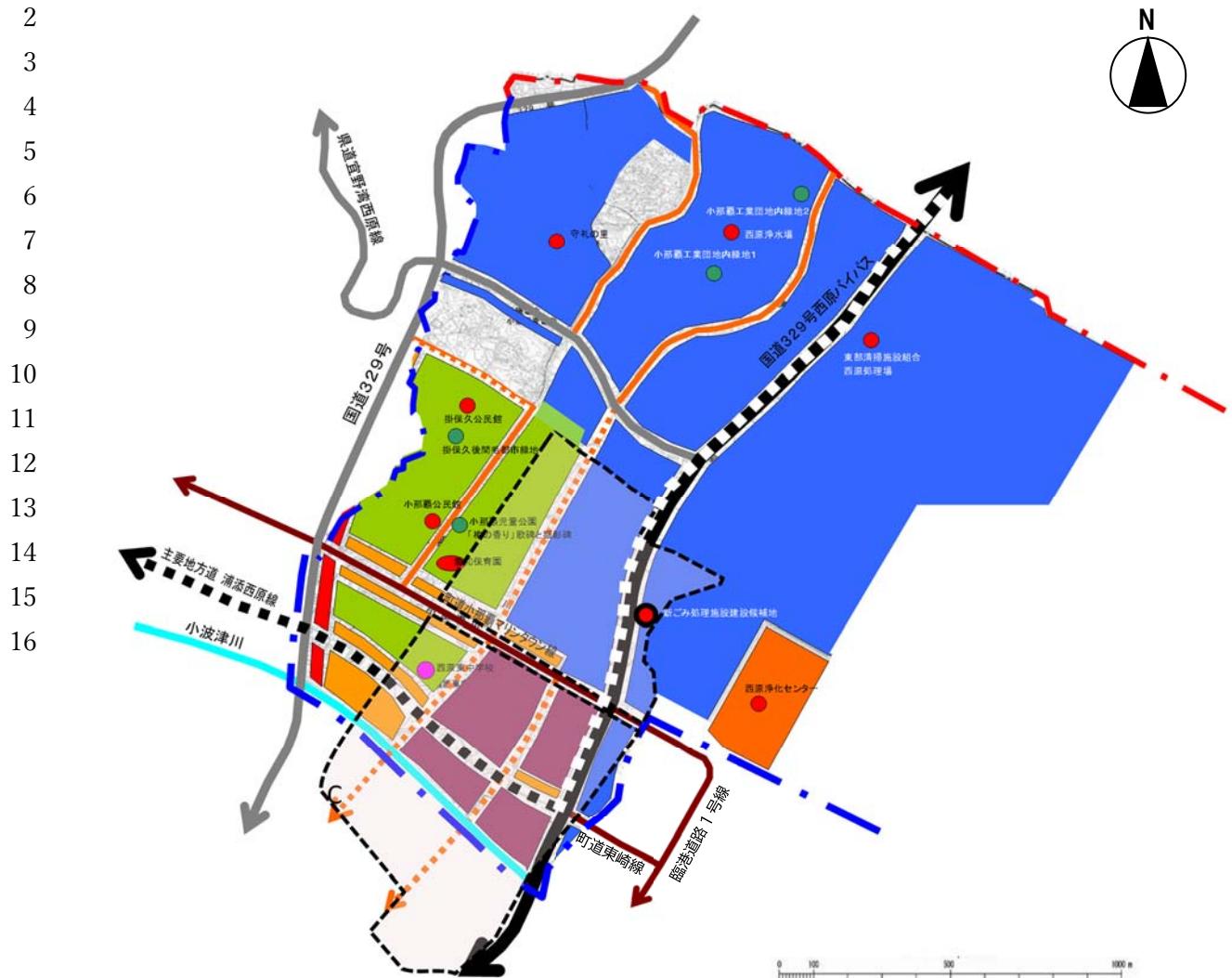
30 **5) 都市防災・防犯に関する方針**

- 31 ・臨海地域では、地域内を横断する町道小那霸マリンタウン線等を災害発生時における避難
32 ・路として位置づけ、点在する中高層ビルや公共公益施設等を活用した避難体制の構築に取
33 ・り組みます。
- 34 ・「津波浸水想定区域」については、津波防災地域づくりの推進に取り組みます。津波避難困難区域の解消のため、町道小那霸マリンタウン線及び主要地方道浦添西原線沿道などに津波防災避難ビル指定を想定した高層ビルの誘導などについての検討を行います。
- 35 ・本地域の市街化区域での河川の氾濫や浸水被害が発生していることから、国・県と連携し、
36 ・治水・浸水対策に取り組みます。

37 **6) 観光・交流に関する方針**

- 38 ・マリンタウンエリアは町の観光・レクリエーションの中心として、大型 MICE 施設が整備
39 ・されることと連携し、産学官が連携して観光振興の取組を促進することで、本町にしかない
40 ・新たな魅力を形成していくことが必要です。

1 東部 1 将来地域構想図



■都市構造との対応図



		凡　例		
		区分	整備済(既設)	未整備(新設)
道 路	[Green Box]	低・中層専用住宅地		
	[Yellow Box]	中・高層専用住宅地		
	[Red Box]	中心商業地		
	[Pink Box]	近隣商業地		
	[Purple Box]	観光商業・宿泊施設用地		
	[Dashed Green Box]	レクリエーション・レジャー施設用地		
	[Orange Box]	沿道利用型施設用地		
	[Dark Blue Box]	工業地		
	[Orange Box]	公共公益施設用地		
	[Purple Box]	教育施設用地		
施 設	[Light Orange Box]	既存集落地		
	[White Box]	農地・傾斜緑地		
	[Dashed White Box]	土地利用検討地区		
	[Grey Box]	港湾施設用地		
	[Blue Box]	河川		
	[Green Box]	運動公園		
	[Green Box]	地区・近隣公園		
	[Green Box]	街区公園	●	●
	[Red Circle]	公共公益施設等	●	●
学 校	[Pink Box]	小学校	■	■
	[Purple Circle]	中学校	●	●
綠 地	[Green Box]	緑地	■	■
	[Green Box]	川	■	■

7. 東部2地域のまちづくり（平園、兼久（東崎）、与那城、美咲、我謝）

【地域の成り立ち】

与那城・我謝集落が位置し、昭和初期に兼久が、戦後に平園、美崎が新たな行政区として設置されました。

戦後、米軍西原飛行場として接収、後に返還され、平成5(1993)年から、中城湾港マリンタウンプロジェクト（西原与那原地区）として、事業が進められています。西原マリンパーク（きらきらビーチ）は、平成19(2007)年開園。平成27(2015)年、沖縄県は、大型MICE施設整備地を「中城湾港マリンタウン地区」に決定し事業化中です。



一方、地域北東部は、大型商業施設の進出、新庁舎の設置等、中心核としての整備・誘導が進み、さらに中心核としての整備・充実が望まれています。

大型MICE整備と合わせて、中心核とマリンタウンエリアを連携する整備・開発も必要となっています。大きく変革が想定される土地利用と少子高齢化が進む既存コミュニティとの調整が必要となっています。

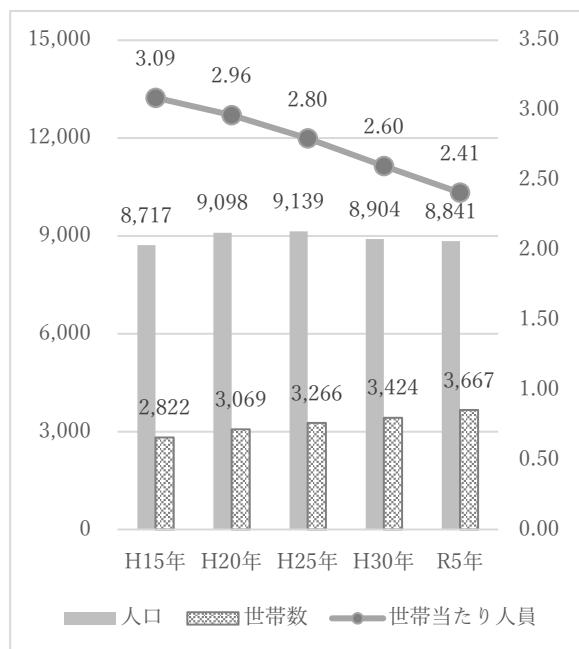
(1) 地域の概況

位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 地域の東部は中城湾に面し、大部分が平地 国道329号沿いから庁舎にかけての市街地が市街化区域に指定 地域北部から小波津川（2級河川）が中城湾に向けて流下 地域北西部の庁舎周辺を中心核に位置づけ 地域東南部をマリンタウンエリア及び交流拠点に位置づけ 	
施設・開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域北西部に庁舎・市民交流センター、中央公民館、社会福祉センター、西原町立図書館など公共施設が集中して立地、また、西原小学校等の施設が立地 小波津川沿いに大規模な工場が立地 マリンタウンエリアでは、沖縄県、西原町、与那原町共同の「中城湾港マリンタウンプロジェクト」により、住宅地や道路、公園、船溜まり等が整備済 近い将来には大型MICE施設の供用開始が予定 中心核に大型ショッピングセンターが立地、向かいの旧庁舎跡地に連携した大規模ショッピングセンターの立地が確定（地域外で隣接） 小波津川（2級河川）の下流域における災害発生の防止や軽減に向けて「小波津川水系河川整備計画」が進行中 	 きらきらビーチ（人工海浜）
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 地域のほぼ中央を国道329号が縦断して、交通の骨格を形成 本地域と小那覇工場適地を結ぶ国道329号バイパスと主要地方道浦添西原線が整備中 マリンタウンエリア内を縦貫する臨港道路1号線が整備済 琉球大学周辺、庁舎周辺（中心核）とマリンタウンエリアを結ぶシンボルロードの一部を担う都計道路東崎兼久線及び都計道路兼久安室線・呉屋安室線が整備中 地域南部に交通ターミナルの建設が予定されており、通勤や通学等における交通結節点となることが期待 国道329号以西の集落地では、4m未満の細街路が多く、道路状況の改善が必要 国道329号では交通量が多く、混雑度が高い状況 	
公園・歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園は、地区公園の「東崎公園」、街区公園の「我謝児童公園」、「兼久児童公園」、「与那城児童公園」、「9区児童公園」、民間開発による「兼久ニュータウン公園」、「平園ハイツI公園」「平園ハイツII公園」「がじゅまる広場」、都市緑地は「東崎都市緑地」と充実 地域北部に小波津川（2級河川）が中城湾へ流下 地域北部にジーマヌウカー、西部にユブシガーなどの文化遺産が点在 地域南部の「運玉森」は、良好な自然とともに運玉義留（ウンタマギルー）の伝説 	

1 (2) 人口・世帯数

- 2 人口は 8,841 人、世帯数は 3,667 世帯で、人
3 口・世帯数が最も多い地域です。
- 4 人口は横ばいに推移しており、世帯数は増加傾
5 向にあります。
- 6 5 歳階級別人口は、0 歳～74 歳までが各々 200
7 ～300 人程度で、大きな隔たりはありません。
- 8 世帯あたり人員は、令和 5 年では 2.37 人／世
9 帯で減少傾向にあります。
- 10 人口密度は 35.6 人/ha と町で一番高い割合と
11 なっています。

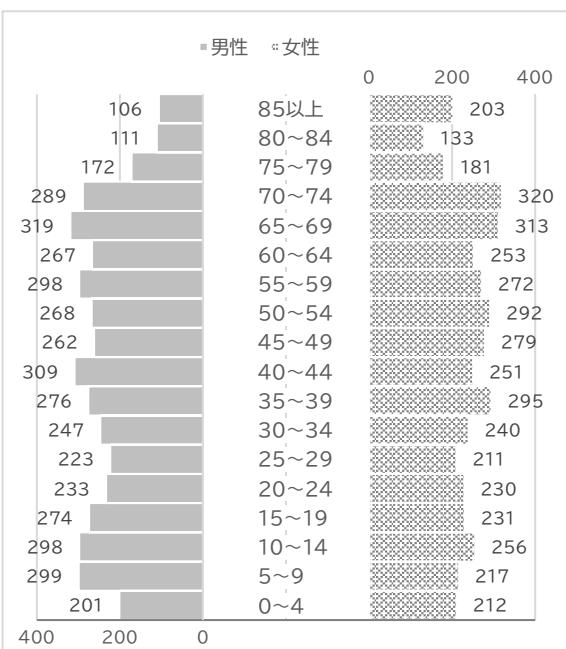
12



表：地域人口（令和 5 年 12 月末現在）

項目	東部 1 地域		町全体
人口	8,841 人	24.8%	35,644 人
年少人口	1,483 人	16.8%	15.6%
生産年齢人口	5,211 人	58.9%	60.9%
老人人口	2,147 人	24.3%	23.5%
世帯数	3,667 世帯	23.3%	15,740 世帯
世帯当たり人員		2.37 人	2.26 人
地域面積		248.4ha	1,590ha
人口密度		35.6 人/ha	22.5 人/ha

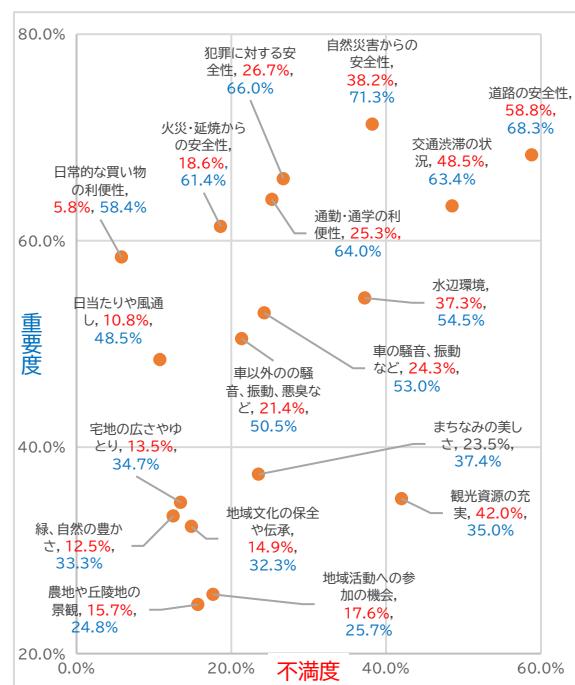
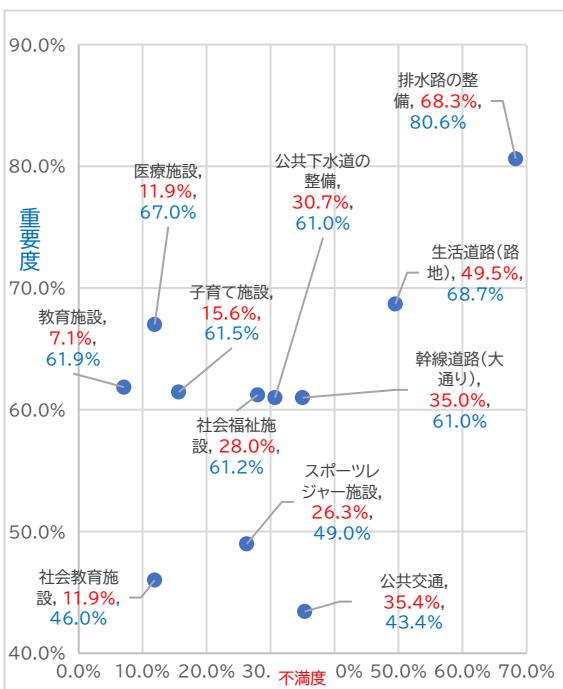
※住民基本台帳（外国人含む）人口・世帯数は町全体に占める比率



1 (3) 住民意向・アンケート調査（令和5年2月実施）：回答者数 N=103

2 1) 不満度・重要度

- 3 ・公共施設に関する不満度・重要度共に「排水路の整備」が高くなっています。
- 4 ・生活環境に関する不満度・重要度共に「交通渋滞の状況」、「道路の安全性」が高くなっています。
- 5



21 図. 「公共施設等の整備状況や利用し易さ」
22 に関する不満度・重要度

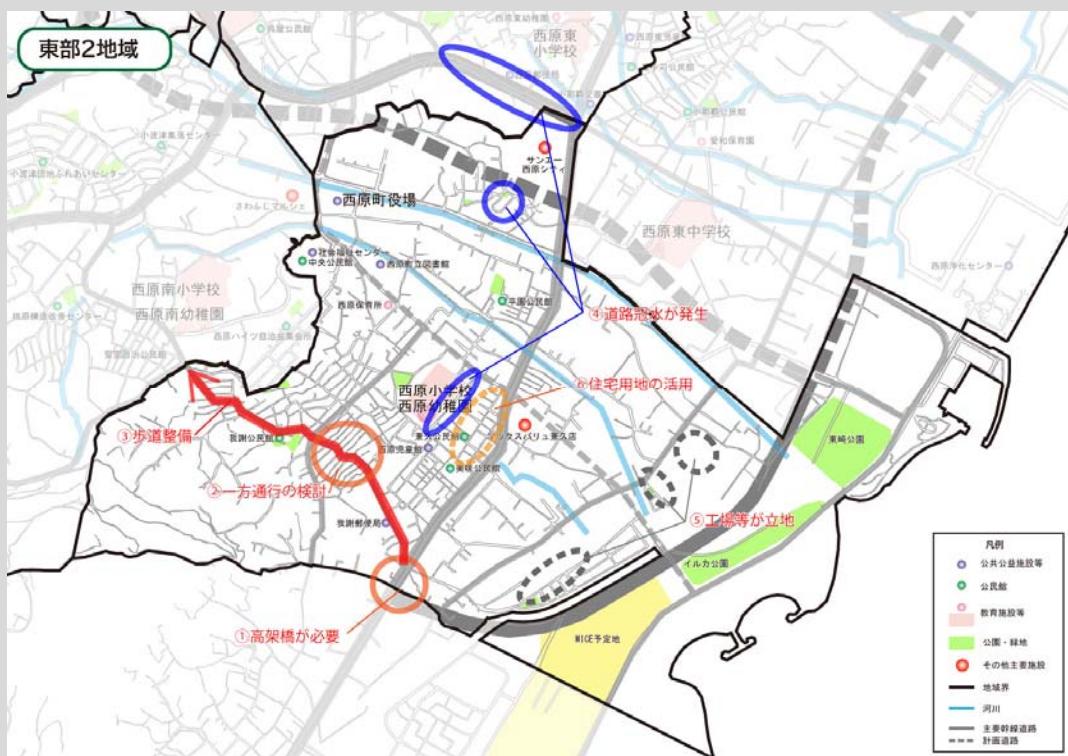
23 図. お住まいの地域の「生活環境」に
24 関する不満度・重要度

2 2) 今後の都市づくりについて（回答の多いもの）

住宅地のあり方	・誰もが安心して安全に暮らせる環境の整備・充実 (35.6%)
商業地のあり方	・幹線道路沿道などに利便性の高い商業施設の誘致 (28.8%)
観光のあり方	・きらきらビーチの活用 (52.9%)
工業地のあり方	・既存工業地の近隣住民への配慮や道路などの基礎施設の整備・充実 (30.8%)
農地のあり方	・一定の開発を容認し、農地がある程度減少することを認める (25.0%)
自然環境のあり方	・緑地や水辺など町内に残る自然環境の保全 (57.7%)
景観の形成のあり方	・街路樹や花壇の設置等による道路景観づくり (47.1%)
交通環境のあり方	・公共交通の充実 (32.7%)
道路のあり方	・歩道や安全施設の設置 (57.7%)
公園・緑地のあり方	・子供や高齢者の利用しやすい身近な公園の整備 (29.8%)
防災・防犯のあり方	・街灯や防犯カメラを設置し、死角のないまちづくり (37.5%)

■地域に対する町民の声(町民ワークショップより)

Good ポイント		
・与那原バイパス整備により那覇空港へのアクセス性向上 ・小波津川整備により氾濫する頻度が減 少 ・運玉森の景観（緑地・眺望）がよい ・M I C E 計画がある	・きらきらビーチが賑やか ・静かな住宅街で、スーパーが近くにあり便利 ・公共施設が多い ・伝統芸能（綱引き・組踊）が盛ん	
Bad ポイント（→：改善のアイデア）		
道路	・集落内は通学路・生活道路が狭く、車両が入れない・すれ違いが出来ない路地が多い ・交通弱者（高齢者）対策が必要 ・国道 329 号バイパスの供用により国道・町道が混雑 ・自転車に乗れる道路が少ない	→一方通行の検討【地図②】 →コミュニティバスの運行 →国道バイパスの早期整備 →与那城・小橋川線の早期整備 →我謝・小波津川線の歩道整備【地図③】
防災・ コミュニティ	・道路冠水の対策が必要【地図④】 ・海に近いため、特に防災対策が必要 ・災害時に国道 329 号を横断するための方法必要	→防災無線の設置 →災害時、警報をラジオで放送する →国道 329 号に地下道を整備
利便性	・MICE 整備により来訪者が増えることが想定されるため、医療施設が必要 ・MICE 周辺利用計画が明確でない	→医療施設の受け皿用地必要 →MICE 利用者の受け皿整備
土地利用	・住宅地内に工場等が立地している【地図⑤】 ・土地住宅用地の活用【地図⑥】	→住・工分離の推進



代表的な意見

MIEC 計画により地域が発展することに期待している。
モノレールの延長も期待！

海に近いので津波対策と冠水対策が必要。災害時の対応を考えないといけない。

きらきらビーチの賑わい、運玉森の良好な景観、利便性が高いことが地域の自慢だ。

集落内の狭隘道路、国道・町道の混雑が課題。道路整備を早急に進めてほしい。



1 (4) まちづくりの課題

区分	地域の課題
人口・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 本地域は町内で最も人口が集積している地域ですが、人口減少と少子高齢化が予測されているため、人口の維持対策が必要と思われます。 中心核周辺は、生活利便性向上による住宅需要拡大への対応を検討する必要があります。 土地利用の改変が想定される中で、集落コミュニティとの調整が必要と考えられます。
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎・町民交流センターの周辺は、町の『中心核』として、高次な都市機能の集積を図る必要があります。 国道329号以西の集落地は、その多くが老朽化した密集市街地であり、道路幅員が狭小であるため、居住環境の向上を図る必要があります。 今後建築が無秩序に進行する可能性がある区域については、スプロール化（住宅地等の無秩序な拡大）を抑制する必要があります。 住宅地における工場の混在を解消する必要があります。 大型MICE施設周辺は、県内外から多くの来訪者や町民の利用があることから、交流拠点の形成を図る必要があります。 交流拠点や主要地方道浦添西原線周辺は、MICE来場者を含む観光客や町民の利便性向上に向けて、宿泊施設・商業施設等の集積を図る必要があります。 マリンタウンプロジェクトで整備された東崎工場適地と小那霸工業団地等のアクセス性強化により、本町の基幹産業である工業の活性化を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 道路の安全性が求められていることから、整備が完了していない主要地方道浦添西原線、国道329号西原バイパス、都計道路東崎兼久線及び兼久安室線、呉屋安室線の早期実現に向けて取り組む必要があります。 琉球大学周辺と町中心部を結ぶシンボルロードは質の高い整備を推進する必要があります。 国道329号西原バイパス以南に交通ターミナルの建設が予定されていることから、通勤や通学等における交通結節点として早期実現が求められます。 MICE開催時の集中的な交通需要にも対応できる戦略的・広域的な交通体系の整備が求められます。 大規模集客施設周辺で自転車交通事故の発生が危惧されるため、交通事故対策の検討が必要です。
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> 東崎公園は、スポーツを中心とした幅広い利用に対応した公園として活用する必要があります。 我謝児童公園や兼久児童公園、与那城児童公園、9区児童公園、は、憩いの場や避難所として適切に維持・管理する必要があります。 東崎都市緑地や運玉森は、都市景観の向上や良好な自然の保全を図るために適切に維持・管理する必要があります。 小波津川（2級河川）の親水空間整備を推進する必要があります。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ジーマヌウカーやユブシガーなど地区内の重要な文化遺産を維持・保全する必要があります。 海浜地域の水辺空間は、安らぎや賑わいを感じる環境の形成を図る必要があります。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 地域内を東西に横断する幹線道路（シンボルロード等）は災害発生時における避難路とし、中高層ビルや公共公益施設等を活用した避難体制の構築を図る必要があります。 本地域は、沿岸部の一部が津波浸水想定区域として指定されていることから、大規模な地震・津波等から町民の生命や財産を守るために防災・減災対策に取り組む必要があります。 小波津川の治水対策を推進する必要があります。
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> マリンタウンエリアは町の観光・レクリエーションの中心として活用する必要があります。 大型MICE施設が整備されることと連携し、産学官が連携して観光振興の取組を促進していくことが必要です。

（5）東部2地域の将来の姿

本地域に庁舎を移設したことに伴い、中心核としての商業・業務・行政機能の強化や住宅地の利便性向上など、さらなる発展に向け、施策を推進していきます。

また、地域東部のマリンタウンエリアは、町の観光・レクリエーションの中心となることが期待されることから、本地域の将来像は、「本町の暮らしと交流・商業を担う中心核及び交流拠点として個性と魅力のある潤いに満ちたまち」とします。

1) 土地利用の方針

- ・中心核は、商業機能の維持・拡充、行政サービスの公共公益施設の充実整備など、本町の中心地としての整備を継続的に図ります。
- ・マリンタウンエリアは大型 MICE 整備と合わせて、商業施設・観光関連施設の誘致を図り、国内外の人々が集う「交流拠点」を目指します。
- ・中心核に隣接する市街地・集落地は、周辺の土地利用改変と調和した良好な住環境の維持・保全に努めます。

【中心商業地】

- ・小那覇交差点付近は中心商業地として位置づけ、商業機能の維持・拡充を図り、さらにMICE 来場者や周遊観光客による観光消費を促進させる、まちの中心地として賑わいの創出を図ります。

【近隣商業地】

- ・庁舎・町民交流センター周辺は、公共施設の再編整備を踏まえつつ、施設利用者や周辺住民等をサービス対象とした、人々の溜まり場や生活関連サービスなどの誘導を図ります。

【公共公益施設用地】

- ・庁舎・町民センター周辺は、行政サービス施設の充実を図るとともに、高齢化の進展等を踏まえた人にやさしい基盤整備を推進し、安全でゆとりある公共空間の形成を図ります。
- ・大型MICE 施設は、新たな都市機能として地域の活力向上に資することが期待されていることから整備を推進します。
- ・地域南部に建設予定の交通ターミナルは、誰もが移動しやすい交通結節機能として整備を推進し、MICE やビジネス利用者等が快適に滞在できるよう宿泊施設等が充実した空間形成を図ります。

【沿道利用型施設用地】

- ・本地域の国道 329 号及びシンボルロードは、まちの中心核とマリンタウンエリアを連絡し、観光客や買い物客など様々な人々が行きかう道路として機能することから、これらの道路沿道はある程度多様な商業施設が立地するよう誘導し、にぎわいのある道路環境の演出を図ります。
- ・主要地方道浦添西原線及び小波津川（2 級河川）の沿線は、交流拠点と中心商業地を一体的に結び付ける重要な交通軸となることから、観光客や買い物客が行き交う賑わいのある道路として、観光消費を促進させ、観光商業・宿泊施設用地を補完する観光・商業施設等の立地が可能となる沿道利用を図ります。

1 **【低・中層専用住宅地】**

- 2 ・国道329号以西の住宅地は、狭小幅員の解消など居住環境の改善を図ることにより安全で
3 快適な居住空間の形成を図ります。
4 ・住宅地における工場の混在については、工場を工業用地へ誘導するなど土地利用の純化を図
5 ります。
6 ・既成市街地の工場、事業所の移転跡地については、地区計画等を活用するとともに、民間活
7 力を有効に活かし、良好な市街地環境の形成や基盤整備を計画的に誘導します。

8 **【観光商業・宿泊施設用地】**

- 9 ・海岸沿いのレクリエーション・レジャー施設用地（きらきらビーチ）及び既設の商業施設と
10 連携し、MICE来場者や周遊する観光客のため交流拠点と位置づけ多様な商業・宿泊施設
11 及び支援施設等の立地を誘導します。

12 **【レクリエーション・レジャー施設用地】**

- 13 ・マリンタウンエリアの海岸沿いは、今後も、ウォーターフロントにある立地条件や美しい海、
14 海水浴場、公園・緑地等の資源を活かしながら、MICE来場者を含む観光客や地元住民に
15 とって便益性の高いレクリエーション交流機能の魅力化を図り、近傍の商業・業務施設と一
16 体となった複合的な都市機能を有する賑わいのある「交流拠点」の形成を図ります。

17 **【工業地】**

- 18 ・マリンタウンエリアの東崎工業団地は、既存産業の高度化を目指すとともに、販売店舗の併
19 設等複合化によりレクリエーション機能との連携を図ります。

20 **【土地利用検討地区】**

- 21 ・観光商業・宿泊施設用地などのうち、現状が農振農用地となっている地区については、農業
22 振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方につい
23 て検討を進めます。

24 **2) 交通体系に関する方針**

- 25 ・「東西都市軸」である主要地方道浦添西原線、「産業軸」である国道329号西原バイパスの整
26 備促進により地域の交通の円滑化を図ります。
27 ・「シンボルロード」である都計道路東崎兼久線の早期整備の実現を図ります。シンボルロー
28 ドは、マリンタウンエリアから中心核、文教エリアを結ぶ町の「顔」として重要な道路であ
29 ることから、地区レベル幹線道路としての機能だけでなく、道路の緑化による潤いのある空
30 間を創出します。
31 ・小那霸、兼久、美咲、我謝地区を連絡する町道の整備を推進し、住区の骨格を形成するとと
32 もに、地域内の交通の集散を図ります。
33 ・マリンタウンエリア南側に建設予定の交通ターミナルは、通勤や通学等における交通結節点
34 として活用し、それを契機としたバス網の充実、沖縄自動車道や沖縄都市モノレール等との
35 連携によりネットワークの充実を図ります。
36 ・通勤・通学等の日常交通に加えて、MICE開催時の集中的な交通需要にも対応できる戦略
37 的な公共交通体系の整備を促進することで、都市拠点や各エリア間の移動を効率化させ、誰
38 もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。
39 ・集落地の狭隘な道路では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能
40 が不足している状況にあることから、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて道路
41 の改良、交通規制の検討による道路空間の確保を進めます。
42 ・大規模集客施設周辺など交通事故発生地域での交通事故対策を図ります。

3) みどりと水に関する方針

- ・東崎公園は、スポーツを中心とした幅広い利用に対応した公園として活用を図ります。
- ・庁舎・町民交流センターを配置する公共施設ゾーン内に、西原町立図書館等の公共施設や商業店舗等の利用者や就業者、近隣住民が集う近隣公園を1箇所配置します。
- ・地域内の街区公園は、憩いの場として適切に維持・管理します。また、我謝地区に周辺住民の憩いの場となる街区公園を1箇所配置します。
- ・運玉森の周辺は、野鳥や植物等の自然と触れ合う場として、また、地域環境の拠点として保全・活用を検討します。
- ・東崎都市緑地は、都市景観の向上を図るため適切に維持・管理します。

4) 都市環境形成に関する方針

- ・臨海地域では、地域内を横断する幹線道路（シンボルロード等）を災害発生時における避難路として位置づけ、点在する中高層ビルや公共公益施設等を活用した避難体制の構築に取り組みます。
- ・「水と緑の空間軸」である小波津川周辺は、下流域における災害発生の防止や潤いある空間の形成に向けて整備・活用を図ります。
- ・ジーマヌウカーやユブシガーなど地域内の重要な文化遺産を維持・保全します。
- ・大型MICE施設及び宿泊・商業施設周辺の水辺空間は、市街地等の下水道普及等に努めることで、水質の改善と良好な親水空間を形成します。
- ・マリンタウンエリア及び後背地では、大型MICE施設を核とした東海岸地域のリゾート環境形成のため、都市施設及び観光商業・宿泊施設等に緑と水辺空間の創造と景観コントロールを行い、交流と賑わいの空間形成に向け取り組みます。

5) 都市防災・防犯に関する方針

- ・本地域の一部は、津波浸水想定区域であることから、地震・津波等の災害に備え、防災機能を高める道路、公園等の都市施設整備や耐震化等のハード施策及び津波ハザードマップ、避難訓練等のソフト施策を組み合わせた防災・減災対策を進め、安全・安心な都市空間の形成を図ります。
- ・「津波浸水想定区域」については、津波防災地域づくりの推進に取り組みます。津波避難困難区域の解消のため、都市計画道路東崎兼久線など幹線道路沿道に津波防災避難ビル指定を想定した高層ビルの誘導についての検討を行います。
- ・レクリエーション・レジャー施設を利用する観光客などの避難のため、大型 MICE 施設を避難所として利用できるよう取り組みます。
- ・本地域の市街化区域での河川の氾濫や浸水被害が発生していることから、国・県と連携し、治水・浸水対策に取り組みます。

6) 観光・交流に関する方針

- ・マリンタウンエリアは町の観光・レクリエーションの中心として、大型 MICE 施設が整備されることと連携し、産学官が連携して観光振興の取組を促進することで、本町にしかない新たな魅力を形成していくことが必要です。
- ・運玉森など、本町を代表する自然・歴史資源を活用した観光・交流の取り組みを推進します。

1 東部2地域将来構想図

2



3

4

■都市構造との対応図

5



市街地エリア	都市軸 (東西都市軸・南北都市軸)
産業軸	産業連携軸
マリンタウンエリア	生活軸
シンボルロード軸	
水と緑の空間軸	

凡　例		区分	整備済(既設)	未整備(新設)
低・中層専用住宅地				
中・高層専用住宅地		道 路	沖縄自動車道	
中心商業地			主要幹線道路	
近隣商業地			都市レベル幹線道路	
観光商業・宿泊施設用地			地区レベル幹線道路	
レクリエーション・レジャー施設用地			補助幹線道路	
沿道利用型施設用地			主要な区画道路	
工業地			都市モノレール等	
公共公益施設用地		施 設	運動公園	
教育施設用地			地区・近隣公園	
既存集落地			街区公園	
農地・傾斜緑地			公共公益施設等	
土地利用検討地区			小学校	
港湾施設用地			中学校	
川			緑地	

第5章

計画の実現に向けた方策

1. 都市づくりの推進に向けた取り組み

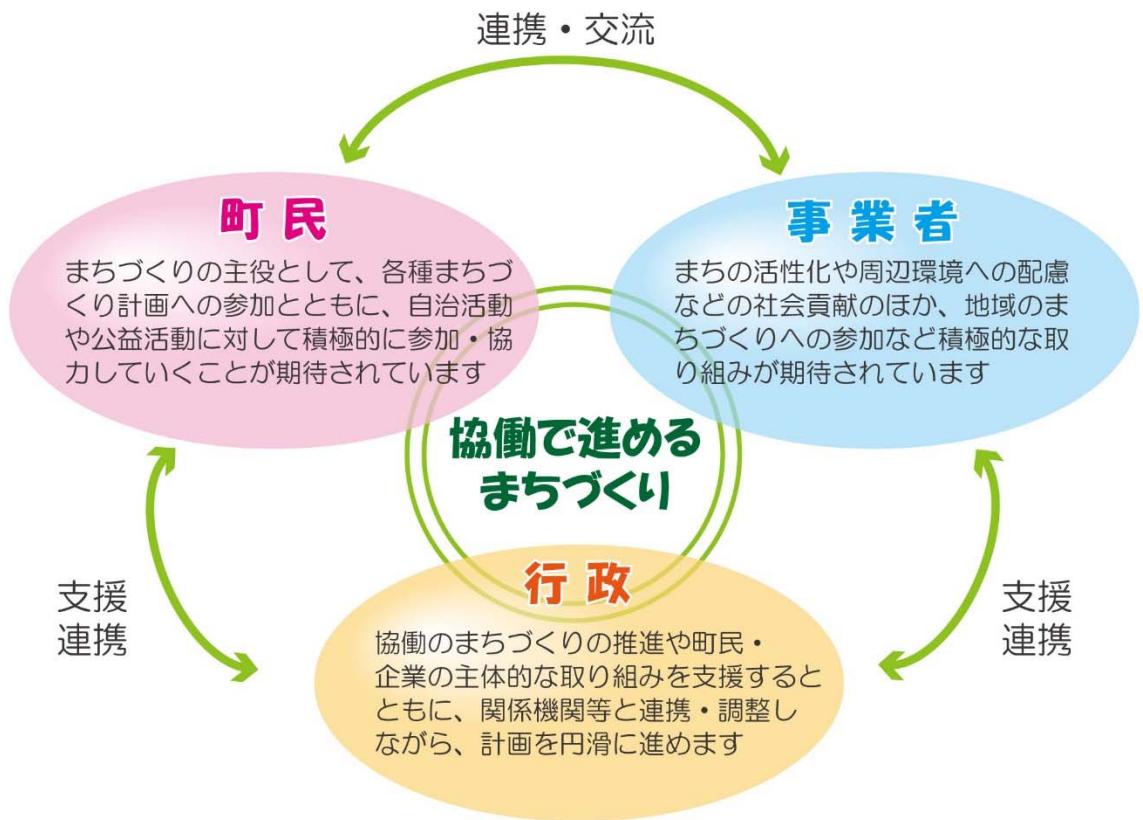
(1) 協働で進めるまちづくり

少子高齢社会の到来や人口減少の進行、地球環境問題の顕在化、高度情報化の進展、ライフスタイルの変化など、社会環境が急速に変化する中で、町民のニーズはより多様化しています。

厳しい財政状況のもとで町民ニーズに的確に対応した住み良いまちをつくるためには、町民、事業者、行政が「を目指すまちの姿」を共有し、それぞれの役割を分担することに加え、様々な立場を超えて、互いに協力、連携し、協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

そのために、町民、事業者、行政がまちづくりの課題を共有し、知恵と労力を提供し合いながらまちづくりを進める住民参加のしくみを構築し、連携の強化を図ります。

■協働で進めるまちづくりのイメージ



1) 町民の取り組み

- ・まちづくりの主役である町民は、各種まちづくり計画への参加ができる限り行うとともに、自治会やボランティア活動等の地域活動への参加をはじめ、身近な公園の管理や景観づくりなど、まちづくり活動へ積極的、自主的に参加することが重要です。

2) 事業者の取り組み

- ・事業者は、専門知識や技術、人材などを活用し、まちの活性化や環境保全につながる事業活動、地域活動を行い、まちづくりに積極的に協力し貢献していくことが重要です。

- 1 · 事業者の専門的な技術や情報、資本など、民間活力を活かし、効率的な都市づくりに向け
2 た連携を図ることが重要です。

3) 行政の取り組み

- 4 · まちづくり計画を協働で進めるために、計画づくりから多様な主体が参画できる仕組みを
5 整えます。
6 · 町民や事業者の主体的な取り組みに対して、技術的な支援やまちづくり活動を担う人材育
7 成を進めます。
8 · まちづくりへの意識向上を目指し、課題や事業の進捗状況など、様々な情報提供を積極的
9 に行います。また、町民や事業者のまちづくり活動への理解を深めるため、懇談会やシン
10 ポジウムなどを開催します。
11 · 総合的、一体的なまちづくりを進めるため、関係機関や関係部署相互との連携や調整を図
12 り、円滑な計画の推進に努めます。
13 · 協働によるまちづくりの実現のため、地域のコミュニティの特性に即して、自助・共助の
14 仕組みを踏まえたボトムアップ型のまちづくりに努めます。

(2) 都市づくりに関連する各種計画との連携と都市計画制度等への適用

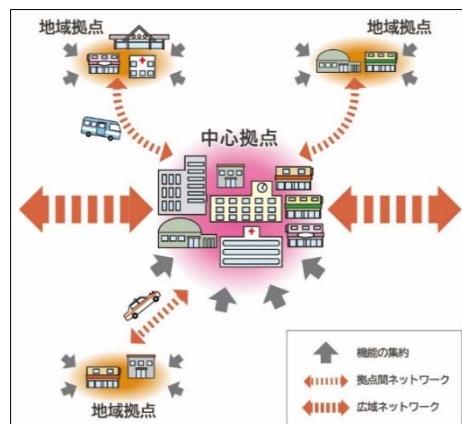
1) 各種計画との連携

18 本町の都市づくりに関連する計画として、本計画のほか、農業振興地域整備計画、景観計画、地域防災計画、
19 地域福祉計画など多くの計画があり、これら各種計画との整合、連携を図ります。また、近年都市づくりにおいて重要性が高まっているコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、県や周辺市町村の動向も見据えつつ、地域公共交通計画、立地適正化計画の策定に向けた検討を行います。

20 さらに、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、自動車交通から公共交通への転換を進め、ウォーカブルなまちづくり*によって、まちなかにぎわいを創出することが求められています。

21 このため、国では「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）（令和2年9月7日施行）」により、市町村まちづくりが、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができることとしました。

22 それに基づき、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり（ウォーカブルなまちなかの形成）を促進していることから、本町においても、国の「まちなかウォーカブル推進プログラム」と連携したまちづくりの検討を進めます。



コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ
出典：那覇広域都市計画区域マスターplan
(変更案) R4.7



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
のキーワード
出典：「まちなかウォーカブル推進プログラム」
(令和6年5月、国土交通省)

注*) 「ウォーカブルなまちづくり」とは、人々が歩きやすい環境を整えることに焦点を当てた都市形成の一環です。このアプローチは、健康促進、交通渋滞の緩和、環境保護、そしてコミュニティのつながりを強化することを目指しています。

2) 都市計画制度等への適用

将来都市像を目指し、本計画に即したまちづくりを進めていくため、計画の実効性や事業の重要度などを総合的に勘案し、区域区分や用途地域、都市施設、市街地開発事業等、都市計画制度を適切に適用します。

また、良好な住環境の形成や市街地における貴重な緑の保全や管理を進めていくため、地区計画や建築協定、景観育成住民協定、緑地協定等を積極的に活用し、町民の主体的な取り組みを支援します。

(3) 広域連携や関係機関との連携体制の強化

本町が含まれる那覇広域都市計画区域は5市4町2村により構成されており、都市計画区域として一体の都市づくりを進めるため、関係市町村や沖縄県との連携を図ります。

また、西原町と与那原町との共同区域における大型MICE施設の建設計画や浦添市まで延長された沖縄都市モノレールと「てだこ浦西駅」の開業など隣接市町村の拠点形成との関わりが深いものがみられ、隣接市町村との役割を整理したうえで、連携やすみわけのあり方の検討に取り組みます。

本町において、新ごみ処理施設候補地として決定したことから、南部広域行政組合との連携により整備を推進します。

その他、国道や県道など広域幹線道路、導入が期待されている新公共交通システムなど、広域的な施設整備は、本町の都市づくりに密接に関連することから、国・県等の関係機関との連携を密にし、実現に向けた取組を促進します。

また、国は、地方創生を進める一視点として「産学官金労言士*」を挙げ産学官に加え、金融界、労働界、言論界（マスコミ）、「土業」を加えた地域の総合的連携の重要性を掲げており、地方創生は、地域活力の引き出し、持続可能な社会を実現するための国策であることから、本町においては、地方創生を加速させるため、地域のニーズに応じた施策を推進し、地域活性化に向け取り組みます。

(4) 社会の変化に対応した取組

1) 官民連携の推進

厳しい財政状況を踏まえ、これまで行政が担ってきた施設の整備、維持管理について民間活力の導入が期待されており、指定管理制度や民間活力・官民連携（PPP/PFI）など多様な整備・維持管理手法を導入し、都市づくりにおける官民連携を推進します。

2) 新たな技術や情報によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

G I S（地理情報システム）データ、ビッグデータなど都市に関わるデータについて、都市づくりの計画策定や各種活動に活用し、府内業務の効率化を図るほか、町民や事業者がこれらのデータを収集し、これに基づいて地域の課題発見や、問題解決策を考えることのできる環境整備を検討します。また、これらの新たな技術や情報を活用し、自動運転等の次世代都市交通サービス提供や、気象情報と人流データを組み合わせたリアルタイムな防災対策など、都市づくりにおけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組を推進します。

注*) 「産学官金労言士」とは：国は、地方創生を進める一視点として「産学官金労言士」を挙げている。産は産業界、学は大学等の学界、官は行政を意味する。「産学官」は以前から使われていた。産学官に加え、地方創生が始まり、金という金融界、労は労働界、言は言論界（マスコミ）が追加された。さらに、近年は「士」が加わった。士とは弁護士や公認会計士、中小企業診断士などの「士業」を指している。

2. 重点的に整備を進めるべき地区・プロジェクト

将来都市像を実現するためには、「都市づくりに関連する各種計画との連携と都市計画制度等への適用」「広域連携や関係機関との連携体制の強化」「社会の変化に対応した取組」を行うとともに、各種整備手法により効果的かつ効率的な都市整備を図る必要があります。この観点から、まちづくりの目標に即して、重点的に整備を進めるべき地区及び施設を定め、これらの整備を先行的に推進していきます。

(1) 都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり

1) 都市機能配置

- あるべき都市機能配置において、立地適正化計画策定検討の推進

2) 中心核の整備

- 商業系用途地域指定や地区計画等により土地有効利用を推進
- 旧店舗跡地への商業施設誘致の促進
- 土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）の今後の土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進

3) サブ核の整備

- 沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺への中高層住居系用途地域指定等による土地有効利用の推進
- 土地利用検討地区（徳佐田地区・幸地地区）の今後の土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進
- 中高層住宅の立地誘導

4) 交流拠点の整備

- 大型MICE施設周辺の土地有効利用の実現及び観光商業・宿泊施設等の立地誘導
- 観光商業・宿泊施設用地の土地利用検討地区における土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進

5) 文教エリアの琉球大学医学部・病院移転跡地の活用

- 琉球大学医学部・病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地に向けての取組の促進

6) 産業エリアへの工場立地の誘導

- 土地利用計画に基づき、良好な環境を有する都市生産基盤を形成するため、需要に応じた市街化区域への編入、用途地域や地区計画の指定等を検討
- 住居系と工業系との土地利用の隣接・混在抑制を念頭に置いた、適正な市街地拡大範囲の検討
- 国道329号西原バイパス事業の伴う移転先確保のための工業地拡充の取組の推進

1 (2) 移動しやすく利便性の高いまちづくり

2 1) 公共交通整備

- 3 ・あるべき公共交通において、地域公共交通計画策定の推進

4 2) シンボルロードの整備

- 5 ・文教エリア、中心核、マリンタウンエリアを結ぶシンボルロードの整備推進

6 3) 無電柱化の整備

- 7 ・災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「西原町無電柱化
8 推進計画（2025（令和7）年5月策定）」に基づき無電柱化の推進

9 (3) 安全・安心、快適で住み易いまちづくり

10 1) 面的整備事業

- 11 ・中心核、サブ核及び交流拠点における土地区画整理事業等の検討

12 2) 住環境整備

- 13 ・立地適正化計画策定における「居住誘導地域」の設定（災害危険地域における居住禁止措置
14 の設定）の検討
15 ・工場等の移転・集約による住宅地としての土地利用の純化の推進

16 3) 治水・浸水対策

- 17 ・河川（洪水）については、水害リスク情報整備推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハ
18 ザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく河川事業の促進
19 ・下水道（雨水出水）については、内水浸水リスクマネジメント推進事業による「浸水想定区
20 域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく避難行動に資する情報・基
21 盤の整備、雨水管理総合計画の策定・整備の推進

22 4) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化

- 23 ・住宅などの建築物に対して、耐震診断や耐震改修工事など、耐震化の支援（国・地方公共團
24 体）の推進
25 ・ブロック塀倒壊の恐れがある箇所においては、人的被害及び避難者や緊急車両の通行に支障
26 も生じる可能性があることから、ブロック塀倒壊対策の啓発の推進

27 (4) 環境に優しくうるおいあるまちづくり

28 1) 小波津川の親水空間創出

- 29 ・小波津川水系河川整備とあわせた親水空間の創出

30 2) 広域対応の新ごみ処理施設の整備

- 31 ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八
32 重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸
33 地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携に
34 より整備を推進

35

36

3. 進行管理と計画の見直し

(1) 適切な進行管理

本計画の実現に向けて、地域の実情や緊急性などを踏まえて、重点施策や優先度の検討を行う必要があります。このことから、事業の進捗状況等を関係部署相互で共有するとともに、西原町まちづくり指針や実行計画と相互に調整し、適切な進行管理を行います。

(2) 計画の柔軟な見直し

本計画は、20年間という長期的な視点に基づく計画であり、策定後の社会経済情勢、まちづくりの進捗状況の変化も予想されます。したがって、上位計画である那覇広域都市計画区域マスタープランや西原町まちづくり指針、国土利用計画の見直しとの整合を図りながら、状況の変化に応じて、住民参加のもと必要な見直しを行うこととします。